

5. 財務関係

(3) 住民監査請求及び住民訴訟に関する調 (平成26年4月1日 から 平成28年3月31日 まで)

① 都道府県分

ア 住民監査請求の件数 (総括表)

(単位：件)

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	住民監査請求の件数					うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
北海道	H26.4.1～H27.3.31	1						1		
	H27.4.1～H28.3.31									
	計	1	0	0	0	0	0	1	0	0
青森県	H26.4.1～H27.3.31	1						1		
	H27.4.1～H28.3.31	1						1		
	計	2	0	0	0	0	0	2	0	0
岩手県	H26.4.1～H27.3.31									
	H27.4.1～H28.3.31	4		4				4		
	計	4	0	4	0	0	4	0	0	0
宮城県	H26.4.1～H27.3.31	5		2				3		
	H27.4.1～H28.3.31	1							1	
	計	6	0	2	0	0	2	3	1	0
秋田県	H26.4.1～H27.3.31									
	H27.4.1～H28.3.31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	H26.4.1～H27.3.31									
	H27.4.1～H28.3.31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	H26.4.1～H27.3.31									
	H27.4.1～H28.3.31	1		1	1					
	計	1	0	1	1	0	0	0	0	0
茨城県	H26.4.1～H27.3.31	2		1	1			1		
	H27.4.1～H28.3.31	3		2			2	1		
	計	5	0	3	1	0	2	2	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数						うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
栃木県	H26.4.1～H27.3.31	1							1	
	H27.4.1～H28.3.31	4		1		1		2	1	
	計	5	0	1	0	1	0	2	2	0
群馬県	H26.4.1～H27.3.31	2						2		
	H27.4.1～H28.3.31	9		8	7		1	1		
	計	11	0	8	7	0	1	3	0	0
埼玉県	H26.4.1～H27.3.31	3						3		
	H27.4.1～H28.3.31	1		1		1				
	計	4	0	1	0	1	0	3	0	0
千葉県	H26.4.1～H27.3.31	5	1	3			3	1		
	H27.4.1～H28.3.31	3		3	1		2			
	計	8	1	6	1	0	5	1	0	0
東京都	H26.4.1～H27.3.31	12		11	1	3	7	1		
	H27.4.1～H28.3.31	15		15	2	6	7			
	計	27	0	26	3	9	14	1	0	0
神奈川県	H26.4.1～H27.3.31	9	1	1			1	7		
	H27.4.1～H28.3.31	13		3	1	2		10		
	計	22	1	4	1	2	1	17	0	0
新潟県	H26.4.1～H27.3.31	4		4		3	1			
	H27.4.1～H28.3.31	13		9		1	8	4		
	計	17	0	13	0	4	9	4	0	0
富山県	H26.4.1～H27.3.31									
	H27.4.1～H28.3.31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	H26.4.1～H27.3.31	1						1		
	H27.4.1～H28.3.31	3						3		
	計	4	0	0	0	0	0	4	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数					うち期間途 過によるもの	うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの	うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数								
福井県	H26.4.1～H27.3.31											
	H27.4.1～H28.3.31	1							1			
	計	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
山梨県	H26.4.1～H27.3.31											
	H27.4.1～H28.3.31											
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	H26.4.1～H27.3.31	7			5		1	4	2			
	H27.4.1～H28.3.31	12			11	1	1	9		1		
	計	19	0		16	1	2	13	2	1		0
岐阜県	H26.4.1～H27.3.31											
	H27.4.1～H28.3.31	1			1			1				
	計	1	0		1	0	0	1	0	0		0
静岡県	H26.4.1～H27.3.31	1							1			
	H27.4.1～H28.3.31	1							1			
	計	2	0		0	0	0	0	2	0		0
愛知県	H26.4.1～H27.3.31	3			1		1		2			
	H27.4.1～H28.3.31	4							3	1		
	計	7	0		1	0	1	0	5	1		0
三重県	H26.4.1～H27.3.31	6	2		2			2	2			
	H27.4.1～H28.3.31	3			1		1		2			
	計	9	2		3	0	1	2	4	0		0
滋賀県	H26.4.1～H27.3.31	57			54		32	22	3			
	H27.4.1～H28.3.31	10			9		4	5	1			
	計	67	0		63	0	36	27	4	0		0
京都府	H26.4.1～H27.3.31	2							2			
	H27.4.1～H28.3.31	1							1			
	計	3	0		0	0	0	0	3	0		0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数						うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
大阪府	H26.4.1～H27.3.31	5		3			2	1	2	
	H27.4.1～H28.3.31	5		2	1		1		3	
	計	10	0	5	1		3	1	5	0
兵庫県	H26.4.1～H27.3.31	9		3				3	6	
	H27.4.1～H28.3.31	1		1				1		
	計	10	0	4	0		0	4	6	0
奈良県	H26.4.1～H27.3.31	2							2	
	H27.4.1～H28.3.31	3		2	1		1		1	
	計	5	0	2	1		1	0	3	0
和歌山県	H26.4.1～H27.3.31	1	1							
	H27.4.1～H28.3.31	2							2	
	計	3	1	0	0		0	0	2	0
鳥取県	H26.4.1～H27.3.31	2		2				2		
	H27.4.1～H28.3.31	1							1	
	計	3	0	2	0		0	2	1	0
島根県	H26.4.1～H27.3.31	1		1			1			
	H27.4.1～H28.3.31									
	計	1	0	1	0		1	0	0	0
岡山県	H26.4.1～H27.3.31	2		1				1	1	
	H27.4.1～H28.3.31	1							1	
	計	3	0	1	0		0	1	2	0
広島県	H26.4.1～H27.3.31	1		1				1		
	H27.4.1～H28.3.31	1		1			1			
	計	2	0	2	0		1	1	0	0
山口県	H26.4.1～H27.3.31	5		3				3	2	
	H27.4.1～H28.3.31	21							21	
	計	26	0	3	0		0	3	23	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数						うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
徳島県	H26.4.1～H27.3.31	10	1	4	1	1	2	5		
	H27.4.1～H28.3.31	7	3	1		1		3		
	計	17	4	5	1	2	2	8	0	0
香川県	H26.4.1～H27.3.31	5		4			4	1		
	H27.4.1～H28.3.31	2						2		
	計	7	0	4	0	0	4	3	0	0
愛媛県	H26.4.1～H27.3.31	2						2		
	H27.4.1～H28.3.31	2						2		
	計	4	0	0	0	0	0	4	0	0
高知県	H26.4.1～H27.3.31	2		2			2			
	H27.4.1～H28.3.31									
	計	2	0	2	0	0	2	0	0	0
福岡県	H26.4.1～H27.3.31	2		1			1	1		
	H27.4.1～H28.3.31	2						2		
	計	4	0	1	0	0	1	3	0	0
佐賀県	H26.4.1～H27.3.31	1		1	1					
	H27.4.1～H28.3.31	2		2		1	1			
	計	3	0	3	1	1	1	0	0	0
長崎県	H26.4.1～H27.3.31	2		1		1			1	
	H27.4.1～H28.3.31	1						1		
	計	3	0	1	0	1	0	1	1	0
熊本県	H26.4.1～H27.3.31									
	H27.4.1～H28.3.31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	H26.4.1～H27.3.31									
	H27.4.1～H28.3.31	4		2		1	1	2		
	計	4	0	2	0	1	1	2	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数						うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
宮崎県	H26.4.1～H27.3.31	1		1		1				
	H27.4.1～H28.3.31									
	計	1	0	1	0	1	0	0	0	0
鹿児島県	H26.4.1～H27.3.31									
	H27.4.1～H28.3.31	1		1			1			
	計	1	0	1	0	0	1	0	0	0
沖縄県	H26.4.1～H27.3.31	2		2		2				
	H27.4.1～H28.3.31	4		4		2	2			
	計	6	0	6	0	4	2	0	0	0
合計	H26.4.1～H27.3.31	177	6	114	4	48	62	55	2	0
	H27.4.1～H28.3.31	164	3	85	15	25	45	72	4	0
	計	341	9	199	19	73	107	127	6	0

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	① 知事 ② 北海道議会の会派及び議員に交付した政務調査費のうち調査委託費の支出が違法又は不当 ③ 違法又は不当な支出額の返還及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等	H26.11.12	1	H26.12.2 口頭陳述	① H27.1.9 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出とは認められない	無
小計	1件					有 0件 無 1件
青森県	① 知事 ② 違法・不当な支出 ③ 議員に交付した政務調査費の返還措置の勧告	H26.6.27	1	H26.8.4 口頭及び書面	① H26.9.2 ② 棄却 ③ 違法・不当とする理由は認められない	有
青森県	① 知事 ② 違法・不当な支出 ③ 議員の海外派遣に係る公金の返還措置の勧告	H28.2.22	1	H28.3.15 口頭及び書面	① H28.4.18 ② 棄却 ③ 違法・不当とする理由は認められない	有
計	2件					有 2件 無 0件
岩手県	① 知事 ② がれきの広域処理に関する公金の支出は違法 災害廃棄物の推計量の算出や広域化必要量の計画に誤りがあること、また、その誤った数量算出や計画を基に広域処理を行ったことは、違法な公金の支出にあたることから、損害賠償を求める。 ③	H27.4.10	11		① H27.5.25 ② 却下 財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認められず、かつ、県に損害や損失が発生するおそれがあるとも認められない。	無
岩手県	① 知事 ② がれきの広域処理に関する公金の支出は違法 災害廃棄物の推計量の算出や広域化必要量の計画に誤りがあること、また、その誤った数量算出や計画を基に広域処理を行ったことは、違法な公金の支出にあたることから、損害賠償を求める。 ③ 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める。	H27.8.17	4		① H27.10.5 ② 却下 財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認められず、かつ、県に損害や損失が発生するおそれがあるとも認められない。	無
岩手県	① 知事 ② がれきの広域処理に関する公金の支出は違法 災害廃棄物の推計量の算出や広域化必要量の計画に誤りがあること、また、その誤った数量算出や計画を基に広域処理を行ったことは、違法な公金の支出にあたることから、損害賠償を求める。 ③ 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を求める。	H27.12.11	2		① H28.2.3 ② 却下 財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認められず、かつ、県に損害や損失が発生するおそれがあるとも認められない。	無
岩手県	① 知事 ② 八幡平市における衆議院議員総選挙に係る公金の支出の返還請求 岩手県選挙管理委員会が管理している衆議院議員総選挙でのコミュニティバス利用者に係るバス運賃とその無料券の印刷費用及び臨時バスの運行費用に対する公金の支出は、岩手県選挙管理委員会が決定したもので理由がないことから、当該公金の支出について、八幡平市選挙管理委員会が岩手県選挙管理委員会に返還することを県は請求せよとの決定を求める。 ③	H28.1.12	1		① H28.2.23 ② 却下 財務会計上の違法、不当な事由が個別的、具体的に摘示されているものとは認められず、かつ、県に損害や損失が発生するおそれがあるとも認められない。	無
計	4件					有 0件 無 4件
宮城県	① 知事 ② 警察官5名が誤った保護措置をとったとして、県が多額の損害賠償金等を支払ったもの。 ③ 警察官による保護措置が重過失であることから、国家賠償法第1条第2項に基づき求償権を行使すべきである。	H26.4.14	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H26.6.23 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実はない。	有
宮城県	① 知事 ② 県議会議員の海外視察が、経費に見合った効果が見込めない場合で、地方自治法第100条第13項に違反するもの。 ③ 議員の派遣に対し、一切の公金を支出してはならないとの措置を求める。	H26.4.22	1		① H26.6.18 ② 却下 ③ 既に支出してしまっているもので、請求に理由がない。	無
宮城県	① 知事 ② 県議会議員の海外視察が、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があり、公金の支出は違法・不当であるもの。 ③ 参加した議員からの返還など必要な措置を求める。	H26.8.20	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H26.10.16 ② 棄却 ③ 海外視察に係る公金支出については違法又は不当とは認められない。	有
宮城県	① 知事 ② 県議会議員の海外視察が、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があり、公金の支出は違法・不当であるもの。 ③ 参加した議員からの返還など必要な措置を求める。	H26.11.28	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H27.1.26 ② 棄却 ③ 海外視察に係る公金支出については違法又は不当とは認められない。	有
宮城県	① 知事 ② 美田園高等学校教育振興会は公序良俗に反する団体で、その団体との委託契約は違法であるもの。 ③ 給与を支給したことは不当な公金の支出にあたり、必要な措置をとることを求める。	H27.3.11	1		① H27.4.15 ② 却下 ③ 違法性及び不当性について個別的かつ具体的に摘示されているものと認められない。	無
宮城県	① 知事 ② 県議会議員の政務活動費において不正支出があるもの。 ③ 県の被った損害を補填するため措置をとるよう勧告を求める。	H28.2.8	1	H28.2.23 口頭陳述	① H28.4.8 ② 勧告 ③ 政務活動費の支出は違法とまでは言えないと判断したが、一部返還を求めるよう知事に勧告した。	有
計	6件					有 4件 無 2件
福島県	① 知事 ② 貸付金返還請求金額の不足 ③ 貸付金返還請求不足額の相手方への請求	H27.4.14 (H27.4.13)	1		① H27.5.29 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第2項で定めた要件（原因発生行為から1年以上の経過）を欠くもの	無
計	1件					有 0件 無 1件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
茨城県	① 知事 ② 不適法な補助金交付要項に基づく支出 ③ 補助金の返還請求	H26. 7. 11	1		① H26. 8. 22 ② 却下 ③ 期間経過	無
茨城県	① 知事 ② 政務活動費としての妥当性を欠く支出 ③ 妥当性を欠く支出の返還請求	H26. 12. 24	4	H27. 1. 22 口頭陳述	① H27. 3. 5 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出でない	有
茨城県	① 知事 ② 県議会議員選挙の公費負担に係る業者の不当請求 ③ 不当請求に係る額の返還請求	H27. 9. 11	1	H27. 10. 6 口頭陳述 (請求人辞退のため未実施)	① H27. 11. 10 ② 棄却 ③ 不当請求でない	有
茨城県	① - ② 補助金等交付規則に違反した補助金の交付 ③ 補助金の返還請求	H27. 9. 28	1		① H27. 11. 16 ② 却下 ③ 茨城県職員の「違法又は不当な行為」についての記載なし	無
茨城県	① 知事 ② 違法な補助金の支出 ③ 補助金の返還請求	H28. 1. 27	3		① H28. 3. 9 ② 却下 ③ 違法性・不当性を証する事実の摘示なし	無
計		5件				有 2件 無 3件
栃木県	① 知事 ② 公金の支出(政務調査費) ③ 違法・不当な支出を返還させるための必要な措置	H26. 6. 4	1	請求人が希望せず	① H26. 7. 24 ② 一部勧告、一部棄却 ③ 一部理由があると認め必要な措置を勧告(その余は違法・不当な支出は認められない)	有
栃木県	① 知事 ② 公金の支出(政務調査費) ③ 違法な支出による損害を補填するための必要な措置	(H27. 5. 8)	2		① H27. 5. 25 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為ではなく要件を具備していない	無
栃木県	① 知事 ② 公金の支出(政務活動費) ③ 違法・不当な支出を返還させるための必要な措置	H27. 6. 2	1	H27. 7. 1 口頭陳述	① H27. 7. 23 ② 一部勧告、一部棄却 ③ 一部理由があると認め必要な措置を勧告(その余は違法・不当な支出は認められない)	有
栃木県	① 知事 ② 公金の支出(職員の給与、事務費) ③ 違法な支出による損害を補填するための必要な措置及び今後の同様な違法行為の再発を防止するための是正措置	H28. 1. 8	1	請求人が希望せず	① H28. 2. 18 ② 棄却 ③ 違法とする理由は認められない	有
栃木県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(損害賠償請求権) ③ 土地売買契約に基づく引渡しの履行遅滞期間に係る地代相当額の請求	H28. 3. 4	1	H28. 3. 15 口頭陳述	① H28. 4. 21 ② 棄却 ③ 県は損害賠償請求権を有しておらず、当該請求権の不行使を理由とした財産の管理を怠る事実もない	無
計		5件				有 3件 無 2件
群馬県	① 知事 ② 廃川敷地に係る違法又は不当な契約の締結等 ③ 群馬県が被った損害の補填、廃川敷地賃貸借契約の無効確認、契約内容の是正、既往使用料の徴収	H26. 10. 29	1	H26. 11. 6 口頭陳述 (請求人欠席)	① H26. 12. 12 ② 一部却下、一部棄却 ③ 本件賃貸借契約の締結に違法性・不当性は認められない。	無
群馬県	① 知事 ② 不必要な舗装工事の施工による不当な公金の支出 ③ 知事及び本件舗装工事の施工による公金の支出に関係した職員に対する損害賠償請求	H27. 2. 12	2	H27. 2. 18 口頭陳述	① H27. 3. 30 ② 棄却 ③ 本件舗装工事の施工による公金の支出に違法性・不当性は認められない。	有
群馬県	① 知事 ② 職務専念義務違反行為を行った職員に対する不当な公金の支出 ③ 職務専念義務違反行為を行った職員に対する当該違反行為を行った時間分に相当する給料の返還請求	H27. 4. 17	2	H27. 4. 22 口頭陳述	① H27. 5. 28 ② 却下 ③ 本件職員から給料相当額を上回る金額の返還があり、既に損害が補填された。	無
群馬県	① 知事 ② 地方公務員災害補償基金に対する違法又は不当な公金の支出又は債務の負担 ③ 監査委員による平成15年度以降の決算の再審査、議会への議案提起	(H27. 5. 29)	1		① H27. 7. 7 ② 却下(不受理) ③ 監査請求期間を徒過しており、正当な理由も認められない。	無
群馬県	① 知事 ② 地方公務員災害補償基金に対する違法又は不当な公金の支出又は債務の負担 ③ 監査委員による平成16年度以降の決算の再審査、議会への議案提起	(H27. 7. 9)	1		① H27. 7. 30 ② 却下(不受理) ③ 監査請求期間を徒過しており、正当な理由も認められない。	無
群馬県	① 知事 ② 地方公務員災害補償基金に対する違法又は不当な公金の支出又は債務の負担 ③ 監査委員による平成16年度以降の決算の再審査、議会への議案提起	(H27. 10. 6)	1		① H27. 10. 28 ② 却下(不受理) ③ 監査請求期間を徒過しており、正当な理由も認められない。	無
群馬県	① 知事 ② 地方公務員災害補償基金に対する違法又は不当な公金の支出又は債務の負担 ③ 監査委員による平成16年度以降の決算の再審査、議会への議案提起	(H27. 10. 15)	1		① H27. 11. 20 ② 却下(不受理) ③ 監査請求期間を徒過しており、正当な理由も認められない。	無
群馬県	① 知事 ② 地方公務員災害補償基金に対する違法又は不当な公金の支出又は債務の負担 ③ 監査委員による平成15年度以降の決算の再審査、議会への議案提起	(H27. 12. 18)	1		① H27. 12. 18 ② 却下(不受理) ③ 監査請求期間を徒過しており、正当な理由も認められない。	無
群馬県	① 知事 ② 地方公務員災害補償基金に対する違法又は不当な公金の支出又は債務の負担 ③ 監査委員による平成15年度以降の決算の再審査、議会への議案提起	(H28. 1. 21)	1		① H28. 2. 18 ② 却下(不受理) ③ 監査請求期間を徒過しており、正当な理由も認められない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
群馬県	① 知事 ② 特定の県議会議員に対する違法又は不当な公金（政務活動費）の支出 ③ 当該県議会議員に対して交付した政務活動費のうち、不適正請求分に相当する金額の返還請求	H28. 2. 26	2	H28. 3. 2 口頭陳述 (請求人辞退)	① H28. 4. 7 ② 棄却 ③ 本件議員の政務調査活動に違法性・不当性は認められない。	無
群馬県	① 知事 ② 地方公務員災害補償基金に対する違法又は不当な公金の支出又は債務の負担 ③ 監査委員による平成15年度以降の決算の再審査、議会への議案提起	(H28. 2. 22)	1		① H28. 4. 18 ② 却下（不受理） ③ 監査請求期間を徒過しており、正当な理由も認められない。	無
計	11件					有 1 件 無 10 件
埼玉県	① 知事 ② 県政調査費及び政務活動費の支出 ③ 違法・不当に支出した県政調査費及び政務活動費の返還	H27. 1. 26	6	H27. 2. 16 請求人及び議会事務局の陳述	① H27. 3. 24 ② 棄却（一部却下） ③ 請求期間渡過（却下）、主張には理由がない（棄却）	有
埼玉県	① 知事 ② 県政調査費及び政務活動費の支出 ③ 違法・不当に支出した県政調査費及び政務活動費の返還	H27. 3. 5	1	H27. 3. 26 請求人及び議会事務局の陳述	① H27. 4. 24 ② 棄却（一部却下） ③ 請求期間渡過（却下）、主張には理由がない（棄却）	無
埼玉県	① 知事 ② 県政調査費及び政務活動費の支出 ③ 違法に支出した県政調査費及び政務活動費の返還	H27. 3. 6	3	H27. 3. 27 請求人及び議会事務局の陳述	① H27. 4. 24 ② 棄却（一部却下） ③ 請求期間渡過（却下）、主張には理由がない（棄却）	有
埼玉県	① 知事 ② 県道における車止めの設置 ③ 県道に設置された車止めの撤去	H27. 6. 29	1		① H27. 7. 16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為（財産の管理）に該当しない	無
計	4件					有 2 件 無 2 件
千葉県	① 知事及び監査委員 ② ア) 知事の公金の支出（学校法人に対する違法な補助金支出） イ) 監査委員の違法な判断（却下決定） ③ 必要な措置請求	H26. 4. 23	2		① H26. 5. 14 ② 却下 ア) 同一行為を対象とする請求 イ) 当該行為が相当な確実さをもって予測されない ウ) 監査委員の除斥により監査不能	無
千葉県	① 知事 ② 公金の支出（学校法人に対する違法な補助金支出） ③ 補助金の返還請求	H27. 1. 7	1		① H27. 2. 4 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない	無
千葉県	① 知事 ② 公金の支出（違法な国民健康保険保険基盤安定負担金の支出） ③ 知事による損害賠償	H27. 2. 25	1		① H27. 3. 25 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない	無
千葉県	① 知事 ② 公金の支出（学校法人に対する違法な補助金支出） ③ 必要な措置	H27. 2. 25	2	H27. 3. 13 口頭による陳述	① H27. 4. 24 ② 一部棄却、一部却下 ア) 知事の裁量権の範囲内であり、不合理なものとは言えない（棄却） イ) 当該行為が相当な確実さをもって予測されない（却下） ウ) 違法性又は不当性の具体的摘示がない（却下）	有
千葉県	① 知事 ② 公金の支出（学校法人に対する違法な補助金支出） ③ 補助金の返還請求	H27. 3. 27	1		① H27. 4. 6 ② 取下げ ③	無
千葉県	① 知事 ② 公金の支出（バス事業者への違法な補助金支出） ③ 必要な措置	H27. 4. 16	1		① H27. 6. 3 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない	無
千葉県	① 知事、病院局長他職員 ② 公金の支出（県立病院における手術後死亡事例検証等に関する違法な支出） ③ 知事らによる損害賠償	H27. 10. 19	1		① H27. 11. 25 ② 却下 ア) 当該行為が相当な確実さをもって予測されない イ) 個別的具体的な行為の摘示がない ウ) 期間途過 エ) 違法性又は不当性の具体的摘示がない	有
千葉県	① 知事 ② 契約の締結（土地の違法な借用料） ③ 団体への損害賠償請求	H28. 3. 9	1		① H28. 4. 15 ② 却下 ③ 違法性又は不当性の具体的摘示がない	無
計	8件					有 2 件 無 6 件
東京都	① 知事 ② 賦課を怠る ③ 損失の補てん	H26. 4. 28	1		① H26. 6. 5 ② 却下 ③ 違法性・不当性なし	無
東京都	① 知事 ② 所有地の管理を怠る ③ 所有地の適正な管理	H26. 5. 2	1		① H26. 6. 5 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
東京都	① 知事 ② 請負契約が違法・不当 ③ 契約締結の差止め	H26. 5. 27	1		① H26. 6. 26 ② 却下 ③ 違法性・不当性なし	有
東京都	① 教育委員会 ② 委託料の支出等が違法・不当 ③ 支払事務の是正	H26. 7. 4	1		① H26. 7. 31 ② 却下 ③ 損害の発生なし	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	① 知事 ② 補助金の支出が違法・不当 ③ 補助金の返還	H26. 7. 25	1	26. 9. 4 口頭陳述	① H26. 9. 18 ② 棄却 ③ 既に返還命令が行われているため、違法性・不当性なし	無
東京都	① 教育委員会 ② 公金の支出が違法・不当 ③ 支出額の返還	H26. 7. 25	59		① H26. 9. 3 ② 却下 ③ 違法性・不当性なし	無
東京都	① 知事 ② 還付加算金の計算方法が違法・不当 ③ 計算方法の是正	H26. 9. 1	1		① H26. 10. 16 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
東京都	① 知事 ② 所有地の管理を怠る ③ 損害額の請求	H26. 11. 17	1		① H26. 12. 11 ② 却下 ③ 違法性・不当性なし	無
東京都	① 知事 ② 補助金の支出等が違法・不当 ③ 補助金の返還	H26. 12. 10	1		① H27. 1. 15 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
東京都	① 知事 ② 所有地の管理を怠る ③ 損害額の請求	H27. 1. 5	1		① H27. 1. 29 ② 却下 ③ 損害の発生なし	有
東京都	① 知事 ② 公金の支出が違法・不当 ③ 支出額の返還	H27. 2. 27	1		① H27. 3. 19 ② 却下 ③ 違法性・不当性なし	有
東京都	① 知事 ② 補助金の支出が違法・不当 ③ 補助金の返還	H27. 3. 12	1		① H27. 4. 22 ② 却下 ③ 期間渡過	無
東京都	① 知事 ② 補助金の支出等が違法・不当 ③ 補助金の返還	H27. 4. 24	1		① H27. 5. 20 ② 却下 ③ 違法性・不当性なし	無
東京都	① 知事 ② 旅費の支出等が違法・不当 ③ 支出額の返還	H27. 4. 28	1		① H27. 6. 3 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	有
東京都	① 知事 ② 賦課を怠る ③ 遡及して賦課すること	H27. 4. 28	1		① H27. 6. 3 ② 却下 ③ 違法性・不当性なし	無
東京都	① 知事 ② 懲戒処分を行っていないことが違法・不当 ③ 懲戒処分すること	H27. 7. 2	1		① H27. 8. 5 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
東京都	① 知事 ② 収支決算報告書の非公表等が違法・不当 ③ 収支報告書等の公表	H27. 7. 14	1		① H27. 8. 5 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出が違法・不当 ③ 支出の差止め	H27. 7. 15	1		① H27. 8. 5 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
東京都	① 知事 ② 部署間の連携が図られていないことが違法・不当 ③ 損害の補てん	H27. 8. 7	1		① H27. 8. 31 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
東京都	① 知事 ② 埋立地の取得、土地の処分が違法・不当 ③ 土地売却の中止	H27. 10. 5	2		① H27. 11. 9 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
東京都	① 知事 ② 補助金の支出が違法・不当 ③ 補助金の支出停止	H27. 10. 19	1		① H27. 11. 26 ② 却下 ③ 違法性・不当性なし	無
東京都	① 知事 ② 給与の支出が違法・不当 ③ 給与の返還	H27. 12. 8	1		① H28. 1. 18 ② 却下 ③ 係争中のため	有
東京都	① 教育委員会 ② 支出額が違法・不当 ③ 支出額の返還	H27. 1. 14	87		① H28. 2. 10 ② 却下 ③ 期間渡過	無
東京都	① 教育委員会 ② 支出額が違法・不当 ③ 支出額の返還	H28. 2. 3	43		① H28. 2. 25 ② 却下 ③ 期間渡過	無
東京都	① 知事 ② 旅費の支出が違法・不当 ③ 支出額の返還	H28. 2. 9	1		① H28. 2. 25 ② 却下 ③ 係争中のため	無
東京都	① 知事 ② 委託契約の履行が違法・不当 ③ 支出額の返還	H28. 3. 15	1		① H28. 4. 8 ② 却下 ③ 違法性・不当性なし	無
東京都	① 知事 ② 政務活動費の返還請求を怠る ③ 支出額の返還	H28. 3. 18	1		① H28. 4. 14 ② 却下 ③ 違法性・不当性なし	無
計		27件				有 5 件 無 22 件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（県議会議員との会合に係る議長交際費の不当な支出） ③ 県職員に対する支出済額の返還請求	H26. 5. 14	1	請求人が希望しなかったため、未実施	① H26. 7. 11 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当性はない。	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（重大な過失による延滞税及び不納付加算税の支出） ③ 支出の差し止め及び県職員及び知事に対する支出済額の損害賠償請求	H26. 9. 11	1	H26. 10. 1 口頭陳述	① H26. 11. 7 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はなく、故意又は重大な過失は認められない。	有
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（過大な積算等による工事代に係る損害賠償の未請求） ③ 施工業者及び県に対する損害賠償請求	H26. 10. 2	1	H26. 11. 5 口頭陳述	① H26. 11. 28 ② 棄却 ③ 積算等に不適切な点は認められず、損害発生の実実は認められない。	有
神奈川県	① 知事 ② 不正な決算内容 ③ 不正な決算内容の是正	(H26. 11. 21)	1		① H26. 12. 11 ② 却下（不受理） ③ 損害発生の実事の具体的な摘示なし	無
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（一部未施工の工事代に係る損害賠償の未請求） ③ 施工業者に対する損害賠償請求	(H26. 11. 28)	1		① H26. 12. 16 ② 取下げ ③ 不明	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（賀詞交歓会に係る知事交際費の不当な支出） ③ 県職員に対する支出済額の損害賠償請求	H26. 12. 12	1	請求人が希望しなかったため、未実施	① H27. 2. 5 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当性はない。	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な財産の処分（県有財産の違法・不当な売却） ③ 県有財産の売却の差し止め	H27. 2. 6	1	27. 2. 27 口頭陳述	① H27. 4. 6 ② 棄却 ③ 当該県有財産の売却に違法・不当性はない。	有
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（架空の支出への政務活動費の充当に対する返還請求権の未行使） ③ 県議会議員に対する返還請求	H27. 3. 4	1	27. 3. 13 口頭陳述	① H27. 4. 30 ② 棄却 ③ 返還請求権は存在しておらず、財産の管理を怠る実実は認められない。	有
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（架空の支出への政務調査費の充当に対する返還請求権の未行使） ③ 県議会議員に対する返還請求	H27. 3. 16	1	請求人が希望しなかったため、未実施	① H27. 4. 30 ② 棄却 ③ 返還請求権は存在しておらず、財産の管理を怠る実実は認められない。	有
神奈川県	① 知事 ② 一般社団法人理事長の不当な法人運営 ③ 一般社団法人理事長の解任	(H27. 4. 15)	1		① H27. 5. 11 ② 却下（不受理） ③ 県職員の財務会計上の行為により、県に財産的損失が生じるおそれがあることは主張していない。	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（不必要な業務委託契約による支出） ③ 県職員に対する支出済額の補てん	H27. 6. 4	1	H27. 6. 23 口頭陳述	① H27. 7. 31 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当性はない。	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（不必要な海外出張による支出） ③ 県職員に対する支出済額の補てん	H27. 7. 24	1	H27. 8. 17 口頭陳述	① H27. 9. 18 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当性はない。	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（不必要な海外出張による支出） ③ 県職員に対する支出済額の補てん	H27. 7. 24	1	H27. 8. 17 口頭陳述	① H27. 9. 18 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当性はない。	無
神奈川県	① 知事 ② 県議会議員が政務活動費を充当した人件費に対する所得税等の未納付等 ③ 所得税等の未納付等の是正	(H27. 9. 15)	1		① H27. 10. 2 ② 却下（不受理） ③ 県職員の財務会計上の行為により、県に財産的損失が生じるおそれがあることは主張していない。	無
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（架空の支出への政務活動費の充当に対する返還請求権の未行使） ③ 県議会議員に対する返還請求	H27. 10. 5	1	H27. 10. 22 口頭陳述	① H27. 12. 3 ② 棄却 ③ 返還請求権は存在しておらず、財産の管理を怠る実実は認められない。	無
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（県有地への無断駐車に対する駐車料金請求の未行使） ③ 駐車料金の未請求等の是正並びに県職員及び委託業者への厳正な処置	H27. 10. 8	1	請求人が希望しなかったため、未実施	① H27. 12. 4 ② 一部棄却・一部却下 ③ 財産の管理を怠る実実は認められず、請求の一部は財務会計上の行為に該当しない。	無
神奈川県	① 知事 ② 不当な公金の支出（不必要な借換債の発行） ③ 借換債の繰上償還	(H27. 12. 21)	1		① H28. 1. 29 ② 却下（不受理） ③ 請求期間経過	無
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（架空の支出への政務調査費(H22)の充当に対する返還請求権の未行使） ③ 県議会議員に対する返還請求	H28. 2. 26	1	H28. 3. 16 口頭陳述	① H28. 4. 25 ② 一部棄却・一部却下 返還請求権は存在しておらず、財産の管理を怠る実実は認められない。また、請求の一部は財務会計行為が存在していない。	無
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（架空の支出への政務調査費(H23)の充当に対する返還請求権の未行使） ③ 県議会議員に対する返還請求	H28. 2. 26	1	H28. 3. 16 口頭陳述	① H28. 4. 25 ② 一部棄却・一部却下 返還請求権は存在しておらず、財産の管理を怠る実実は認められない。また、請求の一部は財務会計行為が存在していない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（架空の支出への政務調査費(H24)の充当に対する返還請求権の未行使) ③ 県議会議員に対する返還請求	H28. 2. 26	1	H28. 3. 16 口頭陳述	① H28. 4. 25 ② 一部棄却・一部却下 返還請求権は存在しておらず、財産の管理を怠る事実は認められない。また、請求の一部は財務会計行為が存在していない。	無
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（架空の支出への政務調査費及び政務活動費(H25)の充当に対する返還請求権の未行使) ③ 県議会議員に対する返還請求	H28. 2. 26	1	H28. 3. 16 口頭陳述	① H28. 4. 25 ② 一部棄却・一部却下 返還請求権は存在しておらず、財産の管理を怠る事実は認められない。また、請求の一部は財務会計行為が存在していない。	無
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（架空の支出への政務活動費(H26)の充当に対する返還請求権の未行使) ③ 県議会議員に対する返還請求	H28. 2. 26	1	H28. 3. 16 口頭陳述	① H28. 4. 25 ② 一部棄却・一部却下 返還請求権は存在しておらず、財産の管理を怠る事実は認められない。また、請求の一部は財務会計行為が存在していない。	無
計		22件				有 5 件 無 17 件
新潟県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（中小企業高度化資金貸借契約について平成17年～平成25年に行った償還条件の変更契約） ③ 知事個人に対する損害賠償請求	(H26. 5. 1)	1		① H26. 5. 21 ② 却下（不受理） ③ 同一請求人による同一内容の監査請求	有
新潟県	① 知事又は交通政策局職員 ② 購入した土地を購入目的の通り使用していない ③ 土地を購入目的の通り整備し、有効活用すること	(H26. 6. 6)	1		① H26. 6. 27 ② 却下（不受理） ③ 購入した土地を使用しない行為は財産の管理を怠る事実に該当しない	無
新潟県	① 交通政策局港湾整備課職員 ② 埠頭用地の放置 ③ 埠頭用地の活用	(H26. 9. 4)	1		① H26. 10. 1 ② 却下（不受理） ③ 公物管理であり、財産の管理に該当しない	有
新潟県	① 産業労働観光部産業立地課職員及び企業局施設課職員 ② 分譲用地を放射性汚泥の仮置き場として使用している ③ 用地使用の是正または改善	(H27. 2. 3)	1		① H27. 2. 23 ② 却下（不受理） ③ 一時的な使用を認めることは財産の管理に該当しない	無
新潟県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成25年度政務活動費）等 ③ 会派に対する返還請求等	(H27. 4. 14)	5		① H27. 5. 11 ② 却下（不受理） ③ 財務会計行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に示していない	無
新潟県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（中小企業高度化資金貸借契約についてH26年に行った償還条件の変更契約） ③ 知事個人に対する損害賠償請求	H27. 4. 16	1	請求人が希望しなかったため不実施	① H27. 6. 5 ② 棄却 ③ 本件変更契約は適法なものと認められるため、請求人の主張については、理由がない	有
新潟県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成25年度政務活動費）等 ③ 会派に対する返還請求等	(H27. 6. 11)	5		① H27. 7. 13 ② 却下（不受理） ③ 財務会計行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に示していない	無
新潟県	① 新潟地域振興局長 ② 港湾施設について、大気汚染防止法の届出がされていない使用の許可 ③ 関係する部署職員に対する相応の処罰	(H27. 6. 17)	1		① H27. 7. 8 ② 却下（不受理） ③ 公物管理であり、財産の管理に該当しない	無
新潟県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成25年度政務活動費）等 ③ 会派に対する返還請求等	(H27. 7. 16)	1		① H27. 8. 17 ② 却下（不受理） ③ 財務会計行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に示していない	無
新潟県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成22年度～26年度政務活動（調査）費） ③ 議員に対する返還請求	(H27. 10. 14)	2		① H27. 11. 11 ② 却下（不受理） ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無
新潟県	① 知事及び産業労働観光部長 ② 財産の管理を怠る事実（中小企業高度化資金貸借契約についてH27年に行った償還条件の変更契約） ③ 知事個人及び産業労働観光部長に対する損害賠償請求	H27. 11. 2	1	請求人が希望しなかったため不実施	① H27. 12. 25 ② 棄却 ③ 本件変更契約は適法なものと認められるため、請求人の主張については、理由がない	有
新潟県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成22年度～26年度政務活動（調査）費） ③ 議員に対する返還請求	(H27. 12. 10)	2		① H28. 1. 15 ② 却下（不受理） ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無
新潟県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成26年度政務活動費） ③ 会派及び議員に対する返還請求	(H27. 12. 16)	2		① H28. 1. 15 ② 却下（不受理） ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無
新潟県	① 総務管理部管財課職員 ② 財産の管理を怠る事実（県政記者室の使用料、光熱費等） ③ 記者室使用者に対する使用料等の請求	H28. 1. 19	1	H28. 2. 19 口頭陳述	① H28. 3. 17 ② 棄却 ③ 県政記者室は、県が直接公用に供していることから目的外使用には当たらず、請求人の主張には理由がない	有
新潟県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成22年度～平成26年度政務活動（調査）費） ③ 議員に対する返還請求	(H28. 1. 22)	2		① H28. 3. 2 ② 却下（不受理） ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
新潟県	① 警察本部警務部装備施設課職員 ② 財産の管理を怠る事実（司法記者室の使用料、光熱費等） ③ 記者室使用者に対する使用料等の請求	H28. 2. 9	1	H28. 3. 4 口頭陳述	① H28. 3. 25 ② 棄却 ③ 司法記者室は、県が直接公用に供していることから目的外使用には当たらず、請求人の主張には理由がない	有
新潟県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成26年度政務活動費） ③ 会派及び議員に対する返還請求	(H28. 2. 15)	2		① H28. 3. 23 ② 却下（不受理） ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無
計	17件					有 7 件 無 10 件
石川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費の違法支出） ③ 知事に対する不当利得返還請求	H27. 2. 2	1	H27. 2. 24 (口頭陳述)	① H27. 3. 30 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出とは言えない	有
石川県	① 知事 ② 公金の支出（選挙公営費負担金違法支出） ③ 知事に対する全額返還請求	H27. 4. 16	1	H27. 5. 12 (口頭陳述)	① H27. 6. 11 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出とは言えない	無
石川県	① 知事 ② 公金の支出（選挙公営費負担金違法支出） ③ 知事に対する全額返還請求	H27. 5. 12	2	H27. 7. 23 (口頭陳述)	① H27. 8. 27 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出とは言えない	無
石川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費の違法支出） ③ 知事に対する不当利得返還請求	H28. 2. 3	1	H28. 2. 19 (口頭陳述)	① H27. 3. 28 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出とは言えない	有
計	4件					有 2 件 無 2 件
福井県	① 知事他 ② 違法または不当な契約の締結（嘱託登記業務委託の随意契約） ③ 競争性のある契約に是正するため必要な措置の勧告	H27. 12. 1	6	H27. 12. 11 口頭陳述	① H28. 1. 29 ② 棄却 ③ 対象行為は違法または不当とは言えない	無
計	1件					有 0 件 無 1 件
長野県	① 知事もしくは所管担当者等 ② 公金の支出 ③ 不明	(H26. 4. 1)	1		① H26. 5. 1 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえ、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事 ② 公費の支出 ③ 報酬の返還	H26. 4. 11	1	H26. 5. 16 口頭陳述	① H26. 6. 6 ② 棄却 ③ 報酬額は適切に定められたものと認められる	無
長野県	① 知事 ② 市の公金支出、他 ③ 交付税検査、交付税相当分を国庫へ返還すること	(H26. 6. 25)	1		① H26. 7. 11 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえ、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事 ② 公金の支出 ③ 県財政支出を空費したものを、全額補てんすること	(H26. 10. 17)	1		① H26. 11. 4 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえ、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 不明 ② 不明 ③ 不明	(H26. 11. 11)	1		① H26. 12. 17 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえ、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 不明 ② 不明 ③ 不明	(H27. 2. 9)	2		① H27. 3. 13 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえ、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 職員 ② 公金の支出 ③ 再発注により発生した金額の差異の返還	H27. 3. 20	1	H27. 4. 22 口頭陳述	① H27. 5. 19 ② 棄却 ③ 請求人の請求には理由がない	有
長野県	① 知事 ② 知事の第一号法定受託事務 ③ 知事の第一号法定受託事務執行責任	(H27. 5. 3)	1		① H27. 5. 19 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえ、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 監査委員会の検証	(H27. 5. 10)	1		① H27. 5. 29 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえ、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事 ② 県の財務会計を怠る事実 ③ 県補助金不正、及び普通交付税国費等の返還、再発防止策の確認	H27. 5. 22	1	H27. 6. 22 口頭陳述	① H27. 7. 27 ② 一部認容、一部却下 ③ 補助金の交付決定を取り消し返還を求めると再発防止に着手し行動計画を取りまとめることを勧告	無
長野県	① 知事 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 監査委員会の検証	(H27. 6. 10)	1		① H27. 7. 13 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえ、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事 ② 特定不能 ③ 賠償金補充	(H27. 7. 31)	1		① H27. 8. 10 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえ、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事 ② 特定不能 ③ 損害価格の補填	(H27. 8. 15)	1		① H27. 9. 4 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえ、適法な請求と認められない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	① 知事 ② 不明 ③ 原因と結果の究明	(H27.9.1)	1		① H27.9.16 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事、職員 ② 特定不能 ③ 財務会計を怠る知事職員等の事実について、職員措置請求する	(H27.12.12)	1		① H28.1.13 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事、職員 ② 特定不能 ③ 監査請求	(H28.1.30)	1		① H28.3.4 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事 ② 公金の支出 ③ 補助金不正を返還	(H28.2.11)	1		① H28.3.23 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事 ② 公金の支出 ③ 補助金支出の廃止と返還	(H28.2.22)	1		① H28.3.23 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえず、適法な請求と認められない。	無
長野県	① 知事、関係職員等 ② 特定不能 ③ 損害補填	(H28.3.8)	1		① H28.4.18 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備しているとはいえず、適法な請求と認められない。	無
計		19件				有 1 件 無 18 件
岐阜県	① 知事 ② 懲戒免職取消事件に係る弁護士報酬のうち予納郵便切手代の支出 ③ 損害賠償請求	H27.5.7	1		① H27.5.29 ② 却下 請求内容は、過去に同じ住民が行った住民監査請求の中に含まれるものであったため、同一住民が同じ事実として再度住民監査請求が出来ないとの判例を踏まえ却下した。	無
計		1件				有 0 件 無 1 件
静岡県	① 知事 ② 損害賠償請求又は不当利得返還請求の不行使(必要のない給与の支給) ③ 相手方への損害賠償請求又は不当利得返還請求	H27.2.5	1	H27.3.9 口頭陳述	① H27.3.24 ② 棄却 ③ 不法行為、不当利得はない	無
静岡県	① 知事 ② 違法な補助金の支出(補助対象事業費が過大) ③ 補助金の返還	H27.7.10	2	H27.8.14 口頭陳述	① H27.9.3 ② 棄却 ③ 補助金の支出は適正	有
計		2件				有 1 件 無 1 件
愛知県	① 知事 ② 時間外勤務を一切行っていないにもかかわらず支給した時間外勤務手当 ③ 時間外勤務手当の返還。	H26.4.7	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H26.5.16 ② 棄却 事務分担当は大幅に増加していること、上司がすみやかに事後確認していること、時間外勤務に関する説明は不合理ではないこと	無
愛知県	① 知事 ② 現在まで危険な横断歩道の改修及び交差点南側の歩道設置を怠っていること。 ③ 横断歩道の改修及び交差点以東の南側に歩道を設置する予算を措置すること。	H26.11.11	1		① H26.11.28 ② 却下 横断歩道の改修や歩道の整備は、道路整備計画の円滑な遂行・実現を図るという道路建設行政の見地から判断されるものであり、財務会計行為に当たらない。	無
愛知県	① 知事 ② 格安の金額で都市公園施設を管理許可したこと。 ③ 管理許可につき、議会議決又は一般入札の実施を求める。	H26.12.4	1	H26.12.25 口頭陳述	① H27.1.29 ② 棄却 ③ 現在の使用料が不当に格安な金額であるとまではいえない。	無
愛知県	① 教諭、知事 ② 修学旅行の下見及び引率に係る旅費(下見及び引率の際に違法行為を行っており、出張と認められない。) ③ 教諭に対し、愛知県に返還させることを求める。 ④ 教諭から返還がなされない場合には、知事が県に返還することを求める。	H27.4.24	1	H27.5.15 口頭陳述	① H27.6.8 ② 棄却 ③ 全額が返納され、今後当該旅費の請求をしない旨申し立てていることなど。	無
愛知県	① 知事 ② 緊急雇用創出事業基金事業の起業支援型地域雇用創出事業(起業後10年以内企業等人材確保・育成支援事業)に関しての委託料。 ③ 委託料の返還をさせること及び法人を私文書偽造罪で告発すること。	H27.7.3	1	H27.7.27 口頭陳述	① H27.8.24 ② 一部棄却一部却下 告訴することを求める部分については、財務会計上の行為又は怠る事実にも該当しないため却下。 委託料を返還させることを求める部分については、当該支出は違法とは認められない。	無
愛知県	① 知事 ② 交付を受けた政務活動費(政務調査費)を調査研究委託(一部は自身の調査研究費)の支出に充てたこと。 ③ 当該政務活動費(政務調査費)を返還させるために必要な措置。	H27.8.19	1	H27.8.31 口頭陳述	① H27.10.15 ② 勧告一部棄却 実績を確認できたもの等は、規程や条例に定める経費に該当する(棄却)。 ③ 監査期間内には実績を確認できなかったものについては、規程や条例に定める調査研究費に該当するか否かを判断し、必要な措置を講ずることを勧告する。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	① 知事 県営住宅内の公園が、無断で駐車場として使用されていること。 ② また、使用者から月額3,000円の使用料が徴収されているが、徴収された使用料が県に納められているとは考えられず、使途が不明であること。 ③ 財産の管理を怠る事実を改め、駐車場使用料名目で徴収した金銭に対しても調査して、県の損害を補填する必要な措置を講ずること。	H27.9.3	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H27.10.26 ② 棄却 ③ 駐車場としての使用は中止され、原状回復される見通しとなったことから、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるものとは認められない。 駐車場の維持管理費の徴収については県に納付されるべきものではないため、県に損害が生じているものとは認められない。	無
計	7件					有 1件 無 6件
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な文書発送費の支出 ③ 当該文書発送を行った職員の処分	H26.5.15	1		① H26.6.26 ② 取り下げ ③	無
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な文書発送費の支出 ③ 当該文書発送を行った職員の処分	H26.6.26	1	H26.7.9 口頭陳述	① H26.8.13 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な業務委託契約の締結及び支出の差し止め ③ 職員に対する損害賠償等の請求	H26.7.15	1	H26.8.21 口頭陳述	① H26.9.11 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有
三重県	① 知事 ② 違法不当な給与の支出 ③ 職員の処分	H26.11.17	1		① H26.12.19 ② 却下 ③ 違法性、不当性が示されていない	無
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な業務委託費の支出 ③ 職員に対する損害賠償等の請求	H26.12.18	1		① H27.1.26 ② 却下 ③ 同一の請求	無
三重県	① 知事 ② 違法不当な給与の支出 ③ 職員の処分	H27.2.16	1		① H27.3.16 ② 取り下げ ③	無
三重県	① 知事及び職員 ② 違法又は不当な業務委託費の支出 ③ 知事及び職員に対する損害賠償等の請求	H27.4.20	2	過去に決定した住民監査請求と同一内容であったため実施せず	① H27.4.28 ② 棄却 ③ 異なる請求者による同一の請求	無
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な業務委託費その他公金の支出 ③ 業務委託費他公金の支出の差し止め及びクマに対する捕獲許可処分の暫定的停止	H27.6.12	74		① H27.6.30 ② 却下 ③ 公金の支出がない。また当該処分は非財務会計行為である	無
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な補助金の支出 ③ 補助金の支出差し止め	H27.8.31	1	H27.9.30 口頭陳述	① H27.10.26 ② 棄却 ③ 当該補支出に違法性はない	無
計	9件					有 1件 無 8件
滋賀県	① 知事 ② 違法な公金の支出（補助事業の要件を欠いている） ③ 補助金の返還と差し止めを求める	H26.11.17	1	H26.11.25 口頭陳述	① H26.12.25 ② 棄却 ③ 要件を欠いていない。	無
滋賀県	① 病院事業庁長 ② 違法な契約の締結（入札の仕様に係る同等品の認定が不当） ③ 入札の無効確認および損害賠償請求することを求める	H26.12.25	1	H27.1.6 口頭陳述	① H27.2.9 ② 棄却 ③ 当該入札に不当性はない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（指定管理者による県営住宅の管理が不適切） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.15)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅に関する異議申立が議会に諮問されていない） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.15)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅に関する原状回復催告書の聴聞手続きがされていない） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.15)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅に関する審査請求が議会に諮問されていない） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.22)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅に関する審査請求が議会に諮問されていない） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.22)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅に関する審査請求が議会に諮問されていない） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.22)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅に関する審査請求が議会に諮問されていない） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.22)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅に関する審査請求が議会に諮問されていない） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.22)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅に関する審査請求が議会に諮問されていない） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.22)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅に関する審査請求が議会に諮問されていない） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.22)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅に関する審査請求が議会に諮問されていない） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.22)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅に関する原状回復催告書の取扱い等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.22)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅に関する原状回復催告等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H26.12.22)	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 県に損害が発生していない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅の指定管理者への指導監督を怠っている等） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.5)	1		① H27.1.29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅の指定管理者への指導監督を怠っている等） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.5)	1		① H27.1.29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅の指定管理者への指導監督を怠っている等） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.5)	1		① H27.1.29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅の指定管理者への指導監督を怠っている等） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.5)	1		① H27.1.29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅の指定管理者への指導監督を怠っている等） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.5)	1		① H27.1.29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅の指定管理者への指導監督を怠っている等） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.5)	1		① H27.1.29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅の指定管理者が作成した文書の取扱いが違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.5)	1		① H27.1.29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅の指定管理者への指導監督を怠っている等） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.5)	1		① H27.1.29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅に関する原状回復催告等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.5)	1		① H27.1.29 ② 却下 ③ 県に損害が発生していない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者 ② 違法な財産の管理（指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.1.19)	1		① H27.2.3 ② 却下 ③ 請求対象者が県の職員でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅に関する異議申立の取扱いが違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.2.2)	1		① H27.2.20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅に関する異議申立の取扱いが違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.2.2)	1		① H27.2.20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅に関する異議申立の取扱いが違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.2.2)	1		① H27.2.20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅に関する異議申立の取扱いが違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27.2.2)	1		① H27.2.20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅に関する請求人の個人情報開示請求への対応等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27. 2. 2)	1		① H27. 2. 20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅に関する請求人の個人情報開示請求への対応等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27. 2. 2)	1		① H27. 2. 20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅に関する請求人の個人情報開示請求への対応等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27. 2. 2)	1		① H27. 2. 20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅の指定管理者が作成した文書の取扱い等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27. 2. 2)	1		① H27. 2. 20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理（県営住宅に関する請求人の個人情報開示請求への対応等が違法） ③ 速やかに是正の措置を取ることを求める	(H27. 2. 2)	1		① H27. 2. 20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（不法投棄によって生じた県の不要な支出について行為者への請求を怠っている） ③ 行為者に対する損害賠償請求	H27. 3. 27	5	H27. 4. 6 口頭陳述	① H27. 5. 11 ② 棄却 ③ 請求する方針が示されており怠っているとまでは言えない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅の指定管理者が作成した文書の取扱い等が違法） ③ 文書の取扱いの無効確認等を求める	(H27. 11. 17)	1		① H27. 12. 18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅の住民に対する訴訟提起の議決を求めることが違法） ③ 行為の無効確認等を求める	(H27. 11. 24)	1		① H27. 12. 18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県営住宅の住民に対する訴訟の書証作成等が違法） ③ 書証の無効確認等を求める	(H27. 11. 24)	1		① H27. 12. 18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な契約の締結（県営住宅に関する審査請求について議会議問しないまま指定管理者と協定を締結すること等が違法） ③ 協定の無効確認等を求める	(H27. 12. 2)	1		① H27. 12. 18 ② 却下 ③ （違法とする先行行為と財務会計行為が密接かつ一体的な関係にない）	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な契約の締結（県営住宅に関する審査請求について議会議問しないまま指定管理者と協定を締結すること等が違法） ③ 協定の無効確認等を求める	(H27. 12. 2)	1		① H27. 12. 18 ② 却下 ③ （違法とする先行行為と財務会計行為が密接かつ一体的な関係にない）	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な契約の締結（県営住宅に関する審査請求について議会議問しないまま指定管理者と協定を締結すること等が違法） ③ 協定の無効確認等を求める	(H27. 12. 2)	1		① H27. 12. 18 ② 却下 ③ （違法とする先行行為と財務会計行為が密接かつ一体的な関係にない）	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な契約の締結（県営住宅に関する審査請求について議会議問しないまま指定管理者と協定を締結すること等が違法） ③ 協定の無効確認等を求める	(H27. 12. 2)	1		① H27. 12. 18 ② 却下 ③ （違法とする先行行為と財務会計行為が密接かつ一体的な関係にない）	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（県有地の不法占有者に対する損害賠償請求を怠っている） ③ 占有者に対する損害賠償請求を求める	H27. 12. 18	4	H27. 12. 22 口頭陳述	① H28. 1. 22 ② 棄却 ③ 請求する方針が示されており怠っているとまでは言えない	無
滋賀県	① 県営住宅指定管理者、知事、県議会議員、弁護士 ② 違法な財産の管理を怠る事実（訴訟提起、指定管理者による県営住宅の管理行為等が違法） ③ 種々の行為の無効確認等を求める	(H28. 1. 22)	1		① H28. 2. 3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
計		67件				有 0 件 無 67 件
京都府	① 知事 ・ダム再開発事業に係る負担金の支出 ② ・本事業は、治水、利水いずれの観点からみても不必要、無意味、有害な事業であり、即刻中止すべき ③ 負担金の返還請求及び支出差し止め	H26. 10. 28	5	H26. 11. 28 口頭陳述	① H26. 12. 26 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有
京都府	① 知事 ・府議会政務活動費の支出 ② ・議員本人が個人事業主である事業所に印刷発注しているものは、資産形成につながり違法である ③ 政務活動費の一部返還請求	H27. 3. 9	1 (団体)	H27. 4. 9 口頭陳述	① H27. 5. 1 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	① 知事 ・スタジアム整備事業に係る経費支出 ② ・アユモドキ等の保全、治水、発注方式、財源確保等に問題があるため、一切の経費支出を差し止めるべき ③ 経費支出の差し止め	H27. 10. 5	1570	H27. 10. 30 口頭陳述	① H27. 12. 3 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
計	3件					有 1 件 無 2 件
大阪府	① 大阪府健康医療部食の安全推進課流通監視グループ職員 ② 中核市からの犬保管等業務受託に係る契約の履行内容が不当である。 ③ 各市への委託費の返還等	H26. 5. 15	1		① H26. 7. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（補助金の交付決定） ③ 補助金の交付決定の取消し	H26. 8. 29	1	H26. 9. 26 口頭陳述	① H26. 10. 27 ② 棄却 ③ 当該補助金の交付決定は違法・不当でない。	有
大阪府	① 大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課職員 ② 撤去工事費として予算計上された金額が一般的相場と比較して高額である。 ③ 撤去工事費の査定根拠の説明等	H26. 10. 24	1		① H26. 12. 19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
大阪府	① 大阪府立金岡高等学校校長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 公金の返還	H26. 12. 24	1	請求人から陳述を希望しない旨の書面の提出があったため、不実施	① H27. 2. 13 ② 棄却 ③ 当該謝礼の支出は違法・不当でない。	無
大阪府	① 大阪府八尾土木事務所職員 ② 違法・不当な公金の支出、財産の管理を怠る事実 ③ 工事目的の説明、不法占拠に対する指導等	H27. 3. 3	1		① H27. 4. 24 ② 却下 ③ 違法性・不当性が具体的、客観的に適示されていない。	無
大阪府	① 知事 ② ダイオキシン類対策特別措置法による執行を怠っている。 ③ 各町が被った損害の補填等	H27. 6. 17	2		① H27. 7. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない。	無
大阪府	① 大阪府府民文化部都市魅力創造局魅力づくり推進課魅力推進グループ職員 ② 不当な公金の支出 ③ 公金の返還	H27. 7. 2	1	H27. 8. 27 陳述書の提出	① H27. 9. 25 ② 棄却 ③ 当該謝礼の支出は不当でない。	無
大阪府	① 大阪府総務部契約局長 ② 不当な契約の締結 ③ 工事契約の内容を変更した再契約の締結等	H27. 7. 6	1	H27. 7. 27 口頭陳述、陳述書の提出	① H27. 8. 21 ② 棄却 ③ 当該契約の締結は不当でない。	無
大阪府	① 大阪府財務部税務局徴税対策課職員 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 通達がおかしければ、おかしいと言えるようになること、等	H28. 1. 27	1	請求人から陳述を希望しない旨の書面の提出があったため、不実施	① H28. 3. 18 ② 棄却 ③ 違法・不当に当該府税の賦課徴収を怠る事実はない。	無
大阪府	① 大阪府安威川ダム建設事務所長その他の職員 ② 違法な公金の支出に基づく損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を怠っている。 ③ 損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使	H28. 2. 1	12		① H28. 2. 26 ② 却下 ③ 期間途過	有
計	10件					有 2 件 無 8 件
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（職務専念義務に違反した県職員らへの給与の支給が違法である） ③ 関係職員への給与の返還請求及び事務量に即した人員配置	H26. 5. 27	3	H26. 6. 27 口頭陳述、新たな証拠の提出	① H26. 7. 25 ② 棄却（一部却下） ③ 職務専念義務に違反したとまでは評価できない（棄却）。非財務会計行為等（却下）。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（県労働委員会委員である者に対するあっせん員の報酬の支給は委員報酬との二重支給である） ③ 知事への賠償請求又は当該委員への返還請求	H26. 6. 9	2	H26. 7. 8 口頭陳述	① H26. 8. 8 ② 棄却（一部却下） ③ 二重支給であるとは認められない（棄却）。期間徒過（却下）。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（県議会議員の政務活動費（交通費、切手代等）の支出が違法である） ③ 関係議員への政務活動費の返還及び遅延損害金等の請求	(H26. 7. 8)	2		① H26. 7. 28 ② 却下（不受理） ③ 措置（返還）済み	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（県議会議員の政務活動費（切手代、人件費、茶菓代等）の支出が違法である） ③ 関係議員への政務活動費の返還請求並びに議会のホームページでの収支報告書、領収書等の公開及び活動報告書等の作成・提出の義務付け	H26. 9. 12	4	H26. 10. 3 口頭陳述、新たな証拠の提出	① H26. 11. 11 ② 棄却（一部却下） ③ 支出が違法不当であるとは認められない（棄却）。非財務会計行為等（却下）。	有
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（県議会議員の政務活動費（ガソリン代）の支出が違法である） ③ 損害の補填のために必要な措置の実施	H26. 10. 27	1	H26. 11. 26 口頭陳述	① H26. 12. 26 ② 棄却 ③ 政務活動の実績がないとは認められない。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（県議会議員の本会議開催時の宿泊料のうち宿泊代の実費を超える額の支給が違法である） ③ 既支給済（平成25年度）宿泊料の関係議員への返還請求	H26. 10. 30	8	H26. 12. 3 口頭陳述、新たな証拠の提出	① H26. 12. 26 ② 棄却（一部却下） ③ 宿泊料に係る条例の定めが不合理であるとまではいえない（棄却）。期間途過（却下）	無
兵庫県	① 知事 ② 政務活動費の厳格検証 政務活動費の支出について、第三者によるチェック、領収書等のネット公開、罰則規定の見直し、領収書のない支出を認めないなどの対策の実施	(H26. 11. 6)	1		① H26. 11. 17 ② 却下（不受理） ③ 対象の特定性・具体性を欠く	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（県議会議員の本会議等登庁時の旅費等のうち交通費・宿泊代の実費を超える額の支給は違法である） ③ 費用弁償に関する条例の改正。公金の支出の差止め。既支給済（平成25年度）及び今後支給する旅費等に係る知事への賠償請求。	H26.11.6	2	H26.12.4 口頭陳述、新たな証拠の提出	① H27.1.5 ② 棄却（一部却下） ③ 招集交通費及び宿泊料に係る条例の定めが不合理であるとまではいえない（棄却）。期間経過（却下）。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出（県議会議員の政務活動費（意見交換会参加旅費）の支出が違法である） ③ 当該議員への政務活動費の返還請求	(H26.11.17)	1		① H26.12.8 ② 却下（不受理） ③ 措置（返還）済み	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出等（淡路ファームパークイングランドの丘の運営に関する負担金の支出は違法である） ③ 市に対して支出した負担金の返還請求等	(H27.6.18)	1		① H27.7.15 ② 却下（不受理） ③ 財務会計行為の違法性について具体的理由が示されていない等	無
計		10件				有 1件 無 9件
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（交付すべきでない補助金を交付） ③ 補助金の返還及び今後の補助金の交付の停止	H26.8.11	1	請求人から陳述の機会を不要との回答があったため、実施していない。	① H26.10.8 ② 棄却 ③ 補助金の交付について、裁量権の逸脱又は濫用があったと認められない。	無
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（政務活動費の用途基準に合致しない不適切な支出） ③ 関係会派及び議員に不当利得の返還請求	H27.2.26	4	H27.3.17 口頭陳述	① H27.4.23 ② 棄却（一部却下） ③ (棄却) 政務活動費の用途基準に適合しないものは認められない。 (却下) 請求期間経過、充たの事実がない、返還済	有
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（政務活動費等の目的外支出） ③ 関係議員に不当利得の返還請求	H27.5.27	6		① H27.6.18 ② 却下 ③ 請求期間を経過しているため。	有
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（政務活動費等の目的外支出） ③ 関係議員に不当利得の返還請求	H27.10.1	7	H27.10.22 口頭陳述	① H27.11.26 ② 棄却（一部却下） ③ (棄却) 政務活動費の用途基準に適合しないものは認められない。 (却下) 請求期間経過	有
奈良県	① 知事 ② セットバック部分等の建築基準法違反 ③ セットバック部分を道路として使用できるよう施工すること等	H28.2.26	1		① H28.3.29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではないため	無
計		5件				有 3件 無 2件
和歌山県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（違法な政務活動費支出による不当利得の返還請求等を怠っている） ③ 相手方に対する不当利得返還請求及び知事に対する損害賠償請求	H26.10.2	1		① H26.10.23 ② 取下げ ③ 請求の主張を撤回	無
和歌山県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（違法な政務活動費支出による不当利得の返還請求等を怠っている） ③ 相手方に対する不当利得返還請求及び知事に対する損害賠償請求	H27.9.2	2	H27.9.14 口頭陳述	① H27.10.30 ② 棄却 ③ 違法に財産管理を怠っているとは認められない	無
和歌山県	① 知事 ② 違法な財産の管理を怠る事実（違法な政務調査費支出による不当利得の返還請求等を怠っている） ③ 相手方に対する不当利得返還請求及び知事に対する損害賠償請求	H28.3.29	2	H28.4.18 口頭陳述	① H28.5.27 ② 一部却下・一部棄却・一部合議不調 ③ 政務調査費支出に違法性は認められない	有
計		3件				有 1件 無 2件
鳥取県	① 知事及び県議会議員 ② 政務活動費の不適正支出 ③ 議員へ返還請求をすること	H26.5.29	4		① H26.6.18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為が違法・不当であることを証する書面の提出がない	有
鳥取県	① 鳥取県警察本部会計課職員 ② 警察本部と公安委員会の経費支出の混同 ③ 職員の懲戒処分等	H26.8.16	1		① H26.9.10 ② 却下 ③ 財務会計上の行為が違法・不当であることを証する書面の提出がない	無
鳥取県	① 鳥取県知事及び生活環境部長 ② 産業廃棄物最終処分場整備に係る補助金の交付 ③ 補助金の返還請求をすること	H27.4.17	9	H27.5.14 文書及び口頭陳述	① H27.6.10 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為が違法・不当であるという事実はない	有
計		3件				有 2件 無 1件
島根県	① 知事 ② 修学旅行の旅費支出に係る損害補填請求 ③ 職員の損害賠償と処分	H27.1.19	1		① H27.2.4 ② 却下 ③ 請求人の主張する「不当な公金の支出行為」が存在しない	無
計		1件				有 0件 無 1件
岡山県	① 知事 ② 議員（56人）の違法な政務調査費支出 ③ 議員に対する返還請求	H26.4.28	1(法人)	陳述会開催1回	① H26.6.23 ② 棄却（一部却下） ③ 請求について理由がない	有
岡山県	① 知事 ② 公共事業費の違法不当な支出 ③ 支払額の返還	H26.9.10	1		① H26.10.3 ② 却下 ③ 請求要件を欠き不適法	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岡山県	① 知事 ② 議員（55人）の違法な政務活動費支出 ③ 議員に対する返還請求	H27. 4. 23	1(法人)	陳述会開催1回	① H27. 6. 15 ② 棄却（一部却下） ③ 請求について理由がない	有
計	3件					有 2件 無 1件
広島県	① 支所長 ② 河川敷の官民境界線を県が不明のまま放置しているため、県が管理している河川敷を喪失し、県民に損害を与えている。 ③ 官民境界線を確定する措置を求める。	(H26. 4. 26)	1		① H26. 5. 19 ② 却下（不受理） ③ 本件請求に係る河川敷地は、県が所有する財産ではない。	無
広島県	① 知事及び担当職員 行政文書開示請求に対する開示文書として、開示目的となる事項が記載されていない不要な様式の写しを交付した行為は、本来行う必要のない無駄な行為であり、当該行為に係る人件費や用紙代の支出は違法又は不当な公金支出に当たる。 ② ③ 違法又は不当な公金の支出を改め、県が被った損害を補てんするために必要な措置を求める。	(H27. 11. 5)	1		① H27. 12. 4 ② 却下（不受理） ③ 請求人の主張は、明確な根拠に基づき、違法・不当性の適示とは認められない。	無
計	2件					有 0件 無 2件
山口県	① 知事 ② 政務調査費の不正な受給 ③ 知事に対する②についての返還請求	H26. 7. 25	1	H26. 8. 5 口頭陳述	① H26. 9. 19 ② 棄却 ③ 請求人の主張には、理由がない	有
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② ③ 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H26. 12. 4	45		① H26. 12. 24 ② 却下 ③ 過去請求と同一内容の請求である	有
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② ③ 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 3. 23	1		① H27. 5. 12 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知（H25. 8. 2）の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② ③ 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 3. 24	1		① H27. 5. 12 ② 却下 ③ 過去請求と同一内容の請求である	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② ③ 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 3. 30	1		① H27. 5. 12 ② 却下 ③ 過去請求と同一内容の請求である	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② ③ 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 1	1		① H27. 5. 12 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知（H25. 8. 2）の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② ③ 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 6	1		① H27. 5. 12 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知（H25. 8. 2）の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② ③ 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 7	1		① H27. 5. 12 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知（H25. 8. 2）の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② ③ 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 9	1		① H27. 5. 12 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知（H25. 8. 2）の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② ③ 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 20	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知（H25. 8. 2）の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② ③ 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 20	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知（H25. 8. 2）の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② ③ 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 21	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知（H25. 8. 2）の写しをもって監査結果とする	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 23	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 24	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 24	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 27	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 4. 28	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 5. 1	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 5. 2	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 5. 8	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の請求と同一請求人による同一内容の請求であるため、不適法	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 5. 12	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の請求と同一請求人による同一内容の請求であるため、不適法	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 5. 11	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 5. 12	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 5. 12	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 5. 13	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
山口県	① 知事 電力会社からの工事竣功期間延長許可申請に対し、合理的期間を超えて許否の判断を下さないこと及び公有水面埋立法に反していること ② 知事に対する②に伴う費用相当分の損害補填請求及び電力会社に対する原状回復措置の実施	H27. 5. 14	1		① H27. 6. 16 ② 棄却及び却下 ③ 過去の監査結果通知 (H25. 8. 2) の写しをもって監査結果とする	無
計		26件				有 2 件 無 24 件
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 (政務調査費) ③ 不当利得返還請求権の行使	H26. 4. 25	2	H26. 5. 29口頭陳述 H26. 5. 31陳述書 (文書受理)	① H26. 6. 12 ② 一部却下・一部棄却 ③ 請求期間徒過 (却下) ・当該支出に違法な点はなく、請求人の主張には理由がない。(棄却)	有
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 (変動納付金) ③ 不当利得返還請求権の行使	H26. 8. 1	1		① H26. 9. 5 ② 却下 ③ 県に損害は発生していない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費） ③ 不当利得返還請求権の行使	H26. 8. 25	2		① H26. 9. 5 ② 却下 ③ 同一請求人からの再度の住民監査請求	有
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出による損害発生 ③ 損害金の返還請求	H26. 9. 8	1	H26. 10. 21陳述の機会を付与（請求人から欠席通知）	① H26. 11. 5 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当な事実は認められず、請求人の主張には理由がない。	無
徳島県	① 知事 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 損害金の返還請求	(H26. 9. 9)	1		① H26. 11. 6 ② 取下げ ③ 請求人の都合による	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出による損害発生 ③ 損害金の返還請求	H26. 9. 16	1		① H26. 11. 5 ② 却下 ③ 期間徒過	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出による損害発生 ③ 損害金の返還請求	H26. 11. 11	1	H26. 12. 16陳述の機会を付与（請求人から欠席通知）	① H26. 12. 22 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当な事実は認められず、請求人の主張には理由がない。	無
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費） ③ 不当利得返還請求権の行使	H26. 12. 25	2	H27. 1. 28口頭陳述	① H27. 2. 20 ② 棄却 ③ 当該支出に違法な点はなく、請求人の主張には理由がない。	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出による損害発生 ③ 損害金の返還請求	H27. 1. 7	1	H27. 2. 20陳述の機会を付与（請求人から欠席通知）	① H27. 3. 5 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当な事実は認められず、請求人の主張には理由がない。	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出による損害発生 ③ 損害金の返還請求	H27. 2. 23	1		① H27. 4. 24 ② 却下 ③ 請求人が違法としている行為は、財務会計上の行為に該当しない。	無
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務活動費） ③ 不当利得返還請求権の行使	H27. 5. 28	1	H27. 7. 2陳述の機会を付与（請求人から欠席通知）	① H27. 7. 22 ② 一部却下・一部棄却 ③ 一事不再理（却下）・不当利得は発生しておらず、請求人の主張には理由がない。（棄却）	有
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務活動費） ③ 不当利得返還請求権の行使	(H27. 6. 11)	3		① H27. 7. 15 ② 取下げ ③ 請求人の都合による	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出による損害発生 ③ 損害金の返還請求	(H27. 6. 19)	3		① H27. 7. 15 ② 取下げ ③ 請求人の都合による	無
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務活動（調査）費） ③ 不当利得返還請求権の行使	(H27. 9. 10)	2		① H27. 9. 28 ② 取下げ ③ 請求人の都合による	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出による損害発生 ③ 損害金の返還請求	H27. 9. 25	1		① H27. 11. 4 ② 却下 ③ 請求人が違法としている行為は、財務会計上の行為に該当しない。	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出による損害発生 ③ 損害金の返還請求	H27. 11. 6	1	H27. 12. 8陳述の機会を付与（請求人から欠席通知）	① H27. 12. 17 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当と解することはできないことから、請求人の主張には理由がない。	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出による損害発生 ③ 不当利得返還請求権の行使	H28. 2. 16	1	H28. 4. 6口頭陳述	① H28. 4. 15 ② 一部却下・一部棄却 ③ 財務会計行為が特定されていない。（却下）当該支出に違法・不当な事実は認められず、請求人の主張には理由がない。（棄却）	有
計		17件				有 4件 無 13件
香川県	① 県職員 ② 財産の管理を怠る事実（香川県章が他の自治体のもとの類似） ③ 新たな県章の制定と賞金の返還を求める。	H26. 4. 9	1		① H26. 4. 25 ② 却下 ③ 要件を欠いた不適法な請求と判断	無
香川県	① 県職員 ② 財産の管理を怠る事実（香川県章が他の自治体のもとの類似）（再請求） ③ 新たな県章の制定と賞金の返還を求める。	H26. 5. 8	1		① H26. 6. 6 ② 却下 ③ 要件を欠いた不適法な請求と判断	無
香川県	① 県職員 ② 財産の管理を怠る事実（香川県章が他の自治体のもとの類似）（再再請求） ③ 新たな県章の制定と賞金の返還を求める。	H26. 6. 18	1		① H26. 7. 25 ② 却下 ③ 要件を欠いた不適法な請求と判断	無
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成22年度、平成23年度、平成24年度の政務調査費） ③ 返還させることを求める。	H26. 4. 23	1		① H26. 7. 1 ② 却下 ③ 要件を欠いた不適法な請求と判断	無
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成25年度の政務活動費） ③ 返還させることを求める。	H27. 2. 17	1	H27. 3. 30口頭陳述	① H27. 5. 8 ② 棄却（一部却下） ③ 主張には理由がないものと判断	有
香川県	① 知事 ② 公金の支出（住民監査請求に係る陳述の反訳業務委託契約） ③ 違法な公金支出の損害の補填、懲戒処分その他必要な措置を求める。	H27. 7. 3	1	請求人から行わない旨の意思表示があった。	① H27. 8. 17 ② 棄却 ③ 主張には理由がないものと判断	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（平成26年度の政務活動費） ③ 返還させることを求める。	H28. 2. 22	2	H28. 3. 30 口頭陳述	① H28. 5. 9 ② 棄却（一部却下） ③ 主張には理由がないものと判断	無
計	7件					有 1 件 無 6 件
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H26. 5. 9	4	26. 6. 4 口頭陳述	① H26. 7. 4 ② 棄却 ③ 違法・不当とは認められない	有
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H26. 5. 9	4	26. 6. 4 口頭陳述	① H26. 7. 4 ② 棄却 ③ 違法・不当とは認められない	有
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H27. 8. 5	3	27. 9. 1 口頭陳述	① H27. 10. 1 ② 棄却 ③ 違法・不当とは認められない	有
愛媛県	① 知事 ② 離島航路整備事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H27. 8. 5	3	27. 9. 1 口頭陳述	① H27. 10. 1 ② 棄却 ③ 違法・不当とは認められない	有
計	4件					有 4 件 無 0 件
高知県	① 知事 ② 緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金の違法・不当な支出 ③ 交付先の町に対する緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金の返還及び支出差止め請求措置	H26. 4. 3	2		① H26. 4. 17 ② 却下 ③ 県に財産的損失はない	有
高知県	① 知事 ② 政務活動費の違法・不当な支出 ③ 当該支出の県への返還請求措置	H26. 4. 16	1		① H26. 5. 8 ② 却下 ③ 違法又は不当性の具体的な適示がない。	有
計	2件					有 2 件 無 0 件
福岡県	① 知事 ② 認定こども園認定審査に係る関係者への旅費等の違法不当な支出について ③ 費用返還請求	H27. 2. 26	1	1日間・口頭	① H27. 4. 20 ② 棄却 ③ 認定審査に係る支出に違法性はない。	有
福岡県	① 知事 ② 緊急雇用創設事業費の支給差止め ③ 予算執行の差止め	H27. 3. 25	1		① H27. 4. 14 ② 却下 ③ 違法性の適示なし	無
福岡県	① 知事 ② 県道（岡垣宮田線）用地の管理を怠る事実の違法性について ③ 用地の適正な管理	H28. 2. 19	1	1日間・口頭	① H28. 4. 14 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠っているとはいえない。	無
福岡県	① 知事 ② 県道（福岡志摩線）用地の管理を怠る事実の違法性について ③ 用地の適正な管理	H28. 2. 19	2	1日間・口頭	① H28. 4. 14 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠っているとはいえない。	無
計	4件					有 1 件 無 3 件
佐賀県	① 知事 ② 県と県土地開発公社との吉野ヶ里メガソーラー計画に基づく土地の売買契約等は、違法・不当な契約である。 ③ 契約の解除、知事への損害賠償請求等	H26. 7. 30	380		① H26. 9. 24 ② 却下 ③ 請求期間を経過している	無
佐賀県	① 知事 ② 実松川河川改修事業に係る公共工事新規評価は、事実を誤認している。 ③ 工事の差止	H27. 9. 2	1		① H27. 10. 16 ② 却下 ③ 非財務会計上の行為である	無
佐賀県	① 知事 ② 富士大和森林組合による補助金の不正受給は、県が監督を怠ったものであり、補助金返還請求権の一部が時効により消滅している。 ③ 組合への返還命令、責任者に対する措置	H27. 11. 16	1		① H27. 12. 21 ② 却下 ③ 財源は国庫であり、県の固有財産には損害を生じていない	有
計	3件					有 1 件 無 2 件
長崎県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実 ③ 県への損害補填、不法占用状態の是正	H26. 9. 18	1	H26. 10. 20 ただし請求人は欠席。別途証拠提出あり。	① H26. 11. 4 ② 一部勧告 ③ 県への損害補填のために必要な措置を講じること	無
長崎県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実、公金支出を怠る事実 ③ 県への損害補填	H26. 12. 9	1		① H26. 12. 24 ② 請求却下 ③ 財産管理に該当しない	無
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 県への損害補填	H27. 6. 2	1	H27. 7. 8 関係課職員立会いのうえ実施	① H27. 7. 28 ② 請求棄却 ③ 違法又は不当な支出ではない	無
計	3件					有 0 件 無 3 件
大分県	① 知事 ② 県立高校生徒の死亡事故の損害賠償に係る求償権の行使 ③ 事故当時の部の顧問、副顧問に対し、求償権の行使を求める。	H27. 9. 9	2	H27. 9. 28 口頭陳述	① H27. 11. 5 ② 棄却 ③ 知事が求償権を有しているとは認められない。	有
大分県	① 知事 ② 県管理の港湾において、港湾施設管理条例に基づく業務が行われていない。 ③ 関係職員の辞職又は給料の返還並びに条例の改正、行政代執行及び罰則の適用を求める。	(H27. 10. 17)	1		① H27. 10. 30 ② 却下（不受理） ③ 請求人の主張する行為は財務会計行為に当たらない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大分県	① 知事 県管理の港湾において、港湾施設管理条例に基づく業務が行われておらず、関係職員に対して給料等が違法又は不当に支給されている。 ② 関係職員に対して違法又は不当に支給された給料等を返還させるよう求める。	(H27.12.15)	1		① H28.1.4 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為又は財産の管理を怠る事実に関し、違法性又は不当性の具体的かつ客観的な摘示がない。	無
大分県	① 知事 県管理の港湾施設に漁網等が放置され、県の所有地が侵害されているが、港湾施設管理条例に基づいた管理業務が行われていない。 ② 同条例に基づいた適正な管理を行うこと及び同条例に規定する罰則の適用を求める。	H28.3.18	1	陳述の機会を与えたが、請求人が欠席した	① H28.5.18 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法又は不当に占有地の管理を怠る事実は認められない。	無
計	4件					有 1件 無 3件
宮崎県	① 知事 道路法第24条の承認に関する行為(境界柱が移動されたのは道路管理者の職務怠慢によるものである。) ② 境界柱跡の確認及び関係職員の職務怠慢に対する相応の措置	(H27.1.23)	1		① H27.3.2 ② 却下(不受理) ③ 請求人の主張する行為は財務会計行為に当たらない。	無
計	1件					有 0件 無 1件
鹿児島県	① 知事 ② 退職金返還命令の執行 ③ 退職金返還命令の執行を求める	(H27.12.22)	1		① H28.1.27 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為だが、違法性、不当性が具体的に摘示されていない。	無
計	1件					有 0件 無 1件
沖縄県	① 知事及び関係職員 ② 違法・不当な公金支出(委託業務は選挙運動を支援するためのものである) ③ 関係職員に対する損害賠償及び知事に対し、関係職員と連帯して委託業務に要した費用を支払うことを求める	H26.10.21	37		① H26.11.26 ② 却下 ③ 特定の財務会計上の行為の違法性又は不当性を客観的かつ具体的に示しているとは認められない	無
沖縄県	① 沖縄県文化振興会及び相手方 ② 違法・不当な公金支出(補助金の金額が過大である) ③ 沖縄県文化振興会に対し、補助金の額を精査し、その額が道義的に過大と認められたとき、当該補助金の額の一部を相手方に返還させることを求める	H27.3.9	1		① H27.4.17 ② 却下 ・沖縄県文化振興会は地方自治法第1条の3第1項に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体ではないので、住民監査請求の対象となる団体と認められない。 ③ 特定の財務会計上の行為の違法性又は不当性を客観的かつ具体的に示しているとは認められない。	無
沖縄県	① 知事及び関係職員 ② 違法に財産の管理を怠る事実(国家賠償法第1条第2項に基づく求償権の不行使) ③ 知事に対し、関係職員3名について国家賠償法第1条第2項に基づき金員を請求するよう求める	H27.7.27	1		① H27.8.21 ② 却下 ③ 財務会計行為の事実がない	有
沖縄県	① 沖縄県議会議事務局長 ② 違法・不当な公金支出(歳入として受け入れを行わずに支払いをおこなった) ③ 電話使用料の返金を求める	H27.7.31	1		① H27.8.21 ② 却下 ③ 損害が生じていない	無
沖縄県	① 知事 ② 違法・不当な公金支出(知事のアメリカ訪問は地方自治法第149条に規定する権限を逸脱したものである) ③ 訪米費用の返金を求める	H27.8.28	1		① H27.9.28 ② 却下 ③ 特定の財務会計上の行為の違法性又は不当性を客観的かつ具体的に示しているとは認められない	無
沖縄県	① 沖縄県議会議事務局長 ② 違法・不当な公金支出(包括外部監査人の求めによる賃貸借契約書等の提出がなされていない) ③ 議員の事務所費の返還と職員の雇用に係る人件費の返還を求める	H27.9.1	1		① H27.9.28 ② 却下 ③ 特定の財務会計上の行為の違法性又は不当性を客観的かつ具体的に示しているとは認められない	無
計	6件					有 1件 無 5件

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服の場合	委員会、その他機関の執行は措置が不服の場合	長官の関与がない場合	監査委員の勧告を期間外に行わない場合	委員会、その他機関の執行は措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	同第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
北海道	知事に対し政務調査費（人件費）の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件	H21. 10. 21	○								○		○					H26. 4. 23 札幌地裁判決 H26. 5. 9 判決確定
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	
青森県	知事に対して、政務調査費に係る不当利得返還請求を行うことを求める	H26. 10. 1	○								○							青森地裁で係属中
青森県	知事に対して、議員の海外派遣に係る公金の不当利得返還請求を行うことを求める	H28. 5. 13	○								○							青森地裁で係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
岩手県	災害廃棄物の広域処理に係る違法公金支出返還等請求	H25. 7. 29	○								○	○	○					H27. 4. 10 盛岡地裁判決 請求一部却下、その他 棄却 H27. 4. 25 確定
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	
宮城県	警察官の誤った保護措置により県が支払った損害賠償金について、警察官による保護措置が重過失であるとして知事に対し、国家賠償法第1条第2項に基づく求償権の行使を請求	H26. 7. 22	○								○							H28. 2. 25 仙台地裁請求棄却 現在、仙台高裁 係属中
宮城県	知事に対し、議員の海外視察に係る公金の返還を請求	H26. 11. 10	○								○							現在、仙台地裁 係属中

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が結果にある場合	委員の執行は不服がある場合	議会の他の職員に長は関係ない場合	監査委員の勧告が結果にある場合	委員の執行は不服がある場合	議会の他の職員に長は関係ない場合	第1項による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
宮城県	知事に対し、議員の海外視察に係る政務活動費の返還を請求	H27. 2. 24	○								○							現在、仙台地裁係属中
宮城県	知事に対し、政務調査費ないし政務活動費に係る不当利得返還を請求	H28. 4. 25	○								○							現在、仙台地裁係属中
計	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	0件	0件	0件	0件		
茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める事件	H27. 4. 3	○								○							現在、水戸地裁係属中
茨城県	県議会議員選挙における選挙公営費の一部の支出について、候補者等による申請が違法又は無効であるとし、候補者等に不当利得として返還請求することなどを知事に対して求める事件	H27. 12. 3	○								○							現在、水戸地裁係属中
茨城県	①負担金の支出の差止め、②ダム使用権の認定申請を取り下げる権利の行使を怠ることの違法確認、③知事に対し、57億2,463万1,039円の損害賠償請求を求める事件	H16. 11. 4	○						○		○	○	○					H27. 9. 10 最高裁請求棄却
茨城県	市に対する補助金の交付について、県知事個人が当該補助金を市長に着服させて公金を流用したとして、補助金同額の金員を知事個人に返還請求することを知事に対して求める事件	H25. 12. 5	○								○	○						H26. 6. 13水戸地裁請求棄却

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等	
			監査の結果が 監査員に 不服がある 場合	委員の 執行は 不服がある 場合	議会、 その他 関係機関 の措置が ない場合	長 の関 与が ない 場合	監査 が法 定に 行わ ない 場合	委員 の執 行が 必要 ない 場合	議会、 その他 関係機 関の機 関を 必要 ない 場合	長 の関 与が 必要 ない 場合	第1項 第1号 による 請求	同第2 号に よる 請求	同第3 号に よる 請求	同第4 号に よる 請求	請求 却下	請求 棄却			原告 一部 勝訴
茨城県	海外出張に係る旅費の支出に条例違反があるとし、当該支出に係る金員を不当利得として知事個人らに返還請求することなどを知事に対して求める事件	H20. 9. 5	○									○		○					H26. 8. 11最高裁請求棄却
計	5件		5件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	5件	0件	3件	0件	0件	0件				
栃木県	思川開発事業、湯西川ダム建設事業及び八ッ場ダム建設事業の負担金を県が支出したことは違法であるとして、当該負担金の支出の差止めと思川開発事業からの撤退を怠る事実の違法確認、知事個人に対し損害賠償請求を行うことを求めているもの	H16. 11. 9	○					○		○	○		○						H23. 3. 24 宇都宮地裁請求一部却下、一部棄却（県側は被告） H25. 1. 27 東京高裁請求一部却下、一部棄却（県側は被控訴人） H27. 9. 8 最高裁上告棄却、上告受理申立て不受理（県側は被上告人）
栃木県	会派が交付を受けた政務調査費の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを求めているもの	H26. 8. 18	○								○								現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	会派が交付を受けた政務調査費の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを求めているもの	H27. 8. 21	○								○								現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	平成27年度に本県議員が参加した各都道府県議会議員同士で行う野球大会に関する事務を職務時間中に担当職員に行わせたことは違法であるとして、職員に対し損害賠償を請求するよう求めているもの	H28. 3. 17	○								○								現在、宇都宮地裁係属中
計	4件		4件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	4件	0件	1件	0件	0件	0件				

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等		
			監査委員の結果が不服がある場合	委員の執行は不服がある場合	議会、他の機関の措置がある場合	長の関与がない場合	監査委員の執行は違法でない場合	監査委員の執行は違法でない場合	議会、他の機関の措置がない場合	長の関与がない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却			原告一部勝訴	原告全部勝訴
群馬県	知事に対し、萩生川西地区農道舗装工事の施工を決定した職員に損害賠償請求を行うよう請求	H27.4.30	○									○								現在、前橋地裁係属中
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件					
埼玉県	知事及び公営企業管理者に対する公金支出の差止め、公営企業管理者に対し財産管理を怠る事実の違法確認、土地水政策課長等に対し知事の地位にあった者に対する損害賠償請求をすること、公営企業管理者に対し公営企業管理者の地位にあった者に対する損害賠償請求をすることを請求	H16.11.4	○						○		○	○		○						H27.9.9 最高裁
埼玉県	知事に対し知事個人に対する不当な工事費用支出に伴う損害金の請求をするよう請求	H23.8.11	○											○						H26.5.9 最高裁
埼玉県	準学校法人に対する公金支出の差止め、補助金交付決定の取消し、担当課長が補助金の返還を求めないことの違法確認、知事個人に対する違法な補助金交付に伴う140万円の損害金の請求	H24.7.13	○						○	○	○	○		○						H26.7.3 最高裁
埼玉県	知事に対し議会会派に対する政務活動費の返還請求をするよう請求	H27.4.17	○																	H28.3.31現在 さいたま地裁係属中
埼玉県	知事に対し、知事が財産管理を怠る事実の違法確認及び議会会派に対し政務活動費の返還請求をするよう請求	H27.5.24	○																	H28.3.31現在 さいたま地裁係属中
計	5件		5件	0件	0件	0件	0件	2件	1件	3件	5件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件		

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服がある場合	議会の執行措置が不服がある場合	長の関係機関にない場合	監査委員が法定にない場合	委員の執行措置が不服がある場合	議会の執行は必要ない場合	長の関係機関にない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
東京都	職員の給与等に係る不当利得返還請求事件	H28. 3. 4	○								○							東京地裁係属中
東京都	固定資産税等賦課徴収に係る怠る事実の違法確認請求事件	H23. 9. 26	○							○			○					H26. 10. 23 最高裁判所不受理
東京都	ダム建設に係る公金支出の差止め、ダム使用権設定申請に係る怠る事実の違法確認、及び公金支出に係る損害賠償請求事件	H16. 11. 22	○					○		○	○		○					H27. 9. 10 最高裁判所上告棄却、不受理
東京都	知事外5名に対する豊洲新市場予定地取得に伴う損害賠償請求事件	H22. 5. 24	○										○					H25. 9. 11 東京地裁訴え却下 H26. 4. 23 東京高裁控訴棄却 H26. 12. 17 最高裁上告棄却・不受理
計	8件		8件	0件	0件	0件	2件	0件	2件	7件	0件	4件	0件	0件	0件	0件		
神奈川県	土壌汚染された土地を売却すると買主から損害賠償請求を受ける蓋然性が高いとして、知事に対する、主位的に土地売却の差止請求、予備的に入札の差止請求	H24. 4. 9	○							○			○					H27. 1. 30 最高裁
神奈川県	弁護士報酬の支払いが違法であるとして知事及び前知事に対する損害賠償請求	H25. 6. 26	○										○					H26. 6. 11 横浜地裁
神奈川県	政務活動費に目的外支出があったことを理由として、4会派に遅延損害金、3議員に目的外支出及び遅延損害金の支払請求及び監査委員の却下通知の取消請求	H25. 10. 13	○							○			○					H26. 4. 8 横浜地裁（取下げ）

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等	
			監査の結果が場	査査員に不	議、その他	長、その他	監査がは	査査員	議、その他	長、その他	第1項	同第2項	同第3項	同第4項	請求却下	請求棄却			原告一部勝訴
新潟県	新潟東港における使用許可について、付加価値の高い用地を有効活用してないとして、有効利用するため使用許可を変更する財務的処理をするよう求めるもの	H26. 10. 31	○							○			○						H27. 2. 10 新潟地裁請求却下（確定）
新潟県	知事に対し、協同組合への貸付金について、平成26年に行った償還条件変更が違法であるとして、知事個人に損害賠償請求するよう求めるもの	H27. 6. 9	○																現在、新潟地裁係属中
新潟県	知事に対し、協同組合への貸付金について、平成27年に行った償還条件変更が違法であるとして、知事個人及び産業労働観光部長に損害賠償請求するよう求めるもの	H28. 1. 7	○																現在、新潟地裁係属中
新潟県	知事に対し、平成22年度から平成26年度政務活動（調査）費に違法な支出があるとして、議員に返還請求するよう求めるもの	H28. 3. 17	○																現在、新潟地裁係属中
新潟県	知事に対し、県政記者室が許可手続なく使用されているため、使用料等を使用者に請求することを求めるもの	H28. 4. 11	○																現在、新潟地裁係属中
新潟県	知事に対し、司法記者室が許可手続なく使用されているため、使用料等を使用者に請求することを求めるもの	H28. 4. 19	○																現在、新潟地裁係属中
計	8件		8件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	7件	1件	1件	0件	0件	0件	0件		
石川県	知事に対する平成24年度政務調査費に係る不当利得返還請求権の行使を求める請求 (16, 398, 546円)	H26. 4. 10	○																H28. 3. 24 金沢地裁一部容認 H28. 4. 6 名古屋高裁へ控訴 H28. 8. 3 棄却 現在、最高裁へ上告中

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服の場合	委員の勧告が不服の場合	議会、他の機関の執行措置がない場合	長官の関与がない場合	監査委員の勧告が法定期間内に行わなかった場合	議会、他の機関の執行措置を講じなかった場合	長官の関与がない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
石川県	知事に対する平成25年度政務活動費に係る不当利得返還請求権の行使を求める請求 (17,742,400円)	H27.4.24	○								○							H28.9.29 金沢地裁一部容認 H28.10.12 名古屋高裁へ控訴、係属中
石川県	知事に対する平成26年度政務活動費に係る不当利得返還請求権の行使を求める請求 (31,933,577円)	H28.4.25	○								○							現在金沢地裁で係属中
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
福井県	知事に対し、2009年度県議会政務調査費の一部について、県へ返還するよう求める。	H22.12.28	○								○	○						H25.7.31 福井地裁一部認容 H26.5.28 名古屋高裁請求棄却 H27.1.22 上告棄却および上告受理申し立て不受理
福井県	知事に対し、2011年度県議会政務調査費の一部について、県へ返還するよう求める。	H25.2.27	○								○		○					H28.4.13 福井地裁一部認容その他は棄却 H28.4.27 判決確定
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	
山梨県	県議会議員に対する政務調査費の支出について県へ返還させることを知事に請求	H26.6.20	○								○							甲府地裁係属中
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の調査結果が不服がある場合	議会の執行機関が不服がある場合	長官の執行機関が不服がある場合	監査委員の調査結果が不服がある場合	議会の執行機関が不服がある場合	長官の執行機関が不服がある場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	同第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
長野県	県発注治山事業に係る違法な契約や履行等に伴う損害金（1,200万円）を関わった県職員に支払わせるよう知事に請求	H27. 6. 18	○								○						現在、長野地裁係属中	
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件			
岐阜県	知事に対する違法な支出により県に損害を与えた職員に対する損害賠償請求権の行使	H25. 3. 21	○								○	○				H25. 10. 2 岐阜地裁請求却下 H26. 2. 27 名古屋高裁原判決取消・差戻 H26. 9. 18 岐阜地裁請求棄却 H27. 1. 29 名古屋高裁（判決確定）		
岐阜県	知事に対する懲戒免職処分にかかる損害賠償金等支出に伴う損害賠償請求	H25. 11. 17	○								○	○				H26. 8. 21 岐阜地裁請求棄却 H26. 12. 24 名古屋高裁（判決確定）		
岐阜県	知事に対する不法行為を行い県に損害を与えた職員に対する損害賠償請求権の行使	H26. 4. 24	○								○	○				H26. 11. 26 岐阜地裁請求棄却 H27. 6. 4 名古屋高裁（判決確定）		
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	3件	0件	0件	0件			
静岡県	実体のない協議体への補助金支出は違法であるとした公金支出返還請求	H25. 1. 21	○								○			○		H27. 2. 3 東京高裁結審		

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の結服がある場合	委員の不服がある場合	議会、その他機関の執行措置がない場合	長の関与がない場合	監査委員の勧告を期間内にしない場合	議会、その他機関の執行措置がない場合	長の関与がない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
静岡県	①契約が違法無効であることの確認。 ②職員に損害賠償を求めることの知事への請求。	H25. 2. 14	○						○						○			H26. 2. 14 静岡地裁請求棄却 H26. 7. 9 東京高裁請求棄却 H27. 8. 26 最高裁請求棄却
静岡県	知事が職員に対して違法契約締結に伴う損害金を請求することの請求	H26. 3. 14	○												○			H26. 11. 14 静岡地裁請求棄却 H27. 4. 15 東京高裁請求棄却 控訴人の上告なし、判決確定
静岡県	損害賠償請求権行使請求事件 アH20空港関連事業費約32.6億円 イH15測量業務委託料約1.3千万円 ウ開港時暫定運用追加工事費約1.08億円	H21. 4. 3	○												○			H26. 6. 6 静岡地裁 ア請求棄却 イウ（前知事・関係職員）訴え却下、（委託業者）請求棄却 H26. 11. 26 東京高裁控訴棄却 H28. 2. 5 最高裁上告の棄却・申立ての不受理の決定
静岡県	①前年度からの契約額の上昇分について職員に損害賠償を求めることの知事及び出先機関の長への請求 ②指名競争入札を無効とし、再度、一般競争入札により入札を実施することの請求 ③指名基準が違法であることの確認	H23. 9. 9	○												○			H26. 2. 27 静岡地裁請求棄却 H26. 7. 17 東京高裁請求棄却 H27. 8. 26 最高裁請求棄却
静岡県	御前崎市が実施した、県単治山（補助）事業について、伐採数量が過大に報告されているため、県は市に損害賠償請求すべきとの主張	H27. 9. 30	○												○			H28. 11. 4現在 静岡地裁係属中
計	6件		6件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	6件	0件	4件	0件	1件	0件			

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服がある場合	議会、その他執行機関による措置がない場合	長官の関与がない場合	監査委員が法定期間内に行わない場合	委員会が勧告を期間外に行わない場合	議会、その他執行機関による措置がない場合	長官の関与がない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
愛知県	愛知県知事が政務活動費に係る不当利得返還請求を行うよう求める。	H27. 11. 11	○								○							現在、名古屋地裁係属中
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
三重県	職員に対する契約の締結差止請求及び知事又は職員に対する違法契約締結に伴う損害金（540万円）請求の義務づけ請求	H26. 10. 10	○							○								H27. 3. 4 津地裁請求の趣旨変更（差止請求を取り下げ） H27. 5. 19 取り下げによる終了
三重県	知事又は職員に対する違法契約締結に伴う損害金（540万円）請求の義務づけ請求	H27. 2. 27	○															現在、津地裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
滋賀県	知事に対する違法な病棟建設にかかる支出済の公金の返還請求および支出の差し止め	H24. 8. 8	○							○				○				H26. 12. 16 大津地裁請求一部却下、一部棄却(確定)
計	1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
京都府	知事、国及び関係職員に対するダム再開発事業負担金の支出に係る損害金（1,625,254,312円）の請求及び今後の負担金支出の差止請求	H27. 1. 23	○							○								現在、京都地裁係属中
計	1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
大阪府	知事に対する保育所増改築補助金に係る公金支出差止の請求	H26. 11. 26	○							○								H27. 4. 9 大阪地裁取下げ

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の結果が不服がある場合	委員の執行は不適当な場合	議会の他職員の措置がない場合	長の関与がない場合	監査委員の執行は違法でない場合	議会の執行は必要ない場合	長の関与がない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
大阪府	知事等に対する安威川ダム建設に関する用地買収に伴う損害賠償及び不当利得返還（17,975,261円）の請求	H28.3.25	○								○							現在、大阪地裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件			
兵庫県	知事に対し、学校法人に対する補助金支出が違法であるとして、同補助金に係る補助金交付決定の取消しを求めたもの	H24.4.27	○							○				○				H26.4.22 神戸地裁請求棄却 H27.2.3 大阪高裁控訴棄却 H27.9.29 最高裁上告棄却
兵庫県	知事に対し、学校法人に対する平成24年度以降の補助金交付の差止め（※後に平成24年度に交付された補助金交付相当額（126,855,000円）の損害賠償請求及び不当利得返還請求に変更）、並びに平成23年度に交付された補助金相当額（137,022,000円）につき、知事個人に対する損害賠償請求及び同法人に対する不当利得返還請求の義務付けを求めたもの	H24.10.6	○							○				○				H26.4.22 神戸地裁請求棄却 H27.2.3 大阪高裁控訴棄却 H27.9.29 最高裁上告棄却
兵庫県	知事に対し、違法な建設工事用材料使用承諾により無意味となったダム施工計画策定業務委託料（108,495,450円）につき、知事個人及び職員に対する損害賠償請求の義務付けを求めたもの	H25.4.23	○											○				H26.12.4 神戸地裁請求棄却（確定）
兵庫県	知事に対し、県が職員互助会、学校厚生会及び警察互助会に支出した補助金において、返還請求を怠った各互助会の剰余金の一部（7,055,353,067円）につき、知事個人及び職員等に対する損害賠償請求並びに各互助会に対する不当利得返還請求の義務付けを求めたもの	H25.5.31	○											○				H27.8.25 神戸地裁請求棄却 H28.7.28 大阪高裁控訴棄却（確定）

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服の場合	委員の執行は不服の場合	議会、他の関係機関の措置がある場合	長官の職務執行にない場合	監査委員の勧告を期間外に提出した場合	議会、他の関係機関の執行は必要ない場合	長官の職務執行にない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
岡山県	平成24年度政務調査費不当利得返還請求（129,642千円）	H26.7.23	○								○							現在、岡山地裁で係属中
岡山県	平成25年度政務活動費不当利得返還請求（144,352千円）	H27.7.14	○								○							現在、岡山地裁で係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件		
広島県	知事に対し、県営工事において、一部が未竣工のため、補助金返還を行ったことについて、関係職員に対する損害賠償等を求める請求	H26.4.21	○							○		○						H27.9.9 広島地方裁判所請求棄却
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件		
山口県	知事が議員に対し政務活動費（1,887,645円）に係る不当利得返還請求を行うよう求める	H26.10.15	○							○								H28.6.22 山口地裁原告一部勝訴 現在、広島高裁係属中
山口県	知事に対し職員の人件費等の損害賠償請求及び怠る事実の違法確認を求める	H27.1.23	○							○	○							現在、山口地裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	0件		
徳島県	知事に対する議員へ違法に支払われた政務調査費（3,066,378円）について返還請求することを求める請求	H26.7.11	○								○							現在、徳島地裁係属中
徳島県	知事に対する議員へ違法に支払われた政務調査費（237,500円）について返還請求することを求める請求	H26.10.6	○								○							H27.1.28 徳島地裁取下げ

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等	
			監査委員の結服が場	査察員は不服がある	議会の執行は措置がない	長官の関与は措置がない	監査委員が法定にない	査察員が期間内に行わ	議会の執行は措置がない	長官の関与は措置がない	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却			原告一部勝訴
愛媛県	知事に対する離島航路整備事業費補助金の返還請求（えひめ南汽船分）	H27. 10. 26	○									○							松山地裁係属中
計	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	1件	0件	0件	0件			
高知県	土木工事業者に対し、損害金及び遅延損害金を請求することを、高知県知事に求めるもの	H25. 3. 8	○									○		○					H26. 9. 30 高知地裁請求一部認容 H26. 10. 15 確定
高知県	国に対し、国直轄事業の県負担金にかかる損害金を請求することを高知県知事に求めるもの	H25. 3. 8	○									○	○						H26. 10. 21 高知地裁訴え却下 H26. 11. 5 確定
高知県	入札談合による損害金及び遅延損害金を、落札業者に対し請求することを高知県知事に求めるもの	H25. 5. 27	○									○							H27. 3. 27 高知地裁請求一部認容 H27. 10. 8 高松高裁原判決取消、 請求棄却 現在、最高裁係属中
高知県	鉄道会社への交付済補助金（59,768,055円）の返還請求を高知県知事に求めるもの	H25. 6. 15	○									○	○						H26. 10. 24 高知地裁請求棄却 H26. 11. 5 確定
高知県	主位的に補助金交付決定の取消し及び補助金返還請求を、予備的に職員に対する賠償命令を行うことを高知県知事に求めるもの	H25. 10. 15	○							○		○	○						H28. 4. 26 高知地裁一部却下、一部棄却 H28. 5. 11 確定
高知県	町への補助金のうち間接補助事業者に詐取された2,854,832円及び380,020円を、町に対して返還請求することを高知県知事に求めるもの	H26. 5. 9	○									○	○						H27. 11. 17 高知地裁請求棄却 H27. 12. 1 確定

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等	
			監査委員の結核勧告が場	査又の不服がある	議会の執行は措置が	長機関係職員にない	監査委員が法定にない	査又を間	議会の執行は措置をい	長機関係職員にない	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却			原告一部勝訴
佐賀県	県が行った吉野ヶ里メガソーラー計画に基づく土地の売買契約、土地造成工事契約は違法であり、代金支払の差止めを求める。また、同計画に基づく土地の賃貸借契約は違法であり、賃貸借契約の解除を求める。さらに、これらの契約に基づき支出した公金の填補を知事に県が請求するよう求める。	H25. 4. 23 ※訴訟提起日以降に、同一内容で住民監査を行った者の一部が、訴訟に追加参加している。	○					○				○							H27. 10. 9 佐賀地裁請求棄却 現在、福岡高裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	0件				
大分県	企業誘致のため県が行った県土地開発公社に対する補助金の支出に公益性が認められず違法であるとして、県が公社に対し18億5363万777円の支払を請求するよう求めるもの	H20. 1. 18	○									○		○					H25. 8. 29 大分地裁請求棄却 H26. 4. 23 福岡高裁控訴棄却 H27. 8. 4 最高裁上告棄却及び上告受理申立て不受理
大分県	県立学校の生徒が部活動の練習中に熱射病で死亡した事故について、当該部活の顧問及び副顧問であった者に対し、県が国家賠償法第1条第2項に基づく求償権の行使を怠っていることが違法であることの確認及び県が顧問等に対し連帯して2755万6519円の支払を請求することを求めるもの	H27. 12. 4	○							○	○								大分地裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	1件	0件	0件	0件				
沖縄県	国家賠償法第1条第2項に基づく求償権を行使しないことが違法に財産の管理を怠る事実にあたるとして、関係職員に対する求償権の行使を求める	H27. 9. 9	○									○	○						H28. 1. 19 却下判決 原告控訴せず。 那覇地方裁判所判決確定。

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の勧告が不服がある場合	委員の勧告が不服がある場合	議会、その他機関の執行は措置がない場合	長、他の職員に措置がない場合	監査委員が法定期間内に行わない場合	議会、その他機関の執行は措置がない場合	長、他の職員に措置がない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
沖縄県	知事、関係職員及び相手方に対する違法な公金支出に伴う損害金(7,177万6,779円及びその利息)の請求	H25.6.26					○					○	○					H26.11.5 却下判決 原告控訴せず。 那覇地方裁判所判決確定。
計	2件		1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	2件	2件	0件	0件	0件	0件	0件		
合計	117件		115件	0件	1件	1件	17件	6件	12件	109件	5件	43件	4件	1件	2件			

② 市町村分
ア 住民監査請求の件数（総括表）

（単位：件）

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち 取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
北海道	H26.4.1～H27.3.31	8	1	1			1	6		
	H27.4.1～H28.3.31	6		1	1			5		
	計	14	1	2	1	0	1	11	0	0
青森県	H26.4.1～H27.3.31	6		5		2	3	1		
	H27.4.1～H28.3.31	3	1					2		
	計	9	1	5	0	2	3	3	0	0
岩手県	H26.4.1～H27.3.31	4		2			2	2		
	H27.4.1～H28.3.31	5		3	1		2	2		
	計	9		5	1		4	4		
宮城県	H26.4.1～H27.3.31	6		3	1	1	1	3		
	H27.4.1～H28.3.31	11		2			2	8	1	
	計	17	0	5	1	1	3	11	1	0
秋田県	H26.4.1～H27.3.31	17		5	4		1	8	4	
	H27.4.1～H28.3.31	5		1	1			2	2	
	計	22	0	6	5	0	1	10	6	0
山形県	H26.4.1～H27.3.31	1		1			1			
	H27.4.1～H28.3.31	2						2		
	計	3	0	1	0	0	1	2	0	0
福島県	H26.4.1～H27.3.31	5		5	2		3			
	H27.4.1～H28.3.31	2		2		1	1			
	計	7	0	7	2	1	4	0	0	0
茨城県	H26.4.1～H27.3.31	22		16	2	6	8	5		1
	H27.4.1～H28.3.31	20		18		3	15	2		
	計	42	0	34	2	9	23	7	0	1
栃木県	H26.4.1～H27.3.31	8	1	2			2	5		
	H27.4.1～H28.3.31	8		4	1	1	2	4		
	計	16	1	6	1	1	4	9	0	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
群馬県	H26.4.1～H27.3.31	2						1		1
	H27.4.1～H28.3.31	62		2		1	1	60		
	計	64	0	2	0	1	1	61	0	1
埼玉県	H26.4.1～H27.3.31	35		9	3	3	3	26		
	H27.4.1～H28.3.31	30	4	11	2	3	6	15		
	計	65	4	20	5	6	9	41	0	0
千葉県	H26.4.1～H27.3.31	35		8	2	2	4	26		1
	H27.4.1～H28.3.31	23	1	9	2	2	5	13		
	計	58	1	17	4	4	9	39	0	1
東京都	H26.4.1～H27.3.31	42		17	2	6	9	24	1	
	H27.4.1～H28.3.31	28	1	12	4	2	6	15		
	計	70	1	29	6	8	15	39	1	0
神奈川県	H26.4.1～H27.3.31	29	1	14	4	3	7	12	2	
	H27.4.1～H28.3.31	25	1	8	4	1	3	16		
	計	54	2	22	8	4	10	28	2	0
新潟県	H26.4.1～H27.3.31	11		7	2	4	1	4		
	H27.4.1～H28.3.31	6		3	1	2		3		
	計	17	0	10	3	6	1	7	0	0
富山県	H26.4.1～H27.3.31	15		8		1	7	7		
	H27.4.1～H28.3.31	3						3		
	計	18	0	8	0	1	7	10	0	0
石川県	H26.4.1～H27.3.31	6		4	1	1	2	2		
	H27.4.1～H28.3.31	4		1		1		3		
	計	10	0	5	1	2	2	5	0	0
福井県	H26.4.1～H27.3.31	3		1			1	2		
	H27.4.1～H28.3.31	3		1	1			2		
	計	6	0	2	1	0	1	4	0	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
山梨県	H26.4.1～H27.3.31	1						1		
	H27.4.1～H28.3.31	2						2		
	計	3	0	0	0	0	0	3	0	0
長野県	H26.4.1～H27.3.31	16	1	9	4	1	4	3	3	
	H27.4.1～H28.3.31	16		14	2	1	11	2		
	計	32	1	23	6	2	15	5	3	0
岐阜県	H26.4.1～H27.3.31	5		4	2	1	1		1	
	H27.4.1～H28.3.31	14		7		2	5	7		
	計	19	0	11	2	3	6	7	1	0
静岡県	H26.4.1～H27.3.31	7		3	1	2		4		
	H27.4.1～H28.3.31	5		1			1	3	1	
	計	12	0	4	1	2	1	7	1	0
愛知県	H26.4.1～H27.3.31	22		8	1	3	4	14		
	H27.4.1～H28.3.31	27		14	1	3	10	12	1	
	計	49	0	22	2	6	14	26	1	0
三重県	H26.4.1～H27.3.31	12		3	1	1	1	9		
	H27.4.1～H28.3.31	12	2	5	2	1	2	5		
	計	24	2	8	3	2	3	14	0	0
滋賀県	H26.4.1～H27.3.31	10		3		2	1	7		
	H27.4.1～H28.3.31	13		7	1	2	4	6		
	計	23	0	10	1	4	5	13	0	0
京都府	H26.4.1～H27.3.31	18		11	2	5	4	6	1	
	H27.4.1～H28.3.31	10		4		2	2	6		
	計	28	0	15	2	7	6	12	1	0
大阪府	H26.4.1～H27.3.31	45	1	5	1	2	2	35	4	
	H27.4.1～H28.3.31	49		15	2	4	9	28	4	2
	計	94	1	20	3	6	11	63	8	2

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
兵庫県	H26.4.1～H27.3.31	30		11	2	1	8	16	3	
	H27.4.1～H28.3.31	37		17	1	3	13	18	2	
	計	67	0	28	3	4	21	34	5	0
奈良県	H26.4.1～H27.3.31	10		3	1	1	1	5	2	
	H27.4.1～H28.3.31	16	3	4	1	1	2	7	2	
	計	26	3	7	2	2	3	12	4	0
和歌山県	H26.4.1～H27.3.31	1						1		
	H27.4.1～H28.3.31	2						2		
	計	3	0	0	0	0	0	3	0	0
鳥取県	H26.4.1～H27.3.31	1						1		
	H27.4.1～H28.3.31	3		2		2		1		
	計	4	0	2	0	2	0	2	0	0
島根県	H26.4.1～H27.3.31	1		1		1				
	H27.4.1～H28.3.31	3	2					1		
	計	4	2	1	0	1	0	1	0	0
岡山県	H26.4.1～H27.3.31	12		2	1		1	7	1	2
	H27.4.1～H28.3.31	6		2			2	2	1	1
	計	18	0	4	1	0	3	9	2	3
広島県	H26.4.1～H27.3.31	31	1	18	3	8	7	11	1	
	H27.4.1～H28.3.31	21		13	3	6	4	8		
	計	52	1	31	6	14	11	19	1	0
山口県	H26.4.1～H27.3.31	1						1		
	H27.4.1～H28.3.31	4		3	2	1		1		
	計	5	0	3	2	1	0	2	0	0
徳島県	H26.4.1～H27.3.31	11	1	4	2	2		6		
	H27.4.1～H28.3.31	4		1			1	3		
	計	15	1	5	2	2	1	9	0	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
香川県	H26.4.1～H27.3.31	9		4			4	5		
	H27.4.1～H28.3.31	9		2		1	1	7		
	計	18	0	6	0	1	5	12	0	0
愛媛県	H26.4.1～H27.3.31	1						1		
	H27.4.1～H28.3.31	4		3	1	2		1		
	計	5	0	3	1	2	0	2	0	0
高知県	H26.4.1～H27.3.31	10		7	2	1	4	3		
	H27.4.1～H28.3.31	3		3		3				
	計	13	0	10	2	4	4	3	0	0
福岡県	H26.4.1～H27.3.31	15		2	2			13		
	H27.4.1～H28.3.31	9	2	2		1	1	5		
	計	24	2	4	2	1	1	18	0	0
佐賀県	H26.4.1～H27.3.31	3						3		
	H27.4.1～H28.3.31	4		1	1			3		
	計	7	0	1	1	0	0	6	0	0
長崎県	H26.4.1～H27.3.31	3						3		
	H27.4.1～H28.3.31	6		3		1	2	3		
	計	9	0	3	0	1	2	6	0	0
熊本県	H26.4.1～H27.3.31	8		4	3		1	4		
	H27.4.1～H28.3.31	9		6	4	1	1	3		
	計	17	0	10	7	1	2	7	0	0
大分県	H26.4.1～H27.3.31	5		3	2		1	2		
	H27.4.1～H28.3.31	12	3	8	2	3	3	1		
	計	17	3	11	4	3	4	3	0	0
宮崎県	H26.4.1～H27.3.31	4		1	1			3		
	H27.4.1～H28.3.31									
	計	4	0	1	1	0	0	3	0	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
鹿児島県	H26. 4. 1 ~ H27. 3. 31	3		1			1	2		
	H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31	2						2		
	計	5	0	1	0	0	1	4	0	0
沖縄県	H26. 4. 1 ~ H27. 3. 31	9		6		2	4	3		
	H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31	13		10	3		7	3		
	計	22	0	16	3	2	11	6	0	0
合計	H26. 4. 1 ~ H27. 3. 31	559	7	221	54	62	105	303	23	5
	H27. 4. 1 ~ H28. 3. 31	561	20	225	44	57	124	299	14	3
	計	1,120	27	446	98	119	229	602	37	8

5. 財務関係

(3) 住民監査請求及び住民訴訟に関する調 (平成26年4月1日 から 平成28年3月31日 まで)

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
北海道	札幌市	① 札幌市長 ② 市が行った契約締結について(官製談合の疑い) ③ 損害の補てん	H26.11.12	1	1日(口頭)	① H27.3.19 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	無
北海道	札幌市	① 札幌市長 平成25年度の札幌市議会の各会派による政務活動 費支出の一部について(違法、不当な公金の支 出) ③ 損害の補てん	H26.11.12	1	1日(口頭)	① H27.1.23 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	無
北海道	札幌市	① 札幌市長 ② 市が支払っている一部の電気代について(違法又 は不当な支出) ③ 今後当該電気代の支出を行わないこと	H27.10.9	1	1日(口頭)	① H27.12.8 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	無
北海道	函館市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市議会の政務活動費に係る返還請求	H27.3.26	8	H27.4.9 陳述の聴取	① H27.5.18 ② 棄却 ③ 請求人の請求には理由がない	無
北海道	旭川市	① 市長及び市職員 ② 永山取水施設等及び左岸導水管に係る財産管理 (平成27年6月11日以前分) 取水施設等をA社及びB社が使用していること並 びにB社に対する左岸導水管の違法又は不当な行 政財産の目的外使用許可及び使用料免除に伴う損 害の補填を求める措置を請求	H27.12.22	24	H28.1.18 口頭陳述	① H28.2.17 ② 一部却下、一部棄却 ③ 却下：監査請求期間後の請 求につき、正当な理由が認 められない。 棄却：請求に理由がない。	有
北海道	旭川市	① 市長及び市職員 ② 永山取水施設等及び左岸導水管に係る財産管理 (平成27年6月12日以降分) 取水施設等のA社に対する使用許可及び使用料免 除の取消しを求める請求、取水施設等及び左岸導 水管のB社に対する使用許可及び使用料免除の取 消しを求める請求並びに両社に対する使用許可及 び使用料免除に伴う損害の補填を求める措置を請 求	H27.12.22	24	H28.1.18 口頭陳述	① H28.2.17 ② 棄却 ③ 請求に理由がない。	有
北海道	七飯町	① 町長 ② 大中山小学校改築に伴う周辺土地の購入と建設計 画について ③ 土地購入事業の白紙撤回と建設計画の見直し	H27.4.1	5	H27.4.10 新たな証拠の提出無 口頭陳述(1名)	① H27.4.30 ② 棄却 ③ 違法又は不当な財務会計上 の行為は認められない	無
北海道	京極町	① 町長 ② 補助金の不正受給 ③ 公園階段改修工事交付金返還に関し返還金の負担 割合を適正に措置されることを求める請求	H26.9.5	2	口頭陳述の機会を設けな かった。	① H26.9.25 ② 棄却 ③ 異なる請求者から同一内容 の請求	有
北海道	羽幌町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 町長に対する賠償請求	H26.9.11	1	H26.10.10 口頭陳述	① H26.10.23 ② 棄却 ③ 当該請求に理由が無い	無
北海道	安平町	① 安平町(町長) ② 不当な契約の締結、財産の管理を怠る事実、違 法・不当な公金の支出 ③ 不当な契約、不当な財産処分、不当な公金の支出	H27.12.4	1	H27.12.4 口頭及び文書による	① H28.1.15 ② 棄却 ③ 不当な契約、不当な財産処 分、不当な公金の支出とは 認められない	無
北海道	芽室町	① 関係町職員 法令に触れる違法行為 ② ・工業団地造成工事に伴う監督・検査員の職務違 法行為 ③ 損害賠償請求	(H26.10.31)	1	H26.11.13 請求人要件審査	① H26.11.13 ② 取り下げ ③ 要件審査時に本人との確認 の中で取り下げを行った。	無
北海道	芽室町	① 町長、副町長、関係町職員 不適切な会計事務処理及び工事監督・検査員の違 法行為 ② ・災害復旧工事に伴う不適切会計及び工事監督・ 検査員の違法行為、バイオマス発電設備工事の中 止及び工事監督・検査員の職務違法行為 ③ 関係職員に対する損害賠償請求	(H27.1.21)	1	H27.1.28 請求人要件審査	① H27.2.6 ② 却下(不受理) ③ 要件不適	無
北海道	芽室町	① 関係町職員 不適切な会計事務処理及び工事監督・検査員の違 法行為 ② ・災害復旧工事に伴う不適切会計及び工事監督・ 検査員の職務違法行為 ③ 関係職員に対する損害賠償請求	(H27.3.25)	1	H27.4.10 請求人要件審査	① H27.4.30 ② 却下(不受理) ③ 期間経過	有
北海道	幕別町	① 町長 ② 新庁舎建設工事に、地方自治法第2条第14項 に違反している。 ③ 不当な公金支出の差し止め	H27.7.27	1	H27.8.17 口頭陳述	① H27.9.18 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
計	9団体	14件					有 4件 無 10件
青森県	青森市	① 市長 ② 違法又は不当に市有地の使用を認めたこと ③ 使用を認めたことを無効とすること	(H27.3.10)	1	却下(不受理)のため未実 施	① H27.3.25 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
青森県	弘前市	① 市長 ② 違法な補助金支出 ③ 補助金支出の差し止め	H26. 8. 22	92	H26. 9. 29 口頭陳述	① H26. 10. 17 ② 棄却 ③ 補助金支出に違法性はない	有
青森県	弘前市	① 市長 ② 違法又は不当な財産管理 ③ 市有地とその隣地との境界確定	H27. 11. 5	1	請求人は陳述を希望しな かった。	① H27. 12. 25 ② 棄却 ③ 違法又は不当な財産管理と は認められない	無
青森県	八戸市	① 前是川縄文館長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実・重要文化 財の亡失 ③ 重要文化財を亡失したのは財務規則に違反するた め賠償を求める。	H26. 6. 26	1		① H26. 8. 4 ② 却下 個別的、具体的に財務会計 上の行為又は怠る事実を証 明するものとはなっておら ず、請求要件を欠いてお り、不適法な請求と判断。	無
青森県	八戸市	① 八戸市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実、違法不当 な公金の支出（八戸市水産科学館） ③ 八戸市水産科学館指定処分取消及び、指定管理料 返還請求	H26. 8. 15	30		① H26. 9. 18 ② 却下 指定管理者の指定自体は、 行政管理的行為であって、 財務的処理を直接の目的と する財務会計上の行為には 当たらない。	有
青森県	八戸市	① 八戸市長 ② 違法又は不当な財産の取得、管理、処分・（野場 生活館） ③ 不当な財産取得の是正、公有財産違法貸付是正請 求	H26. 9. 19	1		① H26. 11. 11 ② 却下 違法又は不当であることを 具体的に適示するものとは なっていない。市にどのよ うな損害が生じているの か、あるいは、損害が生じ るおそれがあるのかについ て、記載がなく、事実証明 書の添付もない。	無
青森県	八戸市	① 八戸市長 ② 違法又は不当な財産の取得（野場生活館） ③ 不当な財産取得の是正	H26. 12. 4	1		① H27. 1. 29 ② 却下 違法又は不当であることを 具体的に適示するものとは なっていない。市にどのよ うな損害が生じているの か、あるいは、損害が生じ るおそれがあるのかについ て、記載がなく、事実証明 書の添付もない。	無
青森県	十和田市	① 市長 ② 違法に契約の締結が相当の確実さをもって予測さ れる場合 ③ 契約締結の防止	H27. 6. 11	1		① H27. 6. 26 ② 取下げ ③ 不明	無
青森県	十和田市	① 市長 ② 違法に契約の締結が相当の確実さをもって予測さ れる場合 ③ 契約締結の防止	H27. 9. 14	1	H27. 10. 23 口頭陳述	① H27. 11. 11 ② 棄却 ③ 当該契約の締結を防止する 理由がない	無
計	4団体	9件					有 2件 無 7件
岩手県	盛岡市	① 市長 ② 市が市道の虚偽表示を排除する業務を行ったかど うかを明らかにすること等の請求 ・虚偽表示だとする市道等表が表記された看板等 を排除するための事務事業を行ってきたかを明ら かにしてほしい。 ・市道の一部空洞陥没成長について、事前に予測 できるデータを所有していたかどうかを明らかに してほしいとともに同市道の付近に長らく42条2 項指定が続いたことに関して、防災上の検討が あったかどうかを明らかにしてほしい。 ③ 上の橋補修工事に関して、橋梁不具合認識の変 遷と補修工事決定の推移、工事の公表への決定過 程、周辺事情把握はどのようになってきたかを明 らかにしてほしい。	H27. 9. 24	1		① H27. 9. 30 ② 却下 ③ 法に定める請求事項に該当 しない	無
岩手県	一関市	① 一関市長 ② 違法不当に財産管理を怠る事実 ③ 補助金交付の取消しと損害賠償請求を行う等、必 要な措置を講じることを勧告するよう求めるも の。	— (H27. 6. 22付)	1 (代理人4人)		① H27. 7. 13 ② 却下（不受理） 違法・不当とする行為は認 められず、よって市に損害 発生の可能性がなく不適法 な請求と判断した。	無
岩手県	陸前高田市	① 市長 ② 奇跡の一本松保存業務に係る委託料の支出及び契 約の違法性 ③ 委託料の返還及び賠償、過払いされた金額の返還 等	(H26. 11. 20)	2		① H26. 11. 28 ② 却下（不受理） ③ 違法・不当な財務会計上の 行為は認められない。	無
岩手県	陸前高田市	① 市長 ② 奇跡の一本松保存業務に係る委託契約の違法性 ③ 市の被った損害を補てんするための必要な措置を 講じるよう勧告すること	(H27. 1. 9)	1		① H27. 1. 21 ② 却下（不受理） ③ H26. 11. 20と請求の趣旨が 同一である	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
岩手県	八幡平市	① 八幡平市選挙管理委員会委員長 ② 違法若しくは不当な公金の支出（投票に係る市コミュニティバス使用の無料化は不当である。） ③ 投票のために使用された無料利用券の乗車料金相当額と無料利用券の印刷代を市に返還するよう求める。	H27.12.25	1		① H28.1.19 ② 却下 ③ 請求期間を徒過しており、かつ、徒過したことについて正当な理由が存在しない	無
岩手県	奥州市	① 市長 ② 違法または不当な財産の処分（随意契約により、安価で処分した。） ③ 契約のやり直し又は損害の補填	H26.11.19	12	H26.12.11 口頭陳述	① H27.1.16 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
岩手県	奥州市	① 市長 違法又は不当な契約の締結及び公金の支出（契約行為及び予算支出が市財務規則に違反している。） ② 契約のやり直し又は損害の補填	H27.8.24	13	H27.9.17 口頭陳述	① H27.10.23 ② 棄却 ③ 当該契約及び公金の支出に違法性はない	有
岩手県	雫石町	① 町長 ② 補助金の支出（町が自ら契約せず、補助事業としたこと。） ③ 町長に対する補助金返還要求	H27.6.17	2	H27.7.7 本人希望しなかったため未実施	① H27.7.30 ② 棄却 ③ 町が損害を受けたとは認められない。	有
岩手県	矢巾町	① 町長 ② 施設建設について町及び住民に多大な損害を与える。 ③ 工事全般に係る今後の公金支出停止	H27.1.21	3	H27.2.4 口頭陳述	① H27.3.21 ② 棄却 ③ 不当性及び違法性なし	無
計	7団体		9件				有 無 4件 5件
宮城県	仙台市	① 市長 ② 目的外の政務調査費の違法・不当な支出 ③ 違法・不当な政務調査費の返還請求措置	H27.4.6	1 (団体)	1日 意見陳述及び新たな証拠の提出	① H27.6.4 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
宮城県	仙台市	① 市長 ② 選挙事務不適正処理再発防止委員会の設置に係る違法・不当な公金の支出 ③ 違法・不当な委員会設置に要する費用の損害賠償請求等の措置	H27.5.8	1 (団体)	1日 意見陳述及び新たな証拠の提出	① H27.7.7 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
宮城県	仙台市	① 市長 ② 交通事業者に対する敬老乗車証負担率の見直しに係る違法・不当な負担金増加分の支出 ③ 負担金を改正前に戻し、負担金増加分の支出の防止の措置	H28.3.1	1	1日 意見陳述及び新たな証拠の提出	① H28.4.27 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
宮城県	石巻市	① 市長 ② 議会に偽りの理由を説明し議決された予算で議決は無効であり、無効な予算に基づく支出は違法 ③ 公金の支出の差し止め	H26.8.6	5		① H26.9.4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	無
宮城県	塩竈市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出 ③ 相手方に対する損害賠償請求	(H26.5.28)	1		① H26.6.27 ② 却下（不受理） ③ 期間徒過	有
宮城県	塩竈市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出 ③ 相手方に対する損害賠償請求	H28.3.30	1	H28.4.20 口頭陳述	① H28.5.26 ② 一部却下・一部棄却 ③ 期間徒過。市に損害は発生していない。	有
宮城県	栗原市	① 市長 ② 平成25年度議会行政視察旅費支給 ③ 旅費の違法支出により市長へその補填を求める。	H26.4.16	1	H26.5.21 口頭陳述	① H26.6.10 ② 棄却 ③ 違法、不当性は認められない。	無
宮城県	大崎市	① 職員 ② 仮設排水ポンプ設置による公金支出は違法若しくは不当な公金の支出 ③ 当該行為を防止若しくは是正するために必要な措置を講じること	H27.10.9	1		① H27.10.29 ② 却下 ③ 請求の要件を欠いている	無
宮城県	大崎市	① 水道事業管理者 市水道事業管理者が使用量に適さない超過した料金を請求する違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実 ② 当該行為を防止若しくは是正するために必要な措置を講じること	H27.12.17	1		① H28.1.8 ② 却下 ③ 請求の要件を欠いている	無
宮城県	大崎市	① 市長 ② 公務外の公用車使用に要した経費は違法又は不当な公金の支出 ③ 損害を補填するために必要な措置を講じること	H28.1.5	1	H28.1.18 非公開	① H28.2.26 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
宮城県	蔵王町	① 町長 ② 違法な入湯税課税免除 ③ 入湯税の適正課税への是正	H28.2.24	1	H28.3.4 口頭陳述	① H28.4.11 ② 棄却 ③ 条例の課税免除規定に該当	無
宮城県	村田町	① 町長 ② 不当な予算の支出（建設事業費の概要に対し無駄な支出がみられる。） ③ 町長に対する予算執行の差し止め請求	H26.7.15	1	H26.7.31 口頭陳述	① H26.9.11 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性はない	無
宮城県	川崎町	① 町長 ② 町民バス運行業務委託事業に関する監査請求 ③ 不正利得の返還措置を講じること	H26.7.17	1	1日間・欠席	① H26.9.12 ② 棄却 ③ 不正利得とは認められない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
宮城県	川崎町	① 町長 ② 公共工事に係る入札手続の適正確保についての措置要求 ③ 最低制限価格の漏洩等が疑われるため、厳正な監査を求める。	H28. 1. 19	1	1日間・欠席	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 違法不当な契約を締結した とは認められないため。	無
宮城県	富谷町	① 議会議員 ② 違法、不当な公金の支出 ・調査特別委員会時に支出された費用弁償は、違法、不当である。 ③ 同委員会の停止の勧告	H27. 7. 6	1	H27. 7. 27 口頭陳述	① H27. 9. 3 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法性はない。	無
宮城県	加美町	① 町長 ② 不当な財産の取得 ③ 土地購入契約の破棄	H26. 6. 10	1		① H26. 7. 3 ② 却下 ③ 要件が具備していない	無
宮城県	涌谷町	① 町長及び教育長 ② 改修工事に際し、アスベストの有無を確認しな かったための余分な経費の支出 ③ 知識の修得、情報共有のシステム構築	H28. 2. 2	1	H28. 2. 10 口頭陳述	① H28. 3. 2 ② 勧告 ③ 業務のマニュアル作成、情 報共有のシステム構築	無
計	11団体	17件					有 4件 無 13件
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（旅費、交際費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 5. 9	4	H26. 6. 6を陳述日とし通 知、請求人からの申出無し により実施せず	① H26. 7. 4 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（食糧費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 7. 25	4	H26. 8. 26を陳述日とし通 知、請求人からの申出無し により実施せず	① H26. 9. 19 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
秋田県	湯沢市	① 副市長等 ② 違法な公金支出（旅費、食糧費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 7. 25	4	H26. 8. 26を陳述日とし通 知、請求人からの申出無し により実施せず	① H26. 9. 19 ② 勧告 ③ 食糧費の一部返還	無
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（食糧費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 8. 8	4	H26. 9. 17を陳述日とし通 知、請求人からの申出無し により実施せず	① H26. 10. 2 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
秋田県	湯沢市	① 市長 ② 違法な公金支出（交際費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 8. 20	4		① H26. 9. 19 ② 却下 ③ 違法とする根拠の具体的提 示なし	無
秋田県	湯沢市	① 副市長等 ② 違法な公金支出（食糧費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 9. 24	2	H26. 11. 5を陳述日とし通 知、請求人からの申出無し により実施せず	① H26. 11. 20 ② 勧告 ③ 食糧費の一部返還	無
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（交際費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 10. 1	4	H26. 11. 5を陳述日とし通 知、請求人からの申出無し により実施せず	① H26. 11. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（食糧費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 10. 6	4	H26. 11. 5を陳述日とし通 知、請求人からの申出無し により実施せず	① H26. 12. 1 ② 勧告 ③ 食糧費の一部返還	有
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（旅費、食糧費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 10. 6	4	H26. 11. 5を陳述日とし通 知、陳述実施の申出があ り、口頭陳述の実施及び追 加資料の提出あり	① H26. 12. 1 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
秋田県	湯沢市	① 副市長等 ② 違法な公金支出（旅費、交際費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 10. 29	6		① H26. 11. 21 ② 却下 ③ 期間経過	無
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（交際費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 10. 29	6	H26. 12. 5を陳述日とし通 知、請求人からの申出無し により実施せず	① H26. 12. 22 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（交際費、食糧費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 10. 29	6	H26. 12. 5を陳述日とし通 知、請求人からの申出無し により実施せず	① H26. 12. 25 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
秋田県	湯沢市	① 市長 ② 違法な公金支出（資金前渡、流用） ③ 違法な支出額の返還	H26. 11. 6	4		① H26. 11. 21 ② 却下 ③ 期間経過	無
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（タクシー利用料） ③ 違法な支出額の返還	H26. 11. 6	4	H26. 12. 5を陳述日とし通 知、請求人からの申出無し により実施せず	① H26. 12. 22 ② 勧告 ③ タクシー利用料の一部返還	有
秋田県	湯沢市	① 市長 ② 違法な公金支出（議決前予算の執行） ③ 違法な支出額の返還	H26. 11. 12	4		① H26. 12. 1 ② 却下 ③ 期間経過	無
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（旅費、交際費ほか） ③ 違法な支出額の返還	H26. 11. 18	4	H26. 12. 5を陳述日とし通 知、請求人からの申出無し により実施せず	① H27. 1. 14 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（旅費） ③ 違法な支出額の返還	H26. 11. 18	4		① H26. 12. 10 ② 却下 ③ 期間経過	無
秋田県	湯沢市	① 副市長等 ② 違法な公金支出（旅費） ③ 違法な支出額の返還	H27. 6. 15	9		① H27. 6. 26 ② 却下 ③ 期間経過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
秋田県	湯沢市	① 副市長等 ② 違法な公金支出（旅費、交際費） ③ 違法な支出額の返還	H27.6.15	9	H27.7.6を陳述日とし通知、請求人からの申出無しにより実施せず	① H27.8.10 ② 勧告 ③ 食糧費の一部返還	無
秋田県	湯沢市	① 副市長等 ② 違法な公金支出（旅費） ③ 違法な支出額の返還	H27.6.15	9	H27.7.6を陳述日とし通知、請求人からの申出無しにより実施せず	① H27.8.10 ② 勧告 ③ 旅費の返還	無
秋田県	湯沢市	① 市長等 ② 違法な公金支出（報償費、旅費ほか） ③ 違法な支出額の返還	H27.6.15	9	H27.7.6を陳述日とし通知、請求人からの申出無しにより実施せず	① H27.8.10 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
秋田県	鹿角市	① 副市長その他の職員 ② 違法な契約の締結 ③ 副市長その他の職員に対する損害賠償請求又は相手方に同損害相当代金の返還	H28.3.14	3	H28.3.28 口頭陳述	① H28.5.2 ② 棄却 当該契約は適法であり、市が被害を被った事実は確認できない。	有
計	2団体	22件					有 7件 無 15件
山形県	山市	① 市長 ② 市長が行った工事について通行権侵害及び談合の疑い ③ 損害賠償請求及び不当利得返還請求	H27.11.2	6	H27.12.4に証拠の提出	① H27.12.28 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
山形県	長井市	① 市長 ② 長井市が宅地分譲した際に、宅地建物取引業者を仲介させ、手数料を支払った。 ③ 手数料総額9,260,600円の支払いは違法であり、市長に損害の賠償を求める。	H27.11.27	1	H27.12.15 陳述会の開催	① H28.1.25 ② 棄却 市に損害を与えた事実は認められず、本件請求には理由がないので。	有
山形県	河北町	① 町長 ② 固定資産税評価額の現況把握の怠り ③ 公正・公平な賦課を求める措置請求	H26.10.6	1		① H26.10.9 ② 却下 ③ 監査請求対象外	無
計	3団体	3件					有 2件 無 1件
福島県	福島市	① 市長 ② 契約の締結、履行及び公金の徴収を怠る事実 土地貸付料について、福島県と同様な課税標準額に基づき貸付料とすべきであり、その徴収義務を怠り、またその差額分を相手方に追加請求すべき是正措置要求	(H27.1.14)	1		① H27.3.9 ② 却下（不受理） 補正の趣旨に沿った、主張を裏付ける資料の提出がなかったため、請求要件を欠いているため。	無
福島県	福島市	① 市長 ② 行政行為、行政指導 ③ 復興牧場建設に係る開発行為の無効確認と、その行政行為及び行政指導の是正措置請求	(H27.8.14)	1		① H27.8.26 ② 却下（不受理） ③ 請求要件(法242条第1項)を欠いているため。	有
福島県	玉川村	① 村長 ② 予算執行について ③ 公用車購入が高価すぎる	H26.3.20	1		① H26.4.22 ② 却下 ③ 違法・不当な公金の支出とは認められない	無
福島県	玉川村	① 村長 ② 予算執行について ③ 道の駐車場拡張工事は民間企業の便宜のためで不当出	H26.5.20	1		① H26.6.4 ② 却下 ③ 違法・不当な公金の支出とは認められない	無
福島県	玉川村	① 村長 ② 予算執行について ③ 商標違反の施設への委託料支出は不当	H26.6.20	1		① H26.7.1 ② 却下 ③ 違法・不当な公金の支出とは認められない	無
福島県	玉川村	① 村長 ② 予算執行について ③ 施設の維持管理費等を明示しない施設整備は不当	H27.5.27	1		① H27.7.1 ② 却下 維持管理費を明示する必要はなく、違法・不当な公金の支出とは認められない	無
福島県	大熊町	① 町長 ② 違法な契約の締結(談合等) ③ 町長及び関係職員並びに相手方に対する損害賠償請求	H26.10.10	20		① H26.12.1 ② 却下 ③ 期間経過	有
計	3団体	7件					有 2件 無 5件
茨城県	水戸市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 補助金交付において支出した公金の返還請求	H26.8.18	1	H26.9.24 口頭陳述	① H26.10.14 ② 棄却 ③ 当該行為は不当とは言えないため	無
茨城県	水戸市	① 市長 ② 不当な公金の支出または不当な財産の取得 ③ 代替地取得において支出した公金の返還請求	H28.2.10	4		① H28.3.28 ② 却下 ③ 請求の要件をみたさないため	無
茨城県	古河市	① 市長 ② 違法、不当な財産の取得、管理、処分 ③ 当該行為の是正	(H27.5.19)	1		① H27.6.15 ② 却下（不受理） ③ 要件を満たしていない	無
茨城県	常総市	① 市長 ② 議員に対する政務活動費の返還に関わる請求（違法、不適切な支出がある。） ③ 政務活動費における規定と異なる費用の返還	H26.9.4	1	H26.10.8 口頭陳述	① H26.10.29 ② 棄却 一部不適切な支出があったが、これを除いても収支に残余額が発生せず、よって返還額はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
茨城県	常総市	① 市長、総務課、企画部及び市広報委員会職員 広報誌の不当な記事掲載に対する費用の請求（議会の本会議場でされた議員の発言に対し、市側の主張を広報に掲載するのは、政治的であり、ガイドラインに反する。） ② ③ ガイドラインに反した記事を広報誌へ掲載したことに対する費用の請求	H27. 2. 24	1	H27. 3. 23 口頭陳述	① H27. 4. 16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に当たらない	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② ライスセンター事業への財務会計からの違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H26. 6. 13	1		① H26. 7. 10 ② 却下 ③ 事実を証明する書面提出なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 複合型交流拠点施設（道の駅）事業への違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H26. 6. 13	1		① H26. 7. 10 ② 却下 ③ 事実を証明する書面提出なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② ライスセンター事業への違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H26. 7. 10	1		① H26. 8. 28 ② 却下 ③ 事実を証明する書面提出なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 偽りの計算式による、違法な水道料金のつり上げ ③ 水道加入者への値上げ分の返還請求	H26. 10. 6	1		① H26. 11. 21 ② 却下 ③ 条例に基づく料金改定と料金徴収	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 補助金交付要項が未議決である ライスセンター事業への違法な補助金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H26. 10. 27	1		① H26. 12. 18 ② 却下 ③ 要項は議決の対象外	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 複合型交流拠点施設（道の駅）事業の法令違反の 条例による違法な公金の支出 ③ 市長個人に対し損害賠償返還請求	H26. 10. 27	1		① H26. 12. 18 ② 却下 ③ 請求期間経過及び違法な公金の 支出とする明確な理由なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 違法な水道料金のつり上げによる不法利得 ③ 水道加入者への値上げ分の返還請求	H26. 12. 17	1		① H27. 2. 3 ② 却下 ③ 条例に基づく料金改定と料 金徴収	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② ライスセンター事業への違法な補助金の支出 ③ 適法な金額の返還請求	H27. 1. 5	1		① H27. 2. 26 ② 却下 ③ 違法又は不当な公金の支出 の明示なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 道の駅事業に係る違法な私有地購入 ③ 適法な金額の返還請求	H27. 1. 5	1		① H27. 2. 26 ② 却下 ③ 違法又は不当な公金の支出 の明示なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 道の駅事業に係る違法な公金の支出及び違法な私 有地購入 ③ 予算額の返還請求	H27. 3. 11	1		① H27. 5. 1 ② 却下 ③ 違法又は不当な公金の支出 内容及び支出日の明示なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 水道料金改正条例制定の違法 ③ 水道料金改正の取り消し及び不当利得分の返還金 額を確定するための情報開示請求	H27. 3. 13	1		① H27. 5. 1 ② 却下 ③ 条例に基づく料金改定と料 金徴収	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② ライスセンター事業に係る補助金の着服 ③ 市長に対し着服金の返還請求	H27. 5. 8	1		① H27. 6. 30 ② 却下 ③ 違法又は不当な公金の支出 の具体的内容明示なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 道の駅に係る財務会計からの違法な公金の支出 ③ 措置請求内容不明	H27. 7. 9	1		① H27. 8. 31 ② 却下 違法又は不当な公金の支出 の具体的内容明示及び措置 請求内容明示なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② ライスセンター事業に係る補助金の違法支出 ③ 措置請求内容不明	H27. 7. 9	1		① H27. 8. 31 ② 却下 ③ 措置請求内容明示なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 水道料金の違法な改正 ③ 水道加入者への値上げ分の返還及び返還金額確定 のための経費負担	H27. 7. 13	1		① H27. 8. 31 ② 却下 ③ 条例に基づく料金改定と料 金徴収	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 不明瞭なライスセンター事業補助金 ③ ライスセンター事業補助金内容の公表請求	H27. 10. 28	1		① H27. 12. 22 ② 却下 ③ 監査請求対象外の内容	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 違法な道の駅事業と事業に係る公金の横領、着服 ③ 市長に対する事業の白紙撤回、投入した公金の返 還	H27. 11. 5	1		① H27. 12. 22 ② 却下 ③ 違法又は不当な公金の支出 の具体的内容明示なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 水道料金の違法な改正 ③ 水道加入者への値上げ分の返還及び返還金額確定 のための経費負担	H28. 1. 4	1		① H28. 2. 26 ② 却下 ③ 条例に基づく料金改定と料 金徴収	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② ライスセンター事業補助金の違法な支出 ③ 市長に対する返還請求	H28. 2. 12	1		① H28. 4. 6 ② 却下 ③ 違法又は不当な公金の支出 の具体的内容明示なし	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 道の駅に係る違法・不当な財産の取得、公金の支出 ③ 市長に対する事業の破棄、投入した公金の返還請求	H28. 2. 17	1		① H28. 4. 6 ② 却下 ③ 違法又は不当な公金の支出 の具体的内容明示なし	無
茨城県	高萩市	① 市長 ② 違法若しくは不当に公金の賦課若しくは財産の管理に怠る事実がある。 ③ 条例を制定し、使用料を徴収する。	H26. 4. 14	1		① H26. 5. 28 ② 却下 ③ 要件不備	無
茨城県	取手市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 土地の現状回復(原因者の費用負担)	H28. 1. 8	1		① H28. 2. 3 ② 却下 ③ 市に損害を与えるとまでは いえない	無
茨城県	つくば市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出の恐れがある ③ 土地の取得価格が実勢価格より高いとして、市が土地開発公社から用地を買い取らないよう求めたもの	H26. 12. 25	14	H27. 1. 19 口頭陳述	① H27. 2. 19 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の 支出の恐れがあるとはいえず、 違法性・不当性はない	無
茨城県	つくば市	① 職員 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 不動産鑑定の結果が出る前に、土地取得価格が確定していた点を問題視し、その鑑定に掛かった費用は税金の無駄遣いだとし、返還を求めたもの	H26. 12. 25	14	H27. 1. 19 口頭陳述	① H27. 2. 19 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性 はない	無
茨城県	潮来市	① 市長 ② 違法な随意契約、損害金の発生 ③ 公金支出の差止、損害賠償請求	H27. 7. 23	1	H27. 8. 24 請求代理人より聞き取り	① H27. 9. 4 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
茨城県	かすみがうら市	① 市長 ② 違法な公金の支出(五輪堂橋掛替事業の経費の負担についての協定が締結された経緯の違法性と違法な公金の支出。) ③ 一級河川恋瀬川改修に伴う五輪堂橋掛替に係る負担すべきでない経費に対する市長への補填請求	H26. 6. 25	1	H26. 7. 17 口頭意見陳述	① H26. 8. 19 ② 合議不調 ③	無
茨城県	桜川市	① 市長 ② 団体に交付した補助金の返還措置を怠っている ③ 正当な受取団体に交付するか、又は返還請求する	H26. 11. 13	1		① H26. 12. 26 ② 却下 ③ 請求理由の不存在	無
茨城県	鉾田市	① 鉾田市議会事務局職員 ② 公職の氏名で合併10周年祝賀に係る新聞有料広告を掲載した。 ③ 広告掲出者は広告料と同額を市に返還すべき	H27. 11. 30	1	H27. 12. 15 口頭陳述	① H26. 12. 28 ② 棄却 ③ 法に抵触していると推認される 事実を認めるに足る確たる 証拠がなく、本件に係る支出は 違法又は不当であると断定する ことはできない。	無
茨城県	小美玉市	① 市長及び関係所管職員 ② 不適切な入札による霊園業務委託の内容及び支出 ③ 損害賠償請求	H26. 12. 11	1	本人が希望しなかったため 未実施	① H27. 2. 6 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な入札及び 支出と認められない	無
茨城県	小美玉市	① 市長及び関係所管職員 ② 偽造された住民監査請求監査結果の通知内容 ③ 損害賠償請求	H27. 3. 9	1		① H27. 3. 27 ② 却下 ③ 請求期間途過	無
茨城県	小美玉市	① 市長及び関係所管職員 ② 違法な霊園整備事業の契約及び積立金の使途 ③ 損害賠償請求	H27. 3. 19	1		① H27. 3. 31 ② 却下 ③ 違法若しくは不当な財務会計 上の行為と認められない	無
茨城県	小美玉市	① 市長及び関係所管職員 ② 霊園事業業務委託の虚偽の検査調書 ③ 損害賠償請求	H27. 8. 11	1		① H27. 10. 7 ② 却下 ③ 違法若しくは不当な財務会計 上の行為と認められない	無
茨城県	小美玉市	① 市長及び関係所管職員 ② 霊園事業特別会計の情報非公開 ③ 損害賠償請求	H27. 9. 7	1		① H27. 9. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為と認めら れない	無
茨城県	小美玉市	① 市長及び関係所管職員 ② 霊園事業特別会計の決算額不明による個別外部監査請求 ③ 損害賠償請求	H27. 11. 12	1		① H27. 12. 14 ② 却下 ③ 請求要件を備えていない	無
茨城県	小美玉市	① 市長及び関係所管職員 ② 霊園整備事業費の使途不明による個別外部監査請求 ③ 損害賠償請求	H27. 11. 25	1		① H27. 12. 14 ② 却下 ③ 請求要件を備えていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
茨城県	小美玉市	① 市長及び関係所管職員 ② 霊園整備事業の起債及び積立金の不当な計上 ③ 損害賠償請求	H27.12.22	1		① H28.2.9 ② 却下 ③ 違法若しくは不当な財務会計上の行為と認められない	無
茨城県	大洗町	① 町長 ② 違法・不当な契約の締結 ③ 是正すべき場合があるならばその措置を求める。	H27.6.26	1		① H27.7.23 ② 却下 財務会計上の行為について、違法性又は不当性について具体的に摘示されているものとは認められない。	無
計	13団体	42件					有 1件 無 41件
栃木県	足利市	① 市長 ② 違法な補助金の交付 ③ 補助金の返還及び当該補助金交付要綱の改正	H26.11.26	1	H26.12.17 口頭陳述	① H27.1.13 ② 棄却 当該補助金の交付は、違法又は不当な公金の支出ではない。	有
栃木県	栃木市	① 市長 市が所有するワンセグ機能付携帯電話に係る放送受信契約を締結しておらず、速やかに契約を締結する責任がある。 ③ 市所有ワンセグ機能付携帯電話の放送受信契約を締結することの措置請求	(H27.9.18)	1		① H27.10.6 ② 却下（不受理） 法第242条規定の住民監査 ③ 請求の要件を満たしていない	無
栃木県	小山市	① 市長 ② 違法及び不適当な政務活動費の支出（条例の趣旨に反する支出及び条例改正を必要とする支出） ③ 当該政務活動費のうち、違法・不適当な支出についての返還請求	H27.3.13	3	H27.4.15 口頭陳述	① H27.5.11 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性はない	無
栃木県	那須塩原市	① 市職員 ② 過剰に交付された補助金を団体に返還請求し、回収する義務がある。 ③ 不正支給された補助金の回収実施の勧告	H26.9.9	2	H26.10.8 口頭陳述	① H26.11.7 ② 棄却 ③ 補助金が返還されたため、事実不存在である。	無
栃木県	那須塩原市	① 市職員 ② 団体の事務を行っていた行為は、地方公務員法の規定に基づく職務専念義務に違反する。 ③ 団体の事務に従事していた時間に相当する給与の返還	H28.2.10	2	H28.3.22 口頭陳述	① H28.4.8 ② 棄却 直ちに地公法違反と断定はできず、よって不当に支払われた給与はない。	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 工事請負変更契約の紛争仲裁に係る遅延損害相当額等の返還と是正措置及びガイドラインの策定	H26.6.2	1	H26.6.17 口頭陳述	① H26.7.4 ② 取下げ ③	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 補助金の返還と補助金の不適切使用防止のためのガイドラインの策定と是正措置	H27.1.19	1		① H27.2.6 ② 却下 ③ 要件を具備しないもの。	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法又は不当に公金の徴収を怠る事実 ③ 不納欠損額の返還と税金滞納の是正措置及びガイドラインの作成	H27.2.24	1		① H27.3.20 ② 却下 ③ 要件を具備しないもの。	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 土地利用対策審議会委員報酬の返還とガイドラインの作成	H28.2.24	1	H28.3.15 口頭陳述	① H28.4.25 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性は無い。	無
栃木県	下野市	① 市長 ② 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 市長に対する損害賠償請求	H27.4.27	1	請求人が辞退	① H28.6.22 ② 棄却 「違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実」は認められない	無
栃木県	野木町	① 町長、副町長及び会計管理者 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 是正措置・防止措置	H26.11.5	1	H26.12.12 口頭陳述	① H26.12.25 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出は認められない	有
栃木県	野木町	① 町長、副町長、教育長、生涯学習課長及び会計管理者 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 是正措置・防止措置	H27.4.6	1	H27.5.15 口頭陳述	① H27.6.1 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出は認められない	無
栃木県	高根沢町	① 町長 ② 違法又は不当に公金の賦課又は徴収を怠る事実（下水道使用料の賦課漏れ） ③ 当時の町長及び職員に対する損害賠償請求の請求	H26.9.1	1	H26.9.24 口頭陳述、陳述書の提出	① H26.10.23 ② 棄却 ③ 故意又は重大な過失はなく、請求に理由がない。	無
栃木県	那須町	① 町長 ② 違法な契約の締結（土地購入について、適正な時価ではない） ③ 売買契約の取り消し及び適正な時価との差額の賠償請求	H27.6.15	1		① H27.6.26 ② 却下 ③ 期間経過による	有
栃木県	那須町	① 那須町議会議員（16名） ② 違法な契約の締結（土地購入について、適正な時価ではない） ③ 売買契約の取り消し及び適正な時価との差額の賠償請求	H27.6.15	1		① H27.6.26 ② 却下 ③ 議会議員は監査請求の対象となる者ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
栃木県	那須町	① 町長 ② 道の駅整備総合計画について（不公平・透明性を欠く） ③ 計画の再策定	H27.5.25	1		① H27.6.22 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為ではない	無
計	9団体	16件					有 3件 無 13件
群馬県	高崎市	① 高崎市長 ② 違法な政務活動費の用途について ③ 返還請求を行うよう市長に求めるもの	H27.11.13	1	H27.12.2 口頭陳述	① H28.1.7 ② 一部却下・一部棄却 ③ 違法性なし	無
群馬県	桐生市	① 市長 ② 公金支出（放課後児童健全育成事業等補助金） ③ 補助金返還	H27.7.16	1		① H27.8.20 ② 却下 ③ 法の要件を欠く不適法なもの	無
群馬県	渋川市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 違法な契約による処分費用の補填	H26.6.18	1	H26.7.8 口頭陳述	① H26.8.1 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
群馬県	安中市	① 市長 ② 損害賠償（損害の回収） ③ 損害賠償請求	H28.2.2	1		① H28.2.25 ② 請求却下 ③ 不当性はない	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.19	3	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.21	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.21	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.21	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.21	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.21	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28.1.21	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28.1.21	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28.1.21	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28.1.21	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.26	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28.1.26	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.27	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.28	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.28	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.28	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.28	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.28	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.28	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.28	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28.1.28	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28.1.28	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28.1.29	1	書面	① H28.3.11 ② 棄却 ③ 適法	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 予算支出について ③ 不適切予算運用	H28. 1. 29	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 予算支出について ③ 不適切予算運用	H28. 1. 29	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 予算支出について ③ 不適切予算運用	H28. 1. 29	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 予算支出について ③ 不適切予算運用	H28. 1. 29	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 予算支出について ③ 不適切予算運用	H28. 1. 29	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 予算支出について ③ 不適切予算運用	H28. 1. 29	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 繰越明許事業 ③ 不適切予算運用	H28. 2. 1	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28. 2. 1	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28. 2. 1	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28. 2. 1	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28. 2. 1	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28. 2. 1	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28. 2. 1	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28. 2. 1	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	榛東村	① 榛東村長 ② 給食特会帳簿 ③ 不適切予算運用	H28. 2. 1	1	書面	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 適法	無
群馬県	東吾妻町	① 町長 ② 条例に反する奨励金の交付 ③ 相手方に対し奨励金等の返還を求める	H27. 1. 7	1	H27. 1. 27 証拠書類の提出	① H27. 3. 10 ② 合議不調により結果出さず ③	有
計	6団体		64件				有 2件 無 62件
埼玉県	さいたま市	① 市長、担当職員 ② 公金の支出（補助金の違法・不当な支出） ③ 交付した補助金の弁償を求める。	H26. 3. 28	1	H26. 4. 21 口頭陳述	① H26. 5. 23 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
埼玉県	さいたま市	① 市長、担当職員 ② 公金の支出（補助金の違法・不当な支出） ③ 交付した補助金の弁償を求める。	H26. 3. 28	1	H26. 4. 21 口頭陳述	① H26. 5. 23 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
埼玉県	さいたま市	① 市長、担当職員 ② 賦課・徴収を怠っている行為 ③ 賦課・徴収を怠ったことによる損害の弁償を求め る。	H26. 3. 31	1	H26. 4. 21 口頭陳述	① H26. 5. 30 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
埼玉県	さいたま市	① 担当職員 ② 徴収を怠っている行為 ③ 職員の降格等の是正行為措置を講じ、基準を満た す自治政府をもたらすことを求める。	(H26. 5. 26)	1		① H26. 5. 30 ② 却下（不受理） ③ 違法性・不当性の適示なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
埼玉県	さいたま市	① 市長、担当職員 ② 公金の支出（補助金の不適格な支出） ③ 支出した補助金の弁償を求める。	H26. 6. 2	1		① H26. 6. 10 ② 却下 ③ 違法性・不当性の適示なし	無
埼玉県	さいたま市	① 担当職員 ② 不当な郵便料金の支出 ③ 支出した郵便料金の差額の弁償を求める。	H26. 6. 3	1	H26. 6. 25 口頭陳述	① H26. 7. 25 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 専決処分を行った行為 ③ 専決処分を行った公金の返還を求める。	H26. 8. 1	5	H26. 8. 18 口頭陳述	① H26. 9. 25 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務調査費の支出（切手購入） ③ 政務調査費の返還を議員に求める。	H26. 8. 26	4	H26. 9. 18 口頭陳述	① H26. 10. 22 ② 一部却下・一部棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 公金の支出（修繕費の不当な支出） ③ 事件の解明と公開、支出した修繕費用の返還、再発防止策の提示を求める。	H26. 10. 30	4	H26. 11. 28 口頭陳述	① H26. 12. 17 ② 一部却下・一部棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 公金の支出（修繕費の不当な支出） ③ 損害回復のための必要な措置、再発防止のための措置を求める。	H26. 11. 4	1	H26. 11. 28 口頭陳述（欠席）	① H26. 12. 25 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出（人件費等） ③ 政務活動費の返還を議員に求める。	H26. 11. 11	1	H26. 12. 8 口頭陳述	① H27. 1. 7 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
埼玉県	さいたま市	① 担当職員 ② 返還請求を怠っている事実 ③ 返還請求をするかもしくは担当職員が弁償することを求める。	H26. 12. 3	2		① H27. 1. 30 ② 却下 ③ 事実証明書なし	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務調査費の支出（切手購入と郵便送料） ③ 政務調査費のうち発送に係る費用を返還するよう求める。	H26. 12. 18	10		① H27. 1. 7 ② 却下 ③ 期間経過	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出（レンタル料） ③ 不正使用と考えられる政務活動費の返還請求を求める。	(H27. 1. 23)	1		① H27. 3. 4 ② 却下（不受理） ③ 違法性・不当性の適示なし及び事実証明書の未提出	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出（はがき購入） ③ 不正使用と考えられる政務活動費の返還請求を求める。	H27. 3. 4	1	請求人より陳述は行わない旨の申し出あり、実施せず	① H27. 4. 24 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
埼玉県	さいたま市	① 担当職員 ② 公金の支出（郵便料金の不当な支出） ③ 支出した郵便料金の差額の弁償を求める。	H27. 3. 20	1		① H27. 4. 24 ② 却下 ③ 補てんによる損害の不存在	無
埼玉県	さいたま市	① 担当職員 ② 公金の支出（郵便料金の不当な支出） ③ 支出した郵便料金の差額の弁償を求める。	(H27. 4. 27)	1		① H27. 5. 14 ② 却下（不受理） ③ 補てんによる損害の不存在	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出（人件費） ③ 支出した人件費の返還を求める。	H27. 5. 15	1		① H27. 6. 25 ② 却下 ③ 事実証明書なし	無
埼玉県	さいたま市	① 市長、担当職員 ② 公金の支出（SIMカードの不当な購入及び配布業務の不当な支出） ③ 支出した経費の返還を求める。	H27. 8. 26	3	H27. 9. 16 口頭陳述	① H27. 10. 22 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
埼玉県	さいたま市	① 担当職員 ② 公金の支出（業務委託の不当な支出） ③ 支出した委託料の弁償を求める。	H27. 8. 26	1	H27. 9. 16 口頭陳述	① H27. 10. 22 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
埼玉県	さいたま市	① 担当職員 ② 公金の支出（郵便料金の不当な支出） ③ 支出した郵便料金の差額の弁償を求める。	(H27. 9. 3)	1		① H27. 9. 30 ② 却下（不受理） ③ 補てんによる損害の不存在	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 公金の支出（自治会に対する補助金・助成金等の支出） ③ 自治会の違法行為の是正措置、自治会に対する補助金交付の是正措置等を求める。	(H27. 11. 9)	1		① H28. 1. 5 ② 却下（不受理） ③ 地方自治法第242条第1項の要件に該当しない	無
埼玉県	さいたま市	① 担当職員 ② 公金の支出（消耗品の不当な支出） ③ 購入した消耗品費を弁償又は請求を求める。	H28. 1. 13	1	H28. 2. 18 口頭陳述	① H28. 3. 7 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 違法な財産管理 ③ 公道に設置してある車両通行止め杭の撤去請求	H27. 6. 5	1		① H27. 6. 17 ② 却下 ③ 県の所有物のため、請求の要件を満たさない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
埼玉県	川口市	① 市長 ② 平成23年度政務調査費（赤旗）に係る支出 ③ 違法な公金支出行為による損害を填補するため必要な措置を講じるよう求める	H26.6.27	3	請求人より陳述は行わない旨の申し出あり、実施せず	① H26.8.26 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無
埼玉県	川口市	① 市長 ② 平成23年度政務調査費（新聞購入）に係る支出 ③ 違法又は不当な公金支出行為による損害を填補する為必要な措置を講じるよう求める	H26.6.27	3	請求人より陳述は行わない旨の申し出あり、実施せず	① H26.8.26 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無
埼玉県	川口市	① 市長 ② 平成23年度政務調査費（新聞、政党機関紙を除く）に係る支出 ③ 違法又は不当な公金支出行為による損害を填補する為必要な措置を講じるよう求める	H26.6.27	3	請求人より陳述は行わない旨の申し出あり、実施せず	① H26.8.26 ② 一部認容(棄却) 監査期間中に返還されたため措置を講じるよう求めなかった。	無
埼玉県	川口市	① 市長 ② 平成23年度政務調査費（資料購入費、新聞、所属する政党の政党新聞、政党雑誌の購入）に係る支出 ③ 違法又は不当な公金支出行為による損害を填補する為必要な措置を講じるよう求める	H26.6.27	3	請求人より陳述は行わない旨の申し出あり、実施せず	① H26.8.26 ② 一部認容(棄却) 監査期間中に返還されたため措置を講じるよう求めなかった。	無
埼玉県	川口市	① 市長 ② 平成23年度政務調査費（政務調査、法律相談契約料）に係る支出 ③ 違法又は不当な公金支出行為による損害を填補する為必要な措置を講じるよう求める	H26.6.27	3	請求人より陳述は行わない旨の申し出あり、実施せず	① H26.8.26 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無
埼玉県	川口市	① 市長 ② 平成23年度政務調査費（事務所費）に係る支出 ③ 違法に支出した支出額を返還するように求めるなどの必要な措置を求める	H26.6.27	3	請求人より陳述は行わない旨の申し出あり、実施せず	① H26.8.26 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無
埼玉県	川口市	① 市長 ② 平成23年度政務調査費（HP・ブログ等）に係る支出 ③ 違法に支出した支出額を返還するように求めるなどの必要な措置を求める	H26.6.27	3	請求人より陳述は行わない旨の申し出あり、実施せず	① H26.8.26 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無
埼玉県	川口市	① 市長 ② 平成25年度政務活動費（法律事務所に対する調査委託費）に係る支出 ③ 違法に支出した支出額を返還するように求めるなどの必要な措置を求める	H27.9.24	2	請求人より陳述は行わない旨の申し出あり、実施せず	① H27.11.20 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無
埼玉県	川口市	① 市長 ② 平成25年度政務活動費（農業関連研究会）に係る支出 ③ 違法に支出した支出額を返還するように求めるなどの必要な措置を求める	H27.9.24	2	請求人より陳述は行わない旨の申し出あり、実施せず	① H27.11.20 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 政務調査費の違法な支出 ③ 公金の返還請求	H26.5.9	1		① H26.5.21 ② 却下 ③ 要件を欠いて不適法	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② メーカー指定の入札及び購入 ③ 入札の取止め及び公金の返還請求	H27.5.29	1	H27.6.19 口頭意見陳述等	① H27.7.6 ② 棄却 ③ 主張には理由がない	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 土地売買契約等に伴う不必要な公金の支出等 ③ 公金の返還請求	H27.6.5	1	H27.6.26 口頭意見陳述等	① H27.7.28 ② 棄却 ③ 主張には理由がない	有
埼玉県	狭山市	① 市長 ② シルバー人材センターに対する公金の支出 ③ 補助金の減額及び支出した公金の返還	H27.6.23	1	請求者から陳述しない旨の回答があった	① H27.8.7 ② 棄却 ③ 主張には理由がない	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 勤務時間中に喫煙している職員への給与の支出 ③ 公金の返還請求	H27.7.24	1		① H27.8.7 ② 却下 ③ 要件を欠いて不適法	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 西口駅前及び自由通路清掃業務委託契約に基づく市の検査を行わずに公金の支出をした ③ 公金の返還請求	H27.7.24	1		① H27.7.24 ② 取下げ ③	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 市庁舎清掃業務委託契約に基づく市の検査を行わずに公金の支出をした ③ 公金の返還請求	H27.7.24	1		① H27.7.24 ② 取下げ ③	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 政務活動費の不当支出 ③ 公金の返還請求	H27.10.21	1		① H27.10.26 ② 取下げ ③	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 政務活動費の不当支出 ③ 公金の返還請求	H27.10.26	1	H27.11.17 口頭意見陳述等	① H27.12.15 ② 棄却 ③ 主張には理由がない	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 建設工事請負契約に基づく交通誘導員の未配置及び案内板等の未設置 ③ 公金の返還請求	H27.11.16	1		① H27.12.14 ② 取下げ ③	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 市庁舎清掃業務委託契約に基づく市の検査を行わずに公金の支出をした ③ 公金の返還請求	H27.12.17	1		① H27.12.25 ② 却下 ③ 要件を欠いて不適法	無
埼玉県	鴻巣市	① 市長 ② 不当な業務委託契約の締結 ③ 契約の破棄・委託料の返還	H26.11.21	1	H26.12.2 口頭陳述	① H26.12.25 ② 却下 ③ 期間経過による	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
埼玉県	鴻巣市	① 市長 ② 都市計画審議会委員への不当な報酬の支払い ③ 報酬の返還	(H27. 3. 10)	1		① H27. 4. 3 ② 却下 (不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無
埼玉県	鴻巣市	① 市長 ② 不当な業務委託契約の締結 ③ 契約の破棄・委託料の返還	H27. 6. 2	1	H27. 6. 17 口頭陳述	① H27. 7. 17 ② 棄却 ③ 不当とする理由がない	有
埼玉県	鴻巣市	① 市長 ② 不当な業務委託契約の締結 ③ 契約の破棄・委託料の返還	H27. 10. 2	1	H27. 10. 20 口頭陳述	① H27. 11. 20 ② 却下 ③ 期間経過による	有
埼玉県	鴻巣市	① 市長 ② 不当な業務委託契約の締結 ③ 契約の破棄・委託料の返還	H28. 1. 28	1	H28. 2. 5 口頭陳述	① H28. 2. 22 ② 棄却 ③ 不当とする理由がない	有
埼玉県	戸田市	① 市長 ② 戸田市議会議員団による海外視察 ③ 姉妹都市への視察訪問は実質的には観光旅行であるため、参加した市議会議員に対し、訪問費等の返還を求める。	H26. 7. 3 H26. 7. 7	194	26. 8. 1 口頭陳述	① H26. 8. 28 ② 棄却 ③ 市議会議員に対する派遣旅費等の不当利得返還については請求に理由はないものと判断。	有
埼玉県	桶川市	① 職員 ② 不当な旅費の支出 ③ 不当に支出した視察旅行に係る旅費の返還	H26. 10. 17	1	H26. 11. 18 口頭陳述	① H26. 12. 19 ② 棄却 ③ 当該旅費の支出に違法性はない	無
埼玉県	桶川市	① 市長 ② 契約解除に伴う損害賠償金の違法な支出 ③ 違法に支払った損害賠償金の返還請求	H26. 12. 24	11	H27. 1. 26 口頭陳述	① H27. 2. 27 ② 棄却 ③ 当該損害賠償金の金額の確定及び支払手続きに違法性はない	有
埼玉県	久喜市	① 市長 ② 不当な財産管理による損害の発生 ③ 市長への損害賠償請求	H26. 6. 12	1	H26. 6. 17 口頭陳述	① H26. 7. 15 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実は認められず、本市に被害が発生していないことから、請求に理由がない。	有
埼玉県	北本市	① 市長 ② 補助金について違法・不当な公金の支出 ③ 市長から補助金の交付を受けた団体への補助金返還の措置請求	H26. 5. 12	131	請求人の陳述希望無し	① H26. 7. 11 ② 一部却下・一部棄却 ③ 違法・不当な公金の支出にあたらぬ。	有
埼玉県	北本市	① 市長 ② 補助金の目的外使用 (財産管理を怠る) ③ 市長から補助金の交付を受けた団体への補助金返還の措置請求	H26. 10. 3	12	H26. 10. 23 口頭陳述	① H26. 12. 2 ② 一部却下・一部棄却 ③ 違法・不当に財産管理を怠っているとはいえない。	無
埼玉県	蓮田市	① 市長 ② 自治員報酬の支払行為 ③ 自治員報酬支払いに対する違法性について	H26. 7. 10	1	H26. 8. 26 口頭陳述	① H26. 9. 3 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の請求要件を欠いているため	有
埼玉県	幸手市	① 市長 ② 交付金の交付及び使途の違法性について ③ 交付金の返還要求	H27. 3. 31	1	H27. 5. 22 口頭陳述	① H27. 5. 28 ② 棄却 ③ 交付及び使途に違法性はない	無
埼玉県	幸手市	① 市長 ② 交付金の交付の不当性について ③ 交付金の返還要求	H27. 3. 31	1	H27. 5. 22 口頭陳述	① H27. 5. 28 ② 棄却 ③ 交付に不当性はない	無
埼玉県	幸手市	① 市長 ② 交付金の使途の不当性について ③ 交付金の返還要求	H27. 3. 31	1	H27. 5. 22 口頭陳述	① H27. 5. 28 ② 棄却 ③ 使途に不当性はない	無
埼玉県	幸手市	① 市長 ② 交付金の交付及び使途の違法性について ③ 交付金の返還要求	H27. 7. 3	1	H27. 7. 29 口頭陳述	① H27. 8. 28 ② 棄却 ③ 交付及び使途に違法性はない	無
埼玉県	幸手市	① 市長 ② 交付金の交付の違法性について ③ 交付金の返還要求	H27. 7. 3	1	H27. 7. 29 口頭陳述	① H27. 8. 28 ② 棄却 ③ 交付に違法性はない	無
埼玉県	日高市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 是正	H28. 3. 7	1		① H28. 3. 31 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無
埼玉県	ふじみ野市	① 市長 ② 財産の不当な管理・処分 ③ 市立保育所廃止等に係る措置請求	H26. 12. 19	10	H27. 1. 21 口頭陳述	① H27. 2. 12 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない。	無
埼玉県	白岡市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 損害の補填	H27. 8. 3	1	請求人より陳述は行わない旨の申し出あり、実施せず	① H27. 9. 28 ② 棄却 ③ 違法又は不当な財務会計上の行為と認められず	無
埼玉県	吉見町	① 町長及び町職員 ② 1 地元対策環境整備事業に関わる公金の支出 2 書面印刷に関わる公金の支出 ③ 1 事業費の是正・精算 2 不記載	H27. 6. 3	4		① H27. 7. 7 ② 却下 ③ 当該行為があった日から1年を経過	有
計	15団体		65件				有 13件 無 52件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
千葉県	千葉市	① 市職員以外（法人理事長） ② 違法又は不当な公金の支出（補助金支出） ③ 補助金支出の妥当性の調査	H26. 5. 14	1		① H26. 7. 4 ② 却下（不受理） ③ 財務会計行為上の行為ではない。	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の処分（市有地の売却） ③ 当該市有地売却の取消し（市による買戻し）若しくは債権保全措置又は市長への損害賠償請求	H26. 7. 22	1		① H26. 8. 25 ② 却下（不受理） ③ 請求期間徒過に正当な理由がない。	有
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（過払金及びこれに係る利息請求の一部懈怠） ③ 市の過払金の返還請求及び利息請求を一部怠ったことに伴う不足額の返還請求	H26. 10. 24	1団体 他1人	H26. 11. 13 口頭陳述	① H26. 12. 24 ② 棄却 違法又は不当に財産の管理を怠る事実とは認められない。	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（補助金支出） ③ 市が外国人学校に交付した補助金の返還請求	H27. 10. 27	1	H27. 11. 18 ※機会を与えが欠席	① H27. 12. 17 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出とは認められない。	有
千葉県	千葉市	① 市長及び市職員 違法又は不当な公金の支出（相手方が契約を適正に履行していないにもかかわらずなされた委託料の支出） ③ 成果品の補完又は撤回若しくは市長及び市職員による損害賠償	H27. 12. 25	1	H28. 1. 25 証拠提出及び口頭陳述	① H28. 2. 18 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出とは認められない。	無
千葉県	市川市	① 市長 不当に財産の管理を怠る事実（議会各会派による政務調査費及び政務活動費の不正支出の返還請求をしていない。） ③ 各会派に対する不当利得返還請求権の行使	H26. 8. 28	1	H26. 10. 9 口頭陳述	① H26. 11. 4 棄却 ② ③ 各会派による不正支出があったとは判断できず、請求人の主張には理由がない。	無
千葉県	市川市	① 市長 違法・不当に財産の管理を怠る事実（議会各会派から自主返納された政務調査費及び政務活動費に係る遅延損害金の支払請求をしていない。） ③ 政務調査費及び政務活動費を自主返納した議員個人に対する不法行為に基づく遅延損害金請求権の行使	H27. 10. 8	1	H27. 11. 9 口頭陳述	① H27. 12. 4 ② 棄却（一部認容） ③ ・政務調査費及び政務活動費を目的どおり使用しなかったことを自ら明らかにした議員が属する会派に対し、市長は、遅延損害金の支払を請求するよう勧告。 ・他の会派による不正支出があったとは判断できず、請求人の主張には理由がない。（棄却）	有
千葉県	船橋市	① 病院企業管理者 ② 違法な公金の支出（特殊勤務手当の違法性） ③ 根拠なく支出された手当を返還させること	H26. 6. 30	1	陳述の機会を与えが希望なし	① H26. 8. 28 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
千葉県	船橋市	① 市長 ② 違法な公金の支出（補助金支出の違法性） ③ 補助金支給差し止めを求める	(H27. 4. 17)	6		① H27. 6. 10 ② 取下げ ③ 理由なし	無
千葉県	松戸市	① 市長 ② 長期リース契約により不要な賃料を支払した ③ リース契約の解約	H26. 4. 8	1	H26. 5. 9 口頭陳述	① H26. 6. 4 ② 棄却 ③ 当該契約に違法又は不当な点はない	無
千葉県	松戸市	① 市長及び当該事業に係わる市職員 市長の不作為行為及び違法行為により、市は補助金返還相当額の損害を被った ③ 補助金返還相当額の賠償	H27. 11. 12	1		① H27. 12. 3 ② 却下 ③ 期間徒過	無
千葉県	野田市	① 市長及び教育委員会 ② 違法又は不当な財産（施設）の管理 ③ 適正な使用料金等の設定及び格差の是正	H26. 5. 2	1		① H26. 5. 12 ② 却下 ③ 不当とする根拠がない	無
千葉県	野田市	① 市長及び教育委員会 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 指定管理者に対する指定管理料の一部返還請求	H26. 6. 18	1		① H26. 6. 30 ② 却下 ③ 不当とする根拠がない	無
千葉県	野田市	① 市長及び教育委員会 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 指定管理者に対する指定管理料の一部返還請求	H26. 5. 13	1	H26. 6. 13 意見陳述（請求の要旨の補足説明及び新たな証拠の提出）	① H26. 7. 11 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
千葉県	野田市	① 市長及び教育委員会 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 指定管理者に対する指定管理料の一部返還請求	H26. 8. 12	1	H26. 9. 5 意見陳述（請求の要旨の補足説明及び新たな証拠の提出）	① H26. 10. 10 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
千葉県	野田市	① 市長及び教育委員会 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 指定管理者に対する指定管理料の一部返還請求	H26. 9. 5	1	H26. 10. 6 意見陳述（請求の要旨の補足説明及び新たな証拠の提出）	① H26. 11. 4 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
千葉県	野田市	① 市長及び教育委員会 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 指定管理者に対する指定管理料の一部返還請求	H26. 12. 11	1		① H26. 12. 17 ② 却下 ③ 不当とする根拠がない	無
千葉県	野田市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 道路占有物件の撤去工事に要した費用の請求	H26. 12. 5	1	H27. 1. 7 意見陳述（請求の要旨の補足説明及び新たな証拠の提出）	① H27. 2. 3 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
千葉県	野田市	① 市長及び市議会議長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 交際費の返還請求	H26.12.11	2	H27.1.13 意見陳述(請求の要旨の補 足説明及び新たな証拠の提 出)	① H27.2.9 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
千葉県	野田市	① 市長、教育委員会及び社会教育課長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 指定管理者に対する指定管理料の一部返還請求	H26.12.24	1	H27.1.27 意見陳述(請求の要旨の補 足説明及び新たな証拠の提 出)	① H27.2.20 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
千葉県	野田市	① 市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ③ 道路の維持管理及び道路占用料の徴収	H27.3.17	1	H27.4.16 意見陳述(請求の要旨の補 足説明及び新たな証拠の提 出)	① H27.5.15 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
千葉県	野田市	① 市長、企画財政部長、秘書広報課長、市議会議 長、議会事務局長、資金前渡職員及び会計管理者 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 交際費の返還及び会計事務規則の改正の請求	H27.10.30	2	H27.11.27 意見陳述(請求の要旨の補 足説明及び新たな証拠の提 出)	① H27.12.28 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
千葉県	成田市	① 市長 ② 大学誘致に係る土地売買契約建設費補助金が違法 不当 ③ 市長に対し、土地売却代金の返還、補助金の支給 差し止め、固定資産税の支払いを求める。	H26.12.9	1	H27.1.9 口頭による陳述及び陳述書 の提出	① H27.1.26 ② 棄却 ③ 違法性はない	有
千葉県	佐倉市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出、財産の取得及び契約の締 結 ③ 市長に対する返還請求	H27.3.31	1	H27.4.16 口頭陳述	① H27.5.22 ② 棄却 ③ 当該公金の支出、財産の取 得、契約の締結に違法不当 はない	無
千葉県	旭市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 当該行為の防止、不当に支出した公金の返還	(H26.9.3)	1		① H26.10.9 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当な財務会計上 の行為でないため。	無
千葉県	習志野市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 業務委託の随意契約の停止と改善を求める請求	H26.7.10	1	H26.8.4 口頭陳述	① H26.9.1 ② 棄却 ③ 請求に理由がない為	無
千葉県	習志野市	① 市長 ② 財産の処分 ③ 市有地の売却は無効であり返還を求めること、及 び業務委託契約を破棄を求める請求	(H26.11.28)	1		① H26.12.24 ② 却下(不受理) ③ 要件を欠く為	無
千葉県	習志野市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 工事の入札を無効とし入札を公開し、入札者を公 募し直すことを求める請求	H27.1.14	1	H27.2.4 口頭陳述	① H27.3.3 ② 棄却 ③ 請求に理由がない為	無
千葉県	柏市	① 市長 ② 柏市プレミアム商品券事業の周知不足 ③ 要請分の商品券の追加配付の実施	H27.9.2	1		① H27.10.16 ② 却下 ③ 違法性・不当性を個別的、 具体的に摘示していない	無
千葉県	柏市	① 市議会議長及び市長 不当な公金の支出(柏市議会議員一般選挙におけ る選挙ポスター作成費等の公費負担)及び翌日開 票の実施による選挙に係る人件費の削減 ② 公金支出の実態調査と不当利得返還請求権及び不 法行為に基づく損害賠償請求	H28.2.25	7	H28.3.16 口頭陳述	① H28.4.13 ② 棄却 ③ 違法・不当なもの認めら れない	無
千葉県	勝浦市	① 市長 ② 違法な支出(映画鑑賞に使用出来ない舞台設備工 事への支出は違法) ③ 担当職員及び相手方に対する損害賠償請求	H27.10.1	1	H27.10.21 口頭陳述	① H27.11.30 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がな い。	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 契約と支出の差止め/公金の賦課徴収を怠る事実/ 違法・不当な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求/支出差止め	H27.5.1	1	H27.5.22に設定したが 陳述書提出し欠席	① H27.6.12 ② 一部却下・一部棄却 ③ 契約に違法性なし/期間徒 過/同一人による同一請求	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市長に対する損害賠償請求	(H27.6.5)	1		① H27.6.12 ② 却下(不受理) ③ 具体的に適示されていない	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実/賦課徴収を怠る事実 ③ 市長に対する損害賠償請求/怠る事実の確認	(H27.6.19)	1		① H27.8.14 ② 却下(不受理) ③ 期間徒過/同一人による同 一請求	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H27.12.3	1	H27.12.18に設定したが 陳述書提出し欠席	① H28.1.14 ② 棄却 ③ 当該財務行為に違法性はな い	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市長に対する損害賠償請求	H28.1.22	1	監査請求時に陳述辞退を申 出	① H28.2.29 ② 棄却 ③ 適正な対価でない認めら れない	無
千葉県	流山市	① 市長 ② 政務活動費の不当な請求を承認し交付 ③ 政務活動費の返還	H27.1.9	1	H27.2.2 口頭陳述	① H27.3.4 ② 棄却 ③ 違法、不当な支出に当たら ない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
千葉県	流山市	① 市長 ② 政務活動費の不当な請求を承認し交付 ③ 政務活動費の返還	H27. 1. 9	1	H27. 2. 2 口頭陳述	① H27. 3. 4 ② 棄却 ③ 違法、不当な支出に当たらない	無
千葉県	流山市	① 福祉事務所長 ② 外国人（外国籍）への生活保護費支給 ③ 生活保護費返還請求及び財産の差し押さえ等	H27. 2. 19	1	H27. 3. 17 口頭陳述	① H27. 4. 20 ② 棄却 ③ 違法な支出に当たらない	無
千葉県	流山市	① 市長 ② 議会に提出された給与等に係る条例等が不当 ③ 給与等増額分及び議案事務処理費用の返納	H27. 4. 20	5	H27. 5. 14 口頭陳述	① H27. 6. 19 ② 棄却 ③ 非財務会計行為	無
千葉県	流山市	① 市長 ② 議会に提出された議員報酬に係る条例等が違法 ③ 議員報酬及び議案事務処理費用の返納	H27. 4. 20	4		① H27. 6. 19 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無
千葉県	八千代市	① 八千代市長及び健康福祉部長、障害者支援課長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ③ 当該怠る事実を改めるために必要な措置 ・当該行為を事後的に是正するために必要な措置 ・当該行為又は怠る事実によって当該地方公共団体のこうむった損害を補てんするために必要な措置	H26. 6. 11	1		① H26. 6. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為があった日から1年以上経過しており、1年を経過した正当な理由も認められない	無
千葉県	八千代市	① 八千代市長 ② 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 当該怠る事実を改めるために必要な措置 ・当該行為を事後的に是正するために必要な措置 ・当該行為を事前に防止するために必要な措置	H27. 9. 29	1		① H27. 10. 14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
千葉県	八千代市	① 八千代市長、健康福祉部長、健康福祉部次長兼障害者支援課長 ② 違法又は不当な契約の締結、履行 ③ 当該怠る事実を改めるために必要な措置 ・当該行為を事前に防止するために必要な措置	H28. 1. 29	1		① H28. 2. 23 ② 却下 ③ 市に損害をもたらす行為を示したのではない	無
千葉県	君津市	① 市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実及び公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 原状回復、不当利得返還請求及び損害賠償請求	H26. 4. 15	1	H26. 5. 15 口頭陳述	① H26. 6. 5 ② 棄却 ③ 違法又は不当な事実がないため	無
千葉県	浦安市	① 市長 ② 市有地と民有地の不動産交換契約（それぞれの土地の価格を不当に見積っている。） ③ 契約の破棄、又は土地交換により被った市の損害の賠償	H26. 8. 20	1	H26. 9. 12 口頭陳述	① H26. 10. 14 ② 棄却 ③ それぞれの土地の価格は公正で適切であり、当該契約も妥当である。	無
千葉県	四街道市	① 四街道市長 ② 工事管理の不備等により県補助金が受けられなかったことにより市に損害を与えた。 ③ 市長その他の職員等に対する損害賠償請求	H26. 7. 28	7	H26. 8. 8 口頭陳述	① H26. 8. 21 ② 棄却 ③ 施設が完成していることなどから市に損害は生じていない	有
千葉県	四街道市	① 四街道市長 ② 請負禁止規定に違反した議員が代表取締役をしている有限会社との随意契約は無効である。 ③ 当該議員への歳費等の停止・返還請求、契約の解除・一般競争入札の実施等	H27. 12. 14	8	H27. 12. 25 口頭陳述	① H28. 2. 5 ② 一部却下、一部棄却 ③ 議員の身分については監査委員の判断対象ではない。随意契約理由に合理性を欠く点はなく、契約の締結に違法・不当はない。	無
千葉県	印西市	① 市長 ② 不当な公金の支出（議会運営委員会行政視察費用の返還請求） ③ 財政計画の方針、市民感覚での判断から逸脱した不当な支出である。	H26. 10. 28	1	H26. 11. 19 口頭陳述	① H26. 12. 22 ② 棄却 ③ 請求には理由がないものと認める	無
千葉県	印西市	① 市長 ② 違法な公金の支出（平成24.25年度政務活動費の返還請求） ③ 事実と異なる領収書により支出された公金の支出は違法である	H27. 2. 3	1	27. 2. 23 口頭陳述	① H27. 3. 31 ② 棄却（一部却下） ③ 平成24年度政務調査費に係る部分については不適法であり、その他の部分については理由がないものと認める。	有
千葉県	印西市	① 市長 ② 違法な公金の支出（市議会百条委員会に係る費用の返還請求） 百条委員会は違法な議決により設置されたものがあるので、百条委員会に関連して支出された調査経費は、違法な公金の支出である	H27. 3. 30	1	H27. 4. 21 口頭陳述	① H27. 5. 26 ② 棄却 ③ 請求には理由がないものと認める	有
千葉県	印西市	① 市長 ② 不当な公金の支出（平成25年度政務活動費の返還請求） ③ 4会派による、政務活動として支出された経費の一部は不当な公金の支出である	H27. 3. 31	1	H27. 4. 21 口頭陳述	① H27. 5. 26 ② 棄却 ③ 請求には理由がないものと認める	無
千葉県	印西市	① 市長 ② 不当な公金の支出（平成26年度議会常任委員会行政視察費用の返還請求） 最小の費用で最大の効果を促す事項及び具体的な政策の最終決定ができるよう議員の一員として懸命な努力をするに反している。報告書の不備により観光旅行であると疑われる。よって行政視察は不当である。	H27. 5. 12	1	H27. 6. 5 口頭陳述	① H27. 7. 23 ② 棄却 ③ 請求には理由がないものと認める	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
千葉県	印西市	① 市長 ② 不当な公金の支出（平成26年度政務活動費の返還請求） ③ 安価で済む宿泊料金を宿泊費上限額で設定し支出しているため不当である。	H27. 8. 3	1	H27. 6. 5 口頭陳述	① H27. 7. 8 ② 棄却 ③ 請求には理由がないものと認める	無
千葉県	いすみ市	① 教育委員会教育長・市立大原中学校教頭 ② 道路運送法違反のバス運行契約 ③ 職員措置請求	H27. 8. 26	1		① H27. 9. 3 ② 却下 ③ 公金による支出でないため	無
千葉県	いすみ市	① 教育委員会教育長・市立大原中学校教頭 ② 道路運送法違反のバス運行契約 ③ 職員措置請求	H27. 9. 15	1		① H27. 10. 5 ② 却下 ③ 公金による支出でないため	無
千葉県	大網白里市	① 市長 ② 財産の取得（植栽されたマキの木は伐採されたマキの木と同等ではなく、虧損された公有財産が回復されたとは言い難い） ③ 伐採処分したマキの木と、市場価値、及び生育状態において、同等のものを植栽すること、等	H26. 8. 7	1	H26. 8. 28 口頭陳述	① H26. 9. 10 ② 合議不調 ③ 却下・棄却なし、請求を認容なし	有
千葉県	御宿町	① 町長 ② 自治会に対する防犯灯補助金が違法に支出されているという点 ③ 補助金交付決定を取り消し、不当利得として返還請求の措置をとること	H27. 3. 23	1	H27. 5. 13 口頭弁論	① H27. 5. 21 ② 棄却 ③ 当該補助金交付に違法性はない	無
計	21団体		58件				有 8件 無 50件
東京都	千代田区	① 千代田区長 ② 政務調査研究費の違法な支出 ③ 違法な支出の返還請求	H26. 9. 29	1		① H26. 10. 31 ② 却下 ③ 期間経過	有
東京都	千代田区	① 千代田区長 ② 政務調査研究費の違法な支出 ③ 違法な支出の返還請求	H28. 3. 30	1		① H28. 5. 13 ② 却下 ③ 期間経過	有
東京都	新宿区	① 区長 ② 高齢者用の紙おむつの提供価格は店頭価格より高額なので区は過大な支出を行っている。 ③ 高齢者用の紙おむつ購入費助成に係る不当な状態を解消するため、当該助成制度の見直しを求める。	H26. 10. 3	1	H26. 11. 4 請求人本人による陳述	① H26. 11. 28 ② 棄却 ③ 高齢者用の紙おむつ費用助成における支出額は当該助成の目的に適合するものであり、提供価格が不当であると認められない。	無
東京都	新宿区	① 区長ほか7名 ② 道路占用料徴収の懈怠など、道路法が求める道路管理者としての管理義務を怠っている。 ③ 道路管理者としての管理義務の懈怠の是正を求める。	H27. 5. 7	1	H27. 6. 1 請求人本人による陳述	① H27. 6. 29 ② 棄却 ③ 請求人の主張する事実は認められず、また、その余については財務会計上の行為には当たらない。	無
東京都	文京区	① 文京区長その他権限を有する区長部局職員 ② 違法・不当な協定の締結、公金の支出 ③ 公金支出の差止め、協定書の締結の差止め、公金の返還	H26. 7. 15	4	H26. 7. 29 口頭陳述	① H26. 9. 4 ② 一部却下、残余の部分は棄却 ③ 当該行為に違法性・不当性はない	有
東京都	江東区	① 区長 ② 区議会政務活動費の一部に不適切な支出が認められた ③ 区議会政務調査費に係る住民監査請求	H28. 3. 28	5	H28. 4. 18 口頭陳述	① H28. 5. 24 ② 棄却 ③ 本件請求には理由がない	無
東京都	品川区	① 区長 ② 区施工の道路工事の費用負担の適正の有無 ③ 道路を損傷させた者への当該費用の請求	H27. 11. 30	1	H28. 1. 13 口頭陳述	① H28. 1. 26 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
東京都	目黒区	① 区長 ② 区有地売却に係る契約締結 ③ 区有地売却に係る契約締結は、区に多額の損害を与えた違法な随意契約であり、地方自治法の規定にも反する。	H28. 2. 29	1	なし(請求人意思による)	① H28. 4. 20 ② 棄却 ③ 区が区有地売却に当たって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者との間で随意契約を締結したことには、合理的理由があり、是認されるものである。	有
東京都	世田谷区	① 区長 ② 水質検査に係る委託料の支出 ③ 区長に対する損害賠償請求	H26. 4. 4	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H26. 5. 30 ② 棄却 ③ 支出に違法性・不当性はない	無
東京都	世田谷区	① 担当職員 ② 確認行為に要した電話料金の不要な支出 ③ 要綱改正	H27. 6. 4	1		① H27. 6. 29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	無
東京都	世田谷区	① 担当職員 ② 介護給付費の違法・不当な支出 ③ 職員への損害賠償請求	H28. 3. 3	2	H28. 3. 30 口頭陳述	① H28. 4. 28 ② 棄却 ③ 支出に違法性・不当性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
東京都	渋谷区	① 区長、会計管理者 ② 区民保養施設土地建物等の購入 (1)2014年4月に区は、保養所として土地建物等を 購入したが、本件土地建物等は、2006年から2013 年にかけてアダルトビデオの撮影で使用されてき たことを知っていたか、また、知り得べきであっ たにもかかわらず1億1000万円で購入したこと は、違法不当である。 違法不当な本件土地建物等の購入を前提に、改修 費や運営費など2億2800万円を2014年度予算に計 上している。本件保養施設の開設及び存続・運営 するための一切の行為は、本件土地建物等の購入 が、違法不当なものである以上、違法不当であ る。 (2)区長、会計管理者その他関係する職員に区 の被った損害を填補するため、法第242条第1項所定 の必要な措置を講じることを求める。	H26. 7. 7	1	H26. 8. 8 口頭陳述	① H26. 9. 3 ② 棄却 売主は、区を欺罔する意図 で、アダルトビデオの撮影 に使用されたことを秘して いたとは認められず、ま た、職員がその調査を怠っ ていたとはいえない。ま た、購入価格は、アダルト ビデオの撮影に使用され たことを区が知っていたか どうかによって左右される ものではない。 本件土地建物等の購入ま での手続きに問題は無く、 購入価格は不動産鑑定評価 を参考に決定されたもので あり、政策目的や取得の経緯 等が明らかに合理性を欠い ている、若しくは適正価格 を著しく上回る対価を設定 するなどといった裁量権の 逸脱又は濫用があったとは 認められない。 よって、渋谷区長、会計管 理者その他関係する職員 に、法第242条第1項に 基づき必要な措置を講じ ることを求めるまでの必要 はない。	有
東京都	渋谷区	① 区長 ② 仮庁舎建設に係る公費の支出 (1)現庁舎建替を前提に仮庁舎建設請負工事契 約を締結しているが、現庁舎建替は不要不急 で、耐震改修工事等による対応で十分可能であ る。 ③ 庁舎建替に伴う仮庁舎建設に関わる公金の支出 は、法第2条第14項に抵触し、違法である。 (2)区長に対し、これまでに支出した費用の返還 と今後の費用の支出の差し止めを請求する。	H26. 8. 25	1	本人の意思によりなし	① H26. 10. 17 ② 棄却 区は、平成24年度に実施し た耐震判断の結果、耐震性 の確保は早急に検討すべ きであると判断した。これ により、庁舎免震補強と 庁舎建替の両案について 検討した結果、免震補強 では、構造体のコンクリ ートの劣化、修繕費の増 加、区民サービスの低下 などが否定できず、工期 、費用については極端な 差があるとはいえないと した。 区は、多角的、総合的か つ長期的な視点に立ち、 様々な検討を行った結果 、庁舎建替の優位性を決 定している。なお、庁舎 は、行政執行の基盤をな すとともに、災害に備え 、その対策を推し進め ていく重要性をかんがみ れば、建替によって、そ の機能を向上させる方途 を決定したことは、慎重 かつ高度な判断を行った といえる。 請求人が違法理由の根拠 している法第2条第14項 は、その手続きにおいて 社会通念に照らして著し く妥当性を欠く過誤や不 合理があることが明らか に認められるなどとい った場合でない限り、そ の判断が違法不当であ るとされることはない。 庁舎建替に伴う仮庁舎 建設に関わる公金の支出 を違法、不当として、費 用の返還と今後の費用の 支出の差し止めを求め る本件監査請求には、理 由がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
東京都	渋谷区	① 区長 ② 渋谷区総合庁舎及び渋谷公会堂の解体について (1)① 渋谷区総合庁舎及び渋谷公会堂を解体してはならない。 ② 渋谷区総合庁舎及び渋谷公会堂の敷地の一部について、区が定期借地権を設定する対価に対し、事業者が整備する新総合庁舎等をもって充当することを内容とする「新総合庁舎等整備事業に関する基本協定書」は違法である。 ③ 基本協定書に基づく、定期借地契約、使用賃借契約等を締結してはならない。 ④ 渋谷区長は、新総合庁舎等整備事業にかかる公金支出をしてはならない。 (2)渋谷区は、「新総合庁舎等整備事業に関する基本協定」を解除その他の方法により終了させ、渋谷区総合庁舎及び渋谷公会堂を解体してはならない。	H26. 11. 28	1	H26. 12. 19 口頭陳述	① H27. 1. 27 ② 棄却 ③ ① 渋谷区総合庁舎及び渋谷公会堂の解体について総合庁舎耐震診断を実施した結果、総合庁舎の耐震性の確保が喫緊の課題として対応が図られたものであり、築50年を経過した公会堂の敷地を含めた一体的な整備事業を行うことにより、総合庁舎及び公会堂の安全性、機能性、効率性等を総合的に高めるものである。 なお、新総合庁舎及び新公会堂の建設は、原則として定期借地権の対価をもって費用を賄うものであり、建設費の高騰による負担についても定期借地権の対価をもって賄うので、違法又は不当であるとする理由はない。 ② 基本協定について区は公募型プロポーザルにおける各提案について、とりわけ重視する事項として、6項目を定めたくえで総合的な検証を行っている。	有
東京都	渋谷区	① 区長等 ② 河津区民保養施設土地建物等の購入に関する件その2 (1)渋谷区が行った平成26年4月10日の土地建物等の売買契約の締結、同年4月18日及び同年5月22日の売買代金の支出は、違法不当なものである。しかしながら、その後本件土地建物等を前提とした財務会計上の行為がなされた。 ③ (2)本件土地建物等を前提とした、その後の設計委託契約、工事請負契約等について、代金額の返還、契約の解除、契約を前提とした行為の一切の差し止め、損害賠償請求及び不当利得返還請求をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	H27. 12. 9	1		① H28. 1. 8 ② 却下 当該行為があった日から既に1年以上経過している。 なお、当該行為後の契約については、違法・不当であるとの具体的な主張はなく、その立証もされていないといえない。 ③ したがって、本件請求は、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。	有
東京都	渋谷区	① 区長等 ② 土地（幡ヶ谷二丁目）売買契約に伴う公費支出 (1)渋谷区が取得する渋谷区幡ヶ谷二丁目42番所在の土地は、防災公園として不可欠の土地とはいえず、むしろ防災には不適切な土地である。また、仮に本件土地取得の必要性が認められるにしても、本件土地の土壤汚染を売買代金に反映させず著しく高い価格で購入している。 ③ (2)本件売買契約に伴う公費の支出は地方自治法24条14項、地方財政法4条1項に抵触し違法であることを確認し、売買代金の31億3428万3145円の返還、または、売買代金の適正価格との差額12億3428万3145円の返還を請求する。	H28. 2. 22	1	H28. 3. 29 口頭陳述	① H28. 4. 21 ② 棄却 土地売買契約約款に定められた土壤汚染対策は履行されたものと判断でき、本件売買契約に違法・不当はない。 よって本件土地を取得するまでの手続きにおいて問題はなく、社会通念に照らし妥当性を欠き、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用して契約締結行為をしたとは認められないことから、請求人の主張は理由がないものと判断した。	無
東京都	渋谷区	① 区長等 ② 土地（幡ヶ谷二丁目）売買契約 (1)渋谷区が締結した渋谷区幡ヶ谷二丁目42番所在の土地の売買契約における売買代金が適正であることの根拠が示されていないこと、土壤汚染のあるにもかかわらず売買契約を締結したこと、除染の間は土地が利用できず、そのことによる費用が売買契約において調整されていないことは問題である。 ③ (2)損害賠償請求及び不当利得返還請求等、渋谷区の被った損害を填補するために必要な措置を講ずるよう勧告すること。また、本件売買契約を前提とした一切の行為を停止すべきことを勧告すること。	H28. 2. 22	1	H28. 3. 11 口頭陳述	① H28. 4. 21 ② 棄却 本件土地購入の契約締結行為は、その政策目的や取得の経緯等から明らかに合理性を欠くとか、あるいは、ことさらに売主の利益を図る目的に基づくものであったり、何ら合理的な理由なく適正価格を著しく上回る対価を設定するなど社会通念に照らし妥当性を欠き、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用して契約締結行為をしたものとは認められないことから、請求人の主張は理由がないものと判断した。	有
東京都	渋谷区	① 区長等 ② 河津区民保養施設土地建物等の購入に関する件その3 (1)渋谷区が行った平成26年4月10日の土地建物等の売買契約の締結、同年4月18日及び同年5月22日の売買代金の支出は、違法不当なものである。しかしながら、その後本件土地建物等を前提とした財務会計上の行為がなされ、また、なされる見込みである。 ③ (2)本件土地建物等を前提とした施設運営に関し、契約代金の返還、契約の解除、また、契約を前提とした行為の一切の差し止め、損害賠償請求及び不当利得返還請求をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	H28. 3. 30	1		① H28. 4. 18 ② 却下 当該行為があった日から既に1年経過している。当該行為後の財務会計上の行為については、違法・不当であるとの具体的な事実の証明がなされていない。 したがって、本件請求は、住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。	有
東京都	中野区	① 区長 ② 違法な契約の締結 ③ 入札損害額の返還	H26. 8. 14	4		① H26. 9. 29 ② 却下 ③ 請求要件を充たしていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
東京都	中野区	① 区長 ② 違法な公金の支出 ③ 政務調査に係る経費の返還	H26. 9. 5	4	H26. 10. 1 口頭陳述	① H26. 11. 4 ② 棄却 ③ 請求の主張には理由が無い	有
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務調査費の支出 ③ 当該政務調査費の返還請求	H26. 5. 13	1 (任意団体)	H26. 5. 16 口頭陳述	① H26. 6. 26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該政務調査費の支出に違法性・不当性はない。	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務調査費の支出 ③ 当該政務調査費の返還請求	H26. 5. 13	1 (任意団体)	H26. 5. 16 口頭陳述	① H26. 6. 26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該政務調査費の支出に違法性・不当性はない。	有
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務調査費の支出 ③ 当該政務調査費の返還請求	H26. 5. 13	1 (任意団体)	H26. 5. 16 口頭陳述	① H26. 6. 26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該政務調査費の支出に違法性・不当性はない。	有
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務調査費の支出 ③ 当該政務調査費の返還請求	H26. 5. 13	2	H26. 5. 23 口頭陳述	① H26. 6. 26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該政務調査費の支出に違法性・不当性はない。	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法な条例に基づく違法な報酬の支出 ③ 行政委員会の委員等の報酬の支出の差止請求	(H26. 5. 23)	1		① H26. 6. 20 ② 却下 (不受理) ③ 当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に該当しない。	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務活動費の支出 ③ 当該政務活動費の返還請求	(H26. 9. 9)	1		① H26. 9. 26 ② 却下 (不受理) ③ 当該政務活動費の計上を取り消されたため、監査請求対象が存在しない。	有
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法な条例に基づく違法な報酬の支出 ③ 行政委員会の委員等の報酬の支出の差止請求	(H26. 10. 3)	1		① H26. 10. 20 ② 却下 (不受理) ③ 当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に該当しない。	有
東京都	杉並区	① 区長及び会計管理者 ② 違法な条例に基づく違法な議員報酬の支出 ③ 区議会議員の議員報酬の支出の差止請求	(H27. 2. 12)	1		① H27. 3. 4 ② 却下 (不受理) ③ 当該議員報酬と同額が寄附されたため、区に損害が発生しない。	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務活動費の支出 ③ 当該政務活動費の返還請求	H27. 5. 13	1 (任意団体)	H27. 5. 20 口頭陳述	① H27. 6. 26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該政務活動費の支出に違法性・不当性はない。	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務活動費の支出 ③ 当該政務活動費の返還請求	H27. 5. 13	1 (任意団体)	H27. 5. 20 口頭陳述	① H27. 6. 26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該政務活動費の支出に違法性・不当性はない。	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務活動費の支出 ③ 当該政務活動費の返還請求	H27. 5. 13	1 (任意団体)	H27. 5. 20 口頭陳述	① H27. 6. 26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該政務活動費の支出に違法性・不当性はない。	無
東京都	杉並区	① 区長ら区職員 ② 違法な条例に基づく違法な議員報酬の支出 ③ 区議会議員の議員報酬の支出の差止請求	(H27. 12. 7)	1		① H27. 12. 24 ② 却下 (不受理) ③ 当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に該当しない。	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法な条例に基づく違法な区議会議員の期末手当の支出 ③ 当該期末手当の返還請求など、損害を填補するための必要な措置の請求	H28. 3. 16	2	H28. 3. 29 口頭陳述	① H28. 4. 27 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該期末手当の支出に違法性・不当性はない。	有
東京都	北区	① 区長 ② 民有地との境界確定 ③ 民有地との境界確定のやり直し	H26. 11. 19	1	H26. 12. 25 口頭陳述	① H27. 1. 8 ② 棄却 ③ 境界確定に違法性はない	無
東京都	北区	① 区長 ② 小学校校庭の樹木の剪定 ③ 小学校校庭の樹木の剪定は学校職員が行うべき	H27. 1. 29	1		① H27. 2. 10 ② 却下 ③ 財務会計上の理由がない	無
東京都	板橋区	① 区長 ② 区民周知用チラシの回覧に係る契約の違法性 ③ 契約の履行状況の究明、契約違反分の委託金の返金、随意契約の廃止	H26. 3. 31	1	H26. 4. 30 口頭陳述	① H26. 5. 26 ② 棄却 ③ 主張に十分な論拠がない。	無
東京都	板橋区	① 区長 ② 小学校給食室換気設備の騒音 ③ 給食室の移転、周辺住民へ騒音被害を与えないこと	H27. 2. 16	1		① H27. 3. 4 ② 却下 ③ 要件を満たしていない。	無
東京都	板橋区	① 区長 ② 学校給食の業務委託をプロポーザル契約で行うことの違法性 ③ 当該委託業者の契約解除、より廉価な業者の選定	H27. 3. 20	1	H27. 4. 15 口頭陳述	① H27. 4. 28 ② 棄却 ③ 主張に十分な論拠がない。	無
東京都	練馬区	① 区長、副区長、会計管理者 ② 関越高架下活用関係経費の支出 ③ 高架下関係経費支出分の損害賠償と執行停止	H26. 9. 10	8	1日 意見陳述	① H26. 10. 21 ② 棄却 ③ 違法性不当性はない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
東京都	練馬区	① 環境課長 ② 平成28年度公共施設維持管理費予算執行の差止め ③ 地球温暖化防止入札の採用	H28. 2. 18	1		① H28. 3. 2 ② 却下 ③ 要件を欠く不適法な請求	無
東京都	足立区	① 区長及び区の職員 ② 補助金の不当な交付決定及び支出 ③ 交付決定取消、返還、再交付、損害賠償請求、要 綱見直し	H26. 6. 10	1	請求人欠席により陳述の機 会なし	① H26. 7. 25 ② 棄却 ③ 当該支出は不当ではない。	無
東京都	足立区	① 区長及び区の職員 ② 補助金の不当な交付決定及び支出 ③ 交付決定取消、返還・再交付、損害賠償請求、要 綱見直し等	H26. 7. 16	1	請求人欠席により陳述の機 会なし	① H26. 8. 25 ② 一部棄却・一部却下 当該支出は不当ではない。 ③ 要綱改正は、請求の要件を 満たさない。	無
東京都	足立区	① 区の職員 ② マシヨンド・パ・イザ-派遣経費の返還 ③ 詐欺にて取られた公金の返還、刑事訴訟法第239 条第2項により告発することを怠った職員の処分	(H26. 8. 7)	2		① H26. 9. 16 ② 却下 (不受理) ③ 期間経過	無
東京都	足立区	① 区長 ② 戸籍・区民事務所窓口の業務委託に関する支出 業務委託に基づく公金の支出の返還、新たな契約 の締結の禁止、区長個人への損害賠償請求、受託 業者への不当利得返還請求	H26. 11. 7	1,392	H26. 12. 1 口頭陳述	① H26. 12. 25 ② 棄却 ③ 当該契約に基づく公金の支 出は違法・不当ではない。	有
東京都	足立区	① 区長及び区の職員 ② 補助金の不当な交付決定及び支出 ③ 交付決定取消、返還、違約金の徴収、損害賠償請 求	H26. 12. 5	1	請求人欠席により陳述の機 会なし	① H27. 1. 27 ② 棄却 ③ 当該支出は不当ではない。	無
東京都	足立区	① 区長及び区の職員 ② 補助金の額の確定は不当である。 ③ 確定事案決定取消、交付決定取消、返還、違約金 の徴収、損害賠償請求	H27. 1. 23	1	請求人欠席により陳述の機 会なし	① H27. 3. 17 ② 棄却 ③ 当該補助金の額の確定は不 当ではない。	無
東京都	足立区	① 区長及び区の職員 ② 補助金の額の確定は不当である。 ③ 確定事案決定取消、交付決定取消、返還、損害賠 償請求	H27. 2. 13	1	請求人欠席により陳述の機 会なし	① H27. 4. 9 ② 棄却 ③ 当該補助金の額の確定は不 当ではない。	無
東京都	足立区	① 区の職員 ② 自己情報の写しの交付に伴う費用を関係条例に基 づき歳入すべきである。 ③ 自己情報の写しの交付に伴う費用の徴収	H27. 3. 31	1	H27. 5. 13 口頭陳述	① H27. 5. 25 ② 一部棄却・一部認容 費用の徴収をしていないこ とは怠る事実である。本件 写しの交付に情報公開条例 第18条を適用したことは、 違法・不当とはいえない。	無
東京都	足立区	① 区長及び区の職員 ② 補助金の不当な交付決定及び支出 ③ 交付決定取消、返還、損害賠償請求	H27. 11. 27	1	請求人欠席により陳述の機 会なし	① H28. 1. 25 ② 棄却 ③ 当該補助金の額の確定は不 当ではない。	無
東京都	足立区	① 区長及び区の職員 ② 補助金の不当な交付決定及び支出 ③ 交付決定取消、返還、損害賠償請求、要綱改正	H28. 1. 14	1	H28. 2. 15 口頭陳述	① H28. 3. 9 ② 一部棄却・一部却下 当該支出は不当ではない。 ③ 要綱改正は、請求の要件を 満たさない。	無
東京都	葛飾区	① 区長 ② 政務活動費の支出 ③ 政務活動費の一部の用途が不当な場合の返還	H26. 8. 21	1人		① H26. 9. 1 ② 却下 ③ 返納による請求利益の喪失	無
計	15団体		51件				有 17件 無 34件
東京都	八王子市	① 市長 ② 還付加算金の過払 ③ 過大に支出した還付加算金の返還請求	H26. 10. 22	1		① H26. 11. 28 ② 却下 ③ 違法・不当とする理由を摘 示していない	無
東京都	八王子市	① 市長 ② 財産の取得 ③ 財産の取得に係る損害額の賠償請求	H27. 3. 4	1	H27. 4. 8 口頭陳述	① H27. 4. 30 ② 棄却 ③ 財産の取得に違法性不当性 はない	無
東京都	八王子市	① 市長、市職員 ② 自治会に対する補助金の交付 ③ 補助金の交付停止請求	H27. 4. 1	1		① H27. 4. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等を個別 具体的に摘示していない	無
東京都	八王子市	① 市長、市職員 ② 自治会に対する補助金の交付 ③ 補助金の交付停止請求	H27. 6. 2	1		① H27. 7. 1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等を個別 具体的に摘示していない	無
東京都	八王子市	① 市長、市職員 ② 自治会に対する補助金の交付 ③ 補助金の交付停止請求	H27. 8. 24	1		① H27. 10. 6 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等を個別 具体的に摘示していない	無
東京都	八王子市	① 市長、市職員 ② 自治会に対する補助金の交付 ③ 補助金の交付停止請求	H27. 10. 19	1		① H27. 11. 4 ② 取下げ ③ 取下げ理由不明	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
東京都	八王子市	① 市長 ② 老人クラブ連合会への補助金の交付 ③ 補助金の返還請求	H27.12.16	1		① H28.1.27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等を個別 具体的に摘示していない	無
東京都	立川市	① 立川市長 ② ホームヘルプサービスの不正受給 ③ ホームヘルプサービスの不正受給の還付請求	H26.5.8	1	指定した一日 請求人および関係職員の陳 述	① H26.6.10 ② 勧告 ③ 不当利得返金請求	無
東京都	立川市	① 立川市長 ② ホームヘルプサービスの不正受給 ③ ホームヘルプサービスの不正受給の還付請求	H27.6.29	1	指定した一日 請求人および関係職員の陳 述	① H27.8.20 ② 棄却 ③ 重複時間の特定困難及び司 法で係争中	無
東京都	府中市	① 府中市長 ② 事業用地の取得（支出は違法・不当である） ③ 取得の差し止めと損害補てん	(H26.4.17)	5		① H26.5.16 ② 却下（不受理） ③ 違法・不当な財務会計行為 とは認められない他	有
東京都	府中市	① 府中市長 ② 虚偽の通報による実体のない請求（支出は違法・ 不当である） ③ 損害補てん	(H27.1.23)	1		① H27.2.19 ② 却下（不受理） 提出された書類が違法・不 当な事実を事実を証する書 類とは認められないため	無
東京都	調布市	① 調布市長 ② 不作為による債権の消滅時効成立 ③ 未徴収の下水道使用料のうち、消滅時効が成立し 徴収不可となったのは最高責任者たる市長に責任 があるとして、同金額の返還を請求したもの。	(H26.5.19)	1		① H26.7.18 ② 却下（不受理） 地方自治法第242条第1項に ③ 基づく住民監査請求の要件 を充足していない。	無
東京都	調布市	① 調布市長 ② 不当な支出 市長が使用したタクシーチケットは、根拠となる ③ 公務が不明確であり財務会計上の不当な扱いであ るとし、同金額の返還を請求したもの、	(H26.6.16)	1		① H26.7.17 ② 却下（不受理） 地方自治法第242条第1項に ③ 基づく住民監査請求の要件 を充足していない。	無
東京都	調布市	① 調布市長 ② 不当な支出 市長が使用したタクシーチケットは公務以外で使 ③ 用された疑いがあるため、公務で使用した根拠の 提示や説明ができないものについて、同金額の返 還を請求したもの	(H26.7.4)	1		① H26.8.4 ② 却下（不受理） 地方自治法第242条第1項に ③ 基づく住民監査請求の要件 を充足していない。	無
東京都	小金井市	① 市長（福祉保健部 地域福祉課、自立生活支援 課） 特定非営利活動法人に対する重複した公金支出に ② ついて（同一事業に対する補助金、給付金の二重 交付） ③ 重複分について、返還するよう求めるもの	H27.7.16	1		① H27.7.29 ② 却下 ③ 期間経過	無
東京都	国分寺市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長に対して違法・不当に支出した金額を市へ返 還することを請求	H28.3.4	1	H28.4.5 口頭陳述（欠席）	① H28.4.28 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金の支出は 認められない	無
東京都	羽村市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出等 ③ 支出の返還要求等	H26.6.6	1		① H26.7.9 ② 却下 ③ 財務会計上の違法性・不当 性に該当しないため	無
東京都	御蔵島村	① 村長 ② 工事請負契約に係る文書偽造及び違法な事務手続 き ③ 当該工事の執行停止及び代金の返還を要求	H27.9.29	1		① H28.2.10 ② 却下 ③ 請求の要件を満たしていな いため。	無
東京都	八丈町	① 八丈町建設課職員 ② 道路改良工事に係る公金の支出 ③ 会計処理の改善	H26.8.12	1	H26.9.19 口頭陳述	① H26.10.9 ② 棄却 ③ 補助金の返還などの会計処 理が完結している	無
計	9団体		19件				有 1件 無 18件
神奈川県	横浜市	① 市長 違法・不当な公金の支出（必要額を超える出張旅 ② 費を違法に請求、收受しているため、損害の補て んを求める。） ③ 損害賠償請求	H26.4.7	1		① H26.4.10 ② 取下げ ③ 要件を満たしていないと考 えたためと思われる	無
神奈川県	横浜市	① 市長 違法・不当な公金の支出（政務調査費の支出に係 ② る領収書は偽造されたものであるため不当利得の 返還を求める。） ③ 返還させる措置	(H26.5.19)	1		① H26.6.13 ② 却下（不受理） ③ 事実証明書なし	無
神奈川県	横浜市	① 市長 違法・不当な公金の支出（不合理な経路及び虚偽 ② に基づく通勤手当の支出による損害の補てんを求 める。） ③ 損害賠償請求	(H26.8.22)	1		① H26.9.5 ② 却下（不受理） ③ 事実証明書なし	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（不当な貸付契約によっ て生ずる損害の賠償を求める。） ③ 損害賠償請求	(H26.10.10)	1		① H26.10.29 ② 却下（不受理） ③ 請求期間経過	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（政務活動費の目的外支 出につき返還を求める。） ③ 返還させる措置	(H26.10.22)	1		① H26.11.7 ② 却下（不受理） ③ 事実証明書なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
神奈川県	横浜市	① 市長 違法・不当に財産の管理を怠る事実（不法に占有 されている市道の管理を是正することを求め る。） ② ③ 庁舎から退去	H26.11.6	1	H26.12.5 口頭陳述	① H26.12.24 ② 棄却 ③ 是正措置に向けての取組が されているため違法・不当 なし	無
神奈川県	横浜市	① 市長 違法・不当な公金支出等の差止め（新市庁舎を 建設することを目的とする公金の支出等をしない よう求める。） ② ③ 公金支出等の差止め	(H26.12.24)	1		① H27.1.19 ② 却下（不受理） ③ 事実証明書なし	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法・不当に公金の徴収を怠る事実（税の滞納者 に対する差押え等を求める。） ③ 滞納者に対する差押え等	H27.3.25	1	H27.4.24 口頭陳述	① H27.5.14 ② 棄却 ③ 差押え時期に裁量権の逸脱 ④ 濫用がないため違法・不当 なし	無
神奈川県	川崎市	① 関係職員 ② 機械警備委託契約に係る特命随意契約を締結する ことは違法もしくは不当である。 ③ 次年度以降により競争性のある契約方法を適用す ること	H26.7.14	1	H26.7.28 口頭陳述	① H26.9.9 ② 勧告 ③ 次年度以降に競争性のある 契約方法へ変更すること	無
神奈川県	川崎市	① 上下水道事業管理者及び市長 ② 広域水道企業団からの受水に係わる協定及び臨時 分水に関する協定の更新又は継続は違法である。 ③ 協定の締結の差止め	H26.10.10	1,139	平成23年の監査請求と実質 的に同一内容と判断し、監 査を実施しなかったため陳 述を実施せず	① H26.10.30 ② 棄却（一部却下） ③ 平成23年の監査請求と実質 的に同一内容と判断	有
神奈川県	川崎市	① 関係職員 ② 自家用電気工作物保安業務委託に係る特命随意契 約を締結することは違法もしくは不当である。 ③ 次年度以降により競争性のある契約方法を適用す ること	H26.11.13	1	H26.12.1 口頭陳述	① H27.1.7 ② 棄却 ③ 次年度以降も特命随意契約 が行われる蓋然性なし	無
神奈川県	川崎市	① 関係職員 ② 旧市道の一部が不法に占拠され、管理状況は違 法、不当である。 ③ 不法占拠状態の解消及び適正な管理	H26.11.25	2	H26.12.16 口頭陳述	① H27.1.22 ② 棄却 ③ 不法占拠の事実は認められ ない	無
神奈川県	川崎市	① 市長 ② 全員給食は不適切であり、中学校給食センターの 建設は認められない。 ③ 給食センターの建設に係る予算の執行停止及び建 設工事の中断	H28.2.2	1	H28.2.19 口頭陳述	① H28.3.30 ② 棄却 ③ 違法・不当が存するとは認 められない	無
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 違法な契約の締結、履行及び当該行為が相当の確 実さで予想される行為 ③ 契約の解除、市長及び相手方に対する損害賠償請 求、契約締結の中止	H27.5.27	6	H27.6.5 口頭陳述	① H27.7.17 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性または不 当性はない	無
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 当該公金の返還	H27.10.28	1	請求人と陳述を行わないこ との文書確認をしたうえ で、実施しなかった。	① H27.12.17 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に違法性ま たは不当性はない	無
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（不当利得の返還請求権の 不行使） ③ 当該公金を返還させること（不当利得の返還請求 権の行使）	H28.3.17	1	請求人と陳述を行わないこ との文書確認をしたうえ で、実施しなかった。	① H28.5.13 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に違法性ま たは不当性はない	無
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 不明確	(H26.10.16)	1		① H26.10.30 ② 却下（不受理） ③ 非財務会計行為	無
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 浄化槽清掃業務に関する違法行為 ③ 是正処置	(H27.5.12)	1		① H27.6.5 ② 却下（不受理） ③ 非財務会計行為	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長、関係職員 ② 「わたり」を続けているのは違法又は不当な公金 支出である。 ③ 「わたり」の廃止、職員に対し給与過払い分の返 還を求める。	H26.5.2	1	請求人の申出により 陳述を実施せず	① H26.6.24 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金の支出で はない。	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 市有地の不法な貸付 ③ 市有地の不法な貸付の是正、市有地の不法占拠に 対する告発を求める。	H26.6.4	1	H26.6.4 口頭陳述	① H26.7.30 ② 一部棄却 ③ 市に損害が発生していな い。	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長、関係職員 ② 「着地型観光商品開発等事業」に係る3種の見積 書において人件費が異なるのは不適切である。 ③ 人件費の差額について返還を求める。	(H26.6.10)	2		① H26.7.4 ② 却下（不受理） ③ 当該行為のあった日から1 年を経過している。	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 意向確認回答書の誤送込に伴う再発送業務は杜撰 な事務処理によるものである。 ③ 再発送業務に係る経費について返還を求める。	(H27.10.30)	1		① H27.11.19 ② 却下（不受理） ③ 違法・不当の主張をしてい ない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 開削工事が実施されると、隧道が破壊され復元できなくなるので、本件予算に関する議決は違法・不当である。 ② 委託した安全性検証等業務に基づき決定された開削工事に係る公金支出は違法・不当である。 ③ 開削工事に係る公金支出の差止めを求める。	(H27. 11. 27)	23		① H27. 12. 15 ② 却下 (不受理) ③ 違法・不当の主張をしていない。	有
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 開削工事予算に係る公金の支出は地方財政法に反する。 ③ 開削工事予算に係る公金支出の差止めを求める。	H27. 12. 18	1	H28. 1. 14 口頭陳述	① H28. 2. 16 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金の支出ではない。	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 開削工事予算に係る公金の支出は地方財政法に反する。 ③ 開削工事予算に係る公金支出の差止めを求める。	H28. 2. 3	10	H28. 2. 16 口頭陳述	① H28. 3. 31 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金の支出ではない。	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長、副市長 安全性検証等業務に支払われた委託料は無駄であり、これに基づき決定された開削工事に係る工事が無用に消費される。 ③ 検証等業務に関わった職員、工法を決定した市長、副市長の責任を明確にしてほしい。	(H28. 2. 8)	1		① H28. 3. 14 ② 却下 (不受理) ③ 違法・不当の主張をしていない。 住民監査請求の対象とはならない。	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 安全性検証等業務は不要であり、不当な業務だった。 ③ 検証等業務委託料の返還を求める。	H28. 3. 30	1	H28. 4. 18 口頭陳述	① H28. 5. 25 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金の支出ではない。	無
神奈川県	藤沢市	① 市長 ② 違法な支出 ③ 契約の差止め	H26. 7. 10	1	H26. 8. 4 口頭陳述	① H26. 8. 25 ② 一部却下一部棄却 ③ 理由及び違法性がない	無
神奈川県	藤沢市	① 市長 ② 違法な支出 ③ 施設再整備の差止め	H27. 4. 13	1		① H27. 4. 22 ② 取下げ ③ 記載内容不備	無
神奈川県	藤沢市	① 市長 ② 違法な支出 ③ 施設再整備の差止め	H27. 4. 22	1	H27. 6. 3 口頭陳述	① H27. 6. 15 ② 一部却下一部棄却 ③ 不適法及び違法性がない	無
神奈川県	藤沢市	① 市長 ② 違法な契約 ③ 契約の取消	(H27. 10. 8)	1		① H27. 11. 4 ② 却下 (不受理) ③ 請求期間の経過	無
神奈川県	藤沢市	① 市長 ② 違法な支出 ③ 施設再整備の差止め及び再検討	H27. 12. 28	1	H28. 1. 25 口頭陳述	① H28. 2. 5 ② 棄却 ③ 違法性がない	有
神奈川県	小田原市	① 市長、担当部長 ② 完了していない業務に委託料を支出したこと ③ 支出した委託料の弁済	H26. 7. 24	1	H26. 9. 2 口頭陳述	① H26. 9. 11 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無
神奈川県	茅ヶ崎市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 法令の根拠がない報償費相当額の損害賠償	H27. 10. 26	3	H27. 11. 18 口頭陳述	① H27. 12. 11 ② 棄却 ③ 損害が生じたとは言えない	無
神奈川県	三浦市	① 市長、総務部長、税務課長、起案者 (税務課)、福祉事務所長、福祉課長、起案者 (福祉課) ② 外国人世帯への生活保護金品の支給及び税の非課税 ③ 生活保護支給金品の返還及び支給金品に対する税の賦課	H26. 10. 8	1	H26. 11. 6 口頭陳述 ※内容審査に入ったが、請求対象でなかったため却下とした。	① H26. 12. 3 ② 却下 ③ 具体的な財務会計上の行為等を対象としていない。	無
神奈川県	秦野市	① 市長 ② 可燃ごみ等及び有機性廃棄物等回収委託 ③ 契約の締結に係る入札の差止めと前回勧告の趣旨に従った委託の内容に変更した入札の実施	H26. 5. 12	1	H26. 5. 28 口頭陳述	① H26. 7. 4 ② 棄却 ③ 請求の理由はないものと認められるため	無
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 平成25年度金田地区環境保全委員会に対し交付した交付金は目的外支出が疑われる。 ③ 厚木市長に提出された報告書のみ審査にとどまらない財産の管理	H26. 9. 11	3	H26. 9. 30 請求人が出席し、事実証明書が追加提出された。	① H26. 11. 5 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がないものと判断し、棄却する。	無
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 平成26年度金田地区環境保全委員会に対し交付した交付金は目的外支出が疑われる。 ③ 厚木市長に提出された報告書のみ審査にとどまらない財産の管理	H28. 3. 16	3	H28. 4. 11 請求人が出席し、事実証明書が追加提出された。	① H28. 5. 11 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がないものと判断し、棄却する。	無
神奈川県	大和市	① 市長 ② 在日外国人に対する生活保護の支給 ③ 上記行為に対する正当な手続きの実施	H26. 8. 15	1		① H26. 9. 26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
神奈川県	大和市	① 市長 ② 駅前再開発における保留床譲渡契約 ③ 契約が不当であり前払い金の支払差止め	H27. 5. 21	1	H27. 7. 6 口頭陳述 (本人申し出により実施せず)	① H27. 7. 17 ② 棄却 ③ 財務上の損害の事実なし	有
神奈川県	大和市	① 市長 ② 駅前再開発における土地交換契約 ③ 交換差額が不当に低いため正当な差額を徴収	(H27. 7. 24)	1		① H27. 8. 13 ② 却下 (不受理) ③ 期間経過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
神奈川県	大和市	① 市長 ② 無償で使用させている市有地 ③ 賃借料の徴収	H27.12.24	1	H28.1.29 口頭陳述	① H28.2.18 ② 棄却 ③ 財務上の損害の事実なし	有
神奈川県	大和市	① 市長 ② 賃貸借契約を結び使用させている市有地 ③ 賃借料が不当に低いため差額の徴収	(H27.12.24)	1		① H28.1.13 ② 却下(不受理) ③ 期間途過	無
神奈川県	大和市	① 市長 ② 駅前再開発における土地交換契約 ③ 交換差額が不当に低いため正当な差額を徴収	(H28.3.30)	1		① H28.4.19 ② 却下(不受理) ③ 期間途過	有
神奈川県	伊勢原市	① 市長 ② 行政財産の賃貸に関する行為 ③ 駐車場用地の貸付は地方自治法第238条第4項に違反した貸付である。	(H26.8.21)	165		① H26.9.8 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当な行為に欠けることから、不適法な請求	無
神奈川県	海老名市	① 市長 ② 不当な公金の支出(政務調査費(平成24年度支出)での不適切な書籍の購入) ③ 市長による書籍資料購入費の返還	(H26.10.30)	1		① H26.11.26 ② 却下(不受理) ③ 期間途過	無
神奈川県	海老名市	① 市長 ② 違法な契約の締結(工事請負契約の締結は指定管理者への便宜供与である。)、違法な公金の支出(指定管理者における指定管理料の未執行) ③ 市長による工事請負費及び指定管理料未執行分の返還並びに指定管理者指定の取消し	H27.10.9	2	H27.11.4 口頭陳述	① H27.12.3 ② 棄却、一部却下 当該契約に違法性はない、指定管理料未執行分は指定管理者から返還済みである、指定管理者指定取消しは財務会計行為ではない。	有
神奈川県	海老名市	① 市職員(部長及び課長) ② 違法な契約の締結(入札ではない随意契約による契約締結は地方自治法施行令に反している。) ③ 市職員による契約金額の返還	H28.3.23	1	H28.3.30 口頭陳述	① H28.5.18 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。	無
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 勸奨退職制度による退職手当への加算手当の支払 平成26年度以降の勸奨退職制度による退職手当への加算手当の支払を差し止めるよう町長に勧告することの請求	H26.5.9	1	請求人から希望しない旨の通知あり	① H26.7.4 ② 勧告 勸奨退職に係る特別負担金を退職手当組合に対して支払ってはならない	無
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 開発区域の土地交換協定 開発区域に葉山町所有の土地が含まれており、土地交換の協定がされたが、不当な財産の損失が予測されるので差し止めを求める請求	H27.7.15	1	H27.8.4(45分間) 口頭陳述	① H27.9.1 ② 棄却 ③ 不当であるとは認められない。	無
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 固定資産税の減免措置 ③ 町長に対する返還請求	H26.12.10	1	H27.1.7 口頭陳述	① H27.1.30 ② 棄却 ③ 違法性はない。	有
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 土地売買契約違法 ③ 町長他4名に対する返還請求	(H27.2.2)	1		① H27.2.20 ② 却下(不受理) ③ 期間を途過している。	有
神奈川県	湯河原町	① 町長及び議長 ② 規定に基づかない被服の貸与は違法 ③ 議員から防災服一式を返還させること	(H26.4.18)	1		① H26.5.26 ② 却下(不受理) ③ 要件を欠き、不適法	無
神奈川県	湯河原町	① 町長 ② 共有土地の貸付に係る収入は持分に応じ按分しているのひ経費は当分としているのはおかしい。 ③ 町長に対し差額の負担を求める。	(H26.6.24)	1		① H26.8.18 ② 却下(不受理) ③ 要件を欠き、不適法	無
計	17団体		54件				有 11件 無 43件
新潟県	新潟市	① 市長 ② 違法又は不当な公金支出 4校統合にかかる栄小学校校舎増築・改修工事の公金の支出に関するもの ③	H26.10.24	8	H26.11.11 口頭陳述	① H26.12.4 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
新潟県	新潟市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理 ③ 市政記者会の会則などの確認を怠って為された本館4階の記者室に係る庁舎使用許可に関するもの	H27.12.4	1	H27.12.17 口頭陳述	① H28.1.20 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有
新潟県	新発田市	① 市長 ② 不当な公金の支出(家庭ごみ古布の回収に関する支出) ③ 回収方法の変更、中止	H26.4.30	1		① H26.5.9 ② 却下 ③ 請求期間途過	無
新潟県	新発田市	① 市長 ② 不当な公金の支出(家庭ごみ古布の回収に関する支出) ③ 回収方法の変更、中止	H26.5.29	1	H26.6.24 口頭陳述	① H26.7.25 ② 棄却 当該支出に不当性はなく、 ③ 請求人の主張には理由がない	無
新潟県	新発田市	① 市長 ② 設計業務委託契約により生じた損害について、損害賠償請求を怠る事実 ③ 契約相手方に対する損害賠償請求	H27.10.28	1	H27.12.8 口頭陳述	① H27.12.21 ② 棄却 損害が生じたとは認められず、請求人の主張には理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
新潟県	上越市	① 市長 ② 違法又は不当な支出 ③ 違法又は不当な支出を防止するために必要な措置	H26.12.16	1		① H27.1.16 ② 却下 ③ 請求期間の経過	無
新潟県	上越市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 損害賠償請求勧告	H27.2.9	12	H27.3.14 請求人陳述	① H27.4.7 ② 棄却 違法若しくは不当に財産の 管理を怠っているとは言え ない ③	有
新潟県	上越市	① 市長 ② 議決についての疑義、市政への要望等 ③ 違法若しくは不当な行為への調査を求める	H27.3.27	1		① H27.5.15 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を満し ていない	無
新潟県	上越市	① 市長 ② 住民の提案を十分検討することを怠っている等 ③ 設計をやり直すべきである。	H27.3.30	1	H27.4.23 請求人陳述	① H27.5.26 ② 棄却 ③ 違法又は不当な契約の履行 であるとは認められない	無
新潟県	佐渡市	① 職員 ② 不適切な手続きによる道路拡幅工事の施行 ③ 工事施工のやり直し及び補償	H28.3.7	1		① H28.3.17 ② 却下 ③ 請求期間の経過	無
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 新斎場建設が都市計画法違反であると主張。 ③ 工事停止と公金支出の停止をするよう請求。	H26.7.7	2		① H26.8.12 ② 却下 ③ 要件を満たしていない	有
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 新斎場建設用地が軟弱地盤により杭打工事に多額 の費用を要したと主張 ③ 6400万円の返還請求	H26.10.22	3		① H26.12.17 ② 却下 ③ 要件を満たしていない	有
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 新斎場建設用地から出た廃棄物処分費の今後の支 出 ③ 旧地権者に請求し市が予算追加をし支出しないよ う請求	H26.10.27	3		① H26.12.17 ② 却下 ③ 要件を満たしていない	無
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 市所有の消雪井戸が市民に無償譲渡された件 ③ 無効とするよう請求	H26.10.27	3		① H26.12.17 ② 却下 ③ 要件を満たしていない	無
新潟県	魚沼市	① 担当職員 ② 新斎場の随意契約における官製談合の疑い ③ 調査の請求と職員の処分	H27.5.11	3	H27.6.10 口頭陳述	① H27.7.1 ② 棄却 ③ 当該契約に不当性・違法性 はない	有
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 新斎場廃棄物の原因者を特定していないと主張 ③ 原因者特定し損害賠償すべきと請求	H27.5.11	3		① H27.7.1 ② 却下 ③ 要件を満たしていない	無
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 新斎場建設工事は違法であると主張 ③ 公金支出の停止を請求	H27.5.18	5		① H27.7.1 ② 却下 ③ 要件を満たしていない	無
計	5団体	17件					有 6件 無 11件
富山県	高岡市	① 市長 震災復興特別交付税の申請及び受理は違法な財務 行為、かつ違法な財産の取得。 ③ 交付税の国庫への返納、市長に対する返納に伴い 生じた欠損分の損害賠償請求。	H27.2.23	8		① H27.3.25 ② 却下 ③ 非財務会計上の行為に係る 請求である。	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（財産区） ③ 事実確認および必要な是正措置	H26.4.28	1	請求人の申出により陳述を 実施せず	① H26.6.27 ② 棄却 ③ 理由がない	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（財産区） ③ 事実確認および必要な是正措置	H26.5.30	1	請求人の申出により陳述を 実施せず	① H26.7.29 ② 棄却 ③ 理由がない	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（財産区） ③ 事実確認および必要な是正措置	H26.7.24	1	請求人の申出により陳述を 実施せず	① H26.9.22 ② 棄却 ③ 理由がない	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（財産区） ③ 事実確認および必要な是正措置	H26.7.31	1	請求人の申出により陳述を 実施せず	① H26.9.29 ② 棄却 ③ 理由がない	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結（財産区） ③ 事実確認および必要な是正措置	H26.8.18	1	請求人の申出により陳述を 実施せず	① H26.10.17 ② 棄却 ③ 理由がない	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結（財産区） ③ 事実確認および必要な是正措置	H26.9.8	1		① H26.11.7 ② 却下 ③ 先と同一案件の請求	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結（財産区） ③ 事実確認および必要な是正措置	H26.9.24	1		① H26.11.21 ② 却下 ③ 先と同一案件の請求	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（財産区） ③ 事実確認および必要な是正措置	H26.10.31	1		① H26.12.26 ② 却下 ③ 先と同一案件の請求	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（財産区） ③ 事実確認および必要な是正措置	H26.12.26	1		① H27.2.24 ② 却下 ③ 先と同一案件の請求	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 (財産区) ③ 事実確認および必要な是正措置	H27. 3. 27	1		① H27. 5. 26 ② 却下 ③ 先と同一案件の請求	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 (財産区) ③ 事実確認および必要な是正措置	H27. 3. 27	1		① H27. 5. 26 ② 却下 ③ 先と同一案件の請求	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 (財産区) ③ 事実確認および必要な是正措置	H27. 12. 4	1	請求人の申出により陳述を 実施せず	① H28. 2. 2 ② 棄却 ③ 理由がない	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 (財産区) ③ 事実確認および必要な是正措置	H27. 12. 9	1	請求人の申出により陳述を 実施せず	① H28. 2. 5 ② 棄却 ③ 理由がない	無
富山県	射水市	① 市長 ② 違法な工事請負契約の締結及び公金の支出 ③ 契約の締結及び公金の支出差止め	H26. 6. 16	1	H26. 7. 4 口頭陳述	① H26. 7. 22 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性、不当性 はない	無
富山県	射水市	① 市長、副市長、議員 ② 違法な工事請負契約の締結及び公金の支出 ③ 損害賠償請求	(H26. 7. 28)	1		① H26. 8. 5 ② 却下 (不受理) 同一住民による同一の財務 会計行為を対象とした請求 である	無
富山県	射水市	① 市長 ② 善管注意義務を怠る違法行為による損害の発生 ③ 損害賠償請求	H26. 8. 18	1	H26. 9. 8 口頭陳述	① H26. 10. 9 ② 棄却 当該手続に違法性、不当性 はなく、市長は損害賠償権 を有しない	無
富山県	射水市	① 市長 ② 違法な契約の締結による行政財産の処分 ③ 契約の締結に至る行為の差止め	H27. 12. 24	3	H28. 1. 18 口頭陳述	① H28. 2. 8 ② 棄却 契約の締結が違法又は不当 になされる相当の確実さが 予測されるといえない	有
計	3団体	18件					有 1件 無 17件
石川県	金沢市	① 金沢市長 ② 交付した政務調査費の公金支出が目的外であり違 法支出である ③ 政務調査費のうち違法な公金支出について返還す るよう勧告することを求める	H26. 4. 1	1	H26. 4. 15 (意見陳述)	① H26. 5. 15 ② 請求棄却 ③ 返還すべき額が認められ ない	有
石川県	金沢市	① 金沢市長 ② 交付した政務活動費の公金支出が目的外であり違 法支出である ③ 政務活動費のうち違法な公金支出について返還す るよう勧告することを求める	H27. 3. 25	1	H27. 4. 6 (意見陳述)	① H27. 5. 7 ② 請求棄却 ③ 返還すべき額が認められ ない	有
石川県	小松市	① 市長、消防長 ② 寄付金を徴収し、予算に編入しないのは違法 ③ 消防団の寄付金を市歳入に算入	H27. 3. 24	1		① H27. 4. 13 ② 却下 財務会計上の公金の賦課徴 収を怠る事実があるとは認 められない。	有
石川県	津幡町	① 町長 ② 区長と締結した平成25年度行政事務委託契約に おける違法な公金支出等 ③ 公金の返還と事務改善、見直しなどの請求	H26. 12. 3	1		① H27. 1. 16 ② 却下 ③ 法第242条に定める法定要 件を具備していない	無
石川県	津幡町	① 町長 ② 区長と締結した平成26年度行政事務委託契約に おける違法な公金支出等 ③ 公金の返還と事務改善、見直しなどの請求	H27. 3. 30	1		① H27. 4. 17 ② 却下 ③ 法第242条に定める法定要 件を具備していない	無
石川県	内灘町	① 町長 ② 登記簿上、民有地である土地が接続する町道及び 側溝と一体となって道路として使用されている。 ③ 使用権限がないまま道路としての供用は問題があ ると考えられる。	H27. 7. 7	1		① H27. 8. 10 ② 却下 住民監査請求の対象となる ③ 財務会計上の行為・不作為 には該当しない。	無
石川県	志賀町	① 町長 ② 違法もしくはは不当な公金の支出 ③ 補助金の返還請求を行うよう求める	H26. 8. 28	2		① H26. 9. 3 ② 却下 ③ 期間途過によるもの	無
石川県	志賀町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除を求める	H27. 12. 24	2	H28. 1. 12 口頭陳述	① H28. 1. 25 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
石川県	志賀町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除及び損害賠償を求める	H28. 3. 24	2	H28. 5. 10 口頭陳述	① H28. 5. 16 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
石川県	志賀町	① 町長 ② 違法な財産の管理を怠る事実 ③ 違法な行為により発生した返還請求	H28. 3. 24	2	H28. 5. 10 口頭陳述	① H28. 5. 16 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性はない	無
計	5団体	10件					有 3件 無 7件
福井県	福井市	① 市長 ② 不当な支出 (政務活動費の支出が規定を逸脱) ③ 福井市への返還措置請求	H26. 10. 21	3	H26. 11. 10 口頭陳述	① H26. 12. 18 ② 棄却 ③ 不当な支出であるとまでは 言えない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
福井県	福井市	① 市長 ② 不当な支出（政務活動費の支出が規定を逸脱） ③ 福井市への返還措置請求	(H27. 7. 10)	1		① H27. 7. 27 ② 却下（不受理） ③ 請求可能な期間を超えての 請求である。	無
福井県	勝山市	① 市長 ② 旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償費 の支払い。 旧福井県立勝山精華高等学校の土地に係る補償費 について、勝山市はケイター株式会社は本件補償 費を支払う義務はないのに、山岸正裕市長は、事 実関係の確認及び本件支払いを回避すべき必要な 主張及び対応を怠り、勝山市にとって不利益を及 ぼす恣意的な判断に基づいて支払いを行ったこと は、違法若しくは不当な公金の支出に当たり補償 費の返還を求むる。	H26. 12. 3	6	H26. 12. 19 請求の趣旨を補足するた めの陳述及び追加資料の提出 の機会の設定。	① H27. 1. 22 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の 支出は認められず、請求人 の主張には理由がないもの と判断。	有
福井県	勝山市	① 市長 ② 財産（旧福井県立勝山精華高等学校の土地）の管 理を怠る。 福井県立奥越特別支援学校建設に関して、本件土 地問題について「勝山市が責任を持って対応す る」などと福井県に回答し、必要な財産管理を怠 り、勝山市に損害を与えたことは、違法若しくは 不当に財産の管理を怠る事実当たり適切な管理 の履行を求むる。	H26. 12. 3	6	H26. 12. 19 請求の趣旨を補足するた めの陳述及び追加資料の提出 の機会の設定。	① H27. 1. 22 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項所 定の請求要件を欠き、不適 法である。	有
福井県	勝山市	① 市長 ② 議員政治倫理調査特別委員会の活動費用の支出 ③ 証拠も不十分である議案に基づき設置された議員 政治倫理調査特別委員会であることから、このよ うな委員会の活動費用を支出することは、違法若 しくは不当な公金の支出に当たることから直ちに 執行を停止すること。	H27. 6. 25	140	H27. 7. 7 請求の趣旨を補足するた めの陳述及び追加資料の提出 の機会の設定。	① H27. 7. 17 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の 支出は認められず、地方自 治法第2条第14項及び地方 自治法第4条第1項の趣旨に 反するとは認められない。 よって、請求人の主張には 理由がないものと判断。	無
福井県	勝山市	① 市長 ② 議員政治倫理調査特別委員会の調査費用の支出 ③ 杜撰な調査により勝山市経済に実損をもたらすと ともに、松村治門議員が関わった「官民協働した 魅力ある観光地の再建・強化事業」に携わった近 隣市町の民間事業者との関係を損なうとしてお り、そのような調査を行う議員政治倫理調査特別 委員会の調査費用を支出することは、違法若しく は不当な公金の支出に当たることから直ちに執行 を停止。	H27. 6. 25	140	H27. 7. 7 請求の趣旨を補足するた めの陳述及び追加資料の提出 の機会の設定。	① H27. 7. 17 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の 支出は認められず、地方自 治法第2条第14項及び地方 自治法第4条第1項の趣旨に 反するとは認められない。 よって、請求人の主張には 理由がないものと判断。	無
計	2団体	6件					有 無 3件 3件
山梨県	都留市	① 市長 ② 土地区画整理事業に係る支出について、求償請求 すべき債権を放置している ③ 市長が土地区画整理組合に対し求償請求するこ とを求むる	H26. 10. 22	1	H26. 11. 28 口頭陳述	① H26. 12. 19 ② 棄却 ③ 市が市のために実施した事 業費として支出したもの	有
山梨県	南アルプス市	① 市長 ② 市資産の棄損 ③ 棄損した損害額の支払請求	H28. 2. 8	4	H28. 3. 3 口頭陳述	① H28. 3. 30 ② 棄却 ③ 市財産の管理を怠る事実と は認めがたい	無
山梨県	上野原市	① 市長 ② 違法な契約の締結（適正時価より高額な売買価格 で土地を購入する契約を締結した。） ③ 売買契約撤回、市長・関係職員に対する損害賠償 請求	H27. 7. 15	1	H27. 8. 4 口頭陳述	① H28. 9. 10 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
計	3団体	3件					有 無 2件 1件
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の支出 株式会社松本山雅が経営するプロサッカーチーム 松本山雅フットボールクラブの練習拠点となる同 社専用・優先のサッカー場2面をかりがね運動場 に建設するための関連費用を含めた合計23億 2,617万円の支出の中止	H26. 5. 26	1	なし (平成26. 2. 14別人から同一 内容の監査請求があり、同 年4. 15結果が出される。行 政事例S34. 3. 19を参考に 監査委員が判断した。)	① H26. 7. 11 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の支出 株式会社松本山雅の株式取得名目で違法に支出さ れた合計2,000万円（平成23年3月1,000万円、同 24年3月1,000万円）の返還	H26. 5. 26	1		① H26. 7. 11 ② 却下 ③ 期間制限経過	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 平成5年度及び平成8年度に旭町町会へ支出され た町内公民館整備補助金の返還	H26. 6. 2	1		① H26. 7. 11 ② 却下 ③ 財務会計行為だが、違法 性、不当性が客観的、具体 的、個別的に摘示されてい ない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 市税等に係る還付加算金1,204万円の支出	H26. 11. 6	1		① H27. 1. 8 ② 却下 ③ 財務会計行為だが、違法 性、不当性が客観的、具体 的、個別的に摘示されてい ない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 保安林に対する固定資産税1,173万円の賦課徴収	H26. 11. 6	1		① H27. 1. 8 ② 却下 ③ 財務会計行為だが、違法 性、不当性が客観的、具体 的、個別的に摘示されてい ない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の支出 松本市町内公民館に対する中央公民館公金援助が年3万円支給対象となっている。同様なケースは市内に数十ヵ所存在し、町内公民館建築支援補助金とともにそれらによる損害額が多額に達しており監査を要求する。	H27.1.7	1		① H27.3.2 ② 却下 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 行政財産使用許可処分 ③ 株式会社松本山雅の寄附募集に対する松本市の許可処分の取消	H27.2.2	1		① H27.3.2 ② 取下げ ③ 財務会計行為でない。	無
長野県	松本市	① 市長 ② 行政財産使用許可処分 ③ 株式会社松本山雅の寄附募集に対する松本市の許可処分の取消	H27.3.2	1		① H27.4.24 ② 却下 ③ 財務会計行為でない。	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 松本市が許可した株式会社松本山雅の寄附募集行為による寄附金に対する法人市民税の賦課徴収を怠る事実	H27.5.11	1		① H27.6.19 ② 却下 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 行政財産使用許可処分 松本市の松本山雅への寄附募集許可について、新法人制度の政府検討事案と比較考慮して再検証すべき段階であり、改めて職員措置請求を求める。	H27.7.15	1		① H27.8.17 ② 却下 ③ 財務会計行為でない。	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 松本市が寄附募集許可した松本山雅寄附金を原資として建築されたクラブハウスに対する固定資産税賦課徴収を怠る事実	H27.7.22	1		① H27.9.2 ② 却下 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 松本市が寄附募集許可した松本山雅寄附金に対する法人市民税賦課徴収を怠る事実	H27.7.22	1		① H27.9.2 ② 却下 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 旭町公民館・大天白七福稲荷神社土地建物について、地方税法第388条の固定資産評価基準適用を怠る事実	H27.8.11	1		① H27.9.18 ② 却下 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 総務省通知(平成26年9月16日総税固第51号「固定資産税の課税事務に対する納税者の確保について」)第2頁の宗教法人(非課税)項目に該当する旭町公民館・大天白七福稲荷神社に対する固定資産税賦課徴収した件について、同じく監査を求める。	H27.8.11	1		① H27.9.18 ② 却下 ③ 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 「平成25年度松本広域森林組合間伐事業において補助金交付申請時に申請内容の一部未完了」という事実の違法があり、松本市も同じく補助金交付しているので、再発防止の財務会計を怠る事実	H28.2.5	1		① H28.3.28 ② 却下 ③ 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 「資産税課係長の交付税検査の違法の事実について資料を県へ提出が一切されず報告を怠る」という財務会計を怠る事実	H28.2.5	1		① H28.3.28 ② 却下 ③ 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 菅谷昭松本市長は上田市・長和町に負担請求を怠っており、松本市の負担額5,248,318円のところ9,048,823円を支払うという起案を平成22年3月23日に決裁印を押印し決裁している。	H28.3.11	1		① H28.4.13 ② 却下 ③ 期間制限経過	無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 市長は、上田市に2,533,670円、長和町に1,266,835円を構成割合に応じて請求する事を怠っている。	H28.3.11	1		① H28.4.13 ② 却下 ③ 期間制限経過	無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 平成26年7月11日付け監査請求結果後のクラブハウス建築寄附募集及び法人税法第42条に関する財務会計を怠る事実	H28.3.23	1		① H28.4.12 ② 却下 財務会計行為だが、違法性、不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 補助金等が偽り不正の折に返還されておらず、益 金として課税、納税する場合において、森林法の ③ 刑罰、適正化法違反等の場合と同様に、重要性を 伴うから、その重要性が処理上欠かせない。	H28.3.23	1		① H28.4.12 ② 却下 財務会計行為だが、違法 性、不当性が客観的、具体 的、個別的に摘示されてい ない	無
長野県	上田市	① 監査委員 ② 補助決定及び支出（河川管理上の違反を伴った市 の行為は違法・不当） ③ 補助金の返還、必要な措置	(H27.3.23)	1		① H27.3.27 ② 却下（不受理） ③ 期間経過、財務会計行為で ない	無
長野県	小諸市	① 市職員 ② 焼却処理施設建設工事費支出の違法性 ③ 契約の解除、交付金の返還	H27.5.25	1	H27.6.2 口頭陳述	① H27.7.8 ② 棄却 ③ 違法性はない	無
長野県	伊那市	① 市長 ② 自治法に抵触した検討委員会への報奨金支出 ③ 検討委員会への報償費返還。	H26.12.18	1	請求人の希望なし	① H27.2.5 ② 棄却 ③ 違法性はない	無
長野県	伊那市	① 市長 ② 自治法に抵触した策定委員会への報奨金支出 ③ 策定委員会への報償費返還。	H26.6.9	1	H26.6.19 意見陳述	① H26.7.24 ② 棄却 ③ 違法性はない	無
長野県	佐久市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 設置者に撤去費用を求めるよう市長に要求	H26.8.14	1		① H26.9.19 ② 却下 財務会計上の行為があった ③ 日から1年を徒過している ため	無
長野県	佐久市	① 市長 ② 違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 市長に対する損害賠償請求	H27.8.28	7	H27.9.25 口頭陳述	① H27.10.21 ② 棄却 ③ 違法又は不当に公金の徴収 を怠ったとは言えない	無
長野県	東御市	① 市長 ② 都市計画区域内の都市計画事業の実施のない地区 に都市計画税を課税している違法性 ③ 都市計画事業の実施のない地区の都市計画税の課 税を停止すること。	H27.10.21	1		① H27.11.2 ② 却下 地方自治法第242条第1項 に定める所定の要件を欠い ているため	無
長野県	安曇野市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 政務活動費の返還	H26.12.18	23	H27.1.8 口頭陳述	① H27.2.13 ② 一部認容 ③ 一部返還を求める等の必要 な措置を講じるよう勧告	無
長野県	安曇野市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 政務活動費の返還	H26.12.24	1	H27.1.8 口頭陳述	① H27.2.13 ② 一部認容 ③ 一部返還を求める等の必要 な措置を講じるよう勧告	無
長野県	安曇野市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 政務活動費の返還	(H26.12.24)	1		① H27.1.7 ② 却下（不受理） ③ 期間途過のため	無
長野県	大桑村	① 村長 ② 財産管理・村有地をの管理を怠る事実 ③ 村有地と民有地の境界を確認するために村長が交 わした覚書は、村有地を減少する恐れがあり無効 であるため、覚書の白紙撤回を求める。	H27.3.23	1	なし	① H27.5.21 ② 勧告 覚書の内容及び合意は不当 であるため、覚書の効力を 否定し、村有地と隣接地の 境界を正しい位置に回復さ れるため必要な措置を講ず べきことを勧告	有
長野県	白馬村	① 村長及び関係職員 ② 違法な料金の徴収（例規には基づいているが、料 金を設定した経緯及び根拠がない） ③ 村長及び関係職員の責任に応じた倍積を求める	H28.2.1	1		① H28.2.25 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を満た していない	無
計	9団体	32件					有 1件 無 31件
岐阜県	岐阜市	① 市職員 ② 住宅支援給付に係る不当な支出の返還請求 ③ 上記住宅支援給付金の返還	H27.9.3	1	H27.9.25 口頭による陳述	① H27.10.29 ② 棄却 ③ 不当な支出であるとは認め られない	無
岐阜県	大垣市	① 市長 ② 違法な公金の支出（特別車両料金の支出） ③ 特別車両料金相当額の返還を受けること	H27.3.26	4		① H27.5.13 ② 却下 ③ 期間途過	無
岐阜県	大垣市	① 市長 ② 違法な公金の支出（自治会運営補助金の支出） ③ 補助金の返還請求	H28.3.31	1		① H28.4.6 ② 却下 ③ 監査対象外	無
岐阜県	大垣市	① 市長 ② 違法な公金の支出（旅費の支出） ③ 差額分の返還	H28.3.31	1		① H28.4.6 ② 却下 ③ 監査対象外	無
岐阜県	高山市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（法定外道路の機能を喪失 させ、管理を怠っている） ③ 代替道路の設置等の措置	H26.8.29	1		① H26.10.10 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
岐阜県	多治見市	① 多治見市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 区画整理組合に対する補助金の交付の停止又は返還	H26. 5. 29	2	H26. 6. 27 口頭陳述・現地確認	① H26. 7. 23 ② 一部容認 現在、許認可手続が進められている区画整理法に基づく事業計画変更の認可及び ③ 宅造法に基づく変更計画の許可がなされるまで、組合に対して補助金の支出は行わないよう勧告	有
岐阜県	多治見市	① 多治見市長 ② 違法又は不当な公金の支出（非財務会計上の先行行為の違法性） ③ 指定管理者に対する保育所管理費の支出の差止め	H27. 10. 8	1	H27. 11. 4 口頭陳述	① H27. 12. 1 ② 棄却 ③ 指定管理者の選定に違法性はない	無
岐阜県	関市	① 市長 ② 都市計画区域に都市計画税が課されていない ③ 徴収すべき税額に当たる金員の弁償を求める	H27. 12. 8	1	H27. 12. 8 口頭陳述	① H28. 2. 2 ② 却下 ③ 請求要件を欠いているため	無
岐阜県	中津川市	① 市長 ② 事業費用を市が負担することが、市の損害となる。 ③ 議決された予算の一部を減額補正するべきである。	H27. 5. 25	1		① H27. 6. 26 ② 却下 違法性、不当性の具体的な説明が無く、法第242条第1項に規定する要件を具備していない。	有
岐阜県	中津川市	① 教育委員会 ② 財産の管理を怠る事実（書類上の管理を怠っている）。 ③ 書類上も含めた財産の管理	H27. 12. 15	1	H27. 12. 21 口頭陳述	① H28. 1. 22 ② 棄却 市に対して具体的な損害を ③ もたらした事実は認められない。	無
岐阜県	恵那市	① 市長 ② 公金の支出（講演講師選定理由） ③ 委託料の返還	H27. 10. 9	1		① H27. 11. 26 ② 却下 ③ 第242条の要件を欠く	無
岐阜県	各務原市	① 海外視察に参加した議員、議会事務局職員 ② 違法または不当な財務会計上の行為（全国市議会議長会海外行政視察） ③ 市議が参加した海外視察をめぐって旅費の明細の一部に改ざん行為があったため、市が支出した旅費の返還を求める。	(H26. 6. 13)	10		① H26. 7. 17 ② 却下（受理前） 不適切な事務処理であったが、市に損害は生じていない。	無
岐阜県	海津市	① 市議会議員及び事務局職員 ② 不正な公金支出 ③ 損害の補填等	H27. 1. 8	1		① H27. 1. 16 ② 却下 ③ 期間経過	無
岐阜県	海津市	① 市議会議員及び事務局職員 ② 不正な公金支出 ③ 損害の補填等	H27. 4. 13	1	H27. 4. 13 口頭陳述	① H27. 4. 30 ② 棄却 ③ 不正な公金支出はない	有
岐阜県	海津市	① 職員 ② 不正な公金支出 ③ 損害の補填等	H27. 6. 16	1	H27. 6. 16 口頭陳述	① H27. 8. 4 ② 棄却 ③ 不正な公金支出はない	無
岐阜県	海津市	① 市議会議員及び事務局職員 ② 不正な公金支出 ③ 損害の補填等	H27. 10. 5	1	H27. 10. 5 口頭陳述	① H27. 11. 26 ② 棄却 ③ 不正な公金支出はない	無
岐阜県	海津市	① 市議会議員及び事務局職員 ② 不正な公金支出 ③ 損害の補填等	H28. 2. 25	1		① H28. 3. 25 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無
岐阜県	池田町	① 町長 ② 母親虐待による隔離措置に対する不服等 ③ 母親との隔離及び税金での投棄に対する規則違反等。	H27. 8. 27	1		① H27. 9. 16 ② 却下 内容が町行政に対する不満または私見を表明するものであり、住民監査請求の要件を欠く請求であったため。	無
岐阜県	八百津町	① 町長 ② 違法な補助金の交付 ③ 違法確認及び取り消し	H27. 8. 18	1	H27. 9. 8 口頭陳述	① H27. 9. 7 ② 棄却 ③ 補助金交付に違法性はない	無
計	11団体	19件					有 3件 無 16件
静岡県	静岡市	① 静岡市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市の老人福祉施設における財産管理を怠ったとして関係者の処分等を求めるもの	H26. 6. 3	1		① H26. 6. 25 ② 却下 ③ 財産的価値に着目し、その価値の維持保全を図る財務的処理に該当しないため	無
静岡県	静岡市	① 静岡市道路管理者ほか ② 財産の管理を怠る事実 清水区今泉地先の開発行為における公共施設として、本来、市として帰属を受けるべきものを放置し、財産の管理を怠ったとして市への帰属を求めるもの	H26. 9. 1	1		① H26. 9. 12 ② 却下 ③ 対象土地が市の所有ではないことが確認されたため	無
静岡県	静岡市	① 静岡市長ほか ② 違法、不当な契約の締結 ③ 市の老人福祉施設の指定管理業務において、a指定管理者の取消、b指定管理者の実態調査、c指定管理者の会計確認、d市による備品購入費の返還、e指定管理料のなかの不当な経費の返還、f指定管理料のなかの不当な人件費の返還を求めるもの	H26. 10. 21	1	H26. 12. 4 口頭陳述	① H26. 12. 22 ② a～c 却下、d～f 棄却 ③ （却下の理由）財務会計上の行為に当たらないため（棄却の理由）請求理由がないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
静岡県	静岡市	① 静岡市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 駿河区池田地先の私有地における官民境界確定のための法的措置と不当占有排除等を求めるもの	H27. 9. 30	1	H27. 11. 9 口頭陳述	① H27. 11. 27 ② 棄却 ③ 請求理由がないため	有
静岡県	浜松市	① 市長 ・外国人に対して保護を行っている措置は、違法かつ違憲である。 ② ・本市が実施している準生活保護措置が自治法第138条の2に違反し、違法又は不当である。 ③ 措置の廃止、外国人に返還を求める等必要な措置	H26. 10. 2	1	地方自治法第242条第6項の規定により、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、欠席との回答があったため陳述は行われなかった。	① H26. 11. 4 ② 一部却下、一部棄却 ③ 生活保護制度そのものに疑問を呈している部分は、対象ではないとして却下。 ・外国人に対して、生活保護法に準じて行っている措置が、地方自治法第138条の2に違反し、違法・不当であると認容した部分については棄却。	有
静岡県	浜松市	① 市長 ・文化的な価値を有した建造物を、寄附の条件に反して、施設廃止及び解体・伐採の予算執行をしようとしている。 ② ・解体工事を強行し、それに公金を支出することは違法又は不当である。 ③ 解体工事等の契約締結及びそれに基づく解体工事等の費用の支払いの中止と、文化的価値を有した「普通財産」として、施設の利活用促進させるために必要な措置	H27. 7. 17	14	H27. 7. 28 口頭陳述	① H27. 8. 19 ② 一部却下、一部棄却 ③ 文化的価値を有した「普通財産」として、施設の利活用促進させるために必要な措置をとることを求める請求については、対象ではないとして却下。 ・解体工事等の契約締結及びそれに基づく解体工事等の費用の支払中止を求める請求については、違法又は不当とまでの理由がないとして棄却。	有
静岡県	熱海市	① 熱海市長 ② 違法な公金の支出（補助金） ③ 補助金の返還、市長及び支出団体に対する賠償請求	H27. 3. 18	1	H27. 4. 13 口頭陳述	① H27. 5. 15 ② 棄却 ③ 当該補助金支出に違法性はない	無
静岡県	熱海市	① 熱海市長 ② 職員の業務上行為 ③ 特に記載なし	(H27. 10. 22)	1		① H27. 10. 27 ② 却下（不受理） 地方自治法第242条第1項の条文にいずれも該当しなため	無
静岡県	焼津市	① 市長 ② 副市長2人のうち、1人への給与等の支給は違法である。 ③ 副市長2人のうち、1人に支給された給与等を返還させることを求める。	H26. 4. 17	1	H26. 4. 24 口頭意見陳述	① H26. 5. 15 ② 棄却 ③ 焼津市副市長定数条例の改正及び副市長に対する給与等の支給に違法性及び不当性はない。	有
静岡県	焼津市	① 市長 通勤手当にあっては県の支給基準によって支給した場合との差額分の支給、駐車場手当にあっては県内のほとんどの市において支給されていないことから支給自体が不当である。 ② ③ 市長に上記②の差額及び支給した通勤手当の返還を求める。	H27. 4. 10	1	H27. 4. 22 口頭意見陳述	① H27. 5. 22 ② 棄却（一部却下） ③ 市職員への通勤手当及び駐車場手当の支給に不当性はない。（棄却） 病院企業職員に係る通勤手当の返還請求の対象者は、市長ではなく病院事業管理者となるため不合法（却下）	無
静岡県	湖西市	① 病院事業管理者 ② 粉飾決算（企業債の借入金について） ③ 平成24年度決算のやり直し	(H27. 1. 20)	1		① H27. 2. 12 ② 却下（不受理） ③ 請求が1年を経過していたため。	無
静岡県	御前崎市	① 市長 ② 違法な契約の締結（支出工事代金の不公正） ③ 過大な工事代金の返還請求	H27. 7. 10	2	H27. 7. 14 口頭陳述	① H27. 9. 2 ② 容認 ③ 請求事項③を求めるべき	有
計	6団体		12件				有 5件 無 7件
愛知県	名古屋市	① 市民経済局地域安全推進課職員等 ② 防犯カメラ設置に係る補助金の支出 ③ 支出した補助金の市への返還等	H26. 11. 21	1		① H27. 1. 15 ② 却下 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない	有
愛知県	名古屋市	① 西区民生子ども課長等 ② 生活保護費の支出 ③ 特定人に支給した生活保護費の返還及び支給の打ち切り	H27. 3. 23	1		① H27. 5. 7 ② 却下 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない	無
愛知県	名古屋市	① 中村土木事務所副所長等 ② 街路樹愛護会に対する報奨金の支出 ③ 特定の街路樹愛護会に支給した報奨金の返還	H27. 5. 27	1		① H27. 6. 15 ② 却下 ③ 「これらを証する書面」が添付されていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
愛知県	名古屋市	① 名古屋市長 減税日本 元祖・庶民革命に対し交付した政務活動費のうち返還を要する部分について必要な措置をとっていない ③ 法的措置の実施	H27.9.3	1	H27.9.18 口頭陳述	① H27.10.29 ② 棄却 ③ 既に必要な措置が講じられている	無
愛知県	名古屋市	① 名古屋市長 ② 市民税5%減税の導入に伴う経済的影響等の調査委託に係る費用の支出 ③ 損失を補填するための措置の実施	H27.11.10	1		① H27.12.11 ② 却下 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない	無
愛知県	名古屋市	① 名古屋市長 ② 市営住宅及び定住促進住宅に係る退去者負担修繕費の未納額を市が負担しているとするもの ③ 退去者負担修繕費未納分の返還	H27.11.18	1		① H27.12.11 ② 却下 ③ 市の財務会計行為に関する請求ではない	無
愛知県	名古屋市	① 熱田区役所市民課長等 ② 熱田区役所が速達を利用し、また必要額を超えた郵便切手を貼付して封書を郵送した行為 ③ 速達料金及び郵便切手の超過貼付金額に相当する金額の返還	H27.10.29 H27.11.27	1	H27.11.17 口頭陳述	① H27.12.18 ② 一部棄却 勧告 具体的事情下において速達の利用は裁量の範囲内であるため棄却 ③ 必要額を超過して郵便切手を貼付することは不適切であるため勧告	無
愛知県	名古屋市	① 熱田区役所市民課長等 ② 三件の行政文書公開請求を、二度の出張命令及び二通の封書の郵送により処理した行為 ③ 一度の処理で要する費用と二度の処理で要する費用の差額に相当する金額の返還	H27.12.28	1		① H28.2.10 ② 却下 同一請求人による過去の監査請求と同一の行為を対象とする監査請求 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない	無
愛知県	名古屋市	① 西区役所民生子ども課職員 ② 生活保護費の返還請求権の不行使 ③ 特定人に対する、支給した生活保護費の返還請求	H28.1.7	1		① H28.2.10 ② 却下 ③ 「これらを証する書面」が添付されていない	有
愛知県	名古屋市	① 名古屋市長及び市会事務局長 ② 市議会議員に対する報酬の支払い ③ 憲法に反する市議会議員に対する報酬の支払いの差し止めないし支払った報酬の返還請求	H28.3.28	1		① H28.4.26 ② 却下 ③ 司法に属する事項であり住民監査請求になじまない	無
愛知県	名古屋市	① 監査事務局監査第一課長等 ② 監査事務局が簡易書留により封書を郵送した行為 ③ 簡易書留料金に相当する金額の返還	H28.3.31	1		① H28.4.26 ② 却下 同一請求人による過去の監査請求と実質的に同一の監査請求 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない	無
愛知県	豊橋市	① 豊橋市長 豊橋市民病院放射線治療施設等整備に伴う基本設計及び実施設計業務の契約に係る公金の支出について ② 平成25年8月5日に豊橋市民病院放射線治療施設等整備に伴う基本設計及び実施設計業務の入札を行ったが、この入札には失格判断基準が導入されており、予定価格から一定の割合を下回った者を低入札価格調査を行わず自動的に失格としたため、本来落札者となるべき業者が失格となり、入札価格の高い業者と契約した。 ③ これは、地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項等に違反し、違法な公金の支出に該当するので、落札者と本来落札者となるべき者の入札価格との差額を市に返還させることを求める。	H26.4.28	1	1日 口述	① H26.5.28 ② 棄却 失格判断基準は市が平成24年度に導入した低入札価格調査制度の実効性を高め、健全な業者にとっては適正な価格での受注が可能となるものであり、受注の阻害要因とは言えない。また、本基準の運用を違法又は不当とすべき特段の事由は認められない。 ③ また、本件業務の入札については、市は政令等で定められた規定に基づき適正に行っており、その事務処理に瑕疵は認められない。したがって、本件業務の入札を違法又は不当なものと認めることはできない。よって、本件措置請求については理由がないものと判断する。	有
愛知県	岡崎市	① 担当者及び会計管理者 ② 機械警備業務の不適正な履行確認について ③ 履行確認をせずに支出した金額の返還を求める	H26.8.12	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず	① H26.10.6 ② 棄却 ③ 不適正な履行確認ではない	無
愛知県	岡崎市	① 市長 ② 時間外勤務手当の不当利得について ③ 不当利得した職員から手当額の返還を求める	H26.10.14	4	H26.11.6 口頭陳述及び質疑応答	① H26.12.11 ② 棄却 ③ 不当な手当とは認められない	無
愛知県	岡崎市	① 市長 ② 市が委託契約している業者等の違法行為について ③ 違法行為や反社会的行為の行政処分を求める	(H28.3.22)	1		① H28.3.29 ② 却下（不受理） ③ 請求の要件を欠き不適法	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	一宮市	① 市長 ② 固定資産税、都市計画税の過年度分の課税誤り ③ 過払いとなっている税金及びこれに対する加算金の返金	H26. 4. 11	1		① H26. 4. 28 ② 却下 請求人の請求内容は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為にはあたらない。 ③	無
愛知県	一宮市	① 教育長 ② 学校運営協議会委員報酬の支出を違法又は不当としたもの ③ 委員報酬の支出の返還	H27. 9. 14	1		① H27. 9. 29 ② 却下 請求人の主張は、対象となる支出が違法又は不当とする理由とは認められない。 ③	無
愛知県	一宮市	① 市長 ② 不適切な契約及び工事による支出を違法又は不当としたもの 不必要、不適切な工事の支出の返還 ③ 受託者に対し、見積書の内容と異なる部分の差額の返還を求めること	H27. 11. 5	1	H27. 12. 2 請求人の希望で非公開にて陳述の時間を概ね40分間として、請求人による陳述後、監査委員による質疑を行った。	① H28. 1. 4 ② 棄却 対象となる支出が違法又は不当とは認められず、請求人の主張には理由がない。 ③	無
愛知県	一宮市	① 教育長 ② 産業医に対する医務謝礼の違法又は支出を不当としたもの 産業医に対する医務謝礼の支出の返還 ③ 委嘱された産業医に対し、謝礼の返還を求めること	H27. 11. 25	1	H27. 12. 21 公開にて陳述の時間を概ね40分間として、請求人による陳述後、監査委員による質疑を行った。	① H28. 1. 22 ② 棄却 対象となる支出が違法又は不当とは認められず、請求人の主張には理由がない。 ③	無
愛知県	一宮市	① 高年福祉課長 ② 敬老会事業委託料の支出が違法又は不当であり、返還請求権の行使を怠ったとしたもの ③ 受託者に対し、支払われた委託料の返還を求めること	H28. 2. 24	2		① H28. 3. 10 ② 却下 返還請求権の行使を怠る事実の対象するには、当該行為が違法とされて初めて当該請求権が発生するため、対象となる委託料が違法又は不当か否かを判断する監査請求を含むとみざるを得ず、本請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過している。 ③	無
愛知県	一宮市	① 副市長 ② 町内会運営交付金の支出を違法又は不当としたもの ③ 町内会運営交付金の支出の返還 町内会に対し、交付金の返還を求めること	H28. 3. 17	2	H28. 4. 11 公開にて陳述の時間を概ね40分間として、請求人による陳述後、監査委員による質疑を行った。	① H28. 5. 9 ② 棄却 対象となる支出が違法又は不当とは認められず、請求人の主張には理由がない。 ③	無
愛知県	瀬戸市	① 市長 ② 注意義務違反による支払利息発生 ③ 前市長から支払利息金の返還	H28. 3. 15	4	H28. 4. 14 口頭陳述	① H28. 4. 26 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がないもの	有
愛知県	半田市	① 市長、副市長、土木課長 違法又は不当な財産の処分（安価な価格での財産処分。） ② ③ 契約の解除、原状回復、相手方に対する損害賠償請求	H26. 6. 30	1	H26. 7. 25 口頭陳述	① H26. 8. 27 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
愛知県	半田市	① 土木課長 違法又は不当な公金の賦課、徴収を怠る事実（故意に課税及び徴収していない。） ② ③ 市有地使用料の賦課	H27. 6. 19	1	H27. 7. 27 口頭陳述	① H27. 8. 13 ② 棄却 ③ 当該賦課に違法性はない	無
愛知県	半田市	① 市長、土木課長 違法又は不当な財産の管理を怠る事実（赤道を不法に占用されているにもかかわらず、何ら是正措置をしていない。） ② ③ 市有地使用料の賦課	H27. 11. 9	1	H27. 11. 26 口頭陳述	① H28. 1. 4 ② 棄却 ③ 当該管理に違法性はない	有
愛知県	春日井市	① 教育総務課長 ② 不当な契約の締結 ③ 損害賠償請求	H26. 6. 10	1	H26. 6. 24 陳述の機会を与えたが本人の申し出により未実施	① H26. 7. 19 ② 棄却 ③ 不当な契約の締結であるとは認められない。 ③	無
愛知県	安城市	① 市長 ② 違法かつ無効な協定に基づく公金の支出 ③ 損害賠償請求	H27. 6. 2	2	H27. 6. 18 口頭陳述	① H27. 7. 23 ② 棄却 ③ 協定には合理的必要性があり違法かつ無効ではない。 ③	無
愛知県	西尾市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（前年度中に1度も活動実績のない消防団員が班長に昇進し、班長としての報酬が支払われることにより2,900円（差額）市に損害を与える。） ② ③ 市長に対して、前年度消防団活動実績ゼロの団員の班長への昇進を取り消す措置を請求。	H26. 7. 8	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① H26. 8. 8 ② 却下 当該団員の退団により、今後、報酬の支給はなくなり、監査の対象となる要件を具備しなくなったため。 ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
愛知県	西尾市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（極めて勤務成績の悪い団員を免職しなかったことにより、平成24年度と平成25年度で合計599,500円の報酬が支払われたことにより市に損害を与えた。） ② 市長に対して、極めて勤務成績の悪い団員22名に対し、免職又は、勤務成績の改善確認までの報酬支給差止めを行うことを請求。	H26. 8. 5	1	請求人本人による陳述を非公開で実施（H26. 8. 13）。	① H26. 9. 26 ② 一部却下・一部棄却 免職した7名については、免職により、監査対象事項が消滅しているため却下。 ③ 15名に対する請求は、請求人の主張に理由が認められず棄却する。	無
愛知県	西尾市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（前年度中に1回しか活動実績のない消防団員が班長にし、班長としての報酬が支払われることにより市に2,900円（一般団員との差額）の損害を与える。） ② 市長に対して、理不尽に班長に昇進させた当該団員の班長への昇進を取り消し、既に支給した平成26年度第1四半期分の差額725円を返還を請求。また、再発防止のため、昇進基準を制定し、市としての公正・公平・公明な審査・承認の仕組みを整備することを求めた。	H26. 9. 9	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① H26. 10. 27 ② 棄却 団長が当該団員を班長に任命した行為は、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権を乱用したとは認められず、請求人の主張には理由がないと認められたため。	無
愛知県	西尾市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（風水害時の防潮扉の閉鎖は河川港湾課が決定し、消防本部に連絡し、消防本部は消防団へメールにより出動司令をすることになっているが、佐久島については、佐久島分団長の判断で実施するとなっており、市内では閉鎖決定はされておらず、平成25年9月15日と10月15日に過剰防衛的に防潮扉を閉鎖し、費用弁償額138,000円の損害を市民に与えた。県内どこにも高潮被害が発生していなかった） ② 市長に対して、支払いから1年を経過していない68,000円の返還措置及び再発防止並びに消防本部が本来の職責を果たすために、自治体として統制のとれた防潮扉閉鎖の科学的・合理的な判断ができるしくみづくりをするよう措置することを請求。	H26. 12. 5	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① H27. 1. 29 ② 棄却 防潮扉閉鎖活動について、離島における諸事情から分団長が判断するという歴史ある仕組みと26号台風時の分団長の判断は、地理的条件などから島民の安全を第一に考えたものであり妥当であり、費用弁償の支給についても、条例等に従い適正と判断でき、請求人の主張には理由がないものと認められたため。	無
愛知県	西尾市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（前年度中に1度もなかった詰所点検が、25年度には12回も実施されたことになっているが、点検表もなく詰所点検に際して何をすべきかが明示されておらず、実施時期・時間もバラバラで意味のない点検で、各消防団長がその必要性を認めているとは言い難い状況の中で支給された費用弁償額28,000円。） ② 各消防団長がその必要性を認めたとはいえない状況の中で支給された費用弁償額28,000円の返還措置並びに地方自治体の組織として恥ずかしくないように業務内容の明確化と、業務遂行の公明な確認、統制のとれた運営への是正措置を講ずることを請求。	H27. 3. 12	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① H27. 4. 28 ② 棄却 「詰所点検」を始めとして全ての消防団活動は、地域の安全・安心の確保を目標に消防団活動を全うするため、団長あるいは分団長が、平素は生業を持つ団員たちの限られた時間の中で日程調整をしながらも、計画的に取り組んでいる。消防本部においては、提出された報告書や点検表の内容をその都度確認し、これに係る費用弁償の支給についても適正に処理されていると認められ、請求人の主張には理由がないものと認められたため。	無
愛知県	西尾市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（平成26年度消防団活動回数5回以下で、かつ平成27年度も継続財団する22人うち、平成27年6月、7月に退団した3人及び経過観察が妥当とする1人の計4人を除いた18人を免職することにより、市民に与える損害発生を654,000円防止できる。） ② 市長に対して、極めて具体的に客観的な消防団活動回数のみで検証した結果、年間活動回数10回以下のものや2年も続けて緊急動員に対する出動が3分の1未満の者は、消防団員として不用であり、当該団員を即時免職することを請求する。	H27. 11. 6	1	請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① H27. 12. 24 ② 棄却 当該団員を免職しない団長の判断は、たとえ活動回数が少なくとも、消防団活動を継続する意思を確認できたことによるものであり、就業構造の変化や若年層の減少により団員確保が困難な状況を併せ考えると、社会通念上著しく妥当性を欠いたものといえず、任命権者に任された裁量権の範囲内であると考え、請求人の主張には理由がないと認められたため。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	西尾市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（班長昇進後、たった の3回の活動で任期満了として退団し、班長とし て退職報償金77,000円が支給され、市に損害を与 えた。） ② 市長に対して、当時の一色消防団長に損害賠償さ せるか、又は、当該団員に返還させる。このよう な事態を招いた要因に対して、部長・班長の要員 配置数を現実に即したものであるいは必要数に変更 する、階級を実体のあるものに変更し、その職務 内容を具体的なものにする、階級毎の昇進基準と 公平・公正な審査・承認の制度に基づくこと、消 防本部が、新任の消防団長に対して管理者として 必要な見識・事柄などの管理者教育を実施するこ とを求めた。	H27.11.25	1	請求人からの陳述辞退の申 し出により実施せず。	① H28.1.14 ② 棄却 団長は、当該団員の活動実 績については、家庭の事情 によるものであり、自らの 地域は自らで守るという献 身的な精神が高いことを確 認。また、退職金の支給 は、勤務成績が特に不良で あった者には支給しないと あるが、出勤回数が多寡と いう形式的なものだけでな く、団員の考えや行動を総 合的に考慮した団長の意見 を参考にした結果、この規 定に抵触しないと判断し支 給したものであり、請求人 の主張には理由がないと認 めたため。	無
愛知県	小牧市	① 市長 ② 違法不当な財産の処分（随意契約により売却した 行為は違法不当なもの） ③ 市有地売却に係る損害賠償請求	H27.1.15	1		① H27.2.6 ② 却下 ③ 要件を満たしていない	有
愛知県	小牧市	① 市長 ② 市民病院の建替計画中止 ③ 市民病院の建替計画中止	(H27.4.17)	1		① H27.5.15 ② 却下（不受理） ③ 要件を満たしていない	有
愛知県	小牧市	① 市長 ② 橋の架け替え工事の中止 ③ 橋の架け替え工事の中止	(H27.10.23)	1		① H27.11.11 ② 却下（不受理） ③ 要件を満たしていない	有
愛知県	小牧市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（条例に反した資料の提供 を行った） ③ 違法不当に支出した公金の返還	H28.1.22	159	H28.1.29 口頭陳述	① H28.2.29 ② 棄却 ③ 条例に違反したとまではい えない	有
愛知県	小牧市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（公務に関する正当な理由 がない公用車の使用） ③ 違法不当に支出した公金の返還	H28.1.22	160	H28.1.29 口頭陳述	① H28.2.29 ② 却下 請求を受理したが、監査実 施中に損害費用相当額が市 に納入されたことから、市 の財産的損害は生じていな いため却下	無
愛知県	稲沢市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 返還請求	H26.9.11	1	H26.10.9 口頭陳述	① H26.11.7 ② 棄却 ③ 違法・不当に支出した事実 は無い	無
愛知県	日進市	① 市長 ② 日進市議会総務文教常任委員会行政視察にかかる 旅費の支出 ③ 日進市議会総務文教常任委員会行政視察旅費を市 に返還するよう勧告すること	H26.12.24	1	H27.1.15 口頭陳述	① H27.2.9 ② 棄却 ③ 当該請求に理由なし	無
愛知県	弥富市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出差止め勧告請求 ③ 新庁舎建設事業に伴う物件移転補償費用 において、補償積算されている附帯工作物 の一部の支出を行ってはならない旨の勧告 請求	H26.5.30	2		① H26.7.28 ② 却下 ③ 今回の請求内容が、現在 係属中の訴訟事案と同一の 財務会計上の行為に係る 内容であるため却下	無
愛知県	弥富市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出差止め勧告請求 ③ 新庁舎建設事業に係る土地購入費及び 物件移転補償金の支払い差止め請求	H27.7.24	2	H27.8.26 口頭陳述	① H27.9.18 ② 棄却 ③ 今回の請求内容について 財務会計上の行為に違法 性が認められないため棄却	無
愛知県	みよし市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市の公有財産の適正な管理を怠ることになり、地 方自治法の規定により、必要な措置を請求する	H27.7.17	3		① H27.8.18 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を満た さない	無
愛知県	長久手市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 返還請求及び変更契約	H27.2.27	1	H27.3.18 口頭陳述	① H27.4.27 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
愛知県	長久手市	① 市長 ② 不当な財産管理 ③ 木製枠組みの撤去	H27.3.13	1		① H27.4.30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
愛知県	扶桑町	① 町長 ② 不当な公金の支出（過大な負担金請求による町へ の損害） ③ 町長に対する損害の補填等適正な措置	H26.5.16	2	H26.7.2 口頭陳述	① H26.7.14 ② 棄却 ③ 町に損害の事実がないと認 めたため。	無
愛知県	阿久比町	① 町長 ② 不当な公金の支出（不要な弁護士委託費用等の支 出による町への損害） ③ 町長及び職員に対する損害賠償請求	H26.8.21	1	H26.9.25 口頭陳述	① H26.10.17 ② 棄却 ③ 不当な支出ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
愛知県	幸田町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 中学校の消耗品費の支出について、部活動間で部費の配布の不公平が生じているが確認できない為、消耗品費の支出方法は是正を請求	H26. 5. 12	1		① H26. 6. 9 ② 却下 ③ 住民監査請求として、必要な要件を満たしていない。 (違法または不当な財政会計上の行為はない)	無
計	18団体	49件					有 10件 無 39件
三重県	津市	① 市長 ② 違法な契約締結による公金の支出 ③ 市長及び担当課長に対する損害賠償請求	H26. 5. 8	12	H26. 6. 5 口頭陳述	① H26. 7. 2 ② 一部棄却 非財務会計行為、期間途過、公金の支出に違法性はない	有
三重県	津市	① 市長 ② 自治会交付金の不当な支出 ③ 公金の支出の差し止め	H26. 7. 11	1	H26. 7. 25 口頭陳述	① H26. 8. 18 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出ではない	無
三重県	津市	① 市長 ② 自治会交付金の不当な支出 ③ 公金の支出の差し止め	H26. 8. 19	1	H26. 9. 20 口頭陳述	① H26. 10. 10 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出ではない	無
三重県	津市	① 市長 ② 自治会交付金の不当な支出 ③ 公金の支出の差し止め	H26. 12. 3	1	H27. 1. 6 口頭陳述	① H27. 1. 15 ② 却下 ③ 一事不再理	無
三重県	津市	① 市長 ② 三重県知事の認可を受けず着手した土地改良事業 ③ 地積測量並びに換地計画のやり直し	H27. 7. 3	1	H27. 7. 29 口頭陳述	① H27. 8. 25 ② 却下 ③ 期間途過	無
三重県	津市	① 市長 ② 不当な契約による公金の支出 ③ 市が損害を受けた額について相手方への賠償請求	H27. 7. 10	1	27. 7. 29 口頭陳述	① H27. 8. 26 ② 却下 ③ 期間途過	無
三重県	津市	① 市長 ② 市の指名業者の代表取締役の配偶者が審査会委員となっている ③ 審査会委員の解任及び不当な支出の差し止め	H27. 9. 8	1	口頭陳述辞退	① H27. 10. 23 ② 棄却 ③ 選任した行為は不当ではない	無
三重県	津市	① 市長 ② 不当な補助金の支出 ③ 相手方への補助金の返還請求	H28. 1. 4	1	H28. 1. 26 口頭陳述	① H28. 2. 29 ② 一部棄却 ③ 期間途過、不当な公金の支出ではない	有
三重県	津市	① 市長 ② 開発行為の許可に関する違法な公金の支出 ③ 市長及びその他に対する損害賠償請求	H28. 1. 12	5	H28. 2. 4 口頭陳述	① H28. 3. 3 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無
三重県	四日市市	① 市長 ② 違法若しくは不当に財産（債権）の管理を怠る事実当たる ③ 相手方に対する委託業務の再履行又は委託料の返還請求	(H26. 5. 23)	1		① H26. 6. 18 ② 却下(不受理) ③ 期間途過	無
三重県	四日市市	① 上下水道事業管理者 ② 違法若しくは不当に財産（債権）の管理及び公金の賦課、徴収を怠る事実当たる ③ 相手方に対する損害賠償及び原状回復請求	H26. 10. 6	3	H26. 11. 11 口頭陳述	① H26. 12. 4 ② 一部棄却・一部却下 ③ 怠る事実はない	無
三重県	松阪市	① 市長 ② 違法・不当な委託先の選定及び公金の支出 ③ 市長に対する損害金弁済請求	H26. 10. 3	1	H26. 11. 4 口頭陳述	① H26. 11. 26 ② 棄却 ③ 違法又は不当な契約の締結及び公金の支出はない	無
三重県	桑名市	① 市長、副市長、財務関係職員 業務委託契約 ② 正規の手続きを経ずに交わした契約は無効であり、その支出もまた違法である ③ 業務委託契約に関する市への損害賠償及び26年度契約の差し止め	H26. 5. 20	2	H26. 6. 13 口頭陳述	① H26. 7. 18 ② 棄却 ③ 業務委託契約に違法事実はなく、支出は適正である。 ・規定に従って契約を交わしており、違法事実は認められない。	無
三重県	桑名市	① 市長 ② 不適切な工事施行 ③ 損失額の返還	H27. 4. 9	1	H27. 4. 30 口頭陳述	① H27. 4. 30 ② 取下 ③ 取下げ書の提出	無
三重県	桑名市	① 市長 ② 不適切な工事施行 ③ 損失額の返還	H27. 4. 9	1	H27. 4. 30 口頭陳述	① H27. 4. 30 ② 取下 ③ 取下げ書の提出	無
三重県	桑名市	① 市長 ② 交付金が介護保険報酬として支出されることは、不当な公金の支出である ③ 給付の中止	H27. 7. 3	1	H27. 7. 17 口頭陳述	① H27. 8. 14 ② 棄却 介護報酬としての支出を不当とする理由が認められない	無
三重県	鈴鹿市	① 市長 ② 市が水路部分の土地の不法占拠を容認・放置し、財産の管理を怠っている。 ③ 市が管理を怠る事実を改め、損害を補填するため必要な措置を講ずることを求める。	H27. 2. 3	2	H27. 2. 25 口頭陳述	① H27. 3. 23 ② 棄却 市が財産管理を怠っている とまでは言えないことから棄却。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
三重県	鈴鹿市	① 市長 ② 市が水路部分の土地の不法占拠を容認・放置し、財産の管理を怠っている。 ③ 市が管理を怠る事実を改め、損害を補填するため必要な措置を講ずることを求める。	H27. 6. 8	2		① H27. 6. 29 ② 却下 ③ 同一案件で同趣旨の請求であるため却下。	有
三重県	鈴鹿市	① 市長 ② 市が水路部分の土地の不法占拠を容認・放置し、財産の管理を怠っている。 ③ 市が管理を怠る事実を改め、損害を補填するため必要な措置を講ずることを求める。	H27. 7. 21	1	同一請求者ではないが、すでに行った同一案件であり、行政実例(S34. 3. 19)により、先の監査結果を通知すれば足りるとし、陳述も行わなかった。	① H27. 8. 27 ② 棄却 同一請求者ではないが、すでに行った同一案件であり、行政実例に伴い、先の監査結果を結果として棄却。	無
三重県	名張市	① 議会事務局職員 ② 政務活動費の精査検証を怠った不適切な公金の支出 ③ 公金の不適切処理に係る職員の職務実態の監査請求	H26. 10. 5	1		① H26. 10. 28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為を特定していない	無
三重県	名張市	① 市長 ② 団地汚水処理施設の管理を怠り、運営利益を逸失した施設管理について要綱の不履行に対する行政措置、住民への分担金請求の取り消し、処理料金の適正化	H27. 6. 25	1		① H27. 7. 3 ② 却下 ③ 請求内容が監査対象に当たらない	無
三重県	名張市	① 議会事務局長 ② 議決のない議会常任委員会行政視察への公金支出 ③ 支出額の返還と今後の損害の防止	H28. 1. 15	1	H28. 1. 21 口頭陳述	① H28. 3. 1 ② 棄却 ③ 違法性はなく請求の主張には理由がない	無
三重県	尾鷲市	① 市長 ② 違法な契約の締結（財産取得契約は予算の裏付けを欠く。） ③ 契約の解除、市長及び相手方に対する損害賠償請求	H26. 11. 5	3	H26. 11. 25 口頭陳述	① H26. 12. 10 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
三重県	志摩市	① 市長 ② 怠る公金の賦課徴収 ③ 現地確認不能とされた土地の特定と公正な評価	H27. 3. 13	1	H27. 3. 26 陳述の欠席回答が提出された。	① H27. 4. 10 ② 棄却 ③ 賦課徴収を怠った事実ない	無
計	8団体	24件					有 4件 無 20件
滋賀県	大津市	① 関係職員 ② 道路占用許可申請にかかる占用料の徴収 ③ 占用料の損害賠償請求	H26. 6. 12	1		① H26. 7. 11 ② 却下 ③ 本請求の利益がなくなっている	無
滋賀県	大津市	① 市長 ② 市長の不適切なタクシー利用に対する支出 ③ 市長に対しタクシー代金の返還請求	H26. 11. 10	1	H26. 12. 1 口頭陳述	① H26. 12. 26 ② 一部棄却（却下） 請求には理由がない ③ 既に返還され本請求の利益がなくなっている	無
滋賀県	大津市	① 市長 ② コールセンターの設置及び運営業務に係る委託契約 ③ 契約の破棄および従前の契約に戻すこと	H27. 10. 8	1	H27. 11. 2 口頭陳述	① H27. 12. 7 ② 棄却 ③ 契約の解除事由に合致しない	無
滋賀県	大津市	① 市長及び決裁権者 ・学区自治連合会及び自治会に対する地区環境整備事業補助金 ・公有財産の無償貸付 ③ 補助金の返還および支出の差止め ・使用料の徴収	H27. 12. 16	7	H28. 1. 7 口頭陳述	① H28. 2. 12 ② 一部棄却（却下） ③ 請求には理由がない 期間経過している	有
滋賀県	大津市	① 市長 ② 保育園AED貸借契約 ③ 公金の支出の停止及び契約のやり直し	H28. 3. 10	1	H28. 4. 7 口頭陳述	① H28. 5. 9 ② 却下 ③ 請求は要件を満たさない不適法なもの	無
滋賀県	彦根市	① 市長 ② 違法な契約履行と債務負担 ③ 契約の解除、市長及び相手方に対する損害賠償請求	H26. 7. 22	1	H26. 8. 8 口頭陳述	① H26. 9. 17 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
滋賀県	彦根市	① 市長 ② 不法行為を伴う違法な公金の支出 ③ 出版経費に伴う支出の差止め	H26. 11. 7	1	H26. 11. 19 口頭陳述	① H26. 12. 19 ② 棄却 ③ 監査対象外	有
滋賀県	彦根市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H27. 7. 13	1	H27. 7. 31 口頭陳述	① H27. 9. 8 ② 却下 ③ 請求は要件を満たさない不適法なもの	無
滋賀県	近江八幡市	① 市長 ② 「旧と畜場跡解体工事」に係る使途不明金の損害賠償及び市の事務処理の違法性及び財産管理について ③ 工事の使途不明金について、市は設計業者に対し損害賠償請求するべきである。使途不明金のメモは法242条2項の「正当な理由」が認められるものである。	H27. 6. 24	1		① H27. 7. 7 ② 却下 請求が対象行為から1年を経過しており、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められないため。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
滋賀県	近江八幡市	① 市長 「旧と畜場跡解体工事」に係る使途不明金の損害賠償及び市の事務処理の違法性及び財産管理について ③ 工事の使途不明金について、市は設計業者に対し損害賠償請求すべきである。	H27.10.7	1		① H27.11.6 ② 却下 法第242条第1項の監査要件を満たしていないため。違法性あるいは不当性の具体的主張及び疎明資料を補正しなかったため。	無
滋賀県	守山市	① 市民 ② 水道料金の表示が、外税となっていること。 ③ 外税表示を削除すること。	H27.10.5	1		① H27.11.16 ② 却下 ③ 市に損失が発生していないため	無
滋賀県	栗東市	① 市長 ② 違法な公金の支出、違法・不当な財産の管理を怠る事実 ③ 委託業務において発生した損害の補填および必要な措置をとるよう市長へ勧告を求める	H28.1.6	1	H28.1.19 口頭陳述	① H28.2.23 ② 棄却 ③ 業務において、損害が与えられた事実が認められない	無
滋賀県	甲賀市	① 甲賀市長 公共下水道使用料の賦課漏れの内、時効規程に基づき回収不能となった損害額について、当該職員等には賠償責任がある。 市は市職員のミスによる公共下水道使用料の徴収漏れを発表し、詳しい経過報告と結果、関係した職員の懲戒処分を行い、職員には故意や重大な過失はないとして損害賠償は行わないことを明言している。 しかし、当該職員等には重大な過失があり回収不能になった損害額の賠償責任があるので監査委員は市長に対し当該職員等に賠償請求するようとの勧告を求める。	H26.12.2	1	H26.12.18 に機会を設けたが、請求人から欠席する旨申出があり、陳述の聴取は行わなかった。	① H27.1.23 ② 請求棄却 賦課漏れに関し損失発生に至る組織の制度や仕組み、発生時の取り巻く状況等を考慮すると、担当職員に故意又は重大な過失があったとまでは言えず、市は損害賠償請求権は無いものと考えられ、請求者の主張には、いずれも理由がないものと判断する。	無
滋賀県	甲賀市	① 甲賀市長 市が災害見舞金支給要綱に基づき交付した災害見舞金の内、要件に該当しない者に対する違法な支出により損害が生じた。 ③ 情報公開で入手した見舞金一覧表を調査した結果、該当しない者に支給している事実があり、市長は再調査すると共に該当する者に対し返還の請求権を行使し、損害が生じている場合は賠償するようとの勧告を求める。	H26.12.2	1	H26.12.18 に機会を設けたが、請求人から欠席する旨申出があり、陳述の聴取は行わなかった。	① H27.1.23 ② 請求棄却 支給された災害見舞金は適正に事務処理がされており、違法な公金の支出に該当する事実も認められず市への損害を与えたとは解されない。当該行為に対する措置を怠っておらず、請求人の主張にはいずれも理由がないものと判断する。	無
滋賀県	高島市	① 市長 ② 違法な支出行為（自治会等への交付金の支出が、地方自治法に照らし、違法不当である。） ③ 返還措置請求	H26.9.26	1	H26.10.27 口頭陳述	① H26.11.18 ② 棄却 ③ 違法または不当な行為ではない	無
滋賀県	高島市	① 市長 ② 違法な予算執行行為（庁舎整備にかかる予算執行が、地方自治法等に照らし、違法である。） ③ 予算執行停止措置請求	H27.8.17	207	H27.9.11 口頭陳述	① H27.10.14 ② 棄却 ③ 違法または不当な行為ではない	有
滋賀県	高島市	① 市長 ② 違法な支出行為（自治会等への交付金の支出が、市の交付金条例等に照らし、違法不当である。） ③ 返還措置請求	H27.8.19	1	H27.9.25 口頭陳述	① H27.10.14 ② 棄却 ③ 違法または不当な行為ではない	無
滋賀県	高島市	① 市長 ② 違法な予算執行行為（公有地利活用にかかる予算執行が、地方自治法等に照らし、違法である。） ③ 予算執行停止措置請求	H27.9.11	9	H27.10.7 口頭陳述	① H27.11.10 ② 棄却 ③ 違法または不当な行為ではない	有
滋賀県	米原市	① 地域振興部米原自治振興課長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 財産の適正な管理など	H26.4.15	1		① H26.5.13 ② 却下 ③ 財産の管理を怠る事実に該当しない	無
滋賀県	米原市	① 市長 ② 違法または不当な契約の履行 ③ 公金支出の差止など	H26.7.22	1		① H26.9.17 ② 却下 ③ 違法もしくは不当な財務会計上の行為ではない	無
滋賀県	愛荘町	① 町長 ② 畦畔ブロック設置工事に伴う残土処分費の返還請求 ③ 町は請負業者に対し処分と金利分の返還を求める	H26.11.14	1	H26.11.25 口頭陳述	① H26.12.3 ② 棄却 ③ 町に損害を与えた行為とはいえない	無
滋賀県	愛荘町	① 町長 ② 町長への手紙への回答行為に係る違法な支出 ③ 回答による支出行為の違法性を求める	(H28.1.6)	1		① H28.1.22 ② 却下（不受理） ③ 法第242条に定める請求要件を欠いている	無
滋賀県	愛荘町	① 町長 ② 自治基本条例違反に関する契約の違反 ③ 土地買取り行為の条例違反に対する契約解除を求める	(H28.2.23)	1		① H28.3.22 ② 却下（不受理） ③ 法第242条第1項に適合していない	無
計	9団体		23件				有 5件 無 18件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
京都府	京都市	① 市長 ② 市が公園施設の設置許可条件違反を放置している。 ③ 公園施設の設置管理許可取消し	H26. 4. 2	1		① H26. 5. 16 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない。	無
京都府	京都市	① 職員 ② 財産の処分（職員の私物の郵送料に市の切手を使用した。） ③ 職員に対する損害賠償請求	H26. 4. 10	1		① H26. 5. 16 ② 却下 ③ 期間の徒過に正当な理由が認められない。	無
京都府	京都市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実等（市が市道敷の不法占有を放置した等。） ③ 相手方に対する不当利得の返還請求、占有の排除	H26. 5. 13	3	H26. 6. 11 口頭陳述	① H26. 7. 11 ② 一部棄却・一部却下 ③ 相手方の財産の占有が認められない。	有
京都府	京都市	① 市長及び職員 ② 公金の支出（補助金等の支出に法令違反があった。） ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求	H26. 8. 22	1		① H26. 10. 14 ② 却下 ③ 違法不当事由の根拠が示されていない。	有
京都府	京都市	① 市長及び職員 ② 公金の支出（補助金等の支出に法令違反があった。） ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求	H26. 11. 18	1		① H26. 12. 22 ② 却下 ③ 違法不当事由の根拠が示されていない。	有
京都府	京都市	① 市長 ② 公園内の樹木の伐採行為が市の財産の管理方法や効率的な運用方法として著しく適切さを欠き、地方財政法第8条に違反する。 ③ 公園内の樹木の伐採の防止	H27. 2. 20 H27. 2. 25 H27. 3. 2	83		① H27. 3. 6 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない。	無
京都府	京都市	① 清掃業者の職員 ② 公衆トイレについて、清掃業者の職員が掃除をしたと偽り、トイレの詰まりを放置した。 ③ 損害賠償請求	H27. 2. 27	1		① H27. 3. 24 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない。	有
京都府	京都市	① 市長 ② 公金の徴収を怠る事実（政務活動費の目的外支出があったにもかかわらず返還請求をしていない。） ③ 各会派及び議員に対する損害額の返還請求	H27. 3. 31	4	H27. 4. 28 口頭陳述	① H27. 5. 29 ② 一部棄却・一部却下 ③ 政務活動費の支出に、不合理な点は見出せない。	有
京都府	京都市	① 市長及び職員 ② 公金の支出（補助金等の支出に法令違反があった。） ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求	H28. 1. 4	1		① H28. 2. 15 ② 却下 ③ 違法不当事由の根拠が示されていない。	有
京都府	京都市	① 市長 ② 公金の徴収を怠る事実（政務活動費の目的外支出があったにもかかわらず返還請求をしていない。） ③ 各会派及び議員に対する損害額の返還請求	H28. 3. 29	4	H28. 4. 22 口頭陳述	① H28. 9. 5 ② 棄却 ③ 政務活動費の返還を命じるべき支出は存在しない	有
京都府	福知山市	① 市長、監査委員 ② 超過勤務手当の不適切支出 夕食時間帯の控除、週休日も平日と同時間帯で超過勤務命令をすること。また、超過勤務の適正化に努めること。 ③ 教育委員会事務局統括室長	H28. 2. 24	1		① H28. 4. 1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に当たらないため。	無
京都府	宮津市	① 教育委員会事務局統括室長 ② 不当な公金支出 ③ 公金支出の弁済	H26. 9. 26	1	H26. 10. 17 口頭陳述	① H26. 11. 18 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金支出に該当しない	無
京都府	宇治市	① 市長 ② 不要な事業の実施 ③ 事業の中止と支出先への支出済額の返還	H26. 7. 15	4		① H26. 8. 1 ② 却下 ③ 請求内容が住民監査請求の要件を充足していない	無
京都府	宇治市	① 市長 ② 業務委託契約の一部不履行 ③ 不履行にかかる監査の実施	H27. 3. 24	1		① H27. 4. 17 ② 却下 ③ 請求対象となる行為が特定できない	無
京都府	宇治市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結及び違法又は不当な委託料の支出 ③ ②に対し必要な措置を講ずること	H27. 7. 23	1	H27. 8. 14 口頭陳述	① H27. 9. 15 ② 一部却下／一部棄却 ③ 期間徒過／当該支出に違法性、不当性はない	無
京都府	宇治市	① 市長 ② 市議会で補正予算案が否決された事業 ③ 事業の中止	H27. 11. 5	3		① H27. 12. 3 ② 却下 ③ 請求内容が住民監査請求の対象外	無
京都府	宇治市	① 市長、教育長、会計管理者及び関係職員 ② 外部委員に対する違法又は不当な謝金の支出 ③ 市長、教育長、会計管理者及び関係職員に対する損害賠償請求	H28. 2. 16	1	H28. 3. 28 口頭陳述	① H28. 4. 7 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性、不当性はない	無
京都府	亀岡市	① 市長 外5名 ② 不当な公金の支出（大規模スポーツ施設関連事業調査測量業務に係る委託契約） ③ 大規模スポーツ施設関連事業調査測量業務について支出した公金の返還	H26. 10. 31	1	H26. 11. 14 口頭陳述	① H27. 1. 5 ② 一部認容 ③ 請求内容の一部については、市に損害を与えたものと認められることから、支出額について返還を求める	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
京都府	城陽市	① 選挙管理委員 ② 選挙管理委員が選挙事務管理を怠った不法行為 ③ 選挙公報の再印刷及び再配布費用の返還	H27. 5. 12	1	H27. 6. 16 口頭陳述	① H27. 7. 10 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金支出に 当たらない	無
京都府	城陽市	① 市長 ② 政務活動費の違法かつ不当な支出 ③ 政務活動費の返還	H27. 9. 10	1		① H27. 10. 8 ② 却下 ③ 請求要件を欠いており不適 格である	無
京都府	八幡市	① 市長 ② 市会議員が政務活動費にて購入した書籍118冊に 政務に関係のない本が見られる。 ③ 書籍の購入費全額を返還されるよう勧告する措置 の要求	H26. 8. 7	1	請求人の申出により陳述を 実施せず	① H26. 9. 30 ② 棄却 ③ 書籍購入費分の返還があ り、本件請求理由が消滅し たものと認められるため	無
京都府	京田辺市	① 市長 ② 市議会が行った海外視察研修の旅費支出は、観光 目的であり公費支出をするだけの効果がなく不当 ③ 海外視察研修を取りやめたうえで、執行分旅費の 返還及び未払い分の支払差止め	H26. 7. 15	1	証拠の提出及び陳述の機会 を与えた 平成26年7月25日午前10時 から10時50分までの50分間	① H26. 8. 27 ② 棄却 ③ 視察研修行程に公費での観 光と思われる予定は見当た らず、支出負担行為兼支出 命令等の手続きも適正に処 理され、京田辺市議会の議 員の議員報酬、費用弁償等 に関する条例の規定に照ら して不当といえない。	有
京都府	京田辺市	① 市長 ② 市議会政務活動費の執行において、特定団体の機 関誌購読料に充てるのは不適切であり不当 ③ 機関誌購読料として市議会政務活動費から支出し た金額の返還	H26. 12. 25	1	証拠の提出及び陳述の機会 を与えた 平成27年1月20日午後4時5 分から5時14分までの69分 間	① H27. 2. 23 ② 棄却 ③ 市議会政務活動費により月 刊「自治研」の購読料を支 出することは、政党活動や 後援会活動にあたるとは言 えない。	無
京都府	京丹後市	① 市長 ② 指定管理者が委託した管理委託が不適切である ③ 市の損害について株主総会で提起すること	H26. 4. 3	1		① H26. 5. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の支出はない	無
京都府	京丹後市	① 市長 ② 自動車道サミットへの参加は公務外である ③ 出張旅費について返還をすること	H26. 9. 29	1		① H26. 11. 17 ② 却下 ③ 監査請求の期間外	無
京都府	京丹後市	① 市長、財務部長 ② 市有財産が契約に違反して無償貸付されている ③ 貸付先に譲渡すること	H27. 2. 18	17		① H27. 3. 31 ② 却下 ③ 財務会計上の支出はない	無
京都府	京丹後市	① 企画総務部長、企画政策課長及び係長 ② 鉄道・バス時刻表作成業務の発注について ③ 不適切な発注であるため、支出分を返還すること	H27. 12. 17	1	平成28年1月19日午前10時 30分から証拠の提出及び陳 述の機会を与えたが、陳述 人が欠席されたため中止と なった。	① H28. 2. 10 ② 棄却 ③ 財務会計上の支出は適正	無
京都府	京丹波町	① 町長 ② 個人負債を町に肩代わりさせる目的である。 ③ 支出の返還請求、損害の補填	H27. 9. 10	121	H27. 10. 8 口頭陳述	① H27. 10. 28 ② 棄却 ③ 支出は妥当なものと判断す る。	有
計	9団体		28件				有 10件 無 18件
大阪府	大阪市	① 市長 公金の支出（市長が辞職し選挙を行うこととした ため6億円に及ぶ公金が支出されることとなっ た） ② ③ 市長選挙にかかる公金の支出の差し止めと既支出 分の返還	H26. 4. 8	4		① H26. 4. 15 ② 却下 ③ 市長が辞職し選挙を行うこ ととした政治的手法を問題 として提出されたものと考え るのが自然であり、仮に そうであれば、法が住民監 査請求の対象を財務会計上 の行為等に限った趣旨、目 的を逸脱するものと言わざ るを得ない。	無
大阪府	大阪市	① 市長 財産（債権）の管理を怠る事実（市長選挙が執行 され、それに伴い公金を支出した行為が不法行為 に当たり返還請求権を行使していない） ② ③ 市長選挙を強行したことに伴って支出された選挙 費は、違法、不当な支出であり、市長に対し損害 賠償請求を怠ることは違法であることの確認およ び返還請求権の行使	H26. 4. 17	13	H26. 5. 22 口頭陳述 新たな証拠の提出無し	① H26. 6. 12 ② 棄却 ③ 市長が退職し、選挙が執行 され、それに伴い公金を支 出した行為には、違法性が 認められないことから不法 行為が成立せず、不法行為 に基づく損害賠償請求権そ のものが存在しない。	有
大阪府	大阪市	① 市長 財産（債権）の管理を怠る事実（市長選挙が執行 され、それに伴い公金を支出した行為が不法行為 に当たり返還請求権を行使していない） ② ③ 橋下市長の違法ないし不当な辞職という不法行為 により、市長選挙の為の公金が支出されたことに 対して、市長に対して損害賠償など必要な措置を 講ずること	H26. 5. 7	10	H26. 5. 22 口頭陳述 新たな証拠の提出有り	① H26. 6. 12 ② 棄却 ③ 市長が退職し、選挙が執行 され、それに伴い公金を支 出した行為には、違法性が 認められないことから不法 行為が成立せず、不法行為 に基づく損害賠償請求権そ のものが存在しない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
大阪府	大阪市	① 市長 財産（債権）の管理を怠る事実（市長選挙が執行され、それに伴い公金を支出した行為が不法行為に当たり返還請求権を行使していない） ② 市長選挙を強行したことに伴って支出された選挙費は、違法、不当な支出であり、市長に対し損害賠償請求を怠ることは違法であることの確認および返還請求権の行使	H26. 7. 25	12 (うち1名取下げ)		① H26. 8. 12 ② 棄却 「同一事件について二個以上請求がなされた場合でも、請求人が異なる以上「一事不再議」の原則を採用することはできないが、一個の請求について行った監査の結果に基づいて請求に係る事実がないと認められるときは、他の請求について改めて監査を行うことなく、その旨を請求人に通知すれば足りる」とする行政実例（昭和34年3月19日）に基づき、改めて監査を実施することなく、平成26年4月17日付け住民監査請求に係る平成26年6月12日付け監査結果の写しをもって監査の結果とした。	有
大阪府	大阪市	① 市長 契約の締結（当初5年間禁止された施設の建設を認め、かつ開業期限の延長を認めて結果として違約金の発生時期をも遅らせる内容の変更契約） ② ③ 原契約に基づく違約金の請求を及び違約金の代わりに収受した寄付金の返却	H26. 9. 29	1	H26. 10. 22 口頭陳述 新たな証拠の提出無し	① H26. 11. 26 ② 棄却 ③ 当該変更契約の締結は、明らかに違法不当とまではいえず、変更契約は有効に成立している	無
大阪府	大阪市	① 市長 財産（債権）の管理を怠る事実（特定非営利活動法人に支出した生活保護費の他人介護料について、同法人による不正受給により生じた債権の返還請求権を行使していない） ② ③ 不当利得返還請求権の行使及び特定非営利活動法人理事長の犯罪行為を立件して処置すること	H26. 10. 16	1	H26. 11. 17 口頭陳述 新たな証拠の提出有り	① H26. 12. 11 ② 棄却 ③ 生活保護の加算である他人介護料の受給の有無は、個人情報に該当し、当該支出が法人による不正受給に該当するかどうかの判断を請求人に示すことができない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 契約の締結（地域活動支援センター（活動支援A型）事業の年間委託契約） ③ 特定非営利活動法人との契約の解除、違約金の徴収及び当該法人が受けている全ての指定障がい福祉サービス事業者の指定の効力の停止等	H26. 10. 16	1	H26. 11. 17 口頭陳述 新たな証拠の提出有り	① H26. 12. 11 ② 棄却（一部却下） ③ 委託契約の締結及び履行が違法不当なものであったとはいえず、委託料の返還と違約金の請求、委託契約の解除ができる場合にはあたらない	無
大阪府	大阪市	① 市長 財産（債権）管理を怠る事実（地域活動補助金の支出対象事業について不正な会計処理がされているにもかかわらず損害賠償請求権を行使していない） ② ③ 損害賠償等必要な措置	H27. 1. 21	5	H27. 2. 10 口頭陳述 新たな証拠の提出有り	① H27. 3. 16 ② 棄却 ③ 不正な会計処理は見当たらず、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実はない。	有
大阪府	大阪市	① 市長 財産（債権）管理を怠る事実（地域活動補助金の支出対象事業について不正な会計処理がされているにもかかわらず損害賠償請求権を行使していない） ② ③ 損害賠償等必要な措置	H27. 1. 26	2	H27. 2. 10 口頭陳述 新たな証拠の提出有り	① H27. 3. 16 ② 棄却（一部却下） ③ 不正な会計処理は見当たらず、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実はない。 （一部具体的な違法不当の適時及び事実証明書がないため却下）	無
大阪府	大阪市	① 市長 違法不当な公金の支出（大都市法第7条第2項に規定する説明に関するパンフレット等の配布、住民説明会の実施にかかる経費、住民投票の実施及びそれに関する啓発に係る経費の支出） ② ③ 公金の支出の差し止めと既支出分の返還	H27. 4. 20	1	H27. 5. 13 口頭陳述 新たな証拠の提出無し	① H27. 6. 18 ② 棄却 ③ 協定書の市民への周知等に関して憲法違反は認められないことから、それらに要した費用について、違法不当な公金の支出にあたらぬ	無
大阪府	大阪市	① 市長、選挙管理委員長 公金の支出（住民投票において特別区の設置について反対多数となったにもかかわらず、市長選において都構想を争点にすることは住民投票の結果を無視することであり、結果として協定書の説明に関する支出等と住民投票の執行経費が不要だったということになる） ② ③ 市長選において、「都構想を争点とする」ことを撤回し、その旨の記者会見を行うこと 市長選告示日までに前記撤回がない場合、市長と選挙管理委員長が住民投票執行経費を返還すること	H27. 10. 30	101		① H27. 11. 6 ② 却下 ③ 市長の発言を撤回させることや記者会見を求めることは、住民監査請求制度が予定している措置にはあたらない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	大阪市	① 市長、選挙管理委員長 公金の支出（住民投票において特別区の設置について反対多数となったにもかかわらず、市長選において都構想を争点にすることは住民投票の結果を無視することであり、結果として協定書の説明に関する支出等と住民投票の執行経費が不要だったということになる） ② ・市長選において、「都構想を争点とする」ことを撤回し、その旨の記者会見を行うこと ③ ・市長選告示日までに前記撤回がない場合、市長と選挙管理委員長が住民投票執行経費を返還すること	H27.11.2	14		① H27.11.6 ② 却下 市長の発言を撤回させることや記者会見を求めることは、住民監査請求制度が予定している措置にはあたらない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産の管理（市道の修繕工事が不法占拠により妨害されている） ③ 不法占拠状態を速やかに解消、	H27.11.16	1		H27.11.30 ① (H27.12.8一部訂正後再通知) ② 却下 ③ 不法占拠状態解消済み	無
大阪府	大阪市	① 市長 違法不当な公金の支出（政務活動費のうち、使途基準に反している、または按分されていない調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報・広聴費、人件費、事務費、事務所費、要請・陳情活動費について、支出されたままとなっている） ② ③ 違法不当に支出された政務活動費の交付を取り消し、返還請求させるなど必要な措置	H27.5.28	6	H27.8.17 口頭陳述 新たな証拠の提出無し	① H27.12.8 ② 棄却（一部却下及び取り下げ） 明らかに使途基準に反して充当しているとまでは認められない。 （一部請求人の誤認、具体的な摘示なし等）	有
大阪府	大阪市	① 市長 公金の支出、財産の処分（再生資源集団回収実施登録団体として登録されている実体のない団体に対して、報奨金の支出及び奨励品の支給を行っている） ② ③ 職員が職務を怠ってきたことによる市の損害回復、職務権限者ら関係職員への必要な措置	H28.3.17	6	H28.4.6 口頭陳述 新たな証拠の提出有り	① H28.5.11 ② 棄却 報奨金の支出や奨励品の支給が登録要件を満たさない団体に対するものとは言えない	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 政務活動費の返還請求	H26.9.18	1	H26.10.6 口頭陳述	① H26.11.5 ② 一部認容 ③ 政務活動費の過払分及び遅延損害金を請求せよ	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 政務活動費の返還請求	H26.10.14	1	H26.11.10 口頭陳述	① H26.11.27 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 外国人への生活保護費の支給停止	(H26.10.14)	1		① H26.11.17 ② 却下 財務会計行為の違法・不当性を主張しているとはいえない	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 政務活動費の返還請求	H26.11.17	1	請求人からの申出により口頭陳述は未実施	① H26.12.25 ② 一部認容 ③ 政務活動費の過払分及び遅延損害金を請求せよ	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 不当な契約の履行 ③ 放課後ルーム事業運営業務委託料の返還請求	H27.5.28	3	H27.6.19 口頭陳述	① H27.7.16 ② 合議不調 ③	有
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 政務活動費等の返還請求	H27.9.10	1	H27.10.5 口頭陳述	① H27.10.29 ② 一部認容 ③ 政務活動費等の過払分及び遅延損害金を請求せよ	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 政務活動費の返還請求	H28.2.15	1	請求人からの申出により口頭陳述は未実施	① H28.4.5 ② 一部認容 ③ 政務活動費等の過払分及び遅延損害金を請求せよ	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 政務活動費の返還請求	H28.2.15	1	請求人からの申出により口頭陳述は未実施	① H28.4.5 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 政務活動費の返還請求	H28.3.17	1	請求人からの申出により口頭陳述は未実施	① H28.4.28 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権管理を怠る事実 ③ 政務活動費の返還請求	H28.3.31	2	請求人からの申出により口頭陳述は未実施	① H28.5.20 ② 合議不調 ③	無
大阪府	池田市	① 市長、関係職員 ② 市は道路の不当な廃道敷明を行ったこと及び財産の管理を怠る行為があった。 ③ 市長は当該明示の取り消しを行い、関係職員とともに懲戒を求める。	H27.2.17	1	機会は与えたが、請求人からの陳述辞退の申し出により実施せず。	① H27.3.26 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がないものと判断する。	有
大阪府	吹田市	① 人権文化部長、同部次長、男女共同参画室参事、男女共同参画センター所長、同所長代理、同主査 ② 違法な公金の支出、財産（物品）の処分及び、使用料の徴収を怠る事実（特定の団体に対する便宜供与） ③ 市が特定の任意団体を設立するために公費を支出したことに対する損害賠償請求及び当該任意団体に対する不当利得返還請求	H26.11.28	1	H26.12.25 口頭及び書面による陳述	① H27.1.23 ② 棄却 ③ 当該支出等に違法性は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	H26. 8. 15	3	H26. 9. 3 口頭陳述	① H26. 10. 10 ② 棄却 賠償金の支払は、開発協議の際、当時最新のデータである平成9年変更の図面情報がGISシステムに掲載されていなかったことから、当時の市の担当者が本件開発事業者の接道確認に対し誤った回答を行い、ひいては本件誤指導につながったものであり、当該河川占用許可申請の有無にかかわらず、損害賠償責任は生じたのであるから、当該申請がなされなかったことと本件賠償金の支払とは直接的な関係があるとは言えない。	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実 ③ 市長及び関係者に対して当該怠る事実を改めるために必要な措置を求める	H26. 9. 1	3	H26. 9. 19 口頭陳述	① H26. 10. 30 ② 棄却 市が本件建物及び本件土地に関し課税徴収を怠っているとは認め難く、いまだ市の損害は発生していない。	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求 原状回復の請求 当該怠る事実を改めるために必要な措置を求める	H26. 10. 10	1	H26. 10. 27 口頭陳述	① H26. 12. 8 ② 棄却 地方公共団体は、その有する債権を行使することに経済合理性がないと認められる場合には、これを行使しないことができるものとするのが法の趣旨である。占有料を請求するためには占有面積の確定を行うことが事実上必要となり、境界面定には人的・経済的負担が相当なものとなることは容易に予想されることから、占有料相当額を請求しないことをもって、直ちに債権の管理を違法に怠るものというとはできない。	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求 支出の差止めを勧告	(H26. 11. 28)	2		① H26. 12. 16 ② 却下（不受理） ③ 違法・不当とする理由が具体的にでない。	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結、履行 ③ 競争入札方式による委託契約を締結すること	H27. 2. 28	1	H27. 3. 12 口頭陳述	① H27. 4. 16 ② 棄却 ごみとし尿業務委託契約を締結する際に、競争入札に不適当なものと判断したことについて、明らかな不合理があるということではなく、その裁量権を逸脱又は濫用した違法があるということではない。また、本件随意契約に係る契約価格が予定価格と近似の金額となっていたとしても、それは客観的な基準に基づき適切に予定価格を積算した結果であると見做され、市の財政に損害を与えているということではない。	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	H27. 2. 26	1	H27. 3. 18 口頭陳述	① H27. 4. 23 ② 棄却 本件使用貸借契約に基づき阪急北側線の市道敷として学校法人の土地について無償使用していることをも考慮し、当該協議が調うまでの間、従前どおり当該学校法人が本件土地を占有することを認め、地代等を徴収しないこととしたことについて、市に損害が発生しているとはできない。	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	(H27. 7. 27)	1		① H27. 9. 3 ② 却下（不受理） 過去に同一の請求があったことから改めて本件請求につき監査を行う必要性がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出及び当該支出が相当の確実さで 予測される ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損 害賠償請求 支出の差止めを勧告	H27. 8. 10	1	H27. 9. 10 口頭陳述	① H27. 10. 8 ② 棄却 市政運営に対する様々な助 言や提言を行う有功者会に 対する行政情報の提供は、 必要不可欠のものであり、 有功者会に対する事務の補 助や行政情報の提供につい て、違法、不当とすること はできない。	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損 害賠償請求 駐車場使用の差止めを勧告	H27. 8. 10	1	H27. 9. 10 口頭陳述	① H27. 10. 8 ② 却下 駐車場の使用対象者を誰に するかは庁舎管理上の問題 であり、財務会計上の財産 管理行為には当たらず、住 民監査請求の対象とはなら ない。	有
大阪府	高槻市	① 高槻市自動車運送事業管理者 ② 違法な公金の支出 ③ 高槻市自動車運送事業管理者及び関係者に対する 不当利得返還請求又は損害賠償請求	H27. 8. 10	1	H27. 9. 10 口頭陳述	① H27. 10. 8 ② 棄却 労使合意の下で覚書を締結 し、長きにわたって半休振 替処理を行ってきたことに ついて、バス運行管理上及 び人事管理上の処理事項と して乗務員に浸透してお り、バスの定時運行の確保 といったバス運行事業を全 うするための一助となっ てきたことなど、本件半休 替処理により遅刻を欠勤扱 いにせず、1 か月間の遅刻 による総欠勤時間数が、給 与の減額規定の対象となる 30分以上となる者について 給与の減額を行わなかった ことについて、当該給与の 支給が違法又は不当な公金 の支出に当たるとまではい えない。	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出が相当の確実さで予測される ③ 道路の整備に係る一切の公金の支出を差し止める ことを勧告	(H28. 3. 25)	1		① H28. 4. 28 ② 却下 (不受理) 市の行為が裁量の範囲の逸 脱、濫用であって違法又は 不当であると主張するに足 る具体的な根拠が明らか ではなく、これらを証する 書面の添付もない。	無
大阪府	貝塚市	① 市長 ② 社会福祉法人に対する違法な補助金支出決定 ③ 補助金の交付決定取り消し・交付執行の停止	H26. 10. 14	5	H26. 11. 05 口頭陳述	① H26. 11. 26 ② 棄却 ③ 当該交付決定に違法性 はない	無
大阪府	枚方市	① 市長 ② 不当な公金の支出 (美術品の図録作成経費の支 出) ③ 予算執行の差し止め	H26. 8. 4	1	H26. 9. 9 口頭陳述	① H26. 10. 2 ② 却下 ③ 図録作成経費の支出が不当 となる理由が明白でないた め、不当性の判断を行うこ とができない。	無
大阪府	枚方市	① 市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実 (不法駐 車・不法駐輪・不適切な誘導ブロックの配置等) ③ 職員の適切・的確・適式な行政処分	H27. 5. 26	1	H27. 7. 9 口頭陳述	① H27. 7. 17 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しな い。	無
大阪府	枚方市	① 市長 ② 負担付き寄附に係る贈与契約 (覚書) の締結 (過 大な後年度負担、価値の無い美術品の寄附收受 等) ③ 契約 (覚書) を破棄し、負担付き寄附を禁じる等 の措置	H27. 7. 24	39	H27. 9. 3 口頭陳述	① H27. 9. 18 ② 棄却 ③ 本件負担付き寄附收受に は、違法性、不当性は認め られない。	無
大阪府	茨木市	① 市長 ② 政務活動費の交付に関する規則、内規、運用は違 法である。 ③ 会派・議員に対して損害の補填を請求するよう求 める。	H27. 4. 27	3	H27. 5. 22 口頭陳述の場を設けたが欠 席	① H27. 6. 15 ② 棄却 ③ 規則等は、違法とはいえな い。	有
大阪府	茨木市	① 市長 ② 水路占用許可条件に違反している事例があり、市 は違法又は不当に財産の管理を怠っている。 ③ 目的外使用を直ちに止めさせるとともに、必要な 措置を求める。	H27. 4. 27	1	H27. 5. 27 口頭陳述	① H27. 6. 15 ② 棄却 ③ 許可条件違反の状態は改善 されており、違法、不当に 財産の管理を怠る事実があ るとはいえない。	無
大阪府	八尾市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 (ビラ・ポスター印刷代 等) ③ ビラ・ポスター即時撤去、ビラ・ポスター作製等 に要した費用の賠償、出張所での市税等の公金収 納勧告	H26. 5. 30	8	H26. 6. 19 口頭陳述	① H26. 7. 24 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がな く、当該措置の必要を認め ない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
大阪府	八尾市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（委託料） ③ 委託の中止、支出決定時の市長個人及び相手方への委託金返還請求勧告	H27. 5. 29	32		① H27. 6. 30 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第2項の要件を満たさないため。	無
大阪府	八尾市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（委託料） 委託料の支出の停止、委託の中止、以降の委託をしないこと、支出決定時の市長個人及び相手方への委託金返還請求勧告 ③	H27. 8. 31	31	H27. 9. 28 口頭陳述	① H27. 10. 29 ② 棄却 請求人の主張には理由がなく、当該措置の必要を認めない。 ③	無
大阪府	泉佐野市	① 市長 ② 私人による水路敷きの排他的占有と利用 ③ 排他的占有状態の解除及び不当利得返還請求	H26. 5. 9	1	H26. 6. 13 証拠の提出及び口頭陳述	① H26. 6. 30 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がないため	無
大阪府	泉佐野市	① 市長 ② 違法な財産管理（許可処分は裁量権を逸脱し、違法） ③ 許可処分の取り消し	H27. 6. 12	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H27. 7. 1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではないため	無
大阪府	富田林市	① 富田林市長 ② 財務会計上行為等 ③ 診療報酬支払いの適正化	H26. 5. 13	1	口頭陳述	① H26. 7. 11 ② 棄却 ③ 理由がない	無
大阪府	富田林市	① 富田林市長並びに当該担当部長及び担当課長 ② 財務会計上行為等 ③ 保険医療事業委託契約の締結・初診料等公金支出	H26. 8. 27	1	希望されず	① H26. 10. 27 ② 棄却 ③ 理由がない	有
大阪府	富田林市	① 富田林市長 ② 財務会計上行為等 ③ 政務活動費に係る支出	H27. 1. 14	1	希望されず	① H27. 3. 13 ② 一部勧告 ③ 関連性がないものは返還	無
大阪府	富田林市	① 富田林市長 ② 財務会計上行為等 ③ H26年度4月分～翌年1月分市長交際費	H27. 3. 13	1	希望されず	① H27. 5. 15 ② 棄却 ③ 理由がない	無
大阪府	富田林市	① 富田林市長 ② 財務会計上行為等 ③ 政務活動費の返還	H27. 6. 15	1	H27. 7. 31 口頭陳述	① H27. 8. 24 ② 一部却下、その他は棄却 一部は不適法による却下、その他は理由がない	有
大阪府	富田林市	① 富田林市長並びに当該担当部長及び担当課長 ② 財務会計上行為等 ③ 予防接種事業についての初診料等の公金支出	H27. 10. 8	1	H27. 10. 27 口頭陳述	① H27. 12. 7 ② 棄却 ③ 理由がない	有
大阪府	寝屋川市	① 市長 ② 市の用地の管理を怠る事実について 不法占拠者に対する不法占拠に係る市の用地の返還及び不法占拠期間に係る損害賠償の請求 ③	H28. 2. 10	2	H28. 2. 25 口頭陳述	① H28. 3. 30 ② 棄却 ③ 当該土地の管理を怠る事実はない	無
大阪府	河内長野市	① 市長 ② 契約に基づく成功謝金の支払と契約の不履行 ③ 契約の取消し等	H27. 7. 28	1	H27. 8. 12 口頭陳述	① H27. 9. 9 ② 棄却（一部却下） ③ 契約を解除し、取り消すべき事情は認められない。	無
大阪府	河内長野市	① 市長 ② 契約の不履行等 ③ 契約の取消し等	H27. 8. 28	1	H27. 9. 29 口頭陳述	① H27. 10. 26 ② 棄却 ③ 契約の不履行は認められない。	無
大阪府	河内長野市	① 市長 ② 契約の不履行等 ③ 契約の取消し等	H27. 10. 27	1	H27. 11. 9 口頭陳述	① H27. 12. 8 ② 棄却（一部却下） ③ 契約の不履行は認められない。	無
大阪府	河内長野市	① 市長 ② 契約の不履行等 ③ 契約の取消し等	H27. 12. 8	1	H27. 12. 22 口頭陳述	① H28. 1. 18 ② 棄却（一部却下） ③ 契約の不履行は認められない。	無
大阪府	大東市	① 市長以下、関係した市職員 ② 違法・不当な契約の締結 ③ 市長以下、関係職員に対する損害賠償請求、工事の差し止め	H26. 10. 27	5	H26. 11. 12 口頭陳述	① H26. 12. 22 ② 棄却 ③ 違法性・不当性がない	有
大阪府	大東市	① 市長以下、入札・契約担当課職員 ② 不正な談合に基づく入札 ③ 市長以下、関係職員及び相手方に対する損害賠償請求	H27. 2. 17	5	H27. 3. 2 口頭陳述	① H27. 3. 26 ② 棄却 ③ 違法性・不当性がない	有
大阪府	大東市	① 市長以下、入札・契約担当課職員 ② 不正な談合に基づく入札 ③ 市長以下、関係職員及び相手方に対する損害賠償請求	H28. 1. 8	5	H28. 1. 26 口頭陳述	① H28. 2. 24 ② 棄却 ③ 違法性・不当性がない	有
大阪府	大東市	① ※不明確 ② 政務活動費 ③ ※不明確	(H28. 1. 14)	1		① H28. 2. 4 ② 却下（不受理） ③ 法242条の要件を具備していない	無
大阪府	大東市	① 市長、担当課長 ② 違法・不当な公金支出 ③ 市長及び担当課長への損害賠償請求	H28. 1. 25	1	H28. 2. 12 口頭陳述	① H28. 3. 11 ② 棄却 ③ 違法性・不当性がない	無
大阪府	和泉市	① 市長 ② 市が損害を受けたことに関して損害賠償をせず、違法不当な財産（債権）の管理を怠った。 ③ 当該支出（損害額）の返還	H27. 1. 16	1	H27. 3. 4 口頭陳述	① H27. 3. 17 ② 棄却 ③ 本件請求には理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
大阪府	和泉市	① 市長 ② 違法な工事契約の締結（工期設定等に不自然な点が見られた。） ③ 適正な契約締結をするよう是正	H27.6.14	1		① H27.7.6 ② 却下 ③ 請求期間の途過	無
大阪府	箕面市	① 市長 箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者と締結した協定書は過大な指定管理料を定めている。 ② 指定管理者との協定書の変更及び指定管理料の支払差止請求 ③	H27.3.26	3	H27.5.8 口頭意見陳述	① H27.5.21 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない。	無
大阪府	柏原市	① 市長 ② 不当な公金支出（不当な事業の実施） ③ 市長に対する損害賠償請求	H26.5.20	2	H26.6.4 口頭陳述	① H26.7.17 ② 棄却 ③ 公金支出に違法性なし	無
大阪府	柏原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る ③ 相手方に対する返還請求	H26.9.5	2	H26.9.29 口頭陳述	① H26.11.4 ② 却下 ③ 期間渡過	有
大阪府	柏原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る ③ 相手方に対する返還請求	H26.9.5	2	H26.9.29 口頭陳述	① H26.11.4 ② 棄却 ③ 市に損害の発生無し	有
大阪府	柏原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る ③ 相手方に対する返還請求	H26.10.31	1	H26.11.12 口頭陳述	① H26.12.18 ② 勧告 ③ 占用料相当額の損害賠償を請求	有
大阪府	柏原市	① 市長 ② 不当な契約締結 ③ 市長に対する損害賠償請求	H26.11.19	1	H26.12.17 口頭陳述	① H27.1.15 ② 棄却 ③ 公金支出に違法性なし	有
大阪府	柏原市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 市長に対する損害賠償請求	H27.3.31	1	陳述の希望なし	① H27.5.28 ② 棄却 ③ 契約締結に違法性なし	有
大阪府	柏原市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H27.4.2	1	H27.4.21 口頭陳述	① H27.5.28 ② 棄却 ③ 公金支出に違法性なし	無
大阪府	柏原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る ③ 相手方に対する返還請求	H27.10.8	1	H27.10.20 口頭陳述	① H27.12.4 ② 勧告 ③ 補助金交付決定の一部を取り消し、返還請求を行う	無
大阪府	柏原市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 市長に対する損害賠償請求	H28.3.25	1	陳述の希望なし	① H28.5.20 ② 棄却 ③ 契約締結に違法性なし	有
大阪府	柏原市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H28.3.28	1	H28.4.25 口頭陳述	① H28.5.24 ② 棄却 ③ 公金支出に違法性なし	無
大阪府	羽曳野市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（市議会議員Aに支出した政務調査費及び政務活動費の一部） ③ 市長は、当該議員に対し、違法・不当な政務調査費及び政務活動費を返還させるよう求める。	H26.12.26	2	陳述の希望なし	① H27.2.18 ② 棄却 一部に不当と認められる支出があったが、当該支出について収支報告書の訂正及び残余額の返還がなされ、請求人の主張理由が消滅したため。	無
大阪府	羽曳野市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（市議会議員Aに支出した政務調査費及び政務活動費の一部） ③ 市長は、当該議員に対し、違法・不当な政務調査費及び政務活動費を返還させるよう求める。	(H27.2.24)	2	陳述の希望なし	① H27.3.3 ② 取下(受理前取下) 請求書補正時に、請求の要旨が変更され、補正の範囲を逸脱したことから、新たな請求として提出することとなったため。	無
大阪府	羽曳野市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（市議会議員Aに支出した政務調査費及び政務活動費の一部） ③ 市長は、当該議員に対し、違法・不当な政務調査費及び政務活動費を返還させるよう求める。	H27.3.5	2	陳述の希望なし	① H27.5.1 ② 一部棄却・一部却下 当該支出が違法又は不当であるとは言えないため棄却とした。また、請求期間の一部は、地方自治法第242条第2項の規定により却下とした。	無
大阪府	高石市	① 市長、関係職員、指定管理者 ② 指定管理料の支出等 ③ 指定管理料の一部の返還等	H27.12.18	13	H28.1.14 口頭陳述	① H28.2.8 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がないため	有
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 政務活動費の返還を求める措置 ③ 政務活動費のなかの広聴費の返還を求める件	H27.9.10	9	H27.9.28 口頭陳述	① H27.10.29 ② 勧告 ③ 市長は、11,825円を請求する措置を講じること	無
大阪府	四條畷市	① 市長・教育長・教育委員会委員長 ② 違法な契約の締結 ③ 市長・教育長・教育委員会委員長に対する損害賠償請求及び公募型プロポーザルの中止	H27.11.9	2	H27.12.02 口頭陳述	① H27.12.21 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大阪府	交野市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出(社会通念上相当な範囲を超えての市交際費の支出) ③ 市交際費の返還及び今後の未然防止措置	H26. 5. 16	1	H26. 5. 16 陳述なし	① H26. 6. 24 ② 棄却 ③ 当該交際費の支出は違法不当な支出ではない	無
大阪府	阪南市	① 人権推進課長 ② 不適切な公費支出 ③ 人権推進課長に対する公費の返還	H26. 9. 29	1	H26. 10. 15 口頭陳述	① H26. 11. 10 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
大阪府	豊能町	① 町長 ② 議会の議決要件を満たさない無効な和解 ③ 相手方との和解条項を無効とし、相手方に支払った和解金の返還を求むる。	(H27. 5. 19)	2		① H27. 6. 15 ② 却下(不受理) ③ 個別具体的に特定された財務会計上の行為を適示しておらず、適法な住民監査請求に当たらない。	無
大阪府	能勢町	① 町長 ② 裁量権を逸脱した予算の執行 ③ 新学校新築工事の予算執行の停止	H26. 6. 20	2	H26. 7. 24 口頭陳述	① H26. 8. 18 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
大阪府	能勢町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 火葬場建設造成・道路工事追加費用の返還	H27. 9. 2	2		① H27. 9. 11 ② 却下 違法性又は不当性が客観的、具体的に示されていない	無
大阪府	能勢町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 火葬場建設造成・道路工事追加費用の返還	H27. 9. 14	2		① H27. 9. 30 ② 却下 違法性又は不当性が客観的、具体的に示されていない	無
大阪府	能勢町	① 町長 ② 違法な公金の支出及び契約 ③ 火葬場建設における違法支出の返還と差し止め及び契約の無効	H27. 12. 7	2	H27. 1. 15 口頭陳述	① H28. 2. 5 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有
大阪府	能勢町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 町道改良工事費の返還	H28. 2. 5	2		① H28. 2. 19 ② 却下 違法性又は不当性が客観的、具体的に示されていない	無
大阪府	忠岡町	① 町長その他職員 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 町長その他職員及び相手方に対する損害賠償請求	H27. 4. 21	18	請求人の申出により陳述を実施せず	① 27. 6. 18 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
大阪府	太子町	① 町長 ② 違法な公金の支出及び債務及び義務の負担(違法な補助金交付決定を決議した) ③ 補助金交付要綱及び交付決定決議の無効確認など	H27. 12. 22	1	陳述の希望なし	① H28. 2. 17 ② 棄却 ③ 当該補助金交付決定に違法性はない	有
計	27団体	94件					有 30件 無 64件
兵庫県	神戸市	① 市長、神戸市議会議員 ② 違法・不当に財産の管理を怠る事実 ③ 損害賠償の請求	H26. 8. 7	1	陳述の機会を与えたが、請求人からの申出により不実施	① H26. 10. 3 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長、副市長以下関係職員 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 損害賠償の請求	H26. 8. 7	1	H26. 9. 11 口頭陳述	① H26. 10. 3 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 公金・補助金の返還請求	H26. 8. 26	1		① H26. 10. 3 ② 却下 ③ 請求期間期間徒過	有
兵庫県	神戸市	① 市長、関係職員 ② 違法・不当に公金の賦課を怠る事実 ③ 土地の返還及び適正な賃貸料への改定	H26. 11. 25 H26. 12. 15	6	H27. 1. 7 口頭陳述	① H27. 1. 22 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
兵庫県	神戸市	① 建設局長、関係職員 ② 違法な契約の締結 ③ 損害賠償の請求	H27. 4. 7	1		① H27. 4. 27 ② 却下 ③ 市に損害を与えていない	無
兵庫県	神戸市	① 市長、関係職員 ② 違法・不当に公金の賦課を怠る事実 ③ 当該怠る事実を改める	H27. 9. 7	2		① H27. 9. 17 ② 却下 ③ 同一住民が先に請求した事実と同一	無
兵庫県	神戸市	① 関係職員 ② 不当に財産の管理を怠る事実 ③ 当該怠る事実を改める	H27. 9. 29	1	陳述の機会を与えたが、請求人からの申出により不実施	① H27. 11. 10 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 関係職員 ② 不当な公金の支出、不当に公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 当該怠る事実を改める	H27. 12. 1	1		① H27. 12. 24 ② 却下 ③ 市に損害を与えていない	無
兵庫県	神戸市	① 関係職員 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 損害賠償の請求	H28. 1. 20	1	陳述の機会を与えたが、請求人からの申出により不実施	① H28. 3. 17 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 水尾川改修工事に係る家屋写真鑑定業務委託料の支出 ③ 損害の請求、条例改正等の措置の要求	(H26. 11. 9)	1		① H26. 12. 2 ② 却下(不受理) ③ 要件不適	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 河川等占用使用料の未徴収 ③ 占用使用料の納付	H27.9.17	1	H27.10.7 口頭陳述	① H27.11.13 ② 一部勧告、一部棄却、一部 却下 過去の占用料相当額に係る ③ 不法行為債権等の行使、是 正措置済み、要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 国庫補助金の返還 ③ 返還請求	(H27.10.29)	1		① H27.11.24 ② 却下（不受理） ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 郵送料の返還について ③ 返還請求	H27.12.28	1	H28.1.20 口頭陳述	① H28.2.18 ② 棄却 ③ 請求人が求める措置がとら れた	無
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法、不当な行政財産の使用許可及び免除 ③ 使用許可の取消、市長に損害賠償の請求	(H26.4.14)	1	請求書提出時に陳述を行わ ない旨の申出があった。	① H26.5.27 ② 却下（不受理） ③ 違法理由の不摘示、事実証 明	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 市長に損害賠償請求	(H26.4.24)	1	請求書提出時に陳述を行わ ない旨の申出があった。	① H26.5.27 ② 却下（不受理） ③ 違法理由の不摘示、事実証 明	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 市長に損害賠償請求	(H26.5.2)	1	請求書提出時に陳述を行わ ない旨の申出があった。	① H26.5.27 ② 却下（不受理） ③ 違法理由の不摘示、事実証 明	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法、不当な行政財産の使用許可及び免除 ③ 使用許可の取消、市長に損害賠償の請求	(H26.8.28)	1	請求書提出時に陳述を行わ ない旨の申出があった。	① H26.9.17 ② 却下（不受理） ③ 違法理由の不摘示、事実証 明	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法、不当な行政財産の使用許可及び免除 ③ 使用許可の取消、市長に損害賠償の請求	(H27.4.13)	1	請求書提出時に陳述を行わ ない旨の申出があった。	① H27.6.5 ② 却下（不受理） ③ 違法理由の不摘示、事実証 明	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 市長に損害賠償請求	(H27.5.14)	1	請求書提出時に陳述を行わ ない旨の申出があった。	① H27.6.5 ② 却下（不受理） ③ 違法理由の不摘示、事実証 明	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 市長に損害賠償請求	(H27.5.14)	1	請求書提出時に陳述を行わ ない旨の申出があった。	① H27.6.5 ② 却下（不受理） ③ 違法理由の不摘示、事実証 明	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法、不当な行政財産の使用許可及び免除 ③ 使用許可の取消、市長に損害賠償の請求	(H27.8.17)	1	請求書提出時に陳述を行わ ない旨の申出があった。	① H27.9.15 ② 却下（不受理） ③ 違法理由の不摘示、事実証 明	有
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 相手方への返還請求	H26.10.20	3	H26.11.5 口頭陳述	① H26.12.19 ② 一部却下・一部棄却 ③ 違法又は不当な支出とはい えないこと等	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 職員に違法な行為を行わせること等 ③ 行為の中止等	H27.6.5	1	H27.7.3 口頭陳述	① H27.7.31 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない こと等	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法に公金の徴収を怠る事実 ③ 相手方への徴収の請求	H27.8.18	1	H27.9.15 口頭陳述	① H27.10.16 ② 棄却 ③ 請求の法的根拠がないこと 等	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金の返還	H27.8.24	1	H27.9.16 口頭陳述	① H27.10.23 ② 棄却 ③ 違法不当な事由は認められ ないこと等	無
兵庫県	西宮市	① 市長等 ② 不当な公金の支出等 ③ 公金の返還等	H27.9.29	1	H27.10.21 口頭陳述	① H27.11.27 ② 棄却 ③ 違法不当な事由は認められ ないこと等	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法に公金の徴収を怠る事実 ③ 相手方への徴収の請求	H27.10.21	1	H27.11.16 口頭陳述	① H27.12.18 ② 却下 ③ 同一住民が先に対象とした 財務会計行為であること。	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金の返還	H27.11.10	1	H27.11.27 口頭陳述	① H27.12.25 ② 却下 ③ 同一住民が先に対象とした 財務会計行為であること。	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 損害の是正等	H27.11.19	1	H28.1.13 口頭陳述	① H28.1.15 ② 一部却下・一部棄却 ③ 違法不当な事由は認められ ないこと等	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 相当の確実さをもって予測される損害賠償の支出 ③ 損害の是正等	H27.11.25	1	H28.1.14 口頭陳述	① H28.1.22 ② 却下 ③ 相当の確実さをもって予測 されるとはいえないこと	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
兵庫県	伊丹市	① 市職員 ② 公金の不正支出（助成金の支出後、用途を確認していない） ③ 助成金の用途の確認、用途範囲の見直し	(H27. 3. 30)	1		① H27. 4. 10 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為でない	無
兵庫県	加古川市	① 加古川市長 マリンガ姉妹都市40周年記念事業に関する前回の住民監査請求において、ドバイでの行程は公務と認められず、4人の議員に対し、該当する経費部分の返還のための必要な措置を講じることを勧告する内容の結果が平成26年3月31日に通知された。 この結果から、全く同一の行程である加古川市長の公費支出についても、同様の措置がとられるべきである。 違法不当な利得部分について返還を求めるなど、加古川市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める。 ③	H26. 4. 17	1	陳述は実施せず	① H26. 6. 4 ② 棄却 ③ 著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用しているとはいえない。	無
兵庫県	加古川市	① 加古川市長 加古川市長と加古川市町内会連合会が締結した業務委託契約における広報紙の配付単価が、通常の配付単価と比較して、10倍以上の高値で契約されていることは加古川市の財政に多くの損害を与えている。また、配付対象が会員に限定されている事実が存在しているため、一部市民の情報取得に支障が生じている。全市民に平等に安い価格で情報を伝達するために、競争入札の実施が必要であると考えます。 広報の配付以外の業務に係る契約金額も他市の実情と比較すると1,000万円程度多いため改善の必要がある。 町内会連合会から各地区町内会、単位町内会に振り込む際の振込手数料が加古川市の負担となっており、市の財政に損害を与えている。 次に掲げる必要な措置を講ずることを求める。 (a) 広報紙の配付業務に対して競争入札を実施すること。 (b) 委託契約書に規定されている額（委託料単価（1町内会あたり37,500円、1世帯あたり860円）の算出根拠を明確にし、各業務の単独の契約金額を明確にすること。 (c) 振込手数料は、町内会連合会の負担とすること。 ③	H26. 7. 9	1	H26. 7. 31 口頭陳述	① H26. 9. 4 ② 一部棄却、一部却下 (一部棄却) 委託契約の方法は、違法又は不当であるとはいえない。 ③ (一部却下) 委託契約金額が、他市の実情と比較して多いと主張している点については、監査の対象とするところではない。	無
兵庫県	加古川市	① 加古川市長 ①加古川市から加古川再開発ビル株式会社へ、平成25年10月から平成26年9月までに加古川駅北自動車整理場管理業務委託料として8,705,980円、加古川駅南広場施設管理業務委託料として10,172,771円が支払われている。再開発ビルは一次下請けに丸投げし、この一次下請けが二次下請けに丸投げしている構図である。また平成24年度の病院統合事業を巡る汚職事件でも断罪された随意契約を行い、不当な支出をしている。 ②市から再開発ビルへ平成25年10月から平成26年9月まで加古川駅前立体駐車場ビル賃貸料として7,951,716円が支払われている。この賃貸は加古川市観光課が加古川観光協会として使用しているが、市民も訪れることはなく市役所内で十分仕事が出来ると職員自身が認めている。不必要な支出である。 ①前市長に随意契約によって生じた不当な支出を返還させることを求める。 ③ ②市が再開発ビルに支払った家賃が不当な支出である為、前市長に市が被った損害額を返還させることを求める。	H26. 10. 14	1	H26. 11. 7 口頭陳述	① H26. 12. 11 ② 棄却 委託契約は、違法又は不当であるとはいえない。 ③ 観光課の加古川駅前立体駐車場ビルへの設置は、不当であるとはいえない。	無
兵庫県	加古川市	① 加古川市長 政務活動費の支出において、備考欄には「写真等の保存・整理」と記されているが、 ・USBメモリー16GB 10個 ・SDカード16GB 10個 ・SDカード32GB 4個 ・SDカード64GB 4個 ・ブルーレイディスク 1枚 ② を購入している。 膨大なデータ処理が可能な数量ではあるが、10人の所属議員それぞれが必要な備品であるとは考えられない。実際の使用状況は不明であるが、常識的には政務活動の範囲内での「写真等の保存・整理」としては、過剰な備品購入であると考えられることからこれらの支出は不適切である。 加古川市議会政務活動費で支出した備品消耗品費の一部が、適切でないため、市に返還させるなど必要な措置を講ずることを求める。 ③	H26. 10. 20	1	H26. 11. 7 口頭陳述	① H26. 12. 15 ② 棄却 ③ 政務活動費の支出は、不当であるとはいえない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
兵庫県	加古川市	① 加古川市長 政務活動費の支出において、出張調査研修報告書(2件)には復命事項(所見及び感想)欄は6行分の罫線が引かれている。視察や研修の報告を記入するには適当ではないため、別紙で詳細な報告を添付することが望ましく、多くはその様式で提出されている。 ② しかし、この2件についての報告は極めて貧粗であり、視察や研修の内容がわかる水準ではなく、報告書としては不十分であると言わざるを得ない。また、当日配布された資料を添付することで、報告に代えることは適切ではない。 視察や研修の内容が十分にわかる報告書が記されていることが、経費負担の必要条件と考えられることからこれらの支出は不適切である。 ③ 加古川市議会政務活動費で支出した研修費の一部が、適切でないため、市に返還させるなど必要な措置を講ずることを求める。	H26.10.20	1	H26.11.7 口頭陳述	① H26.12.15 ② 棄却 本件2件の出張に係る政務 ③ 活動費の支出は、違法又は不当であるとはいえない。	無
兵庫県	加古川市	① 加古川市長 政務活動費の支出において、 ・経理番号25-1-4は印刷代で、市議会だより(一部後援会だより)の封筒作成費用である。 ・経理番号25-1-5は印刷代で、市議会だより(一部後援会だより)の作成費用である。 ② ただし、市議会だより分のみ(3/4)を計上しているが、実体は一体の印刷物である。 ・経理番号25-1-6は郵送料で、市議会だより(一部後援会だより)の送付費用である。 政務活動費は、政党活動・選挙活動・後援会活動・私的活動には使えないことからこれらの支出は不適切である。 ③ 加古川市議会政務活動費で支出した広報費の一部が、適切でないため、市に返還させるなど必要な措置を講ずることを求める。	H26.10.20	1	H26.11.7 口頭陳述	① H26.12.15 ② 勧告(一部棄却) (一部棄却) 市議会だよりの印刷代に係る政務活動費の支出は違法又は不当であるとはいえない。 ③ (勧告) 市長に対し、封筒の印刷代及び郵送料に係る支出のうち、使途基準に合致しない後援会活動に係る部分の支出について、返還のための必要な措置を講じるよう勧告する。	無
兵庫県	加古川市	① 加古川市長 平成27年3月26日付けで土木総務課長が市長名で出した道路占用許可書に係る行政処分(以下「本件許可処分」という。)は、土木総務課長としての裁量を逸脱する不当かつ違法な処分であるからその撤回を求める。その上で、市道(里道)に張り出している建物の一部を所有者に対して撤去を求めるべきである。所有者が撤去に応じないのであれば行政代執行法によってでも強制撤去すべきである。 この事によって市道(里道)の利用者の安全が確保され、市有地の適正な管理がなされる事になると考える。 ③ 加古川市の法定外道路における占用許可処分が、適切でないため、市に処分の撤回など必要な措置を講ずることを求めること。	H27.8.4	1	H27.8.18 口頭陳述	① H27.9.3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等に当たるとはいえない。	無
兵庫県	赤穂市	① 赤穂市長 ② 第三セクターの違法・不当な工事施工を基礎にした金融機関への損失補償金の支払 ③ 事業者への返還請求及び金融機関への弁済	H26.12.22	1		① H27.2.10 ② 却下 以前に請求を受けた内容と同じものであり、一事不再理の原則により、請求要件を欠いているため	無
兵庫県	高砂市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 不当な公金の支出による損害の補填	H27.8.3	4	H27.9.19 口頭陳述	① H27.9.28 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出ではない	無
兵庫県	川西市	① 市長 ② 適切な安全対策を怠った(シルバーゾーンをトラック搬送せず重機が自走)及び道路交通法違反(ナンバープレートなしでの走行) ③ 市が業者へ支払った委託料の内、適切な安全対策を怠ったことにより、安全対策費を全額市へ返還及び入札参加資格者停止処分	H26.10.24	1	H26.11.17 口頭陳述	① H26.12.9 ② 棄却 ③ 安全対策費については、当該建設機械の搬入方法については任意事項であり、そのための安全対策費が算定されているわけではない。また、指名停止処分については、市に損害が認められないため住民監査請求の対象としては認められない。	無
兵庫県	川西市	① 上下水道局 ② 集合住宅(一括検針)の大家へ、入居者の生活保護受給について水道料金の減免を行ったことによる、大家の水道料金不当利得 ③ 大家に対し不当利得供与となった水道料金の、上下水道局への返還及び返還金を本来の生活保護減免対象者へ支払うこと。	H27.10.13	1	なし (不要との回答)	① H27.12.4 ② 一部勧告 ③ 上下水道料金の減免額の内、局に損害を与えていると認められる金額を補填する必要な措置を講ずること。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
兵庫県	三田市	① 市長 財産の管理を怠る事実(補助金確定額に不適当な 支出が含まれているにもかかわらず返還請求を 怠っている。) ② ③ 相手方に対する返還請求	H26. 9. 22	1	H26. 11. 6 陳述実施	① H26. 11. 19 ② 一部容認 ③ 適当な支出であると確認で きないものがあることか ら、補助金交付規則に定め る調査等を実施すること。	有
兵庫県	三田市	① 市長 財産の管理を怠る事実(補助金確定額に不適当な 支出が含まれているにもかかわらず返還請求を 怠っている。) ② ③ 相手方に対する返還請求	H26. 9. 29	1	H26. 11. 6 陳述実施	① H26. 11. 28 ② 一部容認 ③ 適当な支出であると確認で きないものがあることか ら、補助金交付規則に定め る調査等を実施すること。	有
兵庫県	三田市	① 市長 財産の管理を怠る事実(補助金確定額に不適当な 支出が含まれているにもかかわらず返還請求を 怠っている。) ② ③ 相手方に対する返還請求	H26. 10. 6	1	H26. 11. 6 陳述実施	① H26. 12. 5 ② 棄却 ③ 適当な支出であると確認で きないものがないことか ら、市に損害が生じていな い。	有
兵庫県	三田市	① 市長 違法・不当な公金の支出(自治会とは認められな い団体に行政事務委託料を支出しているのは不当 な支出である。) ② ③ 相手方に対する返還請求	H27. 2. 23	1	H27. 3. 25 陳述実施	① H27. 4. 22 ② 棄却 ③ 委託業務が履行されている ことから、市に損害が生じ ていない。	無
兵庫県	三田市	① 市長 違法・不当な財産の処分(住民合意が得られない ままコミュニティセンターを解体しようとしてい るは不当な財産の処分である。) ② ③ 住民合意が得られるまでコミュニティセンターの 解体の差止	H27. 3. 16	1	H27. 4. 17 陳述実施	① H27. 5. 14 ② 却下 ③ 摘示する行為(住民合意が 得られないまま解体)がな されることが相当の確実さ をもって予測されない。	無
兵庫県	三田市	① 市長 違法・不当な財産の処分(コミュニティセン ター・ハウスの建物の無償譲渡等の手続に不備が あり、違法・不当な財産の処分である。) ② ③ コミュニティセンター・ハウスの建物の無償譲渡 の契約の破棄	(H27. 3. 25)	1		① H27. 5. 22 ② 却下(不受理) ③ 請求期間を徒過している。	無
兵庫県	三田市	① 市長 違法・不当な公金の支出(狂犬病予防注射未接種 の猟犬の提供に対する有害鳥獣駆除に係る報償費 の支出は違法・不当な支出である。) ② ③ 相手方に対する返還請求	H27. 4. 28	3	H27. 5. 21 陳述実施	① H27. 6. 26 ② 棄却 ③ 猟犬の提供がなされている ことから、市に損害が生じ ていない。	無
兵庫県	三田市	① 市長 違法・不当な公金の支出(自治会とは認められな い団体に行政事務委託料を支出しようとしている のは不当な支出である。) ② ③ 行政事務委託料の支出の差止	H27. 5. 1	1	H27. 5. 28 陳述実施	① H27. 6. 26 ② 棄却 ③ 委託業務が履行されること が予測されることから、市 に損害が生じると予測でき ない。	無
兵庫県	三田市	① 市長 違法・不当な公金の支出(外部団体への人的支援 に係る労務の提供に対する時間外勤務手当等の支 出は違法・不当な支出である。) ② ③ 相手方に対する返還請求	H27. 5. 18	1	H27. 6. 22 陳述実施	① H27. 7. 15 ② 棄却 ③ 市が人的支援を行う必要が ある団体への労務の提供に 係る時間外手当等の支出で あることから、市に損害が 生じていない。	無
兵庫県	三田市	① 市長 違法・不当な財産の処分(コミュニティセンター 建替後の管理運営に不安があるまま、これを解体 しようとしているは不当な財産の処分である。) ② ③ コミュニティセンターの解体の差止	H27. 7. 21	1	H27. 8. 11 陳述実施	① H27. 9. 17 ② 棄却 ③ 建替後の管理運営は適正に なされると予測されること から、解体は不当な財産の 処分にはあらず、市に損 害が生じると予測できな い。	無
兵庫県	三田市	① 市長 違法・不当な財産の処分(コミュニティセン ター・ハウスの建物の無償譲渡等の手続に不備が あり、違法・不当な財産の処分である。) ② ③ コミュニティセンター・ハウスの建物の無償譲渡 に係る不備の是正	H27. 9. 4	1	H27. 10. 2 陳述実施	① H27. 10. 30 ② 却下 ③ 請求期間を徒過している。	無
兵庫県	三田市	① 市長 違法・不当な公金の支出(コミュニティセンター 建替後の管理運営に不安があるまま、これを解体 するため解体費用を支出しようとしているは不当 な支出である。) ② ③ 解体費用の支出の差止	H27. 9. 9	1	H27. 10. 2 陳述実施	① H27. 10. 30 ② 棄却 ③ 建替後の管理運営は適正に なされると予測されること から、解体費用の支出は不 当な支出にはあらず、市 に損害が生じると予測でき ない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
兵庫県	三田市	① 市長 財産の管理を怠る事実(補助金確定額に不適当な 支出が含まれているにもかかわらず返還請求を 怠っている。) ② ③ 相手方に対する返還請求	H27.10.21	1	H27.11.20 陳述実施	① H27.12.18 ② 棄却 ③ 適当な支出であると確認で きないものがないことから、 市に損害が生じていない。	無
兵庫県	三田市	① 市長 公金の賦課徴収を怠る事実(コミュニティセン ター・ハウスの建物に対する固定資産税等の減免 手続がなされていないにもかかわらず減免されて いることから、賦課徴収を怠っている。) ② ③ コミュニティセンター・ハウスの建物に対する固 定資産税等の賦課徴収	H27.11.16	1	H27.12.18 陳述実施	① H28.1.15 ② 棄却 ③ 減免手続は補完されている ことから、市に損害が生じ ていない。	無
兵庫県	三田市	① 市長 違法・不当な公金の支出(自治会とは認められ ない団体に行政事務委託料を支出しているのは不 当な支出である。) ② ③ 相手方に対する返還請求	H28.1.4	1	H28.1.29 陳述実施	① H28.3.3 ② 棄却 ③ 委託業務が履行されている ことから、市に損害が生じ ていない。	無
兵庫県	三田市	① 市長 違法・不当な公金の支出(自治会とは認められ ない団体に行政事務委託料を支出しているのは不 当な支出である。) ② ③ 相手方に対する返還請求	(H28.3.28)	1		① H28.5.6 ② 却下(不受理) ③ H28.1.4請求と同一請求で ある(一時不受理)。	無
兵庫県	加西市	① 市長 ② 財産の管理を怠っているという事実 ③ 占用料相当額の損害賠償等請求権の行使	H27.11.30	1		① 28.1.29 ② 却下 ③ 本件請求は前回請求の反復	無
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 政務活動費・公明新聞購読料の支出について	H26.8.29	1	1日 来庁による口頭での陳述	① H26.10.23 ② 棄却 ③ 当該公金支出に不当性はな い	無
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 政務活動費・新聞購読料の支出について	H26.9.1	1	1日 来庁による口頭での陳述	① H26.10.23 ② 棄却 ③ 当該公金支出に不当性はな い	無
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 「アナと雪の女王」上映中止に伴うDVD貸出料の支出	H26.9.11	1	1日 来庁による口頭での陳述	① H26.10.30 ② 棄却 ③ 当該公金支出に不当性はな い	無
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 不当な財産の管理 ③ (一社)ノオトとの天空農園等施設に係る賃貸借 契約	H26.10.28	1	1日 来庁による口頭での陳述	① H26.12.22 ② 棄却 ③ 当該行為に不当性はない	無
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 安定ヨウ素剤配布事業に係る公金支出の差止め について 他	H27.12.28	1	1日 来庁による口頭での陳述	① H28.2.19 ② 棄却 ③ 当該公金支出に不当性はな い	有
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 産業廃棄物中間処理施設検討委員謝金の支出 について 他	H28.3.15	1	1日 来庁による口頭での陳述	① H28.5.10 ② 棄却 ③ 当該公金支出に不当性はな い	無
兵庫県	南あわじ市	① 市長 ② 手直し工事費の是非 ③ 工事費の賠償請求	H26.7.1	1		① H26.7.11 ② 却下 ③ 事実が確定していない案件 を対象とするのは不相当	無
兵庫県	南あわじ市	① 市長 ② 手直し工事費の是非 ③ 工事費の賠償請求	H27.6.5	1		① H27.6.10 ② 却下 ③ 事実が確定していない案件 を対象とするのは不相当	無
計	13団体		67件				有 15件 無 52件
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法に賦課徴収を怠る事実(手数料収入等) ③ 未収債権の徴収及び損害賠償	H26.5.19	4	H26.6.9 口頭陳述	① H26.6.30 ② 棄却(一部却下) ③ 請求期間の徒過、損害未発 生	有
奈良県	奈良市	① 市長 ② 不当な財産の処分(施設の取り壊し) ③ 処分中止	H26.8.13	1		① H26.9.3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性 又は不当性を具体的に主張 していない	無
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法又は不当に賦課・徴収を怠る事実(市税) ③ 賦課徴収及び損害賠償	H27.7.22	1	H27.8.10 口頭陳述	① H27.9.17 ② 棄却 ③ 違法性又は不当性はない	有
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出(交付金) ③ 交付金の返還	H27.12.1	1	H27.12.22 口頭陳述	① H28.1.26 ② 棄却 ③ 違法性又は不当性はない	有
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出(交付金) ③ 交付金の返還	H27.12.1	1		① H27.12.22 ② 取下げ ③ 取下げの申出	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 (交付金) ③ 交付金の返還	H27. 12. 1	1		① H27. 12. 22 ② 取下げ ③ 取下げの申出	無
奈良県	大和郡山市	① 市長 ② 違法・不当な旅費の支出 ③ 関係者に対する損害賠償請求等	H27. 4. 15	2		① H27. 4. 28 ② 却下 ③ 監査請求期間徒過	無
奈良県	天理市	① 市長 ② 違法不当な政務活動費の支出 ③ 当該市議に政務活動費の返還を求める	H26. 9. 5	1	H26. 9. 22 陳述	① H26. 10. 27 ② 棄却 ③ 当該請求に理由がない	有
奈良県	天理市	① 市長 ② 公職選挙法違反 ③ 選挙の無効を求める	H26. 9. 10	1		① H26. 9. 12 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象外	無
奈良県	天理市	① 市長 ② 違法不当な政務活動費の支出委託料の支出 ③ 期間内に作業が未完であった部分についての委託料の返還を請求	H26. 10. 15	1	H26. 11. 18 陳述	① H26. 12. 10 ② 棄却 ③ 当該請求に理由がない	無
奈良県	天理市	① 市長 ② 怠る事実に起因する損害金の返還を求める ③ 監査請求の審査について怠る事実があったとし、 監査委員に損害金を求めるもの	H27. 11. 18	1	H27. 12. 16 陳述	① H27. 12. 24 ② 棄却 ③ 当該請求に理由がない	有
奈良県	橿原市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 (全国市議会議長会 九州都市行政調査団参加負担金) ③ 返還措置請求	H26. 5. 27	4	陳述の機会不要との申出	① H26. 6. 27 ② 却下 ③ 監査請求期間を徒過して おり、かつ、徒過したこと について「正当な理由」は存 在しない。	有
奈良県	橿原市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 (政務活動費) ③ 返還措置請求	H27. 3. 4	4	H27. 4. 10 口頭	① H27. 4. 27 ② 棄却 ③ 当該支出に違法又は不当は ない。	有
奈良県	橿原市	① 市長 ② 違法又は不当な契約行為 ③ 契約が地自治法及びPFI法に違反	H27. 10. 9	13	H27. 10. 29 口頭	① H27. 12. 7 ② 棄却 ③ 当該契約に違法又は不当は ない。	有
奈良県	香芝市	① 香芝市 ② 業務委託契約、契約未締結のまま委託業務を開始 ③ 速やかに契約を締結し、委託料を支払うこと	H27. 7. 22	1	H27. 8. 6 陳述書及び新たな証拠の提 出	① H27. 9. 17 ② 勧告 ③ 速やかに契約を締結するこ と	無
奈良県	宇陀市	① 前副市長、職員 ② 前副市長：傷害事件発生後の給与等の支給が不当 職員：募金不明事件発生後、職員に対する処分を 行われず、給与の支給が不当 ③ 前副市長の給与の返還、当該職員の給与返還	H27. 10. 16	1	H27. 11. 18 口頭陳述	① H27. 12. 10 ② 棄却 ③ 前副市長：請求期間が過ぎ ている 職員：給与等支払いに違法 性はない	無
奈良県	宇陀市	① 職員 日赤社資募金で不明となったのは、職員の管理が 不十分であったことから、不明金の補てんは職員 が行うべき ③ 日赤社資募金不明金を職員へ賠償を求める	H27. 10. 27	1		① H27. 12. 10 ② 却下 ③ ①事実を証する書面がな い。 ②公金とならない。	無
奈良県	宇陀市	① 監査委員 ② 日赤社資募金不明金を発生したのは、監査委員に よる監査が行われなかったため。 ③ 監査委員に対する報酬の返還	H27. 11. 19	1		① H28. 1. 12 ② 却下 ③ ①市民要件を満たしていな い。 ②事実を証する書面がな い。 ③自己の利害に関する請求 のため、監査委員の除斥が 適用される。	無
奈良県	三宅町	① 三宅町監査委員 ② 三宅町広報紙広告掲載取扱要領に基づく掲載料金を 徴収すること ③ 監査委員は町長に対し必要な措置を講ずるべきで ある	H27. 1. 20	1	2時間口頭による補足陳情	① H27. 2. 20 ② 棄却 ③ 取扱要領にある広告には該 当せず。請求に理由がな い。	無
奈良県	河合町	① 町長 ② H27. 9. 16～18石垣市へ議員研修 ③ 費用の請求に領収書を添付しなくてもいいとい うのはおかしいのではないか。 津波対策が重要課題がである石垣島の防災対策 が、海のない河合町の参考になると、どうい う理由で考えたのか。	H27. 6. 22	2	H27. 7. 22 口頭	① H27. 8. 13 ② 却下 ③ 領収書の添付については 必要としないことから、こ の公金の支出は違法とは考 えられない。 ④ 議会議員の公務について は、精査する権限がないの で回答できない。	有
奈良県	上北山村	① 村長 ② 不正な公金の支出 ③ 上北山温泉営業許可及び温泉利用許可の申請手数料 62,700円の返還を求める	H26. 8. 6	1	H26. 8. 27 口頭陳述	① H26. 10. 17 ② 勧告 ③ 上北山温泉営業許可及び温 泉利用許可の申請手数料 62,700円の返還	無
奈良県	上北山村	① 村長 ② 不当な公金の支出 ③ 大台ケ原産物産店券売機及び棄手手数料合計861,000 円の返還を求める	H26. 8. 21	1	H26. 8. 27 口頭陳述	① H26. 10. 17 ② 棄却 ③ 不当な支出とは言えない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
奈良県	上北山村	① 村長 ② 不当な公金の支出 ③ 大台ヶ原物産店券売機及び廃棄手数料合計 861,000円、上北山温泉脱衣箱鍵交換費用320,036 円の、それぞれの指定管理者が負担すべき額の納 入を求める。	H26. 8. 22	1	H26. 8. 27 口頭陳述	① H26. 10. 17 ② 一部認容 ③ 大台ヶ原物産展券売機及び 廃棄手数料合計861,000円 について、協定書に規定さ れている金額について、村 の責任において徴収に必要 な措置を講じること。	無
奈良県	上北山村	① 村長 ② 指定管理委託料の返還・指定管理契約の解除 ③ ホテル「かみきた」の管理委託料3,000,000円の 返還を求める。株式会社十津川観光ホテルとの間 で締結された指定管理契約の解除を求める。	H27. 4. 3	1	H27. 4. 17 口頭陳述	① H27. 6. 17 ② 一部認容 ③ ホテル「かみきた」の平成 27年2月9日以降3月31日ま での、管理委託料は不当な 公金の支出であるので、村 の責任において必要な措置 を講じること。	無
奈良県	上北山村	① 村長 ② 不当な公金の支出 ③ ホテル「かみきた」の平成26年5月分から11月分 までの管理委託料7,000,000円の返還を求める。	H27. 6. 8	1	H27. 6. 29 口頭陳述	① H27. 8. 7 ② 棄却 ③ ホテル「かみきた」の平成 26年5月分から11月までの 指定管理を行っていないか つた事実は無く、不当、違法 な点は見当たらない。	無
奈良県	上北山村	① 村長 ② 不当な公金の支出 ③ 指定管理者が9カ月でホテル「かみきた」の営業 から撤退したことは、選定時に何らかの問題が あったと推測されるので監査を求める。	H27. 6. 15	1	H27. 6. 29 口頭陳述	① H27. 8. 7 ② 棄却 ③ 請求人の理由にある不当な 支出があったとはいえない。	無
計	9団体	26件					有 9件 無 17件
和歌山県	岩出市	① 市長、市職員 ② 平成25年執行の参議院議員通常選挙において投票 管理者に選任された市職員に対して手当を支給し た。 ③ 投票管理者としての報酬との差額の返還。今後執 行される選挙における当該支出の差し止め。	H26. 7. 8	1	H26. 8. 12 口頭陳述	① H26. 9. 2 ② 棄却 ③ 投票管理者としての事務以 外の事務にも従事してい る。また、条例、規則に基 づくものであり、選挙事務 の従事に対価として手当の 支給を受けることに不当性 はない。	有
和歌山県	岩出市	① 市長、市職員 ② 平成26年4月1日に岩出市長、紀の川市長、一般社 団法人那賀歯科医師会会長とで予防接種業務委託 契約を締結し、複数の予防接種を同時に接種した 時に初診料等を重複して支出した。 ③ 契約内容(単価契約)の改正。重複して支出した 委託料の返還。	H27. 7. 7	1	H27. 8. 10 口頭陳述	① H27. 9. 4 ② 棄却 ③ 当該契約行為が国の示した 基準を基に独自に算出した 接種単価について両者合意 の上適法な財務会計処理の 後に締結されたものではあ る。委託料の算定にあたり ては保険診療における初診 料そのものが支払われてい るわけではない。予防接 種に係る業務内容は多岐に わたるものであり、単独接 種の場合と異なる業務が異 なる業務が加わり、これら の業務に対応するものでは ない。	有
和歌山県	岩出市	① 市長 ② 岩出市道下中島畑毛線改良工事において、道路側 溝の擁壁が一部で他と比較して高く施工されてい る。個人のためにカーブミラーが設置されてい る。当初説明から内容が変更されている。工事の やり直しをしている。 ③ 岩出市道下中島畑毛線改良工事における上記の事 実に係る部分の支出の返還	H28. 1. 9	1	H28. 2. 19 口頭陳述	① H28. 3. 18 ② 棄却 ③ 道路側溝の擁壁の高さにつ いては他と比較して不当に 高いと認められない。カー ブミラーについては市で支 出したものではない。当初 説明からの変更については 地元協議等により当然に考 えられることであり当初説 明から変更した事だけを もって不当であるとは認め られない。工事のやり直し については地元要望に応じて 行ったものであり何ら不当 ではない。	無
計	1団体	3件					有 2件 無 1件
鳥取県	鳥取市	① 市長 ② 予算の執行 ③ 違法な条例に基づく支出をしないこと	H27. 5. 12	16		① H27. 6. 4 ② 却下 ③ 条例の違法性の判断は対象 外	有
鳥取県	鳥取市	① 市長 ② 不当支出 ③ 決裁権者に対し不当支出分を市に返還させること	H28. 3. 8	1	H28. 3. 30 口頭陳述	① H28. 5. 2 ② 棄却 ③ 不当支出と認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
鳥取県	米子市	① 市長 ② 違法な財産管理 ③ 監査委員が市長に対して必要な措置をとるよう勧告すること	H27. 8. 24	2		① H27. 9. 8 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項に 規定する要件を具備してい ないため	無
鳥取県	琴浦町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除、町長に対する損害賠償請求	H26. 7. 9	79	H26. 7. 30、H26. 8. 19 口頭陳述	① H26. 9. 1 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
計	3団体	4件					有 1件 無 3件
島根県	浜田市	① 市長 ② 市長宿舍の家賃補助は根拠がなく違法 ③ 市の宿舍契約解除、市長の家賃補助返還	H27. 8. 6	1	H27. 8. 19 口頭陳述	① H27. 9. 24 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の 支出に該当しない	有
島根県	浜田市	① 市長（工業用水道事業） ② 工業用水道事業会計の必要のない人件費支出 ③ 水道事業会計が負担すべき金額の支払い及び以後 の改善	H27. 9. 28	1		① H27. 10. 5 ② 取下げ ③ 不明	無
島根県	浜田市	① 市長（水道事業） ② 工業用水道事業会計の必要のない人件費支出 ③ 水道事業会計が負担すべき金額の支払い及び以後 の改善	H27. 9. 28	1		① H27. 10. 5 ② 取下げ ③ 不明	無
島根県	出雲市	① 中学校長及び同校教諭 ② 違法な契約の締結及び旅費の支給（修学旅行） ③ 校長及び教諭の懲戒免職処分、違法な契約による 損害額・旅費・業者への損害賠償の教諭負担	(H27. 2. 14)	1		① H27. 3. 2 ② 却下（不受理） ③ 非財務会計行為	無
計	2団体	4件					有 1件 無 3件
岡山県	岡山市	① 市長 ② 政務調査費の返還請求を怠る行為または違法 ③ 政務調査費について返還請求することを求める	H26. 4. 24	1 法人	H26. 5. 14 口頭による陳述	① H26. 6. 19 ② 一部容認 ③ 一部返還すべき額があると 認められたため	有
岡山県	岡山市	① 市長 ② 所定の手続き等を経ることなく公有財産の処分 （土地の分筆及び所有権抹消）をすることは違法 ③ 当該行為の中止または是正	H26. 5. 7	1		① H26. 6. 30 ② 却下 ③ 請求要件を欠いて不適法で あるため	無
岡山県	岡山市	① 市長 ② 新斎場建設のための土地売買代金の支出は違法又は 不当であること並びに、本件土地において新斎 場を建設するために計上されている調査委託費の 支出は違法又は不当。 ③ 本件土地売買代金と正当価格との差額の補填及び、 調査委託費の支出の中止	H26. 11. 17	請求人6 代理人3	H26. 11. 28 口頭による陳述	① H27. 1. 3 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	有
岡山県	岡山市	① 市長 ② 政務活動費の返還請求を怠る行為または違法 ③ 政務活動費について返還請求することを求める	H27. 4. 16	1 法人	H27. 5. 7 口頭による陳述	① H27. 6. 11 ② 棄却 ③ 一部政務活動費としての使 途気運に合致していない支 出が認められたが、会派か ら自主的に市へ返還がなさ れたため	有
岡山市	津山市	① 市長 ② 公金の支出（公金の支払いは違法又は不当） ③ 政務活動費の一部返還請求	H26. 10. 22	1	H26. 11. 14 口頭陳述	① H26. 12. 17 ② 棄却 ③ 理由なし	有
岡山県	高梁市	① 高梁市長、高梁市教育委員会 ② 契約（市立学校園ピアノ調律業務単価契約）の締 結（Ⅰ 受注者の目的外行為で無効、Ⅱ 受注者の 代表者は高梁市教育委員であり、地方自治法第 180条の5第6項に違反し違法かつ不当） ③ 当該の契約について違法な事実を改め必要な措置 を講じること。またこれ当該契約のみならず関係 する契約についても同様の措置を求める	H26. 9. 17	1	H26. 9. 24 口頭陳述	① 26. 10. 9 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
岡山県	新見市	① 市長 ② 起債の目的外使用と利率決定方法について ③ 起債及び利率不手際による損害賠償を求める	(H26. 4. 30)	1		① H26. 5. 12 ② 却下（不受理） ③ 起債及び利率決定とも適正	無
岡山県	備前市	① 市長 ② 不当な契約の締結による支出 ③ 市長に対する支出額の返還請求	H27. 6. 26	1	H27. 7. 8 口頭陳述 (請求人の都合で実施せず)	① H27. 8. 17 ② 棄却 ③ 不当な契約とは言えない	無
岡山県	備前市	① 市長 ② 未収債権の徴収を不当に怠っている ③ 未収金を徴収することを求める	H27. 10. 28	1	H27. 11. 11 口頭陳述 (請求人の都合で実施せず)	① H27. 12. 25 ② 勧告 ③ 不作為の状態を解消するべ く、債権に対する市の意思 を確定し、法令等に基づい た必要な措置を講じる旨の 勧告	有
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 求償を怠っている ③ 弁護士費用及び損害賠償金を前市長に求償する	H26. 4. 10	1	H26. 4. 24 口頭陳述	① H26. 5. 30 ② 棄却 ③ 請求理由なし	無
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 不当な道路舗装について ③ 勧告	H27. 5. 29	2		① H27. 6. 19 ② 却下 ③ 請求要件を欠く	無
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 違法な政務調査費の支出 ③ 勧告及び費用の返還	H27. 9. 18	1		① H27. 10. 9 ② 却下 ③ 請求要件を欠く	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
岡山県	真庭市	① 市長 ② 筆界特定申請行為 ③ 申請に係る手数料、測量費用等の補填	H26. 6. 30	1	H26. 7. 10 口頭陳述	① H26. 8. 20 ② 棄却 ③ 不当な公金支出に当たらない。	無
岡山県	真庭市	① 市長他関係職員 ② 違法不当な公金の支出等 ③ 時効消滅した過誤納還付金及び同加算金の支出による損害賠償	H26. 10. 28	1	H26. 11. 12 口頭陳述	① H26. 12. 17 ② 棄却 ③ 違法不当な公金支出に当たらない。	無
岡山県	美作市	① 市長 ② 違法、不当な公金支出（市長が行った告発は刑法上成立し得ない告発であり本来は私費である） ③ 告発を行った際の公費で使用した弁護士への着手金及び日当を市へ返還すること。	H26. 8. 20	1	H26. 10. 10 口頭陳述	① H26. 10. 17 ② 合議不調 ③ なし	無
岡山県	美作市	① 市長 ② 違法、不当な公金支出（市長が行った告発は刑法上成立し得ない告発であり本来は私費である） ③ 告発を行った際の公費で使用した弁護士への着手金及び日当を市へ返還すること。	H26. 10. 31	1	H26. 12. 12 辞退	① H26. 12. 26 ② 合議不調 ③ なし	無
岡山県	美作市	① 市長 ② 違法、不当な公金支出（財源確保もなく全体計画が未確定な事業による公費支出は地方自治法等の規定に反する） ③ 事業の暫定的停止勧告及び予算執行の中断と計画の再吟味措置並びに既支出公費を市へ返還すること。	H27. 5. 21	1	H27. 6. 29 口頭陳述	① H27. 7. 17 ② 合議不調 ③ なし	無
岡山県	里庄町	① 町長 ② 委託料の算出について ③ 委託料の返還請求	H26. 5. 9	1	H26. 5. 29 口頭陳述	① H26. 6. 13 ② 棄却 ③ 支払に問題はない	無
計	9団体	18件					有 6件 無 12件
広島県	広島市	① 職員 ② 違法又は不当な契約の締結又は履行（公共工事の契約・履行について） ③ 違法・不当な契約に関する調査	(H26. 5. 7)	1		① H26. 5. 23 ② 却下（不受理） ③ 期間経過のため	無
広島県	広島市	① 職員 ② 違法又は不当な財産の管理及び財産の管理を怠る事実（学校グラウンドの使用について） ③ 財産の適切な管理	H26. 12. 1	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H27. 1. 29 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	無
広島県	広島市	① 職員 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実（学校敷地の利用について） ③ 財産の適切な管理	(H26. 12. 1)	1		① H26. 12. 19 ② 却下（不受理） ③ 期間経過のため	無
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理（条件付き土地の寄附について） ③ 建物無償貸付契約の解除又は適切な財産の管理	(H26. 12. 1)	1		① H26. 12. 19 ② 却下（不受理） ③ 市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	① 職員 ② 違法又は不当な財産の管理及び財産の管理を怠る事実（学校敷地の利用について） ③ 使用料の徴収	(H26. 12. 22)	1		① H27. 1. 14 ② 却下（不受理） ③ 期間経過のため	無
広島県	広島市	① 職員 ② 違法又は不当な財産の管理及び財産の管理を怠る事実（学校グラウンドの使用について） ③ 目的外使用料の徴収	H26. 12. 26	1	H27. 1. 23 口頭陳述	① H27. 2. 19 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	無
広島県	広島市	① 市長及び職員 ② 違法又は不当な公金の支出（弁護士謝礼金の支出について） ③ 適切な公金の管理及び関係職員の指導処分	H27. 1. 13	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H27. 3. 12 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	無
広島県	広島市	① 職員 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実（学校施設への看板設置について） ③ 適切な財産の管理及び職員の更迭処分	H27. 2. 2	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H27. 3. 30 ② 棄却（一部意見） ③ 請求に理由がないため （適正な事務処理が行われることを求める意見あり）	無
広島県	広島市	① 市長及び職員 ② 違法又は不当な公金の支出（公園警備委託料の支出について） ③ 支出金の返還	H27. 2. 10	1	H27. 3. 11 口頭陳述	① H27. 3. 30 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	無
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理（条件付き土地の寄附について） ③ 建物無償貸付契約の解除又は適切な財産の管理	(H27. 2. 16)	1		① H27. 3. 12 ② 却下（不受理） ③ 市に損害の発生のおそれがあるとの主張に具体性・相当な確実性がないため	無
広島県	広島市	① 職員 ② 違法又は不当な公金の支出（弁護士出賃料の支出について） ③ 職員の処分及び支出金の返還	(H27. 3. 16)	1		① H27. 3. 23 ② 却下（不受理） ③ 再監査となるため	無
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の処分（公有財産の処分について） ③ 適切な財産の管理	H27. 3. 19	3		① H27. 3. 23 (H27. 3. 20付) ② 取り下げ ③ 新たに請求書を提出したため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の処分（市営店舗の売却について） ③ 適切な財産の管理	(H27. 3. 20)	3		① H27. 4. 6 ② 却下（不受理） ③ 市の損害に関する主張があると認められないため	無
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理（条件付き土地の寄附に対する条件の不履行） ③ 建物無償貸付契約の解除又は適切な財産の管理	(H27. 5. 20)	1		① H27. 6. 10 ② 却下（不受理） ③ 市に損害の発生のおそれがあるとの主張に具体性・相当な確実性がないため	無
広島県	広島市	① 職員 ② 違法又は不当な公金の支出（弁護士出廷料の不要な支出） ③ 職員の処分及び支出金の返還	(H27. 5. 20)	1		① H27. 6. 10 ② 却下（不受理） ③ 再監査となるため	無
広島県	広島市	① 市長及び職員 ② 違法又は不当な公金の支出（被告指定代理人の指定人数） ③ 違法又は不当な行為の是正	(H27. 7. 1)	1		① H27. 7. 22 ② 却下（不受理） ③ 市の損害について個別的・具体的な適示がなされていないため 財務会計上の行為でないため	無
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理（都市公園（東部河岸緑地）の管理について） ③ 財産の適切な管理及びすでに発生している損害の補てん	H27. 7. 28	3	H27. 8. 26 口頭陳述	① H27. 9. 16 ② 棄却（一部意見） ③ 財務会計上の行為でないため 違法又は不当な公金の賦課 徴収を怠る事実は認められない (適正な事務処理が行われることを求める意見あり)	無
広島県	広島市	① 職員 ② 違法又は不当な公金の支出（市職員の不必要な出廷について） ③ 違法又は不当な行為の是正	(H27. 8. 28)	1		① H27. 9. 10 ② 却下（不受理） ③ 損害について個別的・具体的な適時がなされていないため 財務会計上の行為でないため	無
広島県	広島市	① 職員 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実（元学校事務職員による公金の横領の有無について） 横領被害を明確にし、必要ならば告訴を行うこと。 ③ 調査が不適切であったのなら、職員を処分すること。	H27. 10. 8	1	請求人の申出により陳述を実施せず	① H27. 12. 4 ② 棄却 ③ 市に損害が発生している事実はなく、市職員が債権回収を怠っている事実もないため	無
広島県	広島市	① 職員 ② 違法又は不当な財産の管理（学校給食会への補助金の管理について） ③ 職員の更迭及び適切な職員の任命	(H27. 11. 13)	1		① H27. 12. 4 ② 却下（不受理） ③ 損害について個別的・具体的な適時がなされていないため 財務会計上の行為でないため	無
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（図書館での電源の使用について） ③ 支出金の返還	(H27. 12. 18)	1		① H28. 2. 1 ② 却下（不受理） ③ 市に損害が発生しないため	無
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結又は履行（学校給食会との契約書について） ③ 正式な契約書の作成	(H28. 1. 12)	1		① H28. 2. 1 ② 却下（不受理） ③ 損害について個別的・具体的な適時がなされていないため	無
広島県	呉市	① 市長及び職員 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 土地売買契約の無効の判決が確定したにもかかわらず土地の明渡しがなされていない。	H27. 3. 9	2	H27. 3. 24 口頭陳述	① H27. 4. 30 ② 勧告 ③ H27. 10. 31までに土地の明渡しを実現すること	有
広島県	竹原市	① 市長 ② 市は財産の管理を怠っている。 ③ 市が管理する法定外公共物の水路が埋め立てられたので、原状回復を求める。	H27. 4. 13	1	H27. 5. 26 口頭意見陳述	① H27. 6. 9 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実は、公有財産を不法に占有されているにも関わらず何ら是正措置を講じない場合であるが、市は問題の解決に向けた対策に努めていると認められるため、当該事実は存在しない	無
広島県	三原市	① 議員・職員 ② 議員の兼業禁止に違反している ③ 議員・職員の処分	(H26. 4. 7)	1		① H26. 4. 23 ② 却下（不受理） ③ 要件を満たしていない	無
広島県	三原市	① 議員・職員 ② 議員の兼業禁止に違反している ③ 議員・職員の処分	(H26. 4. 7)	1		① H26. 4. 23 ② 却下（不受理） ③ 要件を満たしていない	無
広島県	三原市	① 議員・職員 ② 議員の兼業禁止に違反している ③ 議員・職員の処分	(H26. 4. 7)	1		① H26. 4. 23 ② 却下（不受理） ③ 要件を満たしていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	三原市	① 前監査委員 ② 違法・不当な監査を行った ③ 委員報酬の返還	(H26. 4. 21)	1		① H26. 5. 8 ② 却下 (不受理) ③ 要件を満たしていない	無
広島県	三原市	① 職員・議員・前市長 ② 違法な指定管理者の選定 ③ 職員・議員・前市長の処分	(H27. 8. 11)	1		① H27. 9. 2 ② 却下 (不受理) ③ 要件を満たしていない	無
広島県	三原市	① 職員・議員・前市長 ② 違法な指定管理者の選定 ③ 職員・議員・前市長の処分	(H27. 8. 11)	1		① H27. 9. 2 ② 却下 (不受理) ③ 要件を満たしていない	無
広島県	尾道市	① 尾道市教育委員会 ② いじめ問題調査委員会の設置手続は違法である。 ③ 委員会活動に関連した一切の支出行為の差止め	H26. 5. 9	1	H26. 5. 27 口頭陳述	① H26. 7. 1 ② 棄却 ③ 委員会の設置に違法性又は 不当性はない	無
広島県	尾道市	① 市長 ② 市庁舎改築は自治法2条14項に違反 ③ 市庁舎改築に係る財務会計行為の執行停止	H26. 10. 27	1		① H26. 11. 4 ② 却下 請求内容が財務会計行為の ③ 違法性を具体的に摘示して いない。	無
広島県	尾道市	① 市長 ② 市庁舎の設計業務委託契約の締結 ③ 契約締結を市長選挙終了後に	H27. 3. 26	1		① H27. 4. 1 ② 却下 契約締結の延期要請は住民 ③ 監査請求対象事項ではな い。	無
広島県	福山市	① 市長 財産の管理を怠る事実 (不当な境界確認行為によ り里道が不法に第三者に譲渡されており、さら に、里道 (財産) の管理を怠る事実がある。) ③ 市長に対し里道の原状回復請求	H26. 4. 7	1	H26. 4. 18 口頭陳述	① H26. 5. 12 ② 棄却・一部却下 ③ 財産の管理を怠る事実があ るとは認められない。境界 確認行為に係る請求は、請 求期間徒過。	無
広島県	福山市	① 市長、関係局長、当時の関係部長及び課長、全て の支出手続担当者 違法若しくは不当な公金の支出 (し尿施設の建設 が違法若しくは不当であり、当該施設建設に係る 契約の全ての公金の支出も違法若しくは不当であ る。) ③ 当該契約に関する一切の支出の返還請求、未払金 の支出差止め、施設稼働中止勧告	H26. 6. 25	58	H26. 7. 15 口頭陳述	① H26. 8. 18 ② 棄却・一部却下 ③ 当該契約が違法であるとは 言えない。公金の支出のう ち、1年を経過したもの は、請求期間徒過。	無
広島県	福山市	① 市長 財産の管理を怠る事実 (工事施工前の違法な境界 確認により市道の改修工事が施工され、市道 (財 産) の管理を怠る事実がある。) ③ 怠る事実を改め、請求人の主張する境界線承認願 に基づく境界確定の実施。	H27. 5. 18	1	H27. 6. 11 口頭陳述	① H27. 6. 30 ② 棄却 ③ 当該境界確認行為は違法又 は不当とは認められず、違 法であるとの主張は理由が ない。	無
広島県	府中市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出、違法・不当に財産の管 理を怠る ③ 市が被った損害を補填する措置、使用許可を取消 させるよう請求	H26. 4. 3	6	H26. 5. 2 口頭陳述	① H26. 5. 30 ② 棄却 ③ 請求について、違法・不当 とする事由はない	無
広島県	庄原市	① 市長 事業の検査義務の違反 (国庫補助金の不正受給に 係る補助金返還について、事業実施にあたり予見 すべき注意義務を怠った。) ③ 前市長に対し、補助金返還相当額の損害賠償を請 求することを要望。	H27. 5. 11	13	H27. 6. 8 口頭陳述	① H27. 6. 25 ② 棄却 ③ 請求が監査請求期間を越 えている ・必要とする要件を備えて いない ・請求に理由がない	有
広島県	東広島市	① 市長 ② 請求人が市を相手として提起した訴訟の応訴 ③ 市が支出した弁護士着手金の返還 (損害補填)	(H26. 6. 13)	1		① H26. 6. 25 ② 却下 (不受理) 請求趣旨は口頭弁論内容の ③ 是非判断であり、財務会計 行為に該当しない	無
広島県	東広島市	① 地域政策課長 ② 不当かつ違法な公金の支出 (地方公共団体が行う べき事務の範囲を超えた部分に要した費用) ③ 損害賠償請求並びに将来同様な損害を発生せしめ ないために必要な措置請求	(H26. 9. 8)	3		① H26. 9. 26 ② 却下 (不受理) H26. 1. 28付の住民監査請求 ③ と、実質的に同一の事実を 対象としている	有
広島県	東広島市	① 地域政策課長 ② 条例に基づかない委員会等の構成員に対する報酬 及び費用弁償の支出 ③ 損害賠償請求並びに将来同様な損害を発生せしめ ないために必要な措置請求	H27. 1. 14	3	H27. 2. 4 口頭陳述	① H27. 3. 9 ② 棄却 ③ 市は当該役務の対価支払義 務を負っており、市に損害 が生じたとはいえない	有
広島県	東広島市	① 市長ほか関係職員2名 ② 新設小学校の建設予定地決定 ③ 決定予定地の変更	(H27. 1. 27)	6		① H27. 2. 5 ② 却下 (不受理) ③ 請求人が主張する発生損害 の積算根拠が不明確	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
広島県	東広島市	① 青少年育成課長 ② 条例に基づかない委員会等の構成員に対する報酬及び費用弁償の支出 ③ 損害賠償請求並びに将来同様な損害を発生せしめないために必要な措置請求	(H27. 5. 21)	3		① H27. 6. 1 ② 却下 (不受理) ③ 請求日から1年を経過した正当な理由が認められない	無
広島県	東広島市	① 水道局長 ② 原因不明の水量過多による異常料金発生 ③ 徴収済料金の還付	(H27. 8. 6)	1		① H27. 8. 19 ② 却下 (不受理) ③ 請求趣旨は請求者本人の権利・利益回復であり、財務会計行為に該当しない	無
広島県	東広島市	① 学校教育部長、教育総務課長 ② 違法な契約の締結 (契約自体が不要なものである) ③ 損害賠償請求	H27. 9. 14	3		① H27. 11. 2 ② 却下 ③ 請求日から1年を経過した正当な理由が認められない	有
広島県	東広島市	① 教育長 ② 不当な公金の支出 (費用対効果が著しく悪い委託事業の実施) ③ 予算の見直し及び事業実施手法の再考	H27. 11. 24	1	H27. 12. 16 口頭陳述	① H28. 1. 15 ② 棄却 ③ 事業実施手法は市の裁量権の範囲内であり、事業費の多寡をもって市に損害が生じたとはいえない	無
広島県	東広島市	① 学校教育部長、教育総務課長 ② 違法な契約の締結 (契約自体が不要なものである) ③ 損害賠償請求並びに将来同様な損害を発生せしめないために必要な措置請求	(H28. 1. 5)	3		① H28. 1. 29 ② 却下 (不受理) ③ 請求日から1年を経過した正当な理由が認められない	有
広島県	廿日市市	① 担当課長 ② 団地浄化槽施設等の市への移管の際の住民負担について ③ 市が受領した負担金の返還を求める。	H26. 6. 10	1		① H26. 7. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為が特定されていない	無
広島県	廿日市市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結 (地域総合整備資金貸付) ③ 貸付契約を取り消し、貸付金の返還等を求める	H28. 3. 9	1	H28. 4. 12 口頭陳述	① H28. 5. 2 ② 棄却 ③ 違法又は不当な事実は認められないため理由がない。	無
広島県	府中町	① 町長 ② 違法又は不当な財産管理を怠る事実 ③ 土地の売り払い処分を行うこと。	H28. 3. 15	1(法人)	H28. 4. 11 口頭陳述	① H28. 5. 10 ② 棄却 ③ 条例及び要領の範囲内として、違法性、不当性は認められない。	有
広島県	熊野町	① 町長 ② 所有権の無いものとの賃貸借契約締結 ③ 熊野町職員措置請求	H26. 7. 9	1		① H26. 8. 7 ② 却下 ③ 同一人は同一事件について再監査請求はできない	無
広島県	世羅町	① 世羅町長 ② 契約の無効及び当該契約に支出した金額に一部の返還等を求める。 ③ 委託料の返還等を求めるもの。	H26. 12. 24	1	H27. 1. 20 口頭陳述・証拠書類	① H27. 1. 23 ② 棄却 ③ 最高裁判所や高等裁判所の判例により、違法性はない。	無
計	13団体		52件				有 8件 無 44件
山口県	宇部市	① 市長 ② 都市計画税課税誤りに係る賦課・徴収業務の決定 ③ 最高裁の判決に従い行った決定の取り消しを求めるもの	H28. 2. 25	1	H28. 3. 2 口頭陳述	① H28. 4. 11 ② 却下 ③ 請求の実体的要件の欠如	無
山口県	宇部市	① 市長 ② 都市計画税課税誤りに係る還付業務の決定 ③ 決定処分の取り消しを求めるもの	H28. 2. 25	1	H28. 3. 2 口頭陳述	① H28. 4. 11 ② 却下 ③ 期間経過	無
山口県	周南市	① 市長 ② 公金の支出 (弁護士委託料) ③ 市長に対する返還請求	H26. 12. 12	1	H27. 1. 14 口頭陳述	① H27. 2. 4 ② 棄却 ③ 違法、不当ではない	無
山口県	周南市	① 市長 ② 公金の支出 (アンケート調査の委託業務費) ③ 市長に対する返還請求	(H27. 12. 14)	1		① H27. 12. 24 ② 却下 (不受理) ③ 期間経過	無
山口県	周防大島町	① 町長 ② 交際費の支出が違法若しくは不当な公金支出 ③ 損害の補填を求めるほか必要な措置	H28. 2. 23	1	H28. 3. 16 口頭陳述	① H28. 4. 8 ② 棄却 ③ 支出に違法・不当なものは認められない	無
計	3団体		5件				有 0件 無 5件
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な公金 (補助金) の支出 ③ 違法な公金の支出等の防止、違法な公金 (補助金) の支出による損害の補填措置	H26. 4. 15	169	H26. 5. 12 口頭陳述	① H26. 6. 12 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な公金 (補助金) の支出 ③ 違法な公金の支出等の防止、違法な公金 (補助金) の支出による損害の補填措置	H26. 4. 25	35	H26. 5. 12 口頭陳述	① H26. 6. 12 ② 棄却 ③ 違法性なし	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な公金（補助金）の支出 ③ 違法な公金の支出等の防止、違法な公金（補助金）の支出による損害の補填措置	H26. 4. 28	14	H26. 5. 12 口頭陳述	① H26. 6. 12 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 違法な公金支出等の防止	(H28. 3. 4)	1 (市民団体)		① H28. 4. 5 ② 却下（不受理） ③ 要件を満たしておらず、 不適法であるため。	無
徳島県	阿南市	① 市長、担当職員 ② 財産の管理及び土地使用許可に伴う行政財産使用料の徴収を怠る事実 ③ 市の規定を遵守し公金の賦課、徴収及び違法な土地使用許可の取消しを請求	H26. 8. 26	1	H26. 10. 2 口頭陳述	① H26. 10. 24 ② 棄却 ③ 市に損害を与えるものでなく、 請求に理由がない	無
徳島県	阿南市	① 市長、担当職員 ② 財産の管理を怠る事実（県営用排水路上の構造物に対する使用料の徴収義務を怠っている。） ③ 未徴収となっている土地（底地）使用料の損害賠償請求	(H26. 9. 11)	1		① H26. 11. 5 ② 却下（不受理） ③ 請求要件を欠いて不適法である	無
徳島県	阿南市	① 市長、担当職員 ② 不当な補助金の支出（市が交付した補助金の活動費収支決算報告が不明瞭である。） ③ 詳細な会計報告書の提出及び補助金の不要な支出の差額返還請求	H27. 9. 29	1	H27. 10. 13 口頭陳述	① H27. 11. 26 ② 棄却 ③ 対象事案の調査中、補助金の一部が返還されたので、措置を講じる必要がなくなったと判断	有
徳島県	阿南市	① 市長、担当職員 ② 違法不当な政務活動費の支出 ③ 違法不当に支払われた政務活動費の返還	H28. 2. 1	1	H28. 2. 12 口頭陳述	① H28. 3. 25 ② 一部却下、一部棄却 一部の政務活動費については、年度途中の請求のため現時点では判断できないので却下。政務活動費の用途について違法又は不当な支出とまではいえないため棄却。	無
徳島県	阿波市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市有地の管理を怠り、本来得られるべき利益が損なわれたため損金の支払を求める	H27. 5. 25	1	H27. 6. 8 口頭陳述	① H27. 6. 23 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠っているという主張には理由があると認められるが、是正措置を実施しつつあることから財産管理における事務改善について要望を付す	無
徳島県	三好市	① 市職員 ② 決算書の虚偽作成、予算外支出 ③ 決算書の是正、損害の賠償	(H26. 5. 14)	1		① H26. 5. 26 ② 却下（不受理） ③ 期間経過	無
徳島県	三好市	① 市職員 ② 公金の違法支出 ③ 支出金額の返還	(H26. 6. 17)	1		① H26. 6. 26 ② 却下（不受理） ③ 期間経過	無
徳島県	三好市	① 市職員 ② 不法占用の放置 ③ 現状回復の措置	(H26. 11. 7)	2		① H26. 11. 14 ② 却下（不受理） ③ 財務会計上の行為でない	無
徳島県	三好市	① 市長 ② 公金の違法支出 ③ 支出金額の返還	H26. 11. 5	2	H26. 11. 14 口頭陳述	① H26. 12. 22 ② 棄却 ③ 本件支出行為について違法性・不当性は認められない	無
徳島県	佐那河内村	① 村長 ② 財産の取得及び処分 ③ 財産の使用許可が不当なため村に損害を与えた	H26. 6. 3	2	H26. 6. 24 口頭陳述	① H26. 7. 31 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
徳島県	那賀町	① 町長 ② 違法な指定管理者の指定（条例に反し、無効である） ③ 契約締結の無効、町長の責任について	H27. 3. 19	1		① H27. 4. 6 ② 取り下げ ③ 請求者の都合により	無
計	5団体	15件					有 4件 無 11件
香川県	高松市	① 市長 ② 高松市有線放送電話協会による市道上電柱設置に係る財産の管理を怠る事実 ③ 損害の補填、懲戒処分その他必要な措置	H27. 6. 18	1	H27. 7. 23午前9時30分 来庁又はH27. 7. 2までに書 面提出	① H27. 8. 12 ② 棄却 ③ 措置請求に内容がないため	無
香川県	高松市	① 市長 ② 公園内の樹木の違法な伐採 ③ 損害の補填、懲戒処分その他必要な措置	H27. 6. 19	1	H27. 7. 23午前9時30分 来庁又はH27. 7. 2までに書 面提出	① H27. 8. 12 ② 棄却 ③ 措置請求に内容がないため	無
香川県	高松市	① 市長 ② 高松市議会議員の海外行政視察に係る公金支出 ③ 損害の補填ほか必要な措置	H27. 9. 28	1	H27. 10. 22午前10時 来庁又はH27. 10. 16までに 書面提出	① H27. 11. 6 ② 棄却 ③ 措置請求に内容がないため	無
香川県	高松市	① 市長 ② 高松市臨時福祉給付金の誤支給による公金支出 ③ 損害の補填、懲戒処分その他必要な措置	H27. 12. 14	1	H28. 1. 13午前9時 来庁又はH28. 1. 6までに書 面提出	① H28. 2. 2 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がないため	無
香川県	高松市	① 市長 ② 高松市獣害に強い市街地づくり支援事業費補助金の支出差止め ③ 公金支出の差止め	H27. 12. 14	1	H28. 1. 13午前9時 来庁又はH28. 1. 6までに書 面提出	① H28. 2. 2 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
香川県	観音寺市	① 市長 ② 財産管理、税務調査等を違法、不当に怠っている 財産の適正な管理、課税 ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	H26.10.15	1	H26.11.14 口頭陳述	① H26.12.12 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
香川県	観音寺市	① 市長 ② 財産管理を怠っている 財産の適正な管理、課税 ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	H27.1.7	1		① H27.3.6 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠いている	有
香川県	土庄町	① 町長・職員 ② 違法に財産の管理を怠る事実 ③ 懲戒処分、農道の原状復旧費用の請求、刑事告発	H26.5.20	1		① H26.7.8 ② 却下 ③ 同一人による同一行為に対する請求	無
香川県	土庄町	① 町長 ② 違法な契約の締結・履行 ③ 公金支出の差止め、関係職員の懲戒処分	H26.11.2	1	H26.12.22 口頭陳述	① H26.12.26 ② 棄却 ③ 違法性はない	有
香川県	土庄町	① 町長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金支出の差止め、関係職員の懲戒処分	H28.1.8	1		① H28.2.17 ② 却下 ③ 町の財務会計上の行為ではない	無
香川県	琴平町	① 町長 ② 委託料の公金支出は不要かつ違法な公金支出 ③ 町長に対する損害の補填等を求める請求	H26.7.24	1	H26.8.4 口頭陳述	① H26.8.21 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
香川県	琴平町	① 町長 ② 財産の管理を怠る ③ 町長に対する損害の補填等を求める請求	H26.8.1	1	H26.8.12 口頭陳述	① H26.9.25 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
香川県	琴平町	① 町長 ② 財産の管理を怠る ③ 町長に対する損害の補填等を求める請求	H26.8.5	1	H26.8.12 口頭陳述	① H26.9.19 ② 却下 ③ 該当するものがない	無
香川県	琴平町	① 町長 ② 委託料の公金支出は不要かつ違法な公金支出 ③ 町長に対する損害の補填等を求める請求	H26.10.10	1		① H26.10.16 ② 却下 ③ 同一人による同一内容請求	無
香川県	琴平町	① 町長 ② 財産の管理を怠る ③ 町長に対する損害の補填等を求める請求	H26.10.10	1	H26.10.29 口頭陳述	① H26.11.26 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
香川県	琴平町	① 町長 ② 財産の管理を怠る ③ 町長に対する損害の補填等を求める請求	H27.5.7	1		① H27.5.27 ② 却下 ③ 同一人による同一内容請求	無
香川県	琴平町	① 町長 ② 報償金は違法な公金支出 ③ 町長に対する損害の補填等を求める請求	H27.5.7	1	H27.6.1 口頭陳述	① H27.6.25 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
香川県	琴平町	① 町長 ② 違法な契約の締結及び財産管理を怠る事実 ③ 町長に対する損害の補填等を求める請求	H27.10.21	1	H27.11.20 口頭陳述	① H27.11.30 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
計	4団体	18件					有 2件 無 16件
愛媛県	松山市	① 前市長 ② 愛媛県武道館の敷地の無償貸与 ③ 違法貸与による損害額請求	H26.8.1	1	H26.8.19 口頭陳述	① H26.9.26 ② 棄却 ③ 当該許可に違法性はない	有
愛媛県	松山市	① 市長 最終処分場に関する支出（請求人の主張によると、今後も違法な支出があるとのことだが、具体的にない） ③ 最終処分場に関する費用の負担請求	H27.5.14	1		① H27.6.8 ② 却下 ③ 1年以上経過している	無
愛媛県	松山市	① 前市長 産業廃棄物処分業の許可や指導（請求人の主張によると、松山市職員の重大な不作為、職務怠慢、過失であるとのこと） ③ 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業費用の損害補てん請求	H27.6.2	1		① H27.6.26 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
愛媛県	松山市	① 市長 ② 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業費用の支出 ③ 産業廃棄物最終処分場支障等除去事業費用の損害補てん請求	H27.8.3	1	H27.8.10 請求人が陳述の必要はないと回答	① H27.10.1 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由はない	有
愛媛県	松山市	① 市長 訂正用ゴム印購入代金（請求人の主張によると、ゴム印購入自体の違法性について主張しておらず、個人住民税の過誤納金還付に伴う口座振込済通知書の記載事項に違法性があるとのこと） ③ 訂正用ゴム印購入代金の返還請求	H27.12.17	1		① H28.1.28 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無
計	1団体	5件					有 2件 無 3件
高知県	室戸市	① 市長・関係職員 ② 違法な財産処分及び違法な公金支出 ③ 弁済	H27.1.28	3	H27.2.6 口頭陳述	① H27.3.23 ② 却下 ③ 請求人の主張には理由がないと判断した。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
高知県	安芸市	① 市長 ② 談合による違法公金支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H26. 9. 8	1		① H26. 10. 15 ② 却下 ③ 違法公金支出を証する書面 なし	有
高知県	安芸市	① 市長 ② 不利用取得費の損害賠償 ③ 市長に対する損害賠償請求	H27. 1. 9	1		① H27. 2. 13 ② 却下 ③ 請求期間経過	無
高知県	安芸市	① 市長及び当時の担当職員 ② 家賃債権放棄額の損害賠償請求 ③ 市長による損害賠償請求	H27. 2. 20	1	請求人と電話連絡により日 程調整後、文書通知 (1週間程度)	① H27. 4. 15 ② 棄却 ③ 損害賠償請求に足りる重大 過失なし	無
高知県	南国市	① 市長 ② 市消防団が自治会・町内会から寄付金を受領した のに市の寄付金として歳入処理していない 寄付金がどのように消費されたかを明らかにする こと、関係職員から返還を受けるための措置を講 ずること	(H26. 4. 24)	1		① H26. 6. 20 ② 却下 (不受理) ③ 財務上の不利益がない	有
高知県	南国市	① 市長 ② 登記地目が誤って登記されている ③ 登記地目を現況地目と一致させること	(H26. 9. 17)	1		① H26. 9. 26 ② 却下 (不受理) ③ 期間経過	無
高知県	東洋町	① 町長 ② 違法な支出 ③ 相手方に対する損害賠償	H26. 8. 25	1		① H26. 10. 17 ② 却下 ③ 要件具備していない	無
高知県	東洋町	① 町長 ② 違法な支出 ③ 相手方に対する損害賠償	H26. 8. 26	1		① H26. 10. 17 ② 却下 ③ 要件具備していない	無
高知県	東洋町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 相手方に対する損害賠償	H27. 3. 2	1	H27. 3. 23 口頭陳述	① H27. 4. 13 ② 棄却 ③ 違法根拠なし	有
高知県	東洋町	① 町長 ② 違法な支出 ③ 相手方に対する返還	H27. 9. 30	1		① H27. 11. 24 ② 却下 ③ 不適法である	有
高知県	本山町	① 本山町長 ② 地方自治法第243条の3の遵守 ③ 関係資料の提出	H28. 2. 23 H28. 2. 26 (追加) H28. 3. 1 (追加)	1		① H28. 3. 9 ② 却下 ③ 地方自治法第242条に定め る要件を充たしていない	無
高知県	本山町	① 本山町長 ② 貸付金 ③ れいほく地域振興(株)への1500万円の貸付金は、 不当	H28. 3. 30	1		① H28. 4. 7 ② 却下 ③ 地方自治法第242条に定め る要件を充たしていない	有
高知県	日高村	① 日高村長 ② 随意契約を入札制度にすべき請求 ③ 随意契約による税金の無駄遣いのため入札制度に すべき請求	H26. 11. 14	1		① H26. 12. 25 ② 棄却 ③ 内容を法律上の要件に照ら し審査した結果棄却	無
計	6団体	13件					有 6件 無 7件
福岡県	北九州市	① 市職員 市有地への違法駐車を排除するために実施した工 事の経費は、不当な行為を行う者のために使用し た公金の不適切な支出 ③ 市職員に対する不適切な支出及び当該地の原状回 復に要する工事費の負担	(H27. 9. 10)	1		① H27. 10. 13 ② 却下 (不受理) 違法性、不当性の具体的か つ客観的な理由が示されて いない。	無
福岡県	福岡市	① 市長 違法な公金の支出 (原因行為である国旗常時掲揚 方針が著しく不合理であるため、それに基づく ポール設置費用の支出も違法・不当である) ③ 公金の支出の差し止め	H26. 8. 21	43	H26. 9. 21 口頭陳述	① H26. 10. 8 ② 棄却 ③ 原因行為が不合理であると は認められない。	無
福岡県	福岡市	① 市長 違法な公金の支出 (原因行為の旅行命令に瑕疵が あるため、それに基づく旅費等の支出も違法・不 当である) ③ 追加旅費の支出の差し止め、及び市長に対する損 害賠償請求	H26. 9. 8	1	H26. 9. 30 口頭陳述	① H26. 10. 27 ② 棄却 原因行為の旅行命令が不合 理であるとは認められな い。	無
福岡県	福岡市	① 市長、市営住宅監理員、市営住宅管理人 財産の管理を怠る事実 (特定の入居者が集会所の 鍵を交換し不法占拠している。集会所の利用対価 相当額の損害賠償請求権を行使していない。) ③ 集会所の占有回復、鍵の原状回復、特定の入居者 に対する損害賠償請求権の行使	H27. 3. 19	1	H27. 4. 17 口頭陳述	① H27. 4. 28 ② 棄却 財産 (建物及び債権) の管 理を怠る事実は認められ ない。	無
福岡県	福岡市	① 市職員 違法な公金の支出 (損害賠償請求訴訟事件に係る 応訴について、応訴に係る意思決定に瑕疵がある ため、応訴費用の支出も違法・不当である。) ③ 原因行為 (応訴の意思決定) の是正、又は市職員 に対する応訴費用の損害賠償請求	H27. 8. 18	1	※請求人の申立により陳述 せず。	① H27. 9. 2 ② 却下 ③ 原因行為に瑕疵は認めら れない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
福岡県	福岡市	① 市長 違法・不当な公金の支出（選挙用ポスターについて、候補者等に対して著しく高額な費用を公費負担している。根拠条例は公選法に違反し無効である。） ② ③ 市長に、候補者等に対して損害賠償請求・不当利得返還請求を行使するよう勧告すること	H27.11.16	1	H27.11.26 口頭陳述	① H28.1.14 ② 棄却 根拠条例は違法でなく、本条例に基づく公費負担も違法とは認められない。 ③	有
福岡県	久留米市	① 市長 ② 未登記道路等整理事業(平成25年度分)における不当支出 市長は、当該事業に関して、遡って一般財源からの支出をやめ地域振興基金からの支出に変更すること。 ③	H26.5.12	1	H26.6.10 口頭陳述	① H26.7.7 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
福岡県	久留米市	① 市職員、土地開発公社職員 ② 藤光産業団地の開発行為に係る久留米市職員、久留米市土地開発公社等に係る措置請求 久留米市土地開発公社（注：以下、請求の要旨中「土地公社」という。）理事長兼副市長が、請求人を被告の一人として提起した訴訟（平成23年(ワ)第700号土地明渡請求事件）は、訴え自体に理由が無く不適法である。当該訴訟に原告代理人として弁護士が参加し、土地公社が裁判費用、弁護士費用を支出した結果、少なくとも費用分の損失が生じている。それらの費用を、理事長及び裁判に原告指定代理人として関わった土地公社職員らと久留米市職員に減給処分を課して弁済することを請求する ほかにも複数あり	H27.1.21	1	H27.2.16 口頭陳述	① H27.3.20 ② 棄却 ③ 監査の対象とならない、請求人の主張に理由がない	有
福岡県	久留米市	① 市長 ② 未登記道路等整理事業(平成25年度分)等における不法支出に関する住民監査請求 ③ 地権者への土地の返納、事業に支出された608,338円の損害賠償請求	H27.2.10	1	H27.2.23 陳述書の受領	① H27.4.10 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
福岡県	田川市	① 市長 ② 違法・不当な委託契約の締結 ③ 委託料の返還と支出予定の委託料の支払い中止	H27.4.8 (H27.4.7)	1	請求人が陳述を希望しなかったため、陳述は行っていない	① H27.6.8 ② 棄却 ③ 当該契約を違法・不当とみることできない	無
福岡県	宗像市	① 市長 ② 平成24年度職員互助会への補助金支出 ③ 補助金の返還	(H26.4.8)	1		① H26.4.25 ② 却下（不受理） ③ 期間経過	無
福岡県	宗像市	① 市長 ② スポーツチームに対する負担金支出 ③ 負担金の返還	H27.2.20	1	H27.2.25 口頭陳述	① H27.4.17 ② 棄却 ③ 請求に理由がない（違法性なし）	無
福岡県	志免町	① 町長・議会 ② 職員旅費支給・町議会費用弁償の支出 ③ 条例に違反し不当な支出である	H26.7.15	1	H26.8.12 口頭陳述	① H26.9.11 ② 棄却 ③ 違法又は不当ではない	無
福岡県	志免町	① 町長 ② 志免町職員措置請求書の提出 収益事業を営む法人に対し法人住民税の徴収を怠っている	H27.8.3	1		① H27.9.7 ② 取下げ ③ 法人より納税がなされた	無
福岡県	志免町	① 議長 ② 不当な車借り上げ料の請求 ③ 不当な車借り上げ料の全額返還	H27.12.22	2	H28.1.19 口頭陳述	① H28.2.17 ② 棄却 不適切に使用された相当額は既に返納処理がなされており、請求人が主張する「是正のための必要な措置」には理由がないと判断 ③	無
福岡県	粕屋町	① 町長 ② 土地開発公社の財産の取得・処分について ③ 町長及び土地開発公社役員に対する損害賠償請求	H26.4.16	1	H26.5.13 口頭陳述	① H26.5.28 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実には該当しない	無
福岡県	粕屋町	① 職員 ② 文部科学省への交付金申請を怠ったことについて ③ 町長が応分の措置を取るよう監査委員から勧告	H28.3.15	1	H28.3.30 口頭陳述	① H28.4.28 ② 棄却 ③ 債権債務として成立していない	無
福岡県	水巻町	① 町長 ② 随意契約による町有地の売り払い契約 ③ 町有地の売り払い契約の無効確認及び損害の補填	H26.6.24	1		① H26.7.9 ② 却下 ③ 期間経過	有
福岡県	筑前町	① 町長 ② 不落随契の停止 ③ 入札指針の作成、入札指針作成中の入札停止、正副町長・財政課長に対する損害賠償請求	H27.5.7	1		① H27.5.27 ② 取下げ ③ 請求者都合による	無
福岡県	糸田町	① 町長 旅費の返還請求と議長並びに議会選出監査委員の辞職・正副議長研修会にも関わらず4人もの議員が同行し大半の日程を欠席し観光等を目的のために公費を使用した。 議長に旅費の全額返納 議長の辞職 議会選出監査委員の役の辞職 ③	H27.11.6	55	H27.11.17 陳述拒否	① H27.12.22 ② 却下・一部棄却 請求人の主張は理由がないものとして棄却、辞職については住民監査請求の対象ではないので却下 ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
福岡県	川崎町	① 町長 ② 議会の議決を受けてない一般廃棄物修理施設整備 計画に基づき土地を購入したことは違法である。 ③ 一般廃棄物処理施設建設計画の差し止め	H26. 5. 8	6	H26. 5. 13 口頭陳述	① H26. 6. 2 ② 棄却 ③ 違法性は認められない。	有
福岡県	川崎町	① 町長 ② 議会の議決を受けてない一般廃棄物修理施設整備 計画に基づき委託計画したことは違法である。 ③ 一般廃棄物処理施設建設計画の差し止め	H26. 8. 25	9	H26. 9. 18 口頭陳述	① H26. 10. 14 ② 棄却 ③ 違法性は認められない。	無
福岡県	川崎町	① 川崎町 ② 逮捕、拘留中の町長に対する給料等の支払い ③ 逮捕、拘留中の給料等の返還、及び今後の給与等 の支払いの停止	H27. 1. 29	2	H27. 2. 5 口頭陳述	① H27. 2. 23 ② 棄却 ③ 公金支出に違法性はない。	無
福岡県	赤村	① 村長 ② 村が支出した補助金が地方財政法及び地方自治法 の義務に違反している ③ 違法な支出により村に損害を与えたとして、損害 賠償を請求	H26. 10. 9	2	H26. 10. 29 口頭陳述	① H26. 12. 5 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由が無い	有
計	12団体	24件					有 5件 無 19件
佐賀県	佐賀市	① 佐賀市長 ② 補助金返還義務を怠ったもの ③ 責任者である市長の責任を明らかにして欲しい	H27. 11. 17	1	本人の希望により、なし	① H28. 1. 6 ② 棄却 ③ 違法・不当にあたらぬ	有
佐賀県	佐賀市	① 佐賀市長 ② 市が締結した委託契約に重大な瑕疵があるもの ③ 市の損失補填を求めたもの	H28. 1. 5	1	H28. 2. 1 陳述会	① H28. 3. 2 ② 棄却 ③ 違法・不当にあたらぬ	無
佐賀県	唐津市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市長に対する損害賠償請求	H27. 3. 30	1	H27. 4. 21 口頭陳述	① H27. 5. 28 ② 棄却 ③ 管理を怠る事実はない	無
佐賀県	武雄市	① 前市長 ② 不当な契約の締結 ③ 市長に対する損害賠償請求	H27. 6. 1	14		① H27. 6. 17 ② 却下 ③ 期間経過	有
佐賀県	武雄市	① 前市長 ② 不当な契約の締結 ③ 市長に対する損害賠償請求	H27. 10. 20	20	H27. 11. 13 口頭陳述	① H27. 12. 17 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
佐賀県	鹿島市	① 市長 ② 違法な契約の締結（入札参加及び契約の相手方と しての資格を欠く。）及び支出を含む履行 ③ 契約代金請求の解除及び契約相手に対する契約代 金の返還、市長に対する填補賠償請求	H26. 4. 11	601	H26. 4. 17 口頭陳述	① H26. 5. 12 ② 棄却 ③ 当該契約が違法又は不当と は言えず、支出を含む履行 は違法又は不当と認められ ない。	有
佐賀県	鹿島市	① 市長 ② 違法な契約の締結（入札参加及び契約の相手方と しての資格を欠く。）及び支出を含む履行 ③ 契約代金請求の解除及び契約相手に対する契約代 金の返還、市長に対する填補賠償請求	H26. 5. 20	154	H26. 6. 6 口頭陳述	① H26. 6. 16 ② 棄却 ③ H26. 3. 13提出の住民監査請 求の監査結果（棄却）と同 じ。	有
計	4団体	7件					有 5件 無 2件
長崎県	長崎市	① 市長 M I C E 施設の用地取得予算案を否決された直後 に、議決の趣旨に反し、引き続き M I C E 施設設 置への協力依頼のために多額の税金を使って出張 し、公金を支出したこと。 ② ③ 市に旅費支出額の返還をさせるなど、必要な措置 を勧告すること	H27. 3. 3	3	H27. 3. 12 口頭陳述	① H27. 4. 7 ② 棄却 ③ 本件請求における出張旅費 の支出は、財務会計上の不 当な支出とは認められな かったため。	無
長崎県	佐世保市	① 教育委員会 ② 不当な公金の支出（学校通信（H28年1月号2月 号）の送付等の費用） ③ 不当に支出された学校通信の送付等に係る費用の 補てん	H28. 2. 23	1	H28. 3. 7 口頭陳述	① H28. 4. 19 ② 棄却 ③ 学校通信（1月～3月号）の 送付に係る費用は不当な公 金の支出にあたらぬ本市に 対する損害は発生していな いため。	無
長崎県	佐世保市	① 教育委員会 ② 不当な公金の支出（学校通信（H28年3月号）の 送付等の費用） ③ 不当に支出された学校通信の送付等に係る費用の 補てん	H28. 3. 14	1	H28. 3. 23 口頭陳述	① H28. 4. 19 ② 棄却 ③ 学校通信（1月～3月号）の 送付に係る費用は不当な公 金の支出にあたらぬ本市に 対する損害は発生していな いため。	無
長崎県	諫早市	① 市長 ② 市発注工事に対する不当な公金の支出 ③ 工事費の返還及び関係職員に対する処分	H27. 3. 16	1	H27. 4. 8 口頭陳述	① H27. 5. 13 ② 棄却（一部却下） ③ 請求に理由がない	無
長崎県	老岐市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 損害賠償請求	(H27. 5. 11)	1		① H27. 6. 8 ② 却下（不受理） ③ 不当な公金の支出ではない	無
長崎県	五島市	① 市長 ② 食肉センター大規模改修工事の工期延長について ③ 工事遅延によって生じた経費を弁済すること	H26. 8. 26	5	H26. 9. 8 口頭陳述	① H26. 10. 1 ② 棄却 ③ 工期延長が違法・不当であ ると認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
長崎県	五島市	① 市長 ② アスベスト改修事業費補助金の事業主負担分を市が負担するのは違法又は不当である ③ 事業主負担分を五島市財源から支出しないこと	H27.11.13	1	H27.11.30 口頭陳述	① H27.12.24 ② 棄却 補助金の負担割合が違法又は不当であると認められない	無
長崎県	五島市	① 市長 ② 焼却施設建設計画基本設計業務等委託契約料の支出について ③ 委託業務の停止、支払った委託料の返還又は市長等の弁済、建設予定地の白紙撤回	(H27.12.22)	1		① H28.1.26 ② 却下(不受理) ③ 建設予定地の決定は財務会計上の行為ではない	無
長崎県	新上五島町	① 町長 ② 正式な旅行依頼(命令)のない研修旅費の支出は違法である 正式な旅行依頼(命令)がなされず、日帰りの行程を知らず前泊した。よって前泊分の宿泊料を請求人へ支払うべきである。 ③	(H28.2.2)	1		① H28.2.15 ② 却下(不受理) 旅費の算出には違法性がなく、個人への補償は請求要件に該当しない	無
計	6団体	9件					有 0件 無 9件
熊本県	熊本市	① 住宅課職員 ② 不当な公金の支出(文書の郵送代) ③ 郵便物発送の差し止めと市への郵送代返還	H26.9.29	1	H26.10.15 口頭陳述	① H26.11.20 ② 棄却 ・郵便物発送については、改善に着手されているため ③ ・郵送代返還については、担当職員には故意又は重大な過失が認められないため	無
熊本県	熊本市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の取得、管理、処分 ③ 排水路改修工事やり直し	H27.5.18	1	請求人から陳述は行わない旨の書面を郵送で受理した	① H27.7.8 ② 却下 ③ 不当な請求であるため	無
熊本県	玉名市	① 市長 ② 政務活動費使途基準に合致しない不適切で違法な支出 ③ 使用金額の返還請求	H26.10.15	1	H26.10.17 口頭陳述	① H26.12.5 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
熊本県	玉名市	① 市長 ② 違法な契約により発生した工事代金の支出 ③ 損害賠償請求	H27.4.8	3	H27.4.15 口頭陳述	① H27.5.27 ② 棄却 ③ 当該契約及び工事代金の支出に違法性はない	有
熊本県	山鹿市	① 市長 ② 違法な公金の支出(統合小学校の位置決定は行政裁量を逸脱・濫用しており違法である。) ③ 学校建設費として既に支出した額の損害賠償請求及び今後の支出差止の請求	H27.9.3	382	H27.9.24 口頭陳述	① H27.10.28 ② 棄却 ③ 当該監査請求に理由がない	有
熊本県	上天草市	① 市長 不当な公金の支出(機器等の故障を理由とする契約工期延長により増額となった消費税を市が負担すること) ② ③ 上記消費税の支出に対する妥当性の監査請求。	H26.10.6	1	H26.10.6に陳述を行うか否かを2日後に回答すると確認していたため、H26.10.8電話にて陳述の意思がない旨の回答を得て、陳述の聴取を行わなかった。	① H26.10.31 ② 棄却 事故繰越のため工期延長は妥当であり、消費税法の規定から、不当な支出には当たらない。	無
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法な契約の締結(財産処分契約及び賃貸借契約) ③ 財産処分契約の解除及び賃貸借契約の停止及び使用料等の請求を求めるもの。	H26.9.3	8	H26.9.12 口頭陳述	① H26.10.15 ② 棄却(一部却下) 財産処分契約は平成20年6月19日であり、期間経過による却下。賃貸借契約に違法性はない。	無
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法な随意契約による公金支出 ③ 支出した公金の市長に対する返還請求。	(H27.4.21)	4		① H27.5.13 ② 却下(不受理) 公金支出は平成21年12月18日であり、期間経過している。	無
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法な随意契約による公金支出(再提出) 支出した公金の市長に対する返還請求。(5.13付の却下通知は、最高裁判例の解釈誤りと主張し、再度監査請求したもの) ③	(H27.5.22)	4		① H27.6.17 ② 却下(不受理) 公金の支出は平成21年12月18日であり、期間経過している。	無
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法な随意契約による公金支出(再々提出) 支出した公金の市長に対する返還請求。(5.13付の却下通知及び6.17付の却下通知は、最高裁判例の解釈誤りと主張し、三度目の監査請求をしたもの) ③	(H27.7.2)	1		① H27.8.10 ② 却下(不受理) 公金の支出は平成21年12月18日であり、期間経過している。	無
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法な随意契約による公金支出 ③ 支出した公金の市長に対する返還請求。	(H27.7.3)	1		① H27.8.10 ② 却下(不受理) 公金の支出は平成21年12月18日であり、期間経過している。	無
熊本県	美里町	① 町長 ② 用地取得後の目的変更 ③ 住民への説明	H26.9.10	1		① H26.10.20 ② 却下 ③ 合併以前の行為	無
熊本県	美里町	① 町長 ② 指定管理委託料の流用 ③ 住民への説明	H28.3.15	1		① H28.3.25 ② 却下 ③ 損害をもたらさない行為	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
熊本県	小国町	① 町長 ② 財産の管理を怠る事実（収受すべき土地賃料収入を怠っている） ③ 町長に対する損害賠償請求	H26. 9. 6	1		① H26. 11. 4 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を充足していない。	有
熊本県	南阿蘇村	① 村長 ② 持参（中松蛇羅口造林組合） ③ 補助金等の不明金について	H26. 11. 10	2		① H26. 11. 20 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無
熊本県	南阿蘇村	① 村長 ② 持参（農地水補助金） ③ 補助金等の不明金について	H26. 11. 10	2		① H26. 11. 20 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無
熊本県	益城町	① 町長 ② 補助金の交付（公金の支出） ③ 違法、不当な財務会計上の行為	H28. 2. 9	1	H28. 3. 4 口頭陳述	① H28. 4. 4 ② 棄却 ③ 補助金の支出が違法不当な公金の支出とは認められない	無
計	9団体	17件					有 3件 無 14件
大分県	大分市	① 市長、職員 ② 剪定枝等リサイクル事業に伴う現場作業運搬業務委託契約について ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求	H26. 11. 18	1	1日間（出頭による）	① H26. 12. 25 ② 却下 ③ 期間経過	無
大分県	大分市	① 職員 ② 違法な開発許可が行われているとして措置を請求 ③ 開発許可の違法・無効を訴えるもの	(H27. 4. 14)	1		① H27. 4. 21 ② 却下（不受理） ③ 請求の要旨が要件を欠いている	無
大分県	大分市	① 職員 ② 違法な浄化槽設備の設置許可が行われているとして措置を請求 ③ 浄化槽設置許可の違法・無効を訴えるもの	(H27. 5. 12)	1		① H27. 5. 26 ② 却下（不受理） ③ 請求の要旨が要件を欠いている	無
大分県	大分市	① 職員 ② 危険な水質の河川でイベントが開催されているとして措置を請求 ③ 外部監査人を交えた厳しい監査の実施を求めるもの	(H27. 9. 14)	1		① H27. 10. 1 ② 却下（不受理） ③ 請求の要旨が要件を欠いている	無
大分県	佐伯市	① 市長及び市議会議員 ② 報償費の支出 ③ 支出に対する損害賠償	H27. 1. 29	1		① H27. 2. 6 ② 却下 ③ 請求期間途過	無
大分県	豊後大野市	① 市長 ② 不当な公金の支出（補助金交付基準に抵触している） ③ 補助金の返還	(H27. 7. 23)	1		① H27. 8. 18 ② 取下げ ③ なし	無
大分県	豊後大野市	① 市長 ② 不当な公金の支出公金の支出（補助金交付基準に抵触している） ③ 補助金の返還	(H27. 8. 18)	1		① H27. 10. 1 ② 却下（不受理） ③ 期間途過によるため	無
大分県	豊後大野市	① 市長 ② 不当な公金の支出補助金の交付（補助金交付基準に抵触している） ③ 補助金の返還	(H27. 10. 5)	1		① H27. 11. 6 ② 取下げ ③ なし	無
大分県	豊後大野市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（里道の管理を怠っている） ③ 里道の代替道路の開設等	(H27. 10. 26)	1		① H27. 11. 19 ② 取下げ ③ なし	無
大分県	豊後大野市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（里道の管理を怠っている） ③ 里道の代替道路の開設等	(H27. 11. 20)	1		① H28. 1. 19 ② 却下（不受理） ③ 地方自治法第242条に規定される要件を満たしていない	無
大分県	由布市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 市長に対する損害賠償請求	(H26. 7. 18)	1		① H26. 8. 1 ② 却下（不受理） ③ 請求要件を満たさない	無
大分県	由布市	① 市長 ② 不当な財産の処分、違法な契約の締結 ③ 財産処分の停止	H26. 9. 29	5	同一内容同一請求のため、 陳述を実施せず	① H26. 10. 6 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性はない	無
大分県	由布市	① 市長 ② 不適切な事務処理 ③ 市長に対する損害賠償請求	(H27. 8. 7)	2		① H27. 9. 29 ② 却下（不受理） ③ 請求要件を満たさない	無
大分県	由布市	① 市長 ② 市長の公用車の私的利用 ③ 市長に対する損害賠償請求	H27. 8. 17	2	H27. 9. 28 口頭陳述	① H27. 10. 6 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性はない	無
大分県	由布市	① 不明 ② 不明瞭な補助金の使途 ③ 使途不明金の解明	(H27. 11. 4)	1		① H27. 11. 17 ② 却下（不受理） ③ 請求要件を満たさない	無
大分県	由布市	① 市長 ② 不当な財産の処分 ③ 財産処分のやり直し	(H28. 1. 22)	53		① H28. 2. 10 ② 却下（不受理） ③ 請求要件を満たさない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
大分県	国東市	① 市長 ② 市有財産売却の違法性及び不当性 ③ ・市有財産売却の白紙撤回。 ・監査中に売却した場合は売却取消。	H27. 2. 5	6	H27. 3. 2 口頭陳述	① H27. 3. 19 ② 一部棄却、一部却下 ・違法性、不当性がないものとして棄却 ③ ・不適法（売却は行われていない）として却下	有
計	5団体	17件					有 1件 無 16件
宮崎県	宮崎市	① 市長、市上下水道局長 ② 土地売却に係る契約の締結 ③ 契約の解除、市長及び市上下水道局長に対する損害賠償請求、市長及び市上下水道局長の処分	H26. 9. 25	4	H26. 10. 14 口頭陳述	① H26. 11. 21 ② 一部棄却、一部却下 ・棄却について一当該契約に違法性はない ③ ・却下について一措置請求事項とは認められない	有
宮崎県	宮崎市	① 市長、市上下水道局長 ② 土地売却に係る契約の締結及び土地上の竹木伐採の支出 ③ 市長及び市上下水道局長に対する損害額返還等、必要な措置を講じさせる勧告	H27. 3. 18	5	H27. 4. 3 口頭陳述	① H27. 4. 30 ② 却下 違法又は不当と主張する行為のあった日から1年を経過しており、1年を経過していることに正当な理由が認められない	無
宮崎県	延岡市	① 市長 ② 電子複写機リース契約の偏重 ③ 電子複写機リース契約の契約方法は正による損害発生防止措置請求	H26. 5. 21	1	H26. 6. 27 請求人による補足説明	① H26. 7. 18 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がないため	有
宮崎県	延岡市	① 市長 ② 九州保健福祉大学新学部設置に係る補助金支出 ③ 順正学園 九州保健福祉大学新学部設置に係る補助金支出差止め請求	H26. 9. 22	1	H26. 10. 15 請求人による補足説明	① H26. 11. 20 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がないため	有
計	2団体	4件					有 3件 無 1件
鹿児島県	出水市	① 市長 ② 違法な契約の締結（入札の公平性を欠く。） ③ 契約の解除	H27. 1. 19	1	H27. 2. 17 口頭陳述	① H27. 3. 17 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
鹿児島県	霧島市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 相手方に対する支払差止、相手方に対する補助金の返還	H26. 4. 1	7	H26. 4. 1 口頭陳述	① H26. 5. 27 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
鹿児島県	南九州市	① 市長 ② 市発注の公共工事の談合に対する財産の管理を怠る事実 建設工事契約に基づく賠償金の請求または民法第709条に基づく損害の請求、怠る事実によって生じた遅延損害金の支払請求	H27. 12. 15	1	H28. 1. 12 口頭陳述	① H28. 2. 9 ② 棄却 ③ 請求人の主張は何ら理由がない	無
鹿児島県	中種子町	① 町長 ② 工事請負・下請契約の疑義 ③ 損害賠償請求	H27. 6. 22	11	請求人からの要求なし	① H27. 8. 18 ② 棄却 ③ 措置勧告の必要なし	無
鹿児島県	南種子町	① 町長 ② 違法若しくは不当に財産の管理を怠っている ③ 予算執行停止、すなわち入札の停止勧告を行うよう措置請求するもの	(H26. 5. 21)	1		① H26. 5. 26 ② 却下（不受理） 具体的な損害の発生が予測できるような行為を個別・具体的に提示しているとは認められず、請求対象の特定を欠いているため	無
計	5団体	5件					有 1件 無 4件
沖縄県	那覇市	① 那覇市長 ② 条例に定める障害福祉サービス事業を実施せず指定管理委託料を不当に支出した。 ③ 指定管理料の不当な支出及び損害賠償請求	(H26. 6. 27)	1		① H26. 7. 30 ② 却下（不受理） 財務会計上の行為ではなく、また、住民監査請求の要件に当たらない	有
沖縄県	那覇市	① 那覇市長 ② 公園使用許可の更新が違法 ・平成26年3月26日に更新した設置許可の取消し及び撤去 ③ ・過去1年間の地代相当金の損害賠償請求	(H26. 7. 24)	1		① H26. 8. 28 ② 却下（不受理） 財務会計上の行為ではなく、また、住民監査請求の要件に当たらない	無
沖縄県	那覇市	① 那覇市長、市担当者 ② 指定管理料の不当な支払及び事務所の賃料の支払いがない ・指定管理料の不当な支払の損害賠償請求 ③ ・協会が使用する事務所部分の賃料相当の損害賠償請求	(H26. 9. 18)	1		① H26. 11. 11 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求の要件に当たらない	無
沖縄県	那覇市	① 那覇市長、市担当者 ② 事務所の賃料の支払いがない ③ 協会が主たる事務所として使用する福祉センターの事務所部分の賃料の損害賠償請求	(H26. 12. 17)	1		① H27. 2. 10 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求の要件に当たらない	無
沖縄県	那覇市	① 那覇市上下水道事業管理者 ② 違法な契約の締結（公費で負担するべきではない公共下水道工事） ③ ・当該公共下水道工事差止め、未支出分公金の支出差止め ・支出相当額の損害賠償請求	(H27. 2. 24)	1		① H27. 3. 18 ② 却下（不受理） 本件公共下水道工事は、請求人が主張する下水道法第11条に基づく排水設備の設置ではなく、同法第3条に基づき市町村の責任において実施した公共下水道の設置である。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	
沖縄県	那覇市	① 那覇市観光課長 ② 違法な変更契約の締結（契約書に積算根拠がみあたらず不備である） ③ 支出した1,138,998円の返還請求	H27.3.4	1	H27.4.15 口頭陳述	① H27.5.1 ② 棄却 ③ 運賃収入の不足分を補てんするために締結した変更契約については、違法・不当とは認められない。	無
沖縄県	那覇市	① 那覇市長 ② 公園内に設置された施設での行事が政教分離に違反及び公園施設設置許可更新、使用料免除が不当 ・本来徴収すべき地代の損害賠償請求 ③ 施設で行われている行事が宗教行為につき、これを行わせない。 ・正門を通常時に開門すること。	(H27.4.24)	2		① H27.6.5 ② 却下（不受理） ③ 期間の経過、正当な理由なし、住民監査請求の対象外	無
沖縄県	那覇市	① 那覇市観光課長 ② 違法な契約の締結（契約書に事務管理費の増額が記載されていない）及び当該増額分1,489,332円の違法な支出 ③ 支出した1,489,332円の返還請求	(H27.6.8)	1		① H27.7.30 ② 却下（不受理） ③ 期間の経過、正当な理由なし	無
沖縄県	那覇市	① 那覇市上下水道事業管理者 ② 違法な契約の締結（公費で負担するべきではない公共下水道工事） ・当該公共下水道工事差止め、未支出分公金の支出差止め ③ 支出相当額の損害賠償請求	(H27.6.12)	1		① H27.7.27 ② 却下（不受理） ③ 請求と同一人による同一内容の請求	有
沖縄県	那覇市	① 那覇市観光課長 ② 契約の締結は不当及び支出差額分628,560円の返金請求 ③ 支出した628,560円の返還請求	(H27.6.24)	1		① H27.7.30 ② 却下（不受理） ③ 見積書の事務管理費と事業報告書での差額は消費税分であり、那覇市に対する損害は何ら生じていないことから住民監査請求の要件に当たらない。	無
沖縄県	那覇市	① 那覇市議会事務局長 ② 市議会議員2名への政務調査費の不当な支出 ③ 政務調査費の返還請求	(H27.7.21)	1		① H27.8.25 ② 却下（不受理） ③ 当該政務調査費を返還したことにより「請求している行為又は事実」が存在しなくなった	無
沖縄県	那覇市	① 那覇市長 ② 渡米は市長の職分を逸脱したもので訪米費用を公費支出したことは違法 ③ 訪米費用1,855,642円の返還請求	(H27.8.25)	1	H27.9.29 口頭陳述	① H27.10.20 ② 却下（不受理） ③ 請求人の市外転出	無
沖縄県	那覇市	① 那覇市長 ② 公園内に設置させた施設は違憲な施設 ③ 施設の速やかな撤去 ・本来徴収すべき地代の損害賠償請求	(H27.9.14)	2		① H27.10.20 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求の対象ではない。「請求の期間」を経過している。「正当な理由」もない。	無
沖縄県	那覇市	① 那覇市長 ② プレミアム商品券の観光客への販売は不当 ③ プレミアム商品券の観光客への販売は不当であり、自主財源で負担すること。 ・二次販売は、6月20日以降の転入者を優先すること。	(H27.9.28)	1		① H27.11.5 ② 却下（不受理） ③ 市の財務会計行為等について、また市の損害額等について、個別的、具体的に判断できる内容が示されていないため、住民監査請求の要件に当たらない。	無
沖縄県	那覇市	① 前市長及び現市長 ② 国庫支出金の財源が無い工事の施工及び市職員の不手際で工事が遅れたことによる工事費の多額な支出 ③ 工事の即時停止及び工作物の撤去 ・前市長及び現市長に対する損害賠償請求	H27.10.16	2	H27.11.18 口頭陳述	① H27.12.14 ② 棄却 ③ 一括交付金の交付決定がなく、国庫支出金請求権がないことなどから市の損害も発生しないため、職員の市の財産権への侵害は否定される。また、事業計画の策定及び一括交付金の事務手続きに関し、職員の不当又は違法行為はなかったと判断	無
沖縄県	那覇市	① 那覇市上下水道事業管理者 ② 違法な契約の締結（公費で負担するべきではない公共下水道工事） ③ 那覇市上下水道事業管理者に対し、当該工事に係る支出相当額（1,968万4,080円）の損害賠償請求 ・同施工の「公共下水道（雨水管）」の維持管理に係る支出停止	(H28.2.4)			① H28.3.31 ② 却下（不受理） ③ 本件公共下水道工事は、請求人が主張する下水道法第11条に基づく排水設備の設置ではなく、同法第3条に基づき市町村の責任において実施した公共下水道の設置である。また、本件工事の支出事務において手続上の瑕疵はみられず、住民監査請求の要件にあたらぬ。	無
沖縄県	宜野湾市	① 市長 ② 違法な財産の処分 ③ 損害の補填	H28.1.14	103	H28.1.27 口頭陳述	① H28.3.17 ② 棄却 ③ 違法・不当な財産処分でない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は 請求を認容した場合の勧告の 内容	住民訴訟提起 の有無
沖縄県	宜野湾市	① 市長 ② 違法な財産の処分 ③ 損害の補填	H28. 1. 26	3	H28. 1. 27 口頭陳述	① H28. 3. 17 ② 棄却 ③ 違法・不当な財産処分でない	無
沖縄県	名護市	① 市長 ② 占有の黙認及び地代等の未収 ③ 未収の金員を支払わせることやテント等を撤去させること	(H26. 5. 8)	1		① H26. 5. 28 ② 却下 (不受理) ③ 要件を具備しない不適法なもの	無
沖縄県	豊見城市	① 市長 ② 政務活動報告書に添付されている領収書の内容について ③ 議員が提出した領収書を無効とし同額を返還させる。議会事務局の政務活動費のチェック項目を見直し、改善させる。	H26. 6. 27	1	H26. 7. 7午前11時～ 監査 委員事務局内での陳述会を開催	① H26. 8. 15 ② 一部棄却、一部担当課へ要望 政務調査費の返還請求は棄却、議会事務局に対して政務活動費の適正な報告方法についての勧告	無
沖縄県	宮古島市	① 市長、副市長、部長、課長、職員 ② 補助金の使途に関する行為 ③ 補助金の返還	H26. 10. 24	1	請求人辞退	① H26. 12. 11 ② 棄却 ③ 理由がない	無
沖縄県	宮古島市	① 市長、副市長、部長、課長、職員 ② 委託業務の支出に関する行為 ③ 委託事業費の返還	H27. 10. 13	7		① H27. 12. 11 ② 却下 ③ 損害を与えた行為とは言えない	有
計	5 団体		22件				有 3件 無 19件

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
岩手県	奥州市	市長に対する支出した公金にかかる損害金の請求	H27. 11. 19	○							○						現在、盛岡地方裁判所で係属中
岩手県	雫石町	町長に対する補助金返還の請求	H27. 8. 31	○							○						H28. 5. 27 盛岡地裁 一部返還請求命令 現在、仙台高裁 係属中
計		4件	/	4件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	4件	0件	0件	0件	0件	0件	/
宮城県	仙台市	市長に対する支出済の政務調査費の返還履行請求	H27. 7. 2	○							○						現在、仙台地裁係属中
宮城県	塩竈市	市が支出した委託料の一部について、架空の業務に対して支出したものであるとし、不当利得返還請求すべきところ、市長がこれを怠る事実の違法確認請求。	H26. 7. 25	○							○						現在、仙台地裁係属中
宮城県	塩竈市	市が支出した委託料の一部について、精算や履行確認を十分行わずに支出したものとし、不当利得返還請求すべきところ、市長がこれを怠る事実の違法確認請求。	H28. 6. 24	○							○						現在、仙台地裁係属中
宮城県	川崎町	町が業者に支払った委託料のうち、業者が社会保険料相当額を不正に利得したため返還等の措置を求める。	H26. 10. 8	○							○						現在、仙台地裁係属中
計		4件	/	4件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	/

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
山形県	長井市	手数料総額9,260,600円の支払いは違法であり、市長に損害の賠償を求める。	H28.2.22	○							○						現在山形地方裁判所に係属中 (第2回口頭弁論手続中)
山形県	山形市	・山形市道の一部の道路の占有が違法であることの確認 ・山形市道の一部が不法に占有されており善良なる管理者として道路の占有を止めるよう請求する義務を有しているがこれを怠っている。 ・当該民間人に対し占有相当額の損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使を行うことを求める。	H26.2.12	○			○			○	○	○	○				H26.10.28 山形地裁請求 道路の占有が違法であることの確認は却下、その他の請求については棄却 確定
山形県	米沢市	施設建設地の変更に伴い、変更前予定地に係る地質調査費等の公金支出が違法であるとして、市長個人に損害賠償請求を行うよう求めるもの	H25.3.25				○						○				H25.6.10 山形地裁請求棄却 H26.10.31 仙台高裁控訴棄却 H27.3.17 最高裁上告棄却
山形県	米沢市	施設建設事業に係る公金支出の差止め及び当該事業に係る支出済公金の市長への支払請求を求めるもの	H25.6.11				○	○									H26.12.16 山形地裁請求棄却 H27.6.5 仙台高裁控訴棄却
計		5件		3件	0件	0件	3件	2件	0件	1件	4件	1件	3件	0件	0件	0件	
福島県	福島市	市長に対する福島県酪農業協同復興牧場建設事業にかかる違法開発行為が無効であること、またそれを認めた行政行為は違法である旨の請求	H27.9.18				○					○					H28.6.21福島地方裁判所請求却下
福島県	大熊町	違法公金支出損害賠償請求	H26.12.25	○							○						現在、福島地裁係属中
計		2件		1件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
茨城県	潮来市	市に対し、前市長が締結した契約が違法だとし、損害金(7191万4955円)を前市長に請求することを求める請求	H27. 10. 5	○							○						現在水戸地裁係属中
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
栃木県	足利市	補助金交付決定を取り消して返還請求することを怠る事実が違法であることの確認並びに市長に対する当該補助金の支出に伴う損害金(2,000万円)の請求	H27. 2. 26	○							○	○					現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	野木町	町が町議会が行った法定外会議である「野木町議会基本条例特別委員会」と称する任意活動に対する公金支出の違法確認及び不当利得返還請求	H27. 1. 15	○								○	○				宇都宮地裁判決： 却下及び棄却 東京高裁判決： 控訴棄却
栃木県	那須町	町長に対する公有地取得に係る公金の支出に伴う損害賠償請求行為請求	H27. 8. 7	○							○	○					宇都宮地裁請求却下
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	3件	1件	1件	0件	0件	0件	
群馬県	館林市	違法契約締結に伴う損害金(4億1,100万円)を市長個人が市に対して支払うよう、市にその請求を義務付ける裁判	H26. 1. 10	○								○	○				H26. 3. 14 前橋地裁請求却下 H26. 7. 2 東京高裁棄却(一部却下) H26. 11. 21 最高裁上告棄却・不受理
群馬県	渋川市	市長に対する市が支出した処分費用の施工業者への請求	H26. 8. 29	○								○	○				H27. 1. 30 前橋地裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
群馬県	東吾妻町	町長に対して町立給食センター建築工事等に係る公金支出の差止を請求、損害金を町長個人に請求するもの。	H26. 1. 14	○				○			○	○					H27. 2. 4 前橋地裁請求棄却 H27. 6. 17 東京高裁棄却結審
群馬県	東吾妻町	町長に対して企業誘致奨励金の交付取消及び、町が支出した奨励金等を企業へ請求するよう求めるもの。	H26. 1. 20	○					○		○	○					H26. 12. 26 前橋地裁請求容認 H27. 5. 27 東京高裁請求棄却 H28. 1. 21 最高裁請求棄却
群馬県	東吾妻町	町長に対して企業誘致奨励金の交付取消及び、町が支出した奨励金等を企業へ請求するよう求めるもの。	H27. 4. 6	○					○		○	○					H28. 5. 23 前橋地裁請求棄却
計		5件		5件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	5件	0件	5件	0件	0件	0件	
埼玉県	さいたま市	随意契約のガイドラインに違反して行われた修繕工事の弁償を求める。	H25. 9. 30	○							○						H26. 6. 6 さいたま地裁 取下げ
埼玉県	さいたま市	随意契約のガイドラインに違反して行われた修繕工事の弁償を求める。	H25. 9. 30	○							○						H26. 6. 6 さいたま地裁 取下げ
埼玉県	さいたま市	不正に支出した保護費を請求対象者による弁償（160万円）で求める。	H25. 12. 19	○							○	○					H27. 9. 30判決 さいたま地裁 一部却下、その余棄却により市が勝訴
埼玉県	さいたま市	年度を越えて使用した政務活動費（郵便切手）（160万円）を返還するよう求める。	H26. 11. 20	○							○						現在、さいたま地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
埼玉県	さいたま市	外国人に適合外携帯端末を使用させることにつながるSIMカードの購入及び配布業務で支出した経費（569万8,080円）の返還を求める。	H27. 11. 30	○							○						現在、さいたま地裁係属中
埼玉県	狭山市	地方自治法及び狭山市工事請負契約約款の遵守を怠り、違法不当な公金の支出について返還を求めるもの	H27. 11. 12	○													さいたま地方裁判所にて係争中 平成27年（行ウ）第42号
埼玉県	鴻巣市	①市に対する土地使用貸借契約の差止請求 ②市に対する委託料600万円の支出差止請求 ③市長に対する違法支出に伴う損害金160万円の請求	H26. 4. 15	○				○				○					<ul style="list-style-type: none"> ・H26. 2. 4付住民監査請求 ・事件の内容②をH27. 8. 6付で、委託料600万円の支出差止を市長に対する違法支出に伴う523万8000円の損害金の請求に訴え変更 ・事件の内容①はH28. 3. 16付訴えの取り下げ ・さいたま地裁において係属中
埼玉県	鴻巣市	鴻巣市箕田地域における北鴻巣地区開発整備構想作成業務委託外2件の金1,483万6,500円及びこれに対する本訴状到達の日の翌日から支払済みまで5分の割合による金員の支払い	H27. 1. 21	○													<ul style="list-style-type: none"> ・H26. 11. 21日 住民監査請求 ・H26. 12. 2 口頭陳述 現在、さいたま地裁において係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
埼玉県	鴻巣市	市長に対する違法支出に伴う損害金523万8000円の請求	H27. 8. 13	○													<ul style="list-style-type: none"> ・H26. 4. 15提起事件について民事訴訟法第52条による共同訴訟参加 ・さいたま地裁において係属中
埼玉県	鴻巣市	市長及び職員に対する違法支出に伴う損害金523万8000円の請求	H28. 3. 21	○													<ul style="list-style-type: none"> ・H26. 4. 15提起事件及びH27. 8. 13提起事件について民事訴訟法52条による共同訴訟参加 ・さいたま地裁において係属中
埼玉県	戸田市	海外派遣議員に対する旅費等(2,394,000円)返還請求	H26. 9. 26	○													現在、さいたま地裁にて係属中
埼玉県	桶川市	庁舎建設設計業務委託の解除における損害賠償金の額が違法であるため、差額分の返還を求める。	H27. 3. 27	○													さいたま地裁で係属中
埼玉県	久喜市	市長及び職員に対する違法な支出に伴う損害金(94,500円)の請求	H26. 8. 8	○									○				H28. 2. 24 請求棄却 さいたま地方裁判所
埼玉県	北本市	高崎線桶川・北本間新駅設置促進期成会への補助金(負担金)に係る不当利得返還請求義務付け住民訴訟事件	H26. 8. 7	○													H27. 6. 15 提起取り下げ
埼玉県	蓮田市	市長に対し、自治員報酬の支払いについて、自治員にその報酬の一部に相当する額の支払いを請求	H26. 10. 10	○										○			H28. 2. 24判決 さいたま地裁

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
埼玉県	吉見町	・町長に対する負担金の返還請求 ・町長に対する印刷代の住民への支払い請求	H27. 8. 5	○							○						現在、さいたま地裁係属中
計		16件		16件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	16件	0件	3件	0件	0件	0件	
千葉県	千葉市	市に対して契約締結に係る無効確認を、市長に対して債権保全措置を怠っていることの違法確認を求めるもの	H26. 9. 22	○					○	○		○					H27. 5. 22 千葉地裁請求却下 H27. 9. 30 東京高裁控訴取下げ
千葉県	千葉市	市長に対し、外国人学校への補助金(414,000円)に係る不当利得返還請求権の行使を求めるもの	H28. 1. 8	○							○						現在、千葉地裁係属中
千葉県	市川市	市長に対し、市議会議員等に政務活動費に係る遅延損害金を請求するよう求めるもの	H27. 12. 26	○							○						千葉地裁において第1審が係属中
千葉県	船橋市	市長に対し、A議員の目的外の政務調査費(269,000円)を返還させるよう要求するもの	H25. 5. 22	○							○						H26. 9. 12 取下げ
千葉県	成田市	大学誘致に関し、市長に対する違法契約締結等に伴う損害金の請求、補助金の差止め、土地売買契約に伴い売主に固定資産税を課さないことの違法確認を求めるもの	H27. 3. 11	○				○		○	○						千葉地方裁判所係属中 事件番号平成27年(行ウ)第9号 損害賠償等請求事件(住民訴訟) H28. 7. 19 口頭弁論(第7回)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
千葉県	柏市	市長に対し、柏北部中央地区小学校整備事業負担金として柏市から千葉県へ支払った金74,712,225円のうち金67,934,160円は4名の地権者が支払うべきものであるから、金67,934,160円は違法な支出であるとし、当該地権者ら4名に不当利得返還請求を行うことを求めたもの	H23.8.24		○						○						H25.6.25 千葉地裁請求棄却 H25.12.19 東京高裁請求棄却 H26.11.27 最高裁不受理
千葉県	市原市	市長に対する建物の無償譲受に対する損害金（50億8261万6650円）の請求	H25.11.25	○							○	○					H26.7.4 千葉地裁請求却下
千葉県	四街道市	市長個人に1,065万3千円とこれに対する平成26年3月31日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める請求	H26.9.18				○				○						現在、千葉地裁係属中
千葉県	印西市	不当利得に当たる政務活動費（23万7千円）の返還を当該政務活動費を支出した会派に対し請求するよう求めるもの	H27.4.20	○							○						H28.3.1 千葉地裁判決（政務活動費の一部が不当利得とされたため、原告一部勝訴となった） 現在、東京高裁係属中
千葉県	印西市	違法に設置された百条委員会に関連して支出された調査経費（130万756円）の返還を議長及び当該委員会の委員に対し請求するよう求めるもの	H27.6.25	○							○						H27.12.15 千葉地裁請求棄却 現在、東京高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
千葉県	大網白里市	公有財産であるマキの木の伐採により生じた損害の賠償を求めるもの。	H26.10.9	○							○		○				H27.6.26 千葉地裁請求棄却 (確定)
計		11件		9件	1件	0件	1件	1件	1件	2件	10件	2件	2件	0件	0件	0件	
東京都	千代田区	使途基準に違反して支出された政務調査研究費に対し返還請求するよう区長に求めるもの	H26.12.1	○							○						H28.6.9 取下げ
東京都	千代田区	使途基準に違反して支出された政務調査研究費に対し返還請求するよう区長に求めるもの	H28.5.25 (上記事件に対し共同訴訟的当事者参加を申し出)	○							○						上記事件の共同訴訟参加人として現在、東京地裁係属中
東京都	千代田区	使途基準に違反して支出された政務調査研究費に対し返還請求するよう区長に求めるもの	H25.3.21	○							○			○			H28.3.11 東京地方裁判所判決
東京都	文京区	道路整備工事の公金支出の差止め及び当該工事に係る年度協定締結の差止め	H26.10.3	○				○									H27.12.15 東京地裁請求一部却下、その余を棄却 現在、東京高裁係属中
東京都	目黒区	区有施設見直し方針における8つの手法のうち「手法8（地域による維持・管理）」の差止め	H26.6.6	○				○				○					H26.12.5 東京地裁却下

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	渋谷区	教育委員会の行政財産使用許可の取消、教育委員会の行政財産使用料免除の取消並びに区長及び教育長らに対する行政財産使用料相当額等の返還請求（第1事件）	H20. 9. 25	○					○								併合事件（第1事件～第5事件） 最高裁 H27. 4. 21
東京都	渋谷区	区長及び教育長らに対する行政財産使用料相当額等の返還請求（第2事件）	H21. 10. 8	○													併合事件（第1事件～第5事件） 最高裁 H27. 4. 21
東京都	渋谷区	教育委員会の行政財産使用許可の取消、教育委員会の行政財産使用料免除の取消並びに区長及び教育長らに対する行政財産使用料相当額等の返還請求（第3事件）	H21. 12. 18	○					○								併合事件（第1事件～第5事件） 最高裁 H27. 4. 21
東京都	渋谷区	教育委員会の行政財産使用許可の取消、教育委員会の行政財産使用料免除の取消並びに区長及び教育長らに対する行政財産使用料相当額等の返還請求（第4事件）	H23. 2. 4	○					○								併合事件（第1事件～第5事件） 最高裁 H27. 4. 21
東京都	渋谷区	教育委員会の行政財産使用許可の取消、教育委員会の行政財産使用料免除の取消並びに区長及び教育長らに対する行政財産使用料相当額等の返還請求（第5事件）	H24. 6. 21	○					○								併合事件（第1事件～第5事件） 最高裁 H27. 4. 21
東京都	渋谷区	区長に対する株式価値を毀損させた公社役員に責任追及等の訴えを提起しないことの違法確認請求	H26. 1. 31	○						○							東京高裁 H27. 12. 10

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	渋谷区	保養施設の土地建物等の取得費等に係る区長らに対する返還請求及び区職員に対する賠償命令請求、同返還請求及び同賠償命令をしないことの違法確認請求並びに区長らに対する同土地建物等に係る支出の差止請求	H26. 9. 24	○				○		○	○						現在、東京地裁係属中
東京都	渋谷区	区長らに対する、現庁舎の解体の差止請求、定期借地契約締結の差止請求、使用貸借契約締結の差止請求、新総合庁舎等整備事業に係る契約締結の差止請求、同事業に係る支出の差止請求及び同事業に関する基本協定書を終了させないことが違法であることの確認請求	H27. 2. 16	○				○		○							現在、東京地裁係属中
東京都	中野区	区長に対し、違法に政務活動費を支出した会派に対して、当該政務活動費及び支払い済みの政務活動費に掛かる利息分の返還請求を求めるもの	H26. 11. 25	○							○				○		H28. 3. 22 東京地裁請求認容
東京都	中野区	区長が行った区有地を消防団の施設用地として使用することの許可の取消しを求めるもの	H26. 2. 21	○					○				○				H28. 3. 25 最高裁上告棄却及び上告不受理
東京都	杉並区	学校の教室に係る目的外使用料免除処分が無効であることの確認、目的外使用許可処分が無効であること及び財産管理を怠る事実が違法であることの確認並びに当該怠る事実に係る損害賠償の請求をすることを区長に対して求めることを求める請求	H20. 8. 21	○				○	○	○		○					H22. 3. 30 東京地裁訴え却下及び請求棄却 H24. 3. 29 東京高裁控訴棄却 H26. 4. 17 最高裁上告棄却、上告不受理

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	杉並区	違法な支出に係る政務調査費の返還の請求をすることを区長に対して求める請求	H25. 4. 16	○										○		H26. 9. 3 東京地裁一部認容、一部棄却	
東京都	杉並区	選挙管理委員への違法な報酬の支給に係る返還請求及び不当利得返還請求権の行使を怠ることの違法性の確認を区長に対して求める請求	H23. 5. 16	○						○	○			○		H25. 10. 16 東京地裁一部認容、一部棄却、一部却下 H26. 4. 24 東京高裁控訴棄却 H27. 11. 18 最高裁上告不受理	
東京都	杉並区	違法な支出に係る政務調査費の返還請求及び不当利得返還請求権の行使を怠ることの違法性の確認を区長に対して求める請求	H26. 5. 13	○						○	○			○		H27. 2. 26 東京地裁棄却 H27. 9. 17 東京高裁棄却	
東京都	杉並区	違法な支出に係る政務調査費の返還請求及び不当利得返還請求権の行使を怠ることの違法性の確認を区長に対して求める請求	H26. 9. 4	○						○	○			○		H27. 2. 26 東京地裁棄却 H27. 9. 16 東京高裁棄却	
東京都	杉並区	政務調査費の未返還分に係る返還請求及び不当利得返還請求権の行使を怠ることの違法性の確認を区長に対して求める請求	H26. 10. 22	○						○	○					H27. 3. 17 東京地裁取下げ	
東京都	杉並区	非常勤行政委員が月の途中で死亡した場合、条例の規定により、その月の月額報酬が満額支給されるが、月額報酬のうち死亡日までの日額を超える金員の支出の差し止めを区長に対して求める請求	H26. 12. 8	○					○					○		H28. 2. 26 東京地裁却下	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
東京都	杉並区	死亡した議員に係る期末手当の支給に関し、当該期末手当相当額の返還及び返還請求をすることを怠ることは違法であることを確認することを区長に対して求める請求	H28. 6. 24	○						○	○						現在、東京地裁係属中
東京都	練馬区	区長、副区長および会計管理者に対する関越自動車道高架下活用事業に係る経費の支出差止および返還請求	H26. 11. 17	○				○			○						H28. 1. 26 東京地裁請求棄却 H28. 2. 5 原告控訴 H28. 7. 12 東京高裁控訴棄却 H28. 7. 22 上告受理申立て
東京都	足立区	区長に対する公金支出返還請求	H27. 1. 21	○							○						H28. 7. 1現在 東京地裁係属中
計		25件		25件	0件	0件	0件	6件	6件	9件	19件	2件	10件	3件	1件	1件	
東京都	府中市	公金の支出の差止、市長に対し違法な公金の支出に伴う損害金の請求を怠っている事実が違法であることの確認及び損害金の請求を求めるもの	H26. 6. 13	○				○		○	○						現在東京地裁係属中
東京都	国立市	元市長及び前市長に対する住基ネット不接続という共同不法行為による損害金（3418万1415円）の請求	H24. 9. 26			○					○	○					H26. 5. 16 東京地裁 請求棄却 H26. 12. 4 東京高裁 控訴棄却 H27. 12. 15 最高裁 上告不受理
計		2件		1件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	横浜市	市長等に対する違法な建物賃貸借契約締結に係る損害賠償の請求	H26. 11. 26	○							○						H27. 4. 20 横浜地裁請求棄却 現在、東京高裁 係属中
神奈川県	横浜市	契約の締結、公金の支出等の差止請求	H27. 2. 18	○				○									H27. 11. 25 横浜地裁請求棄却 現在、東京高裁 係属中
神奈川県	横浜市	当時の市長に対する違法な補助金支出行為に係る損害賠償の請求	H22. 4. 23	○							○	○					H26. 5. 22 東京高裁確定
神奈川県	横浜市	生活保護費受給者に対する違法に受給した生活保護費相当額の損害賠償の請求	H24. 9. 18	○							○	○					H26. 10. 7 最高裁確定
神奈川県	横浜市	契約締結の差止請求	H26. 4. 14	○				○				○					H26. 12. 10 横浜地裁確定
神奈川県	横浜市	職員等に対する違法な補助金支出行為に係る損害賠償の請求	H25. 3. 29	○							○	○					H27. 3. 31 最高裁確定
神奈川県	横浜市	議会の会派等に対する政務調査費の不当利得返還の請求	H22. 2. 25	○							○		○				H27. 10. 9 最高裁確定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
神奈川県	川崎市	市長に対し、東京都との間の臨時分水に関する協定の更新の差止めを求めるとともに、上下水道事業管理者に対し、神奈川県広域水道企業団との間の基本水量に関する協定の更新の差止めを求めるもの	H26. 11. 27	○				○									現在、横浜地裁係属中
神奈川県	川崎市	市長に対し、認可保育園への補助金等の支出に伴う損害金（約7,853万円）に係る損害賠償請求権の行使を求めるもの	H21. 9. 3	○							○	○					H27. 7. 22 最高裁上告却下
神奈川県	川崎市	上下水道事業管理者に対し、企業団への基本料金の支出の差止めを求めるもの	H24. 1. 26	○				○					○				H27. 8. 26 横浜地裁請求一部却下・一部棄却
神奈川県	川崎市	市長に対し、川崎港コンテナターミナルのガントリークレーンの増設に係る工事請負契約の工事代金の既払い金相当額を市長個人に請求すること及び残代金の支払の差止めを求めるもの	H25. 9. 11	○				○					○				H27. 9. 16 東京高裁控訴棄却
神奈川県	鎌倉市	市長に対し、北鎌倉隧道開削工事に関して、公金の支出、契約の締結、又は債務その他の義務の負担の差止めを求める請求。	H28. 1. 15	○				○									現在、横浜地裁係属中
神奈川県	藤沢市	建物撤去及び建物複合建設工事契約締結の差止め請求	H28. 3. 4	○				○									現在、横浜地裁係属中
神奈川県	大和市	市街地再開発事業に伴う保留床譲渡契約に基づく前払金の無効確認、今後の支払の差止め請求及び再開発組合、市職員等に対する損害金の返還の請求（約13億4000万円）	H27. 8. 21	○				○	○								H27. 11. 11 横浜地裁一部請求却下 その他の請求部分は係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
神奈川県	大和市	違法な土地交換契約の無効確認及び市町長に対する当該契約による不当利得の返還又は損害金の請求（約9900万円）	H27. 9. 14	○					○			○					H27. 10. 26 横浜地裁訴状却下命令
神奈川県	大和市	市長等に対する土地の使用料を忘れたこと等に伴う損害金（約2億6000万円）の請求	H28. 4. 4	○													横浜地方裁判所係属中
神奈川県	大和市	市長等に対する違法な土地交換契約に伴う損害金（約4200万円）の請求	H28. 5. 16	○													横浜地方裁判所係属中
神奈川県	大和市	介護報酬について、事業者、県及び本市職員に対して返還請求するよう請求（約7万5000円）	H26. 4. 11	○										○			H27. 9. 16 横浜地裁請求棄却（一部却下）
神奈川県	大和市	委託業務の入札の参加者及び関係職員に対する適正価格との差額の返還請求（約137万円）	H26. 5. 7	○										○			H27. 7. 15 横浜地裁請求棄却
神奈川県	海老名市	市長に対する指定管理基本協定の解約及び指定管理者への行政財産目的外使用許可の取消し並びに市長個人に対する目的外使用許可に伴う損害金（使用許可期間1月につき1,062,756円）及び工事請負契約に伴う損害金（590,526,000円）の請求	H27. 12. 24	○					○								横浜地裁 現在係属中
神奈川県	海老名市	市長に対する市長個人への市長交際費（692,250円）の請求	H26. 2. 24	○										○			H26. 12. 24 横浜地裁請求棄却 H27. 5. 13 東京高裁請求棄却 確定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
神奈川県	大磯町	町長、職員に対する、違法な合併処理浄化槽所有者に対する固定資産の減免措置相当額の請求	H27. 2. 23	○							○						現在、横浜地裁係属中
神奈川県	大磯町	町長に対する、違法な土地売買契約の違約金を損害賠償として支払うことを請求	H27. 3. 20	○								○					H27. 11. 4 横浜地裁請求棄却 H28. 4. 7 東京高裁控訴棄却
神奈川県	大磯町	町長に対する、違法な補助金交付に関する損害金（169万円ほか）の請求	H25. 7. 17	○								○					H27. 7. 15 横浜地裁請求棄却 H28. 2. 18 東京高裁控訴棄却
計		24件		24件	0件	0件	0件	8件	3件	0件	18件	2件	11件	1件	0件	0件	
新潟県	新潟市	市政記者室使用許可に係る損害賠償請求事件	H28. 2. 17	○							○						新潟地裁係属中
新潟県	新発田市	市長は、設計業務委託契約相手方に対し、損害賠償金（133万350円及び年5分の利息）を支払うよう請求すること	H28. 1. 19	○								○					H28. 7. 14 新潟地裁請求棄却
新潟県	五泉市	平成20年4月～平成24年3月に支出した政務調査費のうち違法不当な支出額相当額の返還等を求めるもの	H26. 5. 8	○								○					現在、新潟地裁係属中
新潟県	上越市	工事落札業者に対して市長が損害賠償を請求するよう求めるもの	H27. 5. 15	○								○					新潟地方裁判所にて係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が職務に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
新潟県	魚沼市	公金支出差止、違法な公金支出であることの確認及び市長に対して違法な公金支出に伴う損害賠償金（4,500万円）を怠る事実の相手方に請求することを求めるもの	H26.9.8	○				○			○						東京高裁において現在係属中（下記事件と併合審理）
新潟県	魚沼市	公金支出差止及び市長に対して違法な公金支出に伴う損害賠償金（6,400万円）を怠る事実の相手方に請求することを求めるもの	H27.1.4	○				○			○						東京高裁において現在係属中（上記事件と併合審理）
新潟県	魚沼市	違法及び無効契約であることの確認、損害賠償の請求を怠っている事実が違法であることの確認及び市長に対して違法契約締結に伴う損害賠償金（15,344,000円）を契約相手方に請求することを求めるもの	H27.7.31	○					○	○	○						新潟地裁において現在係属中
計		7件		7件	0件	0件	0件	2件	1件	1件	7件	0件	1件	0件	0件	0件	
富山県	射水市	市長に対する契約行為等の差止請求	H28.3.3	○				○					○				H28.9.1 富山地裁一部請求却下・その余の請求棄却（確定）
富山県	射水市	市長に対する公金支出差止請求、債務その他義務を負担する行為の差止請求（共同訴訟参加申立分を含む。）	H23.12.2 （共同訴訟参加 H24.9.1）	○				○					○				H25.3.27 富山地裁一部請求却下・その余の請求棄却 H25.4.1 名古屋高裁金沢支部へ控訴 H27.2.26 控訴取下げ
計		2件		2件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
石川県	金沢市	政務調査費返還請求事件	26.6.9	○							○						H27.11.20 金沢地方裁判所請求棄却 H28.4.13 名古屋高等裁判所金沢支部控訴棄却 H28.5.2 上告受理申立
石川県	金沢市	政務活動費返還請求事件	27.6.3	○							○						金沢地方裁判所にて係属中
石川県	小松市	市長等に対する寄付金を予算に編入しなかったことの違法確認及びこれに伴う賠償金(151,200円)の請求	27.5.13	○	○						○	○					現在、金沢地方裁判所係属中
石川県	津幡町	町長に対し、町議8名へ政務調査費(約1,165万円)の返還を請求するよう求める訴訟	H21.6.10	○							○						H26.3.31 金沢地裁一部認容 H27.9.16 名古屋高裁一部変更 現在、最高裁へ上告中
石川県	志賀町	補助金の返還を求める損害賠償等の請求	H27.5.26	○							○						現在、金沢地方裁判所で係属中
計		5件		5件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	5件	0件	0件	0件	0件	0件	
福井県	福井市	市長に対する市議会政務活動費返還を求める措置の請求	H27.1.15	○							○		○				H28.2.10 福井地裁請求棄却 H28.6.1 名古屋高裁金沢支部請求棄却 H28.6.16 確定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
福井県	勝山市	勝山市に対する市長の補償金支払いに伴う損害賠償金（9,300万円+年5分の金員）の市長への請求	H27.2.18		○						○						H27.12.2 福井地裁請求却下 H27.12.14 名古屋高裁金沢支部へ控訴 H28.3.23 棄却 H28.4.4 最高裁上告 現在、係属中
計		2件		1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	
山梨県	都留市	市が土地区画整理組合に支出した公金を組合が市に支払うよう請求	H27.1.16	○							○	○					H28.7.19 甲府地裁請求棄却、控訴なし
山梨県	上野原市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（4230万円）の請求	H27.10.7	○							○						現在、甲府地裁係属中
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	
長野県	松本市	市長に対し、講演料に係る損害賠償請求（6,584,736円）をせよとの請求	H25.5.15	○							○	○					H27.3.31 最高裁上告棄却
長野県	松本市	固定資産税等賦課徴収等を怠る事実の違法確認請求及び当該怠る事実に係る損害賠償請求	H25.7.25	○						○	○	○					H26.9.12 長野地裁請求却下及び棄却 H26.10.29 東京高裁控訴取下げ

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
長野県	松本市	住宅課長に対し、市営住宅に係る損害賠償請求（727,586円）をせよとの請求及び市営住宅家賃等の請求を怠る事実の違法確認請求	H25.11.5	○						○	○		○				H26.6.20 長野地裁請求却下及び棄却
長野県	松本市	市長に対し、東日本大震災等の被災者支援に係る損害賠償請求（10,918,420円）をせよとの請求	H25.12.26	○									○				H27.9.3 最高裁上告棄却及び不受理
長野県	松本市	㈱松本山雅に対し、出資に係る不当利得返還請求（20,000,000円）をせよとの請求及びサッカー場建設に係る公金支出差止請求	H26.5.13	○				○									現在、長野地裁係属中
長野県	諏訪市	固定資産評価審査委員会に対する棄却決定の取消請求	H26.11.7		○					○							H27.10.9 長野地裁請求棄却 H28.3.2 東京高裁控訴棄却 H28.3.15 最高裁上告状提出
計		6件		5件	1件	0件	0件	1件	1件	2件	5件	0件	4件	0件	0件	0件	
岐阜県	多治見市	市長が区画整理組合に対して支出した補助金の差止め請求並びに工事（区画整理組合施行）の差し止め請求	H26.7.28	○				○					○				岐阜地方裁判所 H27.2.25判決
岐阜県	中津川市	監査結果の通知の取り消し及び職員措置請求の実現の請求	H27.7.21	○					○			○					岐阜地裁請求却下確定
岐阜県	各務原市	市長に対する英国行政視察に係る違法公金支出の返還請求（443万200円）	H25.2.14	○							○						H26.11.21 名古屋高裁和解

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
岐阜県	各務原市	違法な土地取得に係る売買代金の返還請求（1億円）	H23. 1. 26	○							○		○				H27. 4. 10 上告棄却
岐阜県	山県市	市長が、市長個人に対し公共下水道の未接続に伴う損害金（1,800万5,000円）の支払請求を怠ることの違法確認及び損害金（1,800万5,000円）の請求	H26. 5. 23	○							○		○				H27. 12. 3 岐阜地裁請求棄却
岐阜県	海津市	市議及び職員に対し、旅費（325,400円）の返還を市長に求める	H27. 5. 28	○													H28. 9. 14 岐阜地裁棄却後 名古屋高裁控訴中
岐阜県	揖斐川町	土地賃貸借契約に係る支払済の賃貸借料の返還と差止を求める請求及び固定資産税の賦課、徴収を怠ったことがいずれも違法であることを確認する請求	H25. 12. 20	○				○		○	○						H26. 11. 11 和解成立
計		7件		7件	0件	0件	0件	2件	1件	2件	5件	1件	3件	0件	0件	0件	
静岡県	静岡市	市道の土地が当該市道沿いの住民の土地として不法に占有されているとして、市長がこれらの土地について境界確認訴訟を提起しないことが違法であることの確認を求めるもの。	H27. 12. 25				○				○						現在、静岡地裁 係属中
静岡県	浜松市	本市が行った外国人に対する事実上の保護措置の無効確認を求めるとともに、当該保護措置に基づく支出は違法として市長に対し当該外国人に対する損害賠償請求又は不当利得返還請求をするよう求めるもの	H26. 12. 8	○							○						現在、静岡地裁 係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
静岡県	浜松市	本市所有の建築物等の解体等費用の支出差止め及び市長が当該建築物等の有効利用を図ることなく管理を怠っていたことの違法確認を求めたもの	H27. 9. 16	○				○		○							現在、静岡地裁係属中
静岡県	沼津市	職員に対する違法契約締結に伴う損害金(42,366,408円)等の請求	H24. 8. 24	○							○		○				H26. 7. 18静岡地裁原告一部勝訴 H26. 11. 27東京高裁請求棄却 H27. 4. 10最高裁第二小法廷請求棄却
静岡県	沼津市	職員に対する違法契約締結に伴う損害金(21,063,000円)等の請求	H25. 2. 7	○							○		○				H26. 6. 19静岡地裁請求棄却 H27. 2. 19東京高裁請求棄却 H27. 9. 4最高裁第二小法廷請求棄却
静岡県	沼津市	職員に対する違法契約締結に伴う損害金(30,543,240円)等の請求	H26. 3. 14	○							○		○				H27. 2. 26静岡地裁請求棄却 H27. 9. 30東京高裁請求棄却
静岡県	焼津市	市長に対し副市長1人への給与等の支出の差止め及び返還請求を行うよう求めるもの	H26. 6. 4	○				○				○					H26. 11. 13静岡地裁
静岡県	伊豆市	指定管理者と受託業者に対し、1852万円を請求するよう市長に求めるもの。	H26. 2. 24	○							○		○				H27. 7. 2静岡地裁請求棄却 H27. 12. 16東京高裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
静岡県	御前崎市	損害賠償履行請求事件 (過大な工事代金の返還請求)	H27. 12. 7	○							○						現在、静岡地裁係属中
計		9件		8件	0件	0件	1件	2件	1件	2件	7件	1件	4件	0件	0件		
愛知県	名古屋市	本市が学区連絡協議会に対して許可した道路占用許可書記載の防犯カメラの占用許可の取り消しを求めるとともに、市長らに対し、同協議会への防犯カメラ設置に係る補助金として支出した1,317,000円について、当該補助金の支出の差止め及び返還を行うよう求めるもの。	H27. 2. 13	○				○	○		○						H27. 12. 21 名古屋地裁請求棄却 H28. 5. 26 名古屋高裁請求棄却、現在最高裁係属中
愛知県	名古屋市	原告から相手方に支払われた金員について、社会福祉事務所長が生活保護法第63条に基づき当該金員を本市に返還するよう相手方に求める請求を怠る事実が違法であることの確認を求めるとともに、社会福祉事務所長に対し、相手方が当該金員を本市に支払うよう請求することを求める。	H28. 3. 10	○							○	○					現在、名古屋地裁係属中
愛知県	名古屋市	市長に対して、工事入札における違法な総合評価落札方式の評価基準の適用に伴う損害金（492,600円及び年5分の遅延損害金）の請求を市長個人及び契約監理監個人に行うことを求める。	H26. 1. 8	○							○	○					H26. 6. 26 名古屋地裁請求棄却 H26. 11. 14 名古屋高裁請求棄却 H27. 3. 31 最高裁上告棄却
愛知県	豊橋市	市長に対する入札過程の違法を理由とした損害賠償請求	H26. 6. 26	○							○						H27. 12. 17 名古屋地裁請求棄却 現在、名古屋高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
愛知県	豊橋市	市長に対する入札過程の違法を理由とした公金支出差止請求及び無効確認（なお、控訴審では訴えの交換的変更により損害賠償請求に変更）	H24. 12. 20	○				○	○								H26. 1. 23 名古屋地裁2号請求却下、1号請求棄却 H26. 5. 28 名古屋高裁訴えの交換的変更による4号請求棄却
愛知県	瀬戸市	前市長に対して瀬戸市が有する損害賠償請求権を、瀬戸市長が行使するよう求めるもの	H28. 5. 25	○													現在、名古屋地裁係属中
愛知県	半田市	市長に対する市有土地使用許可の取消し請求	H27. 10. 7	○					○								H28. 4. 14 名古屋地裁請求却下 H28. 10. 21 名古屋高裁請求棄却
愛知県	半田市	市長に対する市有地の使用料を徴収しないのは市有地の管理を長期間怠っていた事実が原因であり違法との請求	H28. 2. 2	○													H28. 9. 29 名古屋地裁請求棄却 現在、名古屋高裁係属中
愛知県	刈谷市	生涯学習部長に対する違法な工事発注に伴う損害金（3,926万円）の請求	H23. 1. 21	○													H25. 8. 29 名古屋地裁請求棄却 H26. 4. 24 名古屋高裁請求棄却
愛知県	小牧市	市有地を周辺の土地の取引価格より低い額で売却したことによる損害賠償請求事件	H27. 3. 5	○													H28. 2. 4 名古屋地裁請求却下 H28. 8. 31 名古屋高裁控訴棄却（市側勝訴）

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
滋賀県	彦根市	1 新修彦根市史の刊行を目的とする公金の支出の差止めを求めるもの 2 執筆者6人に対し、新修彦根市史の執筆料および印刷代について、不法行為による損害賠償(7,669,000円)の請求、予備的に不当利得返還(5,412,000円)の請求をすることを求めるもの	H26.9.24	○				○			○						H27.9.17 取下げにより終了
滋賀県	彦根市	市長に対し、新修彦根市史の出版経費について、不法行為による損害賠償(6,750,000円)の請求をすることを求めるもの	H27.1.15	○							○						H28.2.4 大津地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中
滋賀県	近江八幡市	市長に対する「旧と畜場跡解体工事」に係る使途不明金の損害賠償	H27.8.4	○							○						現在、大津地方裁判所 係属中
滋賀県	高島市	市長に対する公金支出差止請求	H27.11.11	○				○									現在、大津地裁係属中
滋賀県	高島市	市長に対する公金支出差止請求	H27.12.7	○				○									現在、大津地裁係属中
計		6件		6件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	4件	0件	0件	0件	0件	0件	
京都府	京都市	市長に対し、京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程に違反した支出に伴う損害金(5375万7305円)を会派及び議員に対し請求することを請求するもの	H23.6.24	○							○						H28.2.16 京都地裁本市側一部敗訴 現在、大阪高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
京都府	京都市	市長に対し、特定の政策への賛同について市民に意思を表示させる違法な行為を行うための支出に伴う損害金（110万4613円）を市長、文化市民局長等の職員個人に対し請求することを請求するもの	H23. 12. 16	○							○	○				H27. 4. 10 京都地裁本市側勝訴 H28. 1. 29 大阪高裁本市側勝訴 確定	
京都府	京都市	市長に対し、条例によらずに支出された予防接種業務に従事する市医への違法な謝礼の支出に伴う損害金（397万6000円）を市長、上京区役所健康づくり推進課長等の職員個人に対し請求することを請求するもの	H24. 4. 20	○							○	○				H25. 10. 29 京都地裁本市側一部敗訴 H26. 7. 15 大阪高裁本市側勝訴 H27. 4. 14 最高裁本市側勝訴 確定	
京都府	京都市	市長に対し、法律又は条例によらずに設置された京都市営保育所移管先選定委員会委員への違法な報酬の支出に伴う損害金119万6108円を市長個人に対し請求することを請求するもの	H25. 4. 22	○							○	○				H26. 6. 24 京都地裁本市側勝訴 確定	
京都府	京都市	市長に対し、特定優良賃貸住宅の認定事業者への違法な補助金の支出に伴う損害金（5403万1800円）を市長個人及び当該認定事業者に対し請求することを請求するもの	H26. 3. 14	○							○					H28. 3. 24 京都地裁本市側勝訴 現在、大阪高裁係属中	
京都府	京都市	市長に対し、宗教法人による市道の不法占有に伴う不当利得（712万7120円）の返還を当該宗教法人に請求することを請求するもの	H26. 8. 11	○							○	○				H28. 3. 3 京都地裁本市側敗訴 H28. 7. 29 大阪高裁本市側敗訴 確定	
京都府	京都市	市長に対し、特定優良賃貸住宅の認定事業者への違法な補助金の支出に伴う損害金（379万1400円）を市長個人及び当該認定事業者に対し請求することを請求するもの	H26. 11. 12	○							○					H28. 3. 24 京都地裁本市側勝訴 現在、大阪高裁係属中	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
京都府	京都市	市長に対し、特定優良賃貸住宅の認定事業者への違法な補助金の支出に伴う損害金（399万1500円）を市長個人及び当該認定事業者に対し請求することを請求するもの	H27. 1. 5	○							○						H28. 3. 24 京都地裁本市側勝訴 現在、大阪高裁係属中
京都府	京都市	市長に対し、市の業務委託業者の債務不履行に伴う損害金（3万1378円）を当該業者に対し請求することを請求するもの	H27. 4. 6	○							○						現在、京都地裁係属中
京都府	京都市	市長に対し、京都市政務活動費の交付に関する条例施行規程に違反した支出に伴う損害金（3415万8291円）を会派及び議員に対し請求することを請求するもの	H27. 6. 29	○							○						現在、京都地裁係属中
京都府	京都市	市長に対し、特定優良賃貸住宅の認定事業者への違法な補助金の支出に伴う損害金（751万6800円）を市長個人及び当該認定事業者に対し請求することを請求するもの	H28. 3. 4	○							○						現在、京都地裁係属中
京都府	京都市	市長に対し、京都市政務活動費の交付に関する条例施行規程に違反した支出に伴う損害金（8620万1246円）を会派及び議員に対し請求することを請求するもの	H28. 10. 5	○							○						現在、京都地裁係属中
京都府	亀岡市	市長等に対する京都スタジアム（仮称）建設事業に係る違法な測量委託料の支払いに伴う損害金1342万6350円の請求事件	H27. 2. 3	○			○				○						現在、京都地裁係属中
京都府	京田辺市	損害賠償等行為請求事件（議会委員会管外視察研修に係る費用の返還）	H26. 9. 26	○							○						現在、京都地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
京都府	京丹波町	違法公金支出返還請求	H27. 11. 25	○							○						現在、京都地裁係属中
計		15件		15件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	15件	1件	2件	1件	0件	0件	
大阪府	大阪市	本市が平成20年度に朝鮮総連関係施設を対象にして行った固定資産税及び都市計画税の減免措置を取り消すことの請求	H21. 9. 18	○					○						○		第1審H24. 12. 20 大阪地裁一部請求認容 第2審H25. 12. 13 大阪高裁補助参加人控訴棄却 第3審H26. 12. 16 補助参加人上告棄却、上告受理申立不受理
大阪府	大阪市	市長に対する政務調査費の支出に係る損害約373, 235, 940円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	H22. 2. 10	○							○			○	○		第1審H26. 3. 26 大阪地裁一部請求認容 第2審H26. 9. 11 大阪高裁控訴棄却 最高裁H27. 9. 24確定
大阪府	大阪市	市長に対する政務調査費の支出に係る損害354, 785, 108円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	H23. 4. 26	○							○			○	○		第1審H26. 3. 26 大阪地裁一部請求認容 第2審H26. 9. 11 大阪高裁控訴棄却 最高裁H27. 9. 24確定
大阪府	大阪市	市長に対する滞水施設の建設に係る公金支出、契約の締結若しくは履行又は債務その他の義務負担の差止請求	H23. 7. 20	○				○					○				第1審H27. 3. 27 大阪地裁請求棄却 H27. 4. 10 判決確定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	大阪市	市長に対する選挙費用の支出に係る損害526,636,000円の賠償請求をすることの請求及び市長に対する当該賠償請求を怠る事実の違法確認請求	H26.7.14	○						○	○		○				第1審H27.9.10 大阪地裁請求棄却 H27.9.24 判決確定
大阪府	大阪市	市長に対する補助金の支出に係る損害895,217円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	H27.4.15		○						○						現在、大阪地裁係属中
大阪府	大阪市	市長に対する政務活動費の支出に係る損害37,942,024円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	H28.1.6	○							○						現在、大阪地裁係属中
大阪府	堺市	市長が債権（653万2,140円）の返還請求を怠ることの違法確認及び当該債権に係る返還請求	H27.8.14			○					○	○					現在、大阪地裁係属中
大阪府	池田市	市の違法設計委託契約に伴う損害賠償（2066万1165円＋法定利息）の請求	H25.2.22	○								○					H28.3.2 大阪地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中
大阪府	池田市	市の違法業務発注に伴う損害賠償（415万円＋法定利息）の請求	H25.9.5	○								○					H28.4.27 大阪地裁請求棄却 （一部請求却下）現在、大阪高裁係属中
大阪府	池田市	市の不作為（廃道敷の幅員を1.80mに回復する旨の措置をしないこと）に対する違法確認の請求	H27.4.24	○							○						現在、大阪地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	高槻市	市長に対し、総額300,000円の請求を怠っていることは違法であることの確認並びに市長（個人）及び本件土地等の所有者に対して、同額の損害賠償請求又は不当利得返還請求をするよう求めたもの	H26. 11. 28	○						○	○						H27. 5. 14 訴えの取下げ
大阪府	高槻市	市長に対し、市長（個人）及び当該事業者に対して、総額63,228,267円の請求を怠っていることは違法であることの確認を求めるとともに、これらの者に対し同額の損害賠償請求又は不当利得返還請求をするよう求めたもの	H27. 1. 15	○						○	○						大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	市長が学校法人に対して、総額7,276,932円の請求及び本件土地の明渡請求を怠っていることが違法であることの確認及び市長（個人）に対して、本件土地に係る地代相当額の損害賠償請求権の管理を怠っていることが違法であることの確認を求めるとともに、市長に対し、市長（個人）及び当該学校法人に対して、同額の損害賠償請求又は不当利得請求をするよう求めたもの	H27. 5. 29	○						○	○						大阪地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	高槻市	自動車運送事業管理者に対して、自動車運送事業管理者（個人）、交通部総務課長（個人）、交通部営業所長（個人）及び給与を受給した職員に対し、総額17,960,000円の不当利得額の請求を怠っていることが違法であることの確認を求めるとともに、これらの者に対して、同額の損害賠償請求又は不当利得返還請求をするよう求めたもの	H27. 11. 6	○						○	○						大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	市長に対して、歴代の市長（個人）、歴代の総務課長（個人）及び駐車場使用者に対し、総額40,614,000円の支払いの請求を怠ることは違法であることの確認を求めるとともに、これらの者に対して同額の請求をするよう求めたもの	H27. 11. 9	○						○	○						大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	自動車運送事業管理者に対し、自動車運送事業管理者（個人）及び営業所長に対して、総額231,732円の損害賠償請求をするように求めたもの	H24. 5. 22	○							○	○					H27. 5. 21 大阪地裁第1審判決
大阪府	茨木市	市長に対する政務活動費の違法な支出（平成25年度分6,929,522円）の会派及び議員への返還請求	H27. 7. 14	○							○						大阪地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	大東市	市民会館工事にし、市長に対する請求を怠る事実の違法確認の請求および市長らに対する損害賠償の請求	H27. 1. 16	○						○	○						現在、大阪地裁に係属中
大阪府	大東市	幼稚園工事にし、市長に対する請求を怠る事実の違法確認の請求および市長らに対する損害賠償の請求	H27. 4. 21	○						○	○						現在、大阪地裁に係属中
大阪府	大東市	配水場ポンプ室工事にし、市長に対する請求を怠る事実の違法確認の請求および市長らに対する損害賠償の請求	H28. 3. 23	○						○	○						現在、大阪地裁に係属中
大阪府	大東市	ごみ等収集運搬業務委託にし、市長に対する支出の差し止めの請求および前市長らに対する損害賠償の請求	H20. 9. 17	○				○					○				H26. 4. 24 大阪高裁判決 H26. 5. 9 判決確定
大阪府	大東市	相談事業委託にし、市長に対する請求を怠る事実の違法確認の請求および前市長らに対する損害賠償および不当利得返還の請求ならびに収入役に対する賠償命令の義務付けの請求	H21. 9. 11	○						○	○		○				H26. 3. 27 大阪高裁判決 H26. 4. 11 判決確定
大阪府	和泉市	市立病院の指定管理者が人材を確保する費用に充てるため市が支出した経費が違法であるとして、市長個人へ損害賠償請求及び指定管理者へ不当利得返還請求を行うことを求める訴訟	H26. 5. 26	○							○		○				H28. 2. 19 大阪高裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議長その他の執行機関又は職員が職務に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	和泉市	新病院計画の案について、指定管理者が変更の申し入れをした結果、市政への信頼を失墜し、市に不必要な業務が発生したとして、指定管理者へ損害賠償請求を行うことを求める訴訟	H27. 4. 13	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	柏原市	市長に対し、公園整備事業における違法又は不当な請求により支出した公金について、当時市長への損害賠償請求及び受託業者への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	H26. 12. 15	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	柏原市	市長に対し、公園整備業務を受託した特定非営利活動法人に支払った委託料について、当時市長への損害賠償請求及び受託業者への不当利得返還請求を行うことを求めるもの	H26. 12. 12	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	柏原市	市長に対し、法定外公共物を不法に占有及び敷設した者に占有物を撤去し原状回復するよう請求すると共に、占有使用を始めた日から原状回復される日までの損害賠償請求することを求めるもの	H27. 1. 17	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	柏原市	市長に対する、公益上の必要性を欠き違法な私道擁壁補修工事請負契約締結に係る工事請負代金(4,860,000円)の損害賠償請求	H27. 2. 13	○							○						大阪地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
大阪府	忠岡町	町長その他職員及び相手方に対する違法又は不当な公金の支出に伴う損害賠償請求	H27. 7. 16	○							○						現在、大阪地裁係属中
大阪府	太子町	町長が行った補助金交付決定及び当該補助金交付要綱の無効確認	H28. 3. 17	○					○								現在、大阪地裁係属中
計		43件		41件	1件	1件	0件	4件	2件	13件	38件	0件	9件	5件	0件	4件	
兵庫県	神戸市	当時の市長に対する違法な公金支出に係る損害賠償の請求及び各専決権者に対する賠償命令の請求	H23. 2. 16	○							○						神戸地裁係属中に、H27. 12. 8付けで取下げ
兵庫県	神戸市	公金支出に係る交付決定の取消しの請求、当時の市長等に対する違法な公金支出に係る損害賠償等の請求	H24. 4. 27	○					○		○		○				H27. 3. 10 最高裁
兵庫県	神戸市	公金支出等の差止めの請求、当時の市長に対する違法な公金支出に係る損害賠償の請求、専決権者に対する賠償命令の請求	H24. 11. 22	○				○			○		○				H27. 1. 30 大阪高裁
兵庫県	神戸市	市長等に対する違法な公金支出に係る損害賠償等の請求	H25. 8. 9	○							○		○				H26. 5. 27 神戸地裁
兵庫県	神戸市	公金支出決定の取消しの請求、行政処分は無効確認の請求、市長等に対する違法な公金支出に係る損害賠償等の請求	H26. 11. 4	○					○		○	○					H27. 6. 2 神戸地裁

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
兵庫県	神戸市	市長等に対する怠る事実の違法確認の請求、市長等に対する違法な公金支出に係る損害賠償等の請求	H27. 2. 19	○						○	○						現在、神戸地裁係属中
兵庫県	姫路市	水尾川改修工事に係る損害賠償請求	H23. 2. 1	○									○				大阪高裁 H26. 12. 18判決
兵庫県	尼崎市	建物使用許可取消及び使用料金返還請求	H26. 5. 28	○					○		○		○				神戸地裁 H27. 2. 5 大阪高裁 H27. 6. 25 最高裁 H28. 3. 24 上告棄却確定
兵庫県	尼崎市	違法公金支出返還請求（社会福祉法人尼崎市福祉協議会に対する補助金の支出が違法であるとして、被告尼崎市長に対し、市長個人に当該団体に対する補助金及びこれに対する遅延損害金について損害賠償を請求することを求めて提訴したもの）	H26. 5. 28	○									○				神戸地裁 H27. 2. 10 大阪高裁 H27. 9. 4 最高裁 H28. 1. 21 上告棄却確定
兵庫県	尼崎市	違法公金支出返還請求（尼崎市の公益社団法人尼崎人権協会に対する補助金の支出が違法であることから、尼崎市長に対し、市長個人に当該団体に対する補助金及びこれに対する利息相当額について損害賠償を請求することを求めて提訴したもの）	H26. 6. 20	○									○				神戸地裁 H27. 3. 26 大阪高裁 H27. 9. 8 最高裁 H28. 2. 4 上告棄却確定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
兵庫県	尼崎市	グラウンド使用取消及び使用料金返還請求	H26.10.2	○					○		○						神戸地裁 H27.9.15 大阪高裁 H28.2.19 最高裁係属中
兵庫県	尼崎市	建物使用許可取消及び使用料金返還請求	H27.6.9	○					○		○						神戸地裁 H28.3.23 大阪高裁係属中
兵庫県	尼崎市	違法公金支出返還請求（公益社団法人尼崎人権協会に対する補助金の支出が違法であることから、尼崎市長に対し、市長個人に当該団体に対する補助金及びこれに対する利息相当額について損害賠償を請求することを求めて提訴したもの）	H27.6.9	○							○						神戸地裁 H.28.3.29 大阪高裁 H28.9.15 最高裁係属中
兵庫県	尼崎市	違法公金支出返還請求（社会福祉法人尼崎市福祉協議会に対する補助金の支出が違法であるとして、被告尼崎市長に対し、市長個人に当該団体に対する補助金及びこれに対する遅延損害金について損害賠償を請求することを求めて提訴したもの）	H27.6.9	○							○						神戸地裁 H28.3.9 大阪高裁 H28.7.29 最高裁係属中
兵庫県	尼崎市	グラウンド使用取消及び使用料金返還請求	H27.9.29	○					○		○						神戸地裁 H28.3.15 大阪高裁 H28.8.31 最高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
兵庫県	西宮市	(1)市長に対する土地の占有回復措置を採らないことの違法確認及び占有者に対する損害金(1,235,184円)の請求 (2)市長に対する開発行為に伴う土地の市への帰属の差し止め (3)市長に対する土地の管理費用の支出の差し止め (4)土地の測量費用の支払いを受けた事業者に対する当該費用(41,690円)の返還請求	H24.4.10	○				○		○	○					神戸地裁 H26.2.6 一部却下、一部棄却 大阪高裁 H26.8.29 控訴棄却確定	
兵庫県	西宮市	市長に対する土地の売却による損害金(1,052,540円)の請求及び当該土地の占有者に対する損害金(2,137,160円)の請求	H24.11.29	○							○					神戸地裁 H26.3.13 請求棄却(原告1人について却下) 大阪高裁 H26.10.3 控訴棄却確定	
兵庫県	川西市	市長に対する違法契約に伴う損害金(7,521万円)の請求	H20.9.25	○							○		○			H25.7.12 最高裁原告一部勝訴、一部高裁差戻し H26.2.14 差戻し分高裁判決再上告 H26.7.22 最高裁確定	
兵庫県	三田市	市長に対する違法・不当な請求による補助金の支出に伴う損害金の請求(644,800円)	H23.10.12	○							○		○			大阪高等裁判所 H27.11.26	
兵庫県	三田市	市長に対する違法・不当な請求による補助金の支出に伴う損害金の請求(1,386,000円)	H24.11.29	○							○		○			大阪高等裁判所 H27.11.26	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
兵庫県	三田市	市長に対する違法・不当な請求による補助金の支出に伴う損害金の請求(23,142,583円)	H26.12.19	○							○						現在、神戸地裁係属中
兵庫県	篠山市	市長及び支出決定権者に対する不当な公金支出に係る損害賠償金(5,346,677円)の請求	H28.3.25	○							○						現在、神戸地裁係属中
計		22件		22件	0件	0件	0件	2件	6件	2件	22件	1件	11件	1件	0件	0件	
奈良県	奈良市	破碎スクラップ売却処分収入等に係る未収債権について、請求及び回収されてなかったことは違法で、併せてその損害賠償を請求する訴訟	H26.7.30	○							○	○					現在、奈良地裁係属中
奈良県	奈良市	法人の固定資産税及びその延滞金の徴収を怠ったことは違法であるとする訴訟	H27.10.17	○							○						H28.7.15 相手方取下げ
奈良県	奈良市	自主防災・犯組織活動交付金の支出相手に実態がなく、交付金の支出は違法であるとして、その損害の賠償を請求する訴訟	H28.2.23	○							○						現在、奈良地裁係属中
奈良県	天理市	市議に対する違法不当な政務活動費(134,000円)の返還を求める	H26.11.27	○							○						H27.6.29 当該議員が市に返還したため、請求人が訴えを取り下げた。
奈良県	天理市	監査委員に対する怠る事実に起因する損害金(216,000円)の返還を求める	H28.1.29	○							○						H28.3.10 請求人の訴えの取り下げにより結審。

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
奈良県	橿原市	市長に対する政務調査費の返還措置請求	H25. 4. 11	○							○		○				大阪高等裁判所 H27. 10. 28
奈良県	橿原市	市長に対する政務調査費の返還措置請求	H26. 4. 11	○							○			○		○	奈良地方裁判所 H27. 12. 8
奈良県	橿原市	市長に対する参加負担金の返還措置請求	H26. 7. 28	○							○	○					奈良地方裁判所 H27. 4. 16
奈良県	橿原市	市長に対する政務活動費の返還措置請求	H27. 5. 27	○							○		○				奈良地方裁判所 H28. 1. 14
奈良県	橿原市	市長に対する違法契約の差止め請求	H28. 1. 6	○				○									現在、奈良地裁係属中
奈良県	河合町	議員研修費の返金請求	H27. 9. 1	○							○		○				H28. 3. 31 奈良地裁請求棄却
計		11件		11件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	9件	1件	3件	1件	0件	1件	
和歌山県	岩出市	平成25年執行参議院議員通常選挙における違法な手当の支給により、市に損害を与えたとして、市長に対して、市長に損害賠償を請求すること、手当を受給した職員に不当利得の返還を請求すること及び職員に対する手当の差止めを求めるもの	H26. 9. 29	○				○			○						和歌山地方裁判所 係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
和歌山県	岩出市	予防接種業務における違法な委託料の支出により、市に損害を与えたとして、市長に対して、市長に損害賠償を請求すること、委託料の支払い先である医師会等に不当利得の返還を請求することなどを求めるもの	H27. 10. 1	○							○						和歌山地方裁判所係属中
計		2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
鳥取県	鳥取市	市長に対する市庁舎建築に関する公金支出等差止め請求	H27. 6. 26	○	○			○									H28. 9. 30 鳥取地裁請求却下 現在、広島高裁松江支部係属中
鳥取県	伯耆町	町長に対する農道管理を怠った事実に係る違法確認請求	H25. 1. 10	○						○			○				H25. 11. 13 鳥取地裁請求棄却 H26. 4. 21 広島高裁松江支部控訴棄却 H26. 9. 25 最高裁上告棄却
鳥取県	伯耆町	固定資産評価委員会に対する固定資産評価審査決定取消請求	H27. 12. 9		○				○								現在、鳥取地裁係属中
計		3件		2件	2件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	
島根県	浜田市	市長に対する市長の入居する宿舎の交付負担に係る不当利得返還請求	H28. 3. 4		○						○						現在、松江地裁係属中
計		1件		0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が職務に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
岡山県	岡山市	市議会の各会派に交付された政務調査費の一部の支出が違法であるとして、市に対し、各会派に当該違法支出相当額の返還を請求した事件(平成21年度分)	H23. 7. 21	○							○				○		H27. 1. 20 岡山地裁請求一部棄却 H27. 12. 17 広島高裁請求一部棄却 H28. 1. 4 判決確定
岡山県	岡山市	市議会の各会派に交付された政務調査費の一部の支出が違法であるとして、市に対し、各会派に当該違法支出相当額の返還を請求した事件(平成24年度分)	H26. 7. 18	○							○						現在、岡山地裁係属中
岡山県	岡山市	新斎場建設のための土地購入につき支出した金額と適正な価格との差額相当分を市長・局長・課長に対して損害賠償請求をするよう義務づけを求める訴訟	H27. 2. 9	○							○						現在、岡山地裁係属中
岡山県	岡山市	市議会の各会派に交付された政務活動費の一部の支出が違法であるとして、市に対し、各会派に当該違法支出相当額の返還を請求した事件(平成25年度分)	H27. 7. 10	○							○						現在、岡山地裁係属中
岡山県	倉敷市	市長に対して市議会会派へ支出した政務調査費の不当利得返還請求を行うことを求めるとともに、市長が市議会会派に対する当該不当利得返還請求を怠る事実の違法確認を求める請求	H24. 2. 24	○							○	○		○			H26. 10. 29 岡山地裁請求棄却 H27. 6. 11 広島高裁控訴棄却 (確定)
岡山県	倉敷市	市長に対して市議会会派へ支出した政務調査費の不当利得返還請求を行うことを求めるとともに、市長が市議会会派に対する当該不当利得返還請求を怠る事実の違法確認を求める請求	H25. 3. 1	○							○	○		○			H27. 7. 29 岡山地裁請求棄却 (確定)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
岡山県	津山市	市長に政務活動費交付条例の規定に反する部分の支給金額の返還等を該当議員に求めることを請求	H27. 1. 15	○							○						現在、岡山地裁係属中
岡山県	高梁市	市長に対し、違法な契約に基づく代金支払の差止め及び既支払額について返還請求することを求める。	H26. 11. 7	○				○					○				H27. 11. 25 岡山地裁請求棄却
岡山県	備前市	市長に対する未収債権についての督促、徴収の義務を怠っていることの違法確認請求	H28. 4. 22		○						○						H28. 6. 29 岡山地裁口頭弁論期日にて訴えの取り下げ
計		9件		8件	1件	0件	0件	1件	0件	3件	8件	0件	3件	1件	0件	0件	
広島県	広島市	各会派等に対する政務調査費に係る不当利得（278万9,805円）の返還請求	H24. 12. 7	○							○		○				H27. 10. 14 広島地裁請求棄却 H28. 3. 23 広島高裁控訴棄却
広島県	広島市	会派に対する政務調査費及び政務活動費に係る不当利得（108万円）の返還請求	H25. 9. 6	○							○		○				H27. 10. 14 広島地裁一部認容一部棄却 H28. 3. 25 広島高裁控訴棄却
広島県	呉市	市長に対して確定判決を履行しないことの違法確認及び土地の使用料相当額の支払請求	H27. 6. 1	○							○	○					H28. 2. 24 広島地裁請求却下又は棄却 現在広島高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
広島県	呉市	市長に対して契約無効を理由に工事請負代金の支出の差止請求	H26. 6. 9	○				○									H27. 12. 2 広島地裁請求棄却 H28. 3. 28 広島高等裁判所へ控訴取り下げ
広島県	庄原市	前市長が、故意又は過失による違法な補助金支出をしなければ、市が被害を被ることもなかったので、前市長に対し損害賠償請求を行使することについて訴える。	H27. 7. 21	○							○						現在、広島地方裁判所係属中
広島県	東広島市	市長（地域政策課長）に対する不当かつ違法な公金支出に伴う損害金（517,850円）の請求	H26. 4. 22	○								○	○				H28. 5. 27 広島高裁控訴却下
広島県	東広島市	市長（地域政策課長）に対する違法な公金支出に伴う損害金（518,070円）の請求	H27. 4. 6	○													H28. 4. 27 広島地裁請求棄却 現在、広島高裁係属中
広島県	東広島市	市長に対する新設小学校の建設事業の差止請求	H27. 3. 3	○				○									H28. 2. 23 広島地裁請求棄却 現在、広島高裁係属中
広島県	安芸高田市	市長及び補助金の相手方への違法な補助金支出に対する損害賠償（43,867円）の請求	H24. 6. 26	○										○			H26. 9. 30 最高裁上告棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
広島県	府中町	町長に対する普通財産の管理を怠る事実の違法確認並びに当該怠る事実により損害を生じさせた前町長に対する損害賠償金の請求	H28. 6. 9	○						○	○						広島地裁係属中
計		10件		10件	0件	0件	0件	2件	0件	2件	8件	1件	3件	1件	0件	0件	
徳島県	徳島市	市街地再開発事業に関する一切の財務会計行為の差止め及び違法補助金支出に伴う市長への損害賠償請求（150,425,550円）を求める請求	H26. 7. 4	○				○					○				H27. 11. 27 徳島地裁請求棄却 H27. 12. 10 高松高裁控訴 H28. 4. 10 控訴の取下げ
徳島県	阿南市	市長に対する不当な補助金の支出に伴う不当利得返還行為等請求	H27. 12. 7	○							○						徳島地裁 係属中
計		2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	
香川県	観音寺市	誤った土地境界の是正等を怠る事実の違法確認請求	H27. 4. 2	○						○							現在、 高松地裁 係属中
香川県	土庄町	町長に対し、一般廃棄物処理施設用地の形質変更工事に関する公金の支出の差止めを求める請求	H27. 1. 14	○				○				○					H27. 10. 7 訴えの却下判決
計		2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	
愛媛県	松山市	前市長に対し、市有財産の賃料相当額（16億5,000万円）の請求をするよう求めるもの	H26. 10. 15	○							○	○					H27. 4. 28 松山地裁請求却下

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
愛媛県	松山市	市長に対し、行政代執行に要した費用（56億700万円）の請求をするよう求めるもの	H27. 10. 22	○							○						H28. 2. 1 松山地裁原告死亡により終了
愛媛県	松山市	市長が、前市長等に対し、チラシの作成に要した費用（213,083円）の請求を怠っていることが違法であることを確認する（第3号関係）とともに、同人らに損害賠償の請求をするよう市長に対して求める（第4号関係）もの	H24. 4. 16	○						○	○						H27. 10. 27 松山地裁一部請求却下一部請求棄却 H28. 3. 31 現在高松高裁係属中
愛媛県	今治市	「市議会だより」の再印刷は違法な公金の支出とし市長（個人）に対する損害賠償の義務付け	25. 12. 17	○							○	○					H26. 11. 11 松山地裁請求棄却
愛媛県	宇和島市	市長に対する違法な補助金支出に対して、補助金を返還請求するように命じさせる請求	25. 3. 22	○							○	○					H28. 2. 24 松山地裁一部請求却下一部請求棄却
計		5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	5件	1件	2件	0件	0件	0件	
高知県	高知市	市長に対し、虚偽の報告書に基づいて検査を合格としたことが違法であるとして、検査及び支出命令を行った職員に賠償の命令をすることを求めたもの。	H26. 5. 30		○						○	○					H27. 7. 10 高知地方裁判所請求棄却
高知県	安芸市	入札に付した6件の売買契約において行われたとする談合により市が被った損害について、市長に対し、落札者への公金の支出の差止め請求、及び落札者と担当課長に賠償の命令をすることを求めたもの。	H26. 11. 14	○				○			○						高知地方裁判所、係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
高知県	南国市	市長に対して、不当利得返還請求権の行使を怠っていることが違法であることの確認を求めるとともに、不当利得返還請求を行うことを求めた住民訴訟。	H26. 7. 17				○				○	○					H27. 6. 30 高知地裁請求棄却 H27. 12. 10 高松高裁請求棄却 H28. 3. 31 現在 最高裁係属中
高知県	東洋町	町長に対する違法な契約に伴う損害金請求	H27. 5. 1	○									○				H27. 12. 22 高知地裁請求棄却 H28. 5. 18 高松高裁控訴棄却 H28. 10. 14 最高裁上告棄却
高知県	東洋町	補助金取り消し請求	H27. 12. 17	○					○				○				H28. 6. 24 高知地裁請求棄却 控訴なし
計		5件		3件	1件	0件	1件	1件	1件	1件	4件	0件	3件	0件	0件	0件	
福岡県	福岡市	本市が、新病院用地として購入した土地の売買契約は無効であるとして、市長に不当利得返還請求を行うよう求めるもの。	H22. 5. 21	○									○				H27. 3. 9 福岡地裁請求棄却 H27. 12. 21 福岡高裁控訴棄却 H28. 7. 22 最高裁上告棄却
福岡県	福岡市	H23. 4. 10実施の福岡市議会議員一般選挙に係る選挙運動用ポスター代金の支給について、候補者と業者が共同して不正を行ったとして、市長に公金の返還等を請求するよう求めるもの。	H24. 6. 25	○									○				H26. 3. 18 福岡地裁請求棄却 H26. 9. 4 福岡高裁控訴棄却 H27. 5. 8 最高裁上告棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
福岡県	福岡市	市長が、保育園の現地建替え計画について、違法に移転先の土地購入費用として公金を支出したとして、市長に損害賠償請求権を行使するよう求めるもの。	H25.10.9	○													H27.3.24 福岡地裁請求棄却
福岡県	福岡市	福岡市が市長感謝状を贈呈した行為は、財務会計上違法な行為であるとして、市長に感謝状の贈呈に要した経費等を返還請求することを求めるもの。	H26.5.13	○													H27.1.27 福岡地裁請求棄却 H27.8.14 福岡高裁控訴棄却
福岡県	福岡市	H26.11.26実施の福岡市長選挙に係る選挙運動用ポスター代金は、社会通念上許容範囲を超える金額で契約されているとして、市長に公金の返還等を請求するよう求めるもの。	H28.3.1	○													H28.11.29 福岡地裁請求棄却 現在、福岡高裁係属中
福岡県	久留米市	違法な公園に係る維持管理費の支出差止及び市長に対する維持管理費(441,226円)の請求	H27.4.16	○				○									H27.12.3 福岡地裁請求棄却 H28.5.26 福岡高裁請求棄却
福岡県	水巻町	損害賠償命令請求住民訴訟事件 町長は違法な町有地売買契約によって生じた損害を担当職員に請求するよう求めたもの。	H26.8.7	○													H27.8.28 「却下」福岡地方裁判所 H28.2.10判決 「控訴棄却」福岡高等裁判所判決確定
福岡県	川崎町	町長に対する売買代金返還請求(14,322千円)を怠ることの違法確認等請求事件	H26.6.30	○							○						H27.6.16 福岡地裁請求取下げ

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
福岡県	赤村	赤村長に対する補助金の違法支出に対する損害賠償(20,169,450円)の請求	H27.1.6	○							○						現在、福岡地裁において係属中
福岡県	福智町	古門高木橋線の鉱害復旧工事においてA氏及びB氏に福智町が支払った補償金を町に返還するよう町長に求めたが、返還不能であったため町長に対し1,000万7,800円・259万9,700円を請求したものの。	H24.4.27			○					○						H26.6.16和解 (H26.6.23議決)
計		10件		9件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	9件	0件	6件	0件	0件	0件	
佐賀県	佐賀市	・市長が交付した補助金を取消し、相手方に85,506,793円等を請求せよ ・市長が補助金交付団体に対し、損害賠償請求権を行使することを怠る事実が違法であることを確認する	H28.1.26	○						○	○	○					現在、佐賀地裁係属中
佐賀県	武雄市	市長に対し、前市長が締結した違法な委託契約により支出された委託料(180,732,752円)を前市長に請求するよう求めたもの	H27.7.14	○									○				H28.5.27 佐賀地裁請求棄却 (確定)
佐賀県	武雄市	市長に対し、前市長が締結した違法な委託契約により支出された委託料(19,586,130円及び年5分の遅延損害金)を前市長に請求するよう求めたもの	H28.1.14	○													現在、佐賀地裁係属中
佐賀県	鹿島市	市長及び契約相手に対する違法契約締結に伴う損害金(1,084,125円及び年5分の遅延損害金)の請求	H26.6.10	○									○				H27.8.7 佐賀地裁請求棄却 (確定)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が職務に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
佐賀県	鹿島市	市長及び契約相手に対する違法契約締結に伴う損害金（1,084,125円及び年5分の遅延損害金）の請求	H26.7.15	○							○	○					1番に追加参加 H27.8.7 佐賀地裁請求棄却 (確定)
計		5件		5件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	5件	0件	3件	0件	0件		
熊本県	玉名市	当初「市長に対し、裁量権を逸脱して支出した金員について、市長個人に損害賠償請求することを求める訴訟」が提起された。その係争中に、追加で「整備に要した費用を、玉名市が事の発端となった企業に負担させなかったことは違法であるとして、怠る事実の違法確認の請求」がなされたため、裁判の途中からこの二つの主張で争うこととなった。その後、原告側から当初の主張が取り下げられたため、現在は追加で主張してきた「怠る事実」のみで係争中である。	H27.6.23	○							○						現在、熊本地裁係属中
熊本県	山鹿市	市長に対する公金支出差止等（160万円）の請求	H27.11.27	○				○									現在、熊本地裁係属中
熊本県	小国町	風力発電用地土地賃貸借契約に伴う損害金の請求を怠っているとして、町長に対して損害賠償履行請求。	H26.12.3				○				○						H28.3.31 現在、熊本地裁係属中
計		3件		2件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件		

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大分県	国東市	市長が行った不動産売買契約（行政財産の処分）に対し、その不動産の返還及び所有権移転登記の抹消登記の請求を求めるもの	H27. 3. 27	○							○						現在、大分地裁係属中
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
宮崎県	宮崎市	上下水道事業管理者に対する違法な随意契約締結に伴う損害金（1300万円）の請求	H26. 12. 18	○							○						現在、宮崎地裁係属中
宮崎県	延岡市	延岡市委託業務偏重発注の違法粛清請求事件（延岡市が電子複写機等のリース契約の発注先として被告（延岡市長）と縁故のある会社を選定していることが違法な財務会計上の怠る事実当たるなどと主張して、事実の違法確認を求めた訴訟）	H26. 8. 14	○							○		○				H27. 4. 27 宮崎地裁棄却
宮崎県	延岡市	補助金7億円差止め請求事件	H26. 12. 19	○				○									現在、宮崎地裁係属中
宮崎県	川南町	土地改良事業に係る分担金徴収を怠る事実の違法確認請求 違法な支出（土地改良区への助成金）の差止め請求 町長に対する違法な支出に伴う損害賠償請求	H25. 11. 26	○				○		○	○		○				H26. 11. 19 宮崎地裁請求棄却 H27. 6. 24 福岡高裁宮崎支部控訴棄却 H28. 2. 4 最高裁上告不受理
計		4件		4件	0件	0件	0件	2件	0件	2件	2件	0件	2件	0件	0件	0件	
鹿児島県	出水市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（30万円）の請求	H27. 4. 14	○							○						H27. 9. 2 鹿児島地裁へ訴えの 取下書提出 H27. 9. 3 鹿児島地裁受付

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期限内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
鹿児島県	南種子町	町長に対する違法な財務会計行為に伴う損害金(1億2千万円)の請求	H26. 5. 14	○							○						H27. 6. 30 原告が訴えの全部を取下げ(弁護士費用を支出)
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
沖縄県	那覇市	市長に対する違法な公金支出に伴う損害賠償金(1億6675万円)の請求	H26. 5. 20	○							○						現在、福岡高等裁判所係属中
沖縄県	那覇市	市長に対する違法な公金支出に伴う損害賠償金(1830万円)の請求	H26. 8. 28	○							○						現在、福岡高等裁判所係属中
沖縄県	那覇市	「平成26年度16工区安里地内公共下水道工事」についての支出金15,984,000円の請求	H27. 8. 7	○							○						H28. 4. 12 那覇地裁請求却下 現在福岡高裁係属中
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	
合計		332件		313件	11件	3件	9件	55件	32件	59件	282件	17件	110件	16件	2件	7件	